

ブトロス・ブトロス＝ガーリ

国連事務総長

創設50周年記念

国連活動年次報告

1996年



国際連合

創設50周年記念年次報告－1996年

ブトロス・ブトロス＝ガーリ
国連事務総長

創設50周年記念

国連活動年次報告

国連活動年次報告書

第50回総会から第51回総会へ



国際連合、ニューヨーク、1996年

広報局

会議・支援サービス室

行政管理局

発行者：United Nations, Department of Public Information,

New York, 10017

国連販売番号E. 96. I. 19

ISBN 92-1-100615-5

製版：国際連合、ニューヨーク

目次

	要 旨	1
I.	序文 再生と改革	6
II.	包括的戦略の調整と行政機構の強化	12
	A. 国連の諸機関	12
	B. 十分な財政基盤の確保	53
	C. 創設50周年	55
	D. 国連大学	57
III.	平和の礎の構築 開発、人道活動、人権	59
	A. 「開発への課題」の実行	59
	B. 地球的開発活動	60
	C. 地域の開発活動	87
	D. 開発のための活動	107
	E. 人道上の義務	140
	F. 難民の保護および再定住	157
	G. 人権の擁護および推進	162
IV.	紛争の予防、管理および解決	168
	A. 「平和への課題」の実行	168
	B. 予防外交および平和創造	169
	C. 平和維持	171
	D. 展開中の予防外交、平和創造および平和維持活動	177
	E. 地域機関との協力	269
	F. 軍縮	273
	G. 紛争後の平和建設	278
V.	結論 平和、開発、民主化	287

図

1.	総会で採択された決議および議題、1990-1996年	14
2.	総会の一般討議への国家元首および政府首班の参加、1990-1995年	15
3.	安全保障理事会 公式会議および全体協議、1990-1996年	16
4.	安全保障理事会 決議および議長声明、1990-1996年	17
5.	安全保障理事会 1946年以降に採択された決議	18

6.	経済社会理事会、ならびに、総会の第二委員会および第三委員会 によって採択された決議、1990-1996年	24
7.	分担金拠出状況（平和維持活動予算および通常予算）	53
8.	国連貿易開発会議 技術協力プロジェクト費、1990-1995年	75
9.	国連環境計画 資金総額、1990-1996年	85
10.	国連人間居住センター（ハビタット） 歳出、1990-1995年	86
11.	国連開発計画に対する自発的拠出金（コア）、1990-1996年	116
12.	財政活動の概要 国連開発計画の運用する基金および信託基金、 1990-1995年	117
13.	国連開発計画のコスト分担収入、1991-1996年	117
14.	国連児童基金の収入、1990-1995年	124
15.	国連人口基金に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、 1990-1995年	128
16.	世界食糧計画の支出、1990-1995年	130
17.	国連機関合同人道援助アピール、1992-1996年	141
18.	平和維持活動に従事する文民要員、1995年および1996年	174
19.	勤務中に死亡した平和維持活動要員、1990-1996年	175
20.	勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員、1992-1996年	176
21.	加盟国からの選挙支援要請 年別受付数および承認数、 1990-1996年	280

表

1.	総会の作業部会による会合および非公式協議、 1995年9月19日-1996年7月31日	13
2.	安全保障理事会 制裁委員会によって開催された会合、 1990-1996年	20
3.	自然災害 犠牲者、被害および義援金	142
4.	1996年7月31日現在展開中の平和維持活動に従事する 平和維持軍、軍事監視員および文民警察	172

地図

1996年7月31日現在展開中の平和維持活動	171
------------------------	-----

要旨

第50回国連総会における中心的行事となった3日間にわたる記念特別会合は、世界の指導者たちによるこれまでで最大の会合であった。同会合において、加盟国およびオブザーバーは、「国連創設50周年記念宣言」を採択した。また、およそ200名の演説者、(91カ国の国家元首、8カ国の副大統領、1カ国の皇太子、37カ国の首相、10カ国の副首相、21カ国の外相、9名の代表団長および23名のオブザーバー)は、国連憲章順守の誓約を再確認し、国連のために尽力した人々に感謝の意を表明し、将来の国連が新たな活力と実効性をもって活動することを決定するとともに、21世紀に向けて、世界の人民に奉仕するための装備、資金および構造を備えた国連を確保することを約束した。

第49回総会と比べた場合、今次総会、その一般委員会および主要委員会が開催した会合は384回から393回へ、非公式の会合および協議は266回から296回へ、総会の作業部会は163回から292回へと、それぞれ増加している。1996年7月25日現在、今次総会の採択した決議の数は、第49回総会の328件に対し、321件となっている。

「平和への課題」、「開発への課題」、安全保障理事会改革、国連の財政状況および国連システムの強化に関する総会の開放型作業部会は、国連の実効性を向上させるべく、集中的な作業を行っており、第50回総会会期終了前に、総会に報告書を提出することになっている。

安全保障理事会の公式会合の回数は、昨年と同じ時期に比べて、131回から106回へと減少している。全体協議の回数は226回から189回へ、決議の数は63件から51件へ、議長声明の数も64件から49件へと、それぞれ減少している。

本年、安全保障理事会は、アフリカにおける諸問題および旧ユーゴスラビアに注目した。理事会はまた、アメリカ大陸、制裁の問題および様々な制裁体制に関する議題の討議も継続した。

経済社会理事会は、1996年6月24日から7月26日まで、ニューヨークにおいて実質会合を開催した。その高級レベル協議においては、国際的にも優先度の高い問題となっている麻薬の不法生産、売買、需要、密輸および配給、ならびに、これに関連する犯罪に対処するための国際協力について、討議が行われた。経済社会理事会の調整協議においては、貧困撲滅のための国連システム活動の調整が中心的に話し合われた。

活動協議は、国連開発システムとブレトン・ウッズ機関との間の協力関係強化を集中的に討議した。経済社会理事会はまた、国連と非政府機関との間の協議関係に関する決議を採択した。

事務総長は、総会の要請に応じ、信託統治理事会の役割の再検討に関する加盟国のコメントを含む報告書を総会に提出した。

国際司法裁判所は、14件の係争事件と2件の勧告的意見要請を取り扱った。

事務局においては、昨年の年次報告において提示された事務総長の包括的行政改革計画の実施について、大きな進展が見られた。国連のコスト構造の管理改善は、この1年間における目玉であったが、事務総長は、国連初の名目上ゼロ成長予算を提案し、総会はこれを承認した。

1996/97年度について承認された総額26億800万ドルの予算の中には、事務総長の提案した予算に既に計上されていた9,800万ドルの削減に加えて、総会の認めた1億5,400万ドルのコスト削減が含まれている。すべての委任活動の完全な実施を確保しながら、コストの削減を提案することを要請されていた事務総長は、人員削減と効率化措置を組み合わせる形で、このようなコスト削減要請を充足した。事務総長はまた、予算化されていない新たな委任事項について、およそ3,500万ドルの捻出を要請されているが、その捻出方法については、業務報告書のなかで示されることになっている。

この1年間に実施された効率化措置により、大幅な資金の節約が可能となった。例えば、文書の印刷および出版の費用は、1996年1月以来、27%削減されている。晩秋までには、27万件を越える国連文書が、すべての国連公用語で、少なくとも157カ国および各国のニューヨーク代表部の大半において、電子形式で閲覧できるようになる予定である。また、出張費は、1996年上半期において26%削減されている。さらに、7月に開始された、外貨購入の一本化により、本会計年度中（2年間）に100万ドル以上の節約が行われることになっている。

国連の財政状況は、この1年間における大きな注目の的であったばかりでなく、依然として緊急な関心事項となっている。1996年7月31日時点における未納分担保金は、総額で30億ドルに及んでいるが、このうち8億ドルが通常予算に、22億ドルが平和維持活動予算に関するものである。平和維持活動勘定から資金を借り入れる必要性が恒常的に生じているために、1996年末には、兵員および機材を提供した加盟国に

対する国連の負債額が、6億7,500万ドル程度に達するものと見られている。全般的なキャッシュ・フローの状況は改善しているものの、国連は引き続き通常予算状況の悪化に直面しているおり、すでに恒常的にマイナスとなっているキャッシュ・フローは、本年の多くの月についてもマイナスとなるものと予測される。

国連貿易開発会議の活動の目玉は、同会議の政府間機構の機能に関する再検討および勧告を行った貿易開発委員会の第42会期と、1996年4月27日から5月11日まで南アフリカのミッドラントで開催された同会議の第9会期であった。

第2回国連人間居住会議（ハビタットII）は、1996年6月3日から14日まで、イスタンブールで開催された。市民社会の代表の参加を認めたという点で画期的なこの会議は、詳細な「ハビタット・アジェンダ」を生んだほか、各国政府は、国際条約に規定するところの住宅に対する権利の段階的な実現を誓約した。

この1年間においては、アンゴラ、アフガニスタン、カフカス地域、ロシア連邦（チェチェン）、アフリカ大湖地域、イラク、レバノン、リベリア、シエラレオネ、スーダンおよび旧ユーゴスラビアのおよそ2,330万人の人々が、国連機関合同アピールを通じた援助の対象となった。1995年9月以降に発出された11件のアピールで要請された25億ドルのうち、現在までのところ、7億9,500万ドルが誓約あるいは繰延べされている。

1995年9月1日から1996年3月31日まで、国連事務局の人道問題局は、45件の自然災害および環境上の緊急事態の影響に対処するために、31カ国の加盟国に援助を提供した。この同じ期間において、同局は、国連のピサ倉庫から13回の救援活動の手配を行ったほか、災害評価・調整チームの現地調査団を5回派遣した。

難民の保護と再定住は、引き続き国連難民高等弁務官事務所の活動の中心となったが、1995年末時点での対象難民人口は、全世界でおよそ2,400万人に上っており、その中には、1,420万人の難民のほか、帰還民、国内避難民その他が含まれている。

「平和への課題」実施のための継続的努力の一環として、国連は、「調整枠組み監督グループ」を設置することにより、紛争の予防、統制および解決に主に関与する事務局内の3つの部局、すなわち、人道問題局、政治問題局および平和維持活動局の間で既に確立されていた予防的活動および早期警戒の能力を強化した。

政治問題局と平和維持活動局は、「人道上の早期警戒体制」に関して、人道問題局

との間の協力関係を増大させている。

国連の平和維持活動に対するコミットメントの規模は、大きく縮小（展開された兵員数は1995年7月の6万7,269名から1996年7月には2万4,657名へ減少）したものの、本報告書が提示する国連の予防外交、平和創造および平和維持活動の詳細を見ても分かるとおり、国連の職員に委託された任務の複雑性は、この1年間においても低下していない。

この1年間において、国連が関与した平和活動は33件に上ったが、そのうちの17件が平和維持活動であった。緊急に展開可能な本部チームの開発、アフリカにおける紛争予防および平和維持のための準備体制の強化、ならびに、待機取極システムのさらなる発展については、前進が見られた。

この1年間における出来事からは、次の2つの教訓が再確認された。すなわち、あらゆる平和活動は、委任された任務を遂行し、みずからを保護するために必要な力を持って展開されなければならないということと、紛争当事者の和平実現の意志がなければ、平和および安全保障のための手段はいずれも水泡に帰するということである。

また、この1年間においては、テロリズムの惨禍を終焉させるための行動を取るべく、国際社会による断固とした努力が見られた。総会は、決議50/53により、1994年の「国際テロ撲滅のための措置に関する宣言」を再確認したほか、1996年3月13日の「平和創造者サミット」においては、事務総長が、テロリズム終焉のための具体的な措置の採択に向けた作業を行うという誓約を強調した。

軍縮については、東南アジア非核地帯条約の署名（1995年12月15日）、アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約）の署名（1996年4月11日）、および、核実験全面禁止条約条文の最終化に向けた作業という、核の分野における3つの重要で長期的な多国間の努力により、地球的な核不拡散体制を支持する幅広いコンセンサスが強化された。さらに、この1年間における重要な動きとして、マイクロ軍縮における新規および継続的イニシアチブがあげられるが、地雷およびその構成要素を全世界で永久的に禁止するための努力は、その主要な要素となっている。

1995年8月から1996年4月にかけて、国連は、選挙支援に関する16件の新規要請を受け取り、そのうちの10件について支援を提供したほか、1995年8月以前に受け取った17件の要請についても、支援を行っている。

この1年間において、人道問題局と平和維持活動局は、共同で、アフガニスタン、

アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モザンビークおよびルワンダにおける地雷除去を担当したほか、カンボジアおよびラオス人民民主共和国における計画についても、引き続き関与を行っている。イエメンにおける1年計画は完了した。

I. 序文 再生と改革

1. 本報告書は、国連の活動に関する私の5回目の報告書であり、国連憲章第98条に従って提出されるものである。他の報告書と同様、本報告書も、国連の運営における改善点、および、人類全体に奉仕する国連の努力全般を概観するものとなっている。その努力とは、災禍に苦しむものを助けること、戦争、暴力および不寛容に反対すること、ならびに、長期的な人類の進歩のために経済的、社会的、政治的および環境的条件を整えることである。
2. 国連が創設50周年を迎えるなかで、加盟国が国連の目的および原則に対するコミットメントを新たにすることは、この1年間での歴史的な出来事と言える。1995年10月に開催された、3日間にわたる記念特別総会では、128名の国家元首および政府首脳が、その他の加盟国および常駐オブザーバーの高級レベル代表とともに、「国連創設50周年記念宣言」を採択し、21世紀に向けて、国連の設立母体である世界の人民に奉仕するための装備、資金および構造を備えた国連を確保することを約束した。
3. しかし、本報告書の対象となる1年間においては、重要な国際問題を国連を通じて解決しようとする意思に、陰りも見えはじめている。このことを最も如実に示す指標は、国連の継続的な財政危機である。この1年間の前半において支配的な課題であったこの問題は、依然として緊急の対処を要する懸案事項となっている。事実、平和維持活動は縮小（展開中の兵員数は1995年7月の6万7,269名から1996年7月には2万4,657名へと減少）しているが、国際的な対処を要する紛争のレベルは、これに応じた低下を見せているわけではない。また、国連システムを通じたものを含め、開発に利用できる資金が依然として減少傾向にあるのは、遺憾なことである。
4. それでも、本報告書が提示するとおり、この1年間においては、行政手続の強化、平和維持の新たな環境への適応、ならびに、開発活動の実効性および協調性の改善の点において、さらに大きな進展が見られている。世界情勢の急速な変化によって、実質面および構造面での新たな対応が必要とされるなかで、国連は、新たに生じつつある問題に対処するとともに、既存の問題についても新しい角度から取り扱うべく、全面的な変革を遂げているところである。
5. 国連改革は、この1年間において、事務総長の優先的対処事項となったばかりでなく、政府間機構、特に国連総会の作業計画においても、優先度の高い議題となった。総会の5つの作業部会は、改革の主要な側面について、討議を行っている。

6. 1996年3月11日、私は、「国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会」に対する声明において、国連改革（すなわち国連の組織変革）が、憲章の目標を損なうような負担としてではなく、国連自身もその出現に寄与した新たな世界情勢に対して、その活動の構造および方法を適応させるものとして捉えられるべきことを強調した。
7. この1年間において、この考え方は、事務局においても、政府間レベルにおいても、浸透してきている。過去数年間にわたって達成しえなかった多くの目標が、ついに実現されている。しかし、今後に残された課題も多い。
8. 制度改革は、主として、政府間、組織および運営の3つのレベルで行われている。必要とされる変革、ならびに、かかる変革を実行する上で必要な行動に関する事務総長と加盟国間の責任分担は、各々のレベルで異なっている。しかし、これらの変革が相互補完的な方法で追求されなければならないことには変わりはない。この点についても、大きな進展が見られている。
9. 主として加盟国が責任を負うべき政府間改革については、3つの相互関連的目標が、明示的あるいは暗示的に追求されている。これらの目標とはすなわち、主要機関の実効性および機能の向上、憲章の想定する安全保障理事会、総会および経済社会理事会の権限のバランス改善、ならびに、特に経済・社会分野における全般的改革の効果をあげる上で重要な条件となる、補助的機構の合理化である。
10. 総会については、その機能性の向上が「国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会」のプログラムの中心となっている。同時に、総会は、決議50/227によって、経済社会理事会の調整機能を大幅に強化するための行動をとっている。また、総会は、経社理に対して、その機能委員会、地域委員会および専門家グループのさらなる見直しに着手するよう要請しているが、これも同様に重要な意義を持つものである。このように、主要機関の機能性のバランス改善だけでなく、経済社会分野における政府間機構のさらなる合理化および強化についても、体制が整いつつある。
11. 組織改革の柱となるのは、事務局機構の簡素化と、諸計画および基金の数、ならびに、その事務局との関係の合理化である。こうして、この課題は、事務局と加盟国の共同責任事項となっている。私が就任直後に着手した組織再編は、高級レベルのポスト数の大幅削減と、事務局機構の実質的な簡素化を伴うものであったが、この再編は、1994/95年度プログラム予算期間中に確固たるものとなった。また、この組織改革により、本予算年度における予算総額の名目ゼロ成長の達成が可能となるとともに、事務

局だけでなく、国連を構成するすべての計画および基金を対象とする、次なる改革段階への道が切り開かれた。この改革第2段階は、3月11日、総会高級レベル作業部会に対する声明において、私が概要を述べたものである。

12. これら2つのレベルの制度改革を補完するものとして、運営改革が実施されているが、これについては、事務総長が主たる責任を負っている。この1年間においては、管理、人的資源、コスト構造、情報および技術の各々の戦略的運営領域について、大きな進展が見られている。
13. 人的資源に関しては、私が第49回総会に提示した責任制度が、さらに強化されている。この制度と不可分の一体をなすものとして、「国際公務員行動規範」の強化および更新が行われた。すべての職場において、新しい作業計画・評価制度が導入されている。また、包括的な管理訓練計画が制度化されており、既に300名を超える上級管理職がこの訓練を受けている。地理的配分の対象となるポストに就く女性職員の数、国連創設以来最大となったほか、募集・採用コストも30%削減されている。
14. コストの管理については、承認されている現行予算が、実質10%の減額となっている。ここには、私の予算提出の際に既に盛り込まれていた9,800万ドルのコスト削減に加えて、総会によって委任された1億5,400万ドルのコスト削減が含まれている。今回の予算は、10年前に比べて、国連職員の総数を12%削減するものとなっている。さらに、新たに発足した「総合管理情報システム」により、資金、人的資源および調達に関する情報の利用が拡大されるとともに、内部の統制および責任体制が強化されている。
15. 技術管理の進歩にも目ざましいものがあった。遠隔翻訳およびテキスト処理から、新しい光ディスク・システムを通じた国連文書への電子式高速アクセスに至るまで、事務局の幅広い活動がその恩恵を受けている。特に光ディスク・システムは、印刷・配付される文書の数を数千件も削減することになった。
16. これら3つの領域をすべて網羅するものとして、私が1995年11月に設立した「効率化審議会」は、運営改革の作業を急ピッチで進めている。審議会による指導、および、加盟国が派遣した専門家の作業グループからの支援により、国連事務局の各部署は、事務局の運営効率化のための約400件のプロジェクトを対象とする、効率再審査を実施した。現在までのその成果は、総会によって委任されたコスト節減と、事務局のサービスおよび活動の改善に貢献したほか、さらに体系的な効率改善が必要とされる多くの領域を見極めることに役立っている。これらの点は、現在、効率化審議会によって

審議されている。

17. 国連のような地球的機関を実効的に改革するためには、新たな国際環境と、このような環境変化において国連が果たすべき役割について、幅広いコンセンサスを得ることが不可欠である。
18. これらの原則は、この1年間において特に重要性を与えられるようになったもう一つの長期的な努力、すなわち、1990年のニューヨークから1996年のイスタンブールに至る一連の地球規模の会議における焦点となっている。これらの会議の中には、大きな論議的となったものもあることは確かである。しかし、私は、こうした会議を通じ、次の2つが証明されたことも、紛れもない事実だと確信している。それはすなわち、おそらく歴史上はじめて真の国際社会が生まれつつあるということ、そして、この国際社会が、各国による個別の対応はもとより、普遍的な合意に基づく行動以外のいずれの方法によっても対応できないような課題に対処するための意思と能力を喚起できることである。
19. 国際会議の招集は、すでに数世紀の歴史を持つ慣行となっているが、この慣行は、国際協力のための新たなメカニズムへと変容しつつある。形式と焦点の両面において革新的であるこの新たな国際会議は、コストを最小限にとどめながら、具体的で広範な成果を生み出しているのである。
20. 世界中の政府代表が同等の資格で一同に会するこれらの会合は、民主的な形態を取っており、首脳レベルで開催されることも多い。しかも、これらの世界会議には、世界の指導者のほか、財界人から労働組合、学識経験者、女性団体、職業団体、地方自治体およびあらゆるタイプの非政府機関に至るまで、市民社会の代表も参加している。
21. これらの会議はまた、民主的な焦点を持っているばかりでなく、特定の相互に関連する地球規模の問題について、個人個人の人間および人類共同体全体に対するその影響を検討することにより、地球的なコンセンサスを醸成するよう関連付けられている。子ども、環境と開発、人権、小島嶼国の持続可能な開発、自然災害の防止、人口と開発、社会開発、女性の地位向上、国際貿易と開発および人間の居住に関するこれら各々の国際会議が、これまでの会議を土台として、人類共通の目標をさらに推進できるようにするため、私は、国連事務総長として、多大な努力を行ってきたところである。全体として、これらの国際会議は、成果を積み重ねてきており、開発に関与するすべてのアクター（南北、政府・非政府、公共・民間を問わず）に対して、世界の各国および世界全体が直面している重要課題への現実的、協調的、包括的アプローチを提供している。

22. 懸命な努力により、広範な重要課題についてコンセンサスが取り付けられたことをはじめとして、これらの国際会議は、多大な成果を生んでいる。例えば、先進国・開発途上国を問わず、すべての国の間で、また、あらゆるレベルの政府および市民社会の間で、持続可能な開発を達成するための平等なパートナーシップを新たに作り上げる必要性について、合意が生まれている。開発の権利とともに、開発、民主主義および人権の間に相互補完的關係があることが認識されている。人口の増加を開発政策に関連付ける必要性が感じられている。貧困、失業および社会崩壊の問題に、地球的な関心事として取り組むために、新しい、より包括的な政策を作成する必要性が認められている。また、共通する都市問題へのアプローチを共有することが重要視されている。さらに、女性の地位向上は、平等、開発および平和の模索において、前進への鍵を握るものとして認識されてきている。
23. 国際会議を通じ、上記その他の根本的問題に関して得られたコンセンサスは、新しい国際的な規範、協定および特定の誓約をもたらしたほか、加盟国は、自分自身について、また、国連について、具体的な諸目標を設定するに至っている。これらの要素は、加盟国によって、各国国内の優先事項として取り入れられ、実際の計画および活動を通じ、国連およびその他の機関の支援を受けている。さらに、これらの誓約が、各会議ごとについてではなく、一貫したテーマとして、効果的かつ効率的に実行されるよう、段階的な措置も取られている。
24. 開発に関与するあらゆるアクターにとって、これら一連の世界会議はすべて、新たな課題に立ち向かうための持続的・生産的パートナーシップを醸成する機会を与えるものである。特に国連にとって、これらの世界会議は、国連の活動およびその開発機構の改革・強化の方向性を与える、包括的な検討事項を生み出している。これについては、行政調整委員会の合意を得た、事務局間の調整に関する新たな取極からも、支援が得られている。また、このことは、中心的な政府間調整機関としての経済社会理事会の再活性化の進展に一役買っている。この改革・再活性化プロセスの一環として、国連貿易開発会議、ならびに、その事務局および作業計画の政府間構造は合理化され、その焦点が絞られることとなった。国連とブレトン・ウッズ機関との間の協力・協調関係はさらに深められた。このことは「アフリカのための全国連システム特別イニシアチブ」によく表れている。よりスリムな、より焦点の絞られた、より調整のとれた国連の開発システムが、開発の優先事項に関する広範な政治的コンセンサスを反映する計画の実施を指向するものとして、現在生まれつつあると言える。
25. 国連の開発支援能力は向上しているものの、このために国連が用いることのできる

資源は減少してきている。この1年間において、国連の基金および計画に対する自発的資金の流れは先細りしている。1995年における経済協力開発機構（OECD）諸国からの公的開発援助の総額は、絶対額において590億ドルへと減少したほか、対国民総生産比でも、国連が目標とする0.7%にはほど遠く、0.27%へと後退している。よって、経済・社会部門において、この1年間は、効率的に行動する能力が改善される一方で、そのための手段が制約された年と言える。

26. 今回の一連の世界会議は、UNCTAD第9会期およびハビタットIIを以て完結した。追加的な世界会議を招集する権限は、国連総会にある。総会が、継続的ペースで、これまでに新しい世界会議が担った役割を遂行する旨の決定を行えば、過去6年間にわたる一連の会議の作業は、さらに拡充できよう。総会はまた、すでに開催された会議のフォローアップ活動を監督・推進することもできる。さらに、総会は、市民社会の参加を得て、新たな問題が発生するごとに、包括的に、必要な政治レベルで、これに対処していくこともできるだろう。そして最後に、総会は、国連の不安定な財政状況によって、これまでの進歩が逆戻りしたり、約束が損なわれたりしないよう、措置を講じる必要がある。事実、この財政難は、近年において、国連の根本的な活動、改革および再活性化に対する障害となっているからである。
27. 共通の地球的課題への対応に向けて、加盟国がどのようなメカニズムを用いることを決定しようとも、近年における国連の重大な成果を確固たるものとし、その将来のために必要な理想像を実現する上で絶対的に不可欠となるのは、課題に立ち向かおうとする意思なのである。

II. 包括的戦略の調整と行政機構の強化

A. 国連の諸機関

28. 国連の各機関は、この1年間を通じ、多大な任務を果たす一方で、その作業計画を調整し、限られた資源のなかで効率化を遂げている。

1. 総会

29. 第50回国連総会は、世界の指導者たちによるこれまでで最大の会合となった。この総会において、世界の指導者たちは、21世紀に向けて、世界の人民に効果的に奉仕するための装備、資金および構造を備えた国連を確保することを誓約した。国連加盟国およびオブザーバーは、平和、開発、平等、正義および国連活動を焦点とした「国連創設50周年記念宣言」を採択した。
30. 1995年10月22日から24日の3日間にかけて開催された国連創設50周年記念特別総会においては、91名の国家元首、8名の副大統領、1名の皇太子、37名の首相、10名の副首相、21名の外相、9名の代表団長および23名のオブザーバーの、計200名が演説を行った。大半の演説者は、総会の活性化、安全保障理事会の拡大、および、経済社会理事会の強化を訴えた。また、演説者たちは、加盟国が、その国連経費の負担義務を、全額かつ期限内に履行すべきことを強調した。
31. さらに、特別総会に参加した世界の指導者たちは、紛争の平和的解決を推進することを確約し、すべての民族の自決権を再確認し、すべての国が極度の貧困に対処するために特別の措置を取ることを求め、男女同権を改めて主張するとともに、すべての人権が普遍的で不可分であることを再確認した。
32. 記念特別総会の冒頭において、私は、世界が21世紀に直面するであろう問題に対処する上で、国連が助力を提供しうる潜在的能力を備えていることを強調した。しかし、現在のような状況が続き、国連が課された義務を遂行するのに必要な資源を与えられないようなことになれば、国連はこの役割を演じることができないであろう。私は、世界の指導者たちに対し、国連に確固たる財政基盤を与えることによって、国連に対するその信頼を実証するよう訴えた。
33. 特別総会の閉幕までに、私は、世界の指導者が国連の将来への信頼を表明したことを実感した。指導者たちは、人間社会のあらゆる側面を対象とする「明日への課題」を

世界に提示したのである。国連の創設者たちが模索した諸国民の間の対話は、友好的な雰囲気の中で実現した。「サンフランシスコ精神」はここに生き返り、さらに50年の間、国際社会に方向性を与えるべき存在となったのである。

34. ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世は、1995年10月5日、総会に対する特別演説のなかで、「平和、連帯、正義および自由という普遍的価値に基づいた、愛の文明を打ち立てる」ことで、この世紀末において人間の存在に暗い影を投げかけている恐怖に対処するため、一致団結した努力を求めた。教皇はまた、国連が、単なる行政機関という冷徹な地位を超越し、世界の諸国民が一つの家族であるという意識を共有できるような「道徳的中核」となるよう訴えた。
35. この1年間において、総会は、広範な課題に取り組んだが、この中には、政治、経済、社会、人道および軍縮問題のほか、法律、行政および予算問題が幅広く含まれている。国連の改革と財政状況は、第50回総会を通じ、重大なテーマとなった。
36. 総会の作業部会（安全保障理事会改革、「平和への課題」、「開発への課題」、国連の財政状況および国連システム強化に関するもの）は、この1年間において集中的な作業を行い、国連の実効性の向上に努めた。これらの作業部会は、数多くの公式会合と数回の非公式協議を開催したが、その際に必要となった実質的・技術的支援は、限られた資源のなかから国連事務局が提供した（表1参照）。各作業部会は、第50回総会終了前に、総会に報告書を提出することになっている。
37. 経済、社会および関連分野における国連の再編・活性化のための更なる措置に関する総会決議50/227が採択されたことにより、総会と経済社会理事会の間の分業体制が効率化され、特にこれら2つの機関に対する報告作業の重複が消滅することになると見られる。また、これによって、国連システム全体で継続中の改革努力に新たなはずみがつくことになろう。総会は、事務総長に対し、経済、社会および関連分野における国連の再編・活性化のために、その責任の範囲内でさらなる措置を実施するよう要請した。

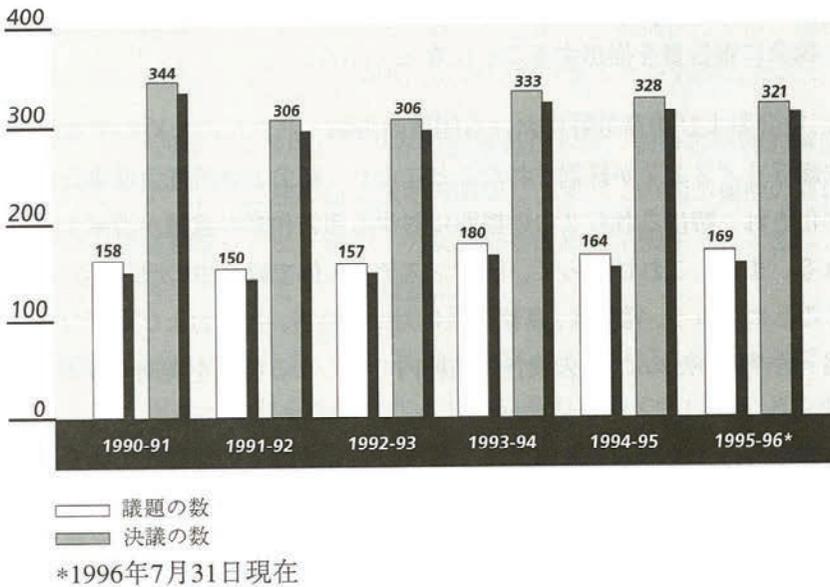
表1 総会の作業部会による会合および非公式協議、1995年9月19日－1996年7月31日

作業部会名	会合回数	非公式協議回数	合計
安全保障理事会における衡平な代表権およびそのメンバー数の増加に関する開放型作業部会	38	11	49
「開発への課題」に関する国連総会開放型アドホック作業部会	4	56	60

国連の財政状況に関する高級レベル開放型作業部会…	30		30
「平和への課題」に関する国連総会開放型非公式作業部会 ……………	4	} 60	} 22
4つの分科会 ……………	56		
国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会…	44	—	44
合計	176	89	265

38. 第50回総会の議題数は、前回の164件からわずかに増えて、169件となった(図1参照)。このように伸び幅が小さくなったのは、議題を2年あるいは3年の期間で設定する努力が継続されたこと等による。しかし、議題をさらに合理化する必要性は明らかである。この点で、総会決議50/227が第二、第三委員会による作業の一貫性および補完性の改善促進を求めたことは、心強い動きと言える。この2つの委員会の議題の調整が進めば、総会が必要とするサービスがより経済的に提供されることは間違いない。

図1 総会で採択された決議および議題、1990-1996年



39. 委託された報告の数は、増大を続けている。主要機関およびその下部機関の報告に加えて、事務総長からも270件を超す報告書が第50回総会に提出されているほか、

特別報告者、合同監査団および内部監査室も、数件の報告を行っている。国連は、すべての報告書を出来る限り時宜にかなった、かつ、効率的な方法で作成する努力を続ける所存である。しかし、総会、その他の主要機関および下部機関が現在会合を開いている頻度を考えれば、報告の数を抑制すべく、あらゆる努力を行うべきである。近年において、報告書の作成は、人的にも金銭的にも、事務局にとってますます大きな足かせとなっているからである。

40. 第49回総会と比べた場合、今次総会、その一般委員会および主要委員会の開催した会合は、384回から393回へ（ただし第48回総会は401回）、非公式の会合および協議は266回から296回へ、総会の作業部会は163回から292回へと、それぞれ増大している。1996年7月31日現在、今次総会の採択した決議の数は321件となっているが、そのうちの78%に当たる251件は、票決なしで、あるいは、コンセンサスによって採択されている。これに対し、第49回総会会期中においては、328件の決議が採択されたが、このうち票決なしで、あるいは、コンセンサスによって採択された決議は、その79%に当たる260件であった。歴史的な創設記念特別総会に世界の指導者が数多く参加したため、第50回総会の一般討論に参加した国家元首および政府首脳の数、加盟国数の5%に当たる11名にとどまった。これに比べ、第49回総会には、全加盟国の24%に当たる45名の首脳が参加していた（図2参照）。

図2 総会の一般討論への国家元首および政府首脳の参加、1990—1995年

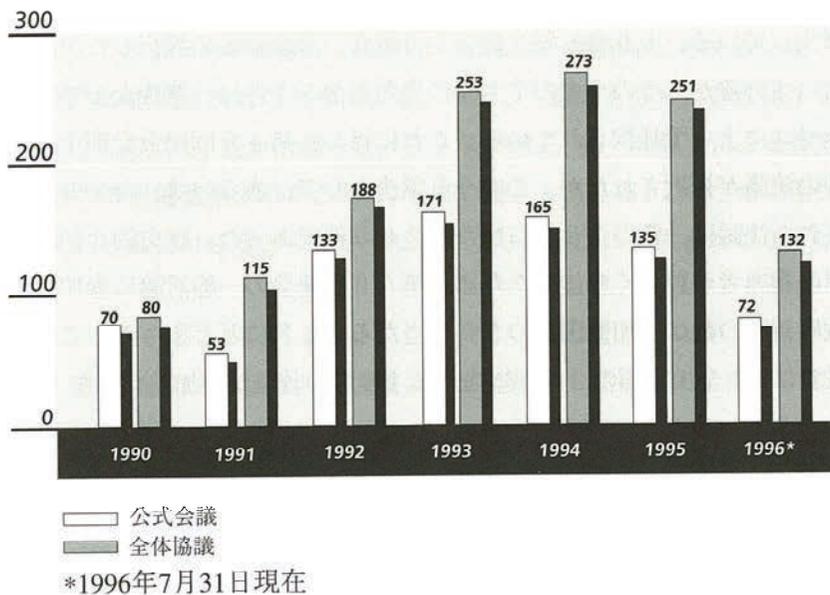


*国連創設50周年を記念して1995年10月22日から24日にかけて開催された特別総会には、137カ国から国家元首あるいは政府首班が参加している。

2. 安全保障理事会

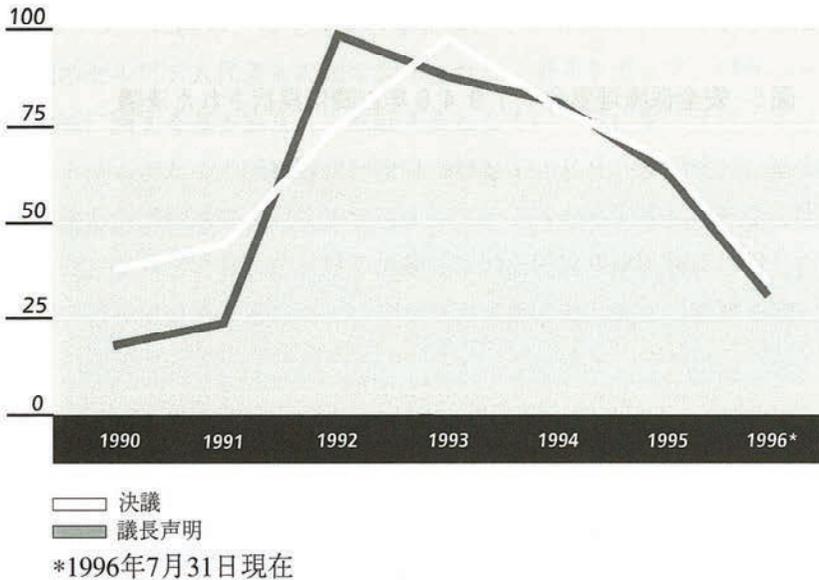
41. この1年間において、安全保障理事会は、集中的な会合を続行して、国際的な平和と安全保障への脅威に対処する適切な行動を討議し、紛争の統制および解決を目的とした様々な措置を採択するとともに、これらの措置に対する地域的・国際的支援を取り付けた（図3参照）。

図3 安全保障理事会：公式会議および全体協議、1990—1996年



42. 安全保障理事会における一般的な傾向として、引き続き、コンセンサスの構築が追求されている。賛成票が必要数に達しなかったために採択されなかった決議案は、中東（レバノン）情勢に関するもの1件だけであった。安全保障理事会の公式会合の回数は、昨年と同じ時期に比べて、131回から106回へと減少している。全体協議の回数は226回から189回へ、決議の数は63件から51件へ、議長声明の数も64件から49件へと、それぞれ減少している（図4および5参照）。

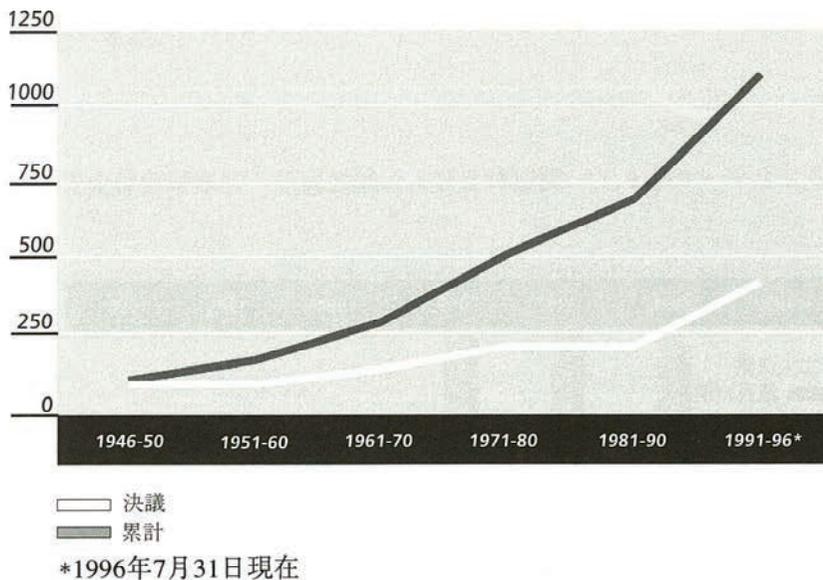
図4 安全保障理事会：決議および議長声明、1990—1996年



43. アフリカ問題について、安全保障理事会は、計19件の決議を採択し、17件の議長声明に関する合意に達した。安保理が承認したアフリカにおける6件の平和維持活動のうち、アンゴラ、リベリアおよび西サハラにおける活動が現在も続行中である。ソマリア側当事者の政治的意思の欠如によって、第2次国連ソマリア活動（UNOSOM II）が撤退してからも、安保理は、ナイロビに本部を置くソマリア国連政治事務所を通じ、同国の情勢を監視しつづけている。また、ルワンダにおける平和維持活動の終了後、ルワンダ政府は、キガリに小規模な政務機関「ルワンダ国連事務所」を設置するよう要請したが、このような事務所の設置は未だ不可能となっている。険悪なブルンジ情勢は、引き続き安全保障理事会の重大な関心事となっているほか、安保理は、シエラレオネにおける紛争終結に向けた国際社会の努力を注意深く見守っている。また、安保理は、アフリカ大湖地域における既存の問題の全面的な解決を目指した、仲裁努力の継続、ならびに、平和、安全保障および開発のための地域会議の開催努力を最重要視している。
44. アフリカ問題を討議する上で、安全保障理事会は、アフリカ統一機構（OAU）および西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）と密接な協力を続けた。安保理はまた、OAUの努力を支援して、1995年6月に発生したエジプトのムバラク大統領暗殺未遂事件との関連で指名手配されている容疑者たちのエチオピアへの引渡しに関し、2件の決議を採択した。さらに、安保理は、1996年4月12日、議長声明を発し、

アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約）の調印を歓迎した。

図5 安全保障理事会：1946年以降に採択された決議



45. 旧ユーゴスラビアに関し、安全保障理事会は、17件の決議を採択し、15件の議長声明について合意に達した。1995年11月の和平協定調印を受けて、安保理が取った数多くの行動により、同地域における大規模な国連平和維持軍は、大幅に縮小されることになった。ボスニア・ヘルツェゴビナの国連保護軍（UNPROFOR）およびクロアチアの国連信頼回復活動（UNCRO）の任務は、ともに終了し、旧ユーゴスラビアにおける紛争に安保理が毎日とっていいほど関わることはなくなった。それでも、安保理はこの問題に積極的な関与を続けている。
46. ボスニア・ヘルツェゴビナに関し、安全保障理事会は、1995年11月10日の「ボスニア・ヘルツェゴビナ平和のための一般的枠組み協定および附属書」（通称 Dayton 協定）暫定調印を歓迎し、その1ヵ月後、加盟国に対し、同協定附属書1-Aおよび附属書2に規定された役割を果たすべく、多国籍の平和執行部隊（IFOR）を設立する権限を与えた。Dayton 協定の文民的側面の実施においてIFORと協力するために、安保理は、事務総長の管轄下に置かれる国連文民事務所、ならびに、国連ボスニア・ヘルツェゴビナ派遣団（UNMIBH）およびその国際警察タスクフォースを設置した。安保理は、北大西洋条約機構（NATO）事務総長から毎月提出される報告書、

および、高等代表官の定期的報告を通じ、I F O Rの活動をフォローしている。

47. クロアチアに関し、安全保障理事会は、1995年11月12日にクロアチア政府と地域のセルビア人代表との間で調印された「東スラボニア、バラニャおよび西シルミウム地域に関する基本協定」を歓迎するとともに、後に東スラボニア、バラニャおよび西シルミウムのための国連暫定行政府（UNTAES）を設立し、基本協定の武装解除面の実施と、同地域のクロアチア憲法システムへの平和的な再統合を図っている。安保理はまた、これまでUNCROで活動していた国連軍事監視員に対し、国連プレブラカ監視団（UNMOP）として、プレブラカ半島の非武装化の監視を続行する権限を与えた。
48. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国に関し、安全保障理事会は、国連予防展開軍（UNPREDEP）の活動期間を延長した。加えて、安保理は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国際人道法違反、および、クロアチアにおける人道・人権状況の監視、ならびに、旧ユーゴスラビア領土内における重大な国際人道法違反の責任者起訴に関する国際法廷の活動支援を継続した。
49. アメリカ大陸に関する議題の討議において、安全保障理事会は、平和維持活動によって確立された安全で安定的な環境の維持についてハイチ当局を援助するとともに、新たなハイチ国家警察の職業化を図るべく、国連ハイチ・ミッション（UNMIH）の活動期間を延長した。UNMIHの活動期間満了の際、安保理は、国連ハイチ支援団（UNSMIH）を設置し、国家警察の職業化の改善、ならびに、実効的な国家警察の確立および訓練のための目下の努力を成功に導くような安全かつ安定した環境の維持を図るべく、ハイチ政府を援助している。2月のキューバ軍による2機の民間航空機撃墜事件を受けて、安全保障理事会議長は、2月27日、声明を発し、事件に遺憾の意を表明するとともに、国際法の下で、国家は、飛行中の民間航空機に対する武器の使用を差し控えなければならないこと、また、乗客の生命および航空機の安全に脅威を与えてはならないことを改めて指摘した。
50. 安全保障理事会は、対象となる加盟国に安保理の関連決議を遵守させるための手段として、制裁措置の発動を続けた。スーダンに対して外交的制裁およびその他いくつかの制裁を課す決議1054（1996）の採択を受けて、8つの制裁体制が現在も発動中である。ユーゴスラビア連邦共和国およびボスニアのセルビア人勢力に対する経済制裁は、 Dayton協定の調印を受けて停止されたほか、旧ユーゴスラビア社会主義共和国を構成する全共和国に対して適用されていた武器禁輸措置は、重火器およびその他一定

の関連品目を除き、解除された。旧ユーゴスラビアでは、制裁体制の効果的实施によって和平合意の締結が促進されており、紛争解決の手段としての制裁の価値は、十分に実証されたと言える。この関連で、制裁の監視および実行に対する関係地域機関の密接な協力と貢献は、その成功に大きく寄与している。

51. 1995年11月、私は、安全保障理事会議長に対し、関連制裁委員会に提出された人道的申請の未処理案件がなくなった旨通報した。以後、私は、制裁委員会事務局の活動を合理化することにより、人道的申請をより速いスピードで処理し、援助物資が遅滞無く対象となる一般市民に行き渡るよう、さらなる措置を講じている。安全保障理事会の勧告に従い、様々な制裁委員会は、各会合後のプレスリリースの発行、および、その活動に関する年次報告の安保理への提出を含め、作業手続の透明性を改善すべく、いくつかの措置を採択している（表2参照）。
52. 「平和への課題」およびその「補遺」に概略された制裁に関するアイデアについては、様々な国連フォーラムで活発な話し合いが行われているほか、制裁実施によって影響を受ける第三国に対する援助に関連する国連憲章の条項実施に関して、私が総会に提出した報告書は、加盟国によって積極的に受け入れられ、その結果、総会決議50/51が採択されることになった。同決議第3項および第4項に従い、様々な部局の協調により、同決議によって事務局に委託された任務を遂行すべく、事務局内で適切な措置が取られている。加盟国に対しては、制裁の効果を向上させるためのさらなる措置の探究を続けるとともに、制裁対象国の一般市民、ならびに、周辺国およびその他の関係国に対する意図せぬマイナスの影響を出来る限り排除することが促されている。

表2 安全保障理事会：制裁委員会によって開催された会合、1990—1996年

委員会 (安全保障理事会決議)	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年*	計
南アフリカ								
421 (1977) ……	8	3	6	4	1	—	—	22
イラク								
661 (1990) ……	22	37	24	22	13	11	12	141
ユーゴスラビア								
724 (1991) ……	—	1	47	46	22	23	2	141
リビア・アラブ国								
748 (1992) ……	—	—	14	19	14	16	6	69

ソマリア									
7 5 1 (1992) ……	—	—	4	3	2	1	1	11	
ハイチ									
8 4 1 (1993) ……	—	—	—	6	4	—	—	10	
アンゴラ									
8 6 4 (1993) ……	—	—	—	4	3	1	2	10	
ルワンダ									
9 1 8 (1994) ……	—	—	—	—	1	3	1	5	
リベリア									
9 8 5 (1995) ……	—	—	—	—	—	2	1	3	
1990～1996年会合数計								412	
* 1996年7月31日現在									

53. これとの関係で、1996年5月20日、国連事務局とイラク政府の間で、安全保障理事会決議986（1995）実施に関する了解覚書が調印されたことを受け、多くの国連事務局は、同決議実施に必要となる複雑な実務措置を整備すべく、一致協力した努力を行った。安全保障理事会イラク制裁委員会は、関連措置の実施を開始し、影響を受けているイラクの一般市民に不可欠な援助を提供する上での障害を除去した。
54. 安全保障理事会は、その作業の透明性向上を求める加盟国の声に対応しつつ、安保理の作業方法に関してフランスが提出した覚書、ならびに、安保理の意図として、特に各議題についての安保理審議の初期段階において、公開会合をより広く用いる所存であることをとりわけ明記する議長声明に基づいて、安保理は、兵力提供国との協議および情報交換、ならびに、アフガニスタン、アンゴラ、リベリアおよびソマリアにおける情勢に関し、数多くの公開会合を開催した。
55. 透明性を増すという同じ目的を持って、安全保障理事会は、1996年3月28日、兵力提供国との協議および情報交換についての規定の見直しに関する議長声明に合意した。1996年1月24日には、安全保障理事会に対する付託事項リストから4つの事項を削除する安保理決定を含む、議長メモが発表された。7月30日には、別の議長メモが出され、過去5年間に於いて安保理が公式会合で審議しなかった事項の削除手続きに関する安保理決定が示された。この議長メモは、後に再発行されている。国連加盟国数カ国からのコメントに鑑み、さらに別の安保理議長声明では、この手続きがさらに整備されている。
56. 周知のとおり、国連総会は、『安全保障理事会の活動総覧』および『国連機関の活動総覧』に高い優先度を置くことを要請している。この1年間に事務局が行った努力にも

かかわらず、主として国連の恒常的な財政危機により、これら刊行物の更新の遅れの問題は、大部分未解決のままである。

3. 経済社会理事会

57. 経済社会理事会は、1996年6月24日～7月26日、ニューヨークで実質会期を開催した。経社理の高級レベル協議では、「麻薬の不法生産、販売、需要、密輸および流通、ならびに、これと関連する活動」という、国際的に優先度の高い議題が討議された。討議においては、特に、需要と供給の双方の削減に同等の重要性を与えることにより、国際的な麻薬統制に対する均衡のとれたアプローチを取る必要性につき、大きな政策的コンセンサスが得られた。経社理は、地球的な麻薬の脅威に対処する上での国連の重要な役割を認識する一方で、この分野における国連薬物統制計画の指導・調整機能を再確認し、あらゆるレベルでの協調的行動を求めた。高級レベル協議では、国連貿易開発会議（UNCTAD）事務局長、国際通貨基金副理事および世界銀行理事との間で、世界経済の主要課題に関する政策対話も行われた。

58. 経済社会理事会の調整協議では、最近の主要国際会議でも一貫して優先事項となっている、貧困撲滅のための国連システムの活動調整が中心に話し合われた。合意された結論は、貧困撲滅活動のための資源の大幅増を求めるとともに、社会部門に援助および予算資源の適切な割合をあてがうことを促した。同結論は、既存の調整メカニズムをより有効に活用することによって、国別および本部レベルにおける国連システムの貧困撲滅活動をさらに拡大し、その調整を改善すること、ならびに、共通の国別評価方法を開発するためにさらなる努力を行うこと、および、プレトン・ウッズ機関とこれ以外の国連システムとの間の協力関係を強化することを求めている。合意された結論は、諸会議のフォローアップを総合的に行うために、一方で経社理とその機能委員会との間、また、他方で行政調整委員会とその機関間メカニズムの間に、一層明確で緊密な作業関係を形成している。結論は、本部から現場まで、国連システムに一貫した指針を与えるため、貧困撲滅に関する政府間対話をどのように構築すべきかを示している。すなわち、経社理は、貧困撲滅のための国連システムの活動を調整する中心的政府間メカニズムとして、総会による貧困撲滅のための広範な政策枠組みの設置を支援するとともに、経済、社会および関連分野において好ましい環境を整備するという課題を検討することになる。経社理の機能委員会は、基礎的社会サービス、生産的雇用、弱者、社会的統合と参加、統計的側面等の分野横断的テーマに相応の注意を払いながら、個別の視点から、かつ、個々の権限の範囲内で、貧困の撲滅を取り扱うことによって、経社理の作業を支援

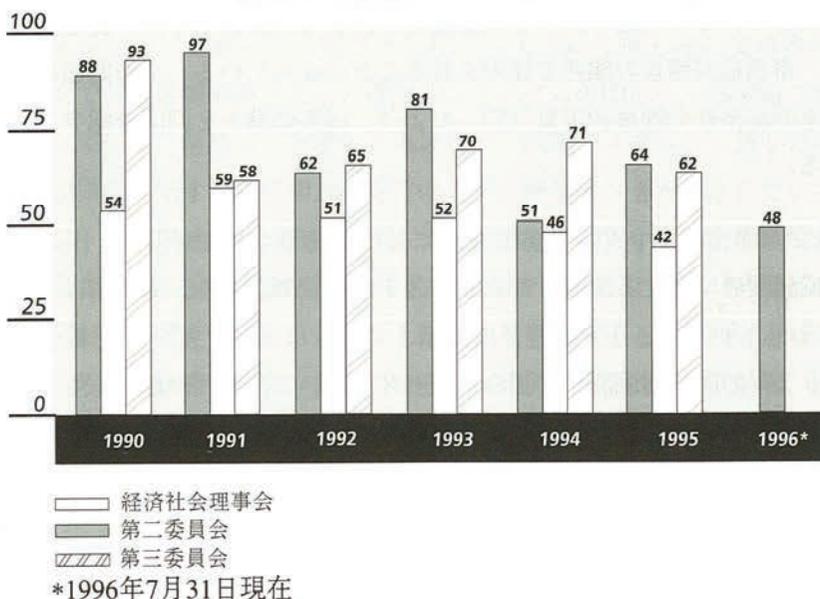
すべきである。最後に、調整協議は、主要会議およびサミットの協調的フォローアップとの関連で、貧困撲滅活動の主流にジェンダーの視点を組み込むことを支援するための措置について話し合った。経社理としては、今後、国連システムの貧困撲滅活動を監視する上で、ジェンダーの視点を反映させることを保証する。

59. 6月28日に開催された活動協議の高級レベル部会は、以下に詳しく述べる1996年5月24日の総会決議50/227を受けて、国連開発システムとプレトン・ウッズ機関間の協力関係強化を中心に話し合った。経社理は、特に将来の経社理会合について、協力強化のための数多くの特定の規定に合意した。3年に一度の包括的開発活動政策レビューについての総会政策勧告のフォローアップに関する総会決議50/120実施に係る事務総長報告を再検討する上で、経社理は、駐在調整官システムの機能、各国連事務所の協調と統合、ならびに、監視および評価に関する、幅広い問題を話し合った。報告書の討議を補完するものとして、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）および世界食糧計画（WFP）の長、国連児童基金（UNICEF）の事務局次長、ならびに、エジプトおよびマラウィの国連システム国別チームとの対話が行われた。この対話の結果、経社理は、1996年7月26日、決議1996/42を採択し、国連、その基金および計画、ならびに、国際開発協力に關与するその他の国連システム機関に対して、さらなる指針を提供している。
60. 経済社会理事会は、資金創出のための新たな革新的アイデアに関する決議1996/48を採択し、事務総長に対して、世界的に合意されたコミットメントおよび優先事項のための資金創出に関する新たな革新的アイデアのあらゆる側面に関する報告書を提出すること、ならびに、その実施の可能性および費用便益を再検討することを要請した。各国政府は、この問題に関する見解書を事務総長に提出するよう促されている。この見解は、事務総長報告の関連で通報されることになっている。この問題については、1997年の経済社会理事会実質会期、および、同年の第52回国連総会で討議される予定である。
61. 経済社会理事会の1996年実質会期における特筆すべき事項は、国連と非政府機関の間の協議関係に関する決議1996/31の採択であった。同決議は、この問題に関する1968年5月23日の経社理決議1296（XLIV）を更新するものであり、1992年の国連環境開発会議のプロセスにおいて得られた経験を生かして、2年半以上にわたって続けられた政府間交渉の成果である。各国政府は、非政府機関との協議に関する取極の再検討に係る事務総長報告において当初提案された3つの重要要素を

同決議に盛り込むことを選択した。その重要要素とはすなわち、国家的、地域的およびサブ地域的非政府機関の重要性および伸長の認識（1968年の決議は主として国際的非政府機関に重点を置いていた）、非政府機関委員会の役割拡大、ならびに、国連国際会議およびその準備プロセスへの非政府機関参加のための標準規則の採択である。経済社会理事会は、非政府機関に関する決定1996/297により、第51回総会において、国連のあらゆる活動領域への非政府機関参加問題の検討を勧告することを決定した。総会が非政府機関参加問題を検討するよう勧告されたのは、国連創設以来これが初めてのことである。

62. 経済、社会および関連分野における国連の再編および活性化のためのさらなる措置に関する総会決議50/227の採択は、上述のように、総会および経済社会理事会の分業体制の効率化をもたらすものと見られる（図6参照）。この決議により、加盟国は、開発のための活動における国連の役割の実効性を再確認し、総会の第二、第三委員会の作業の調整および調和を向上させ、国連システムとその専門機関の活動の調整、ならびに、経済、社会および関連部門におけるその補助機関、特にその機能委員会の監督のための中心的機構たる経済社会理事会の能力を強化するとともに、国連とブレトン・ウッズ機関の間の協力をさらに強化することを目的とした措置に関して合意した。総会はまた、この決議によって、経社理の補助機関の実効性と効率を向上させるべく、一連の重要な再検討に着手した。

図6 経済社会理事会、ならびに、総会の第二委員会および第三委員会によって採択された決議、1990—1996年



63. 1996年3月11日の国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会に対する私の声明では、経済社会理事会の活性化のための2つの優先的要件を強調した。その要件とはすなわち、高級レベル協議への閣僚の参加と地球的規模での新たな関係者の関与増大、ならびに、国連のあらゆる活動基金および計画に対して経社理が実効的な統治機能を行行使えるようにするための行動の継続である。1996年7月24日の経済社会理事会に対する声明のなかで、私は、継続中の経社理改革努力が、大幅な改善をもたらしてはいるものの、国連システムの活動を監視・調整する経社理の能力を増大させるためには、さらに努力が必要である旨指摘した。
64. 経済社会理事会は、今年、総会決議50/227の規定のいくつかを実施するため、数多くの行動を取った。この総会決議は、とりわけ、国連開発システムとブレトン・ウッズ機関との間の協力関係強化に関する経社理決議1996/43、ならびに、総会決議50/227のフォローアップとして再検討を開始する経社理決議1996/41に反映されている。また、明るい材料として、経社理は、本年、実質会期を再開し、その議題の見直しを行う決定をしていることがあげられる。私自身としては、総会決議50/227にあるとおり、私の責任領域に入る経済、社会および関連分野での国連の再編および活性化のために、いっそうの措置を講ずることになっている。事務総長および関連政府間機関によって決議50/227が完全に実現されれば、経済社会理事会の活性化の継続につながり、経社理は、国連憲章に規定された役割を果たせるようになるだろう。
65. 社会開発委員会は、1996年5月、特別会期を開催し、総合的な戦略の策定、あらゆる人々の基本的人間ニーズの充足、および、自立とコミュニティー単位のイニシアチブの促進に重点を置きながら、世界社会開発サミット、ならびに、貧困撲滅のための戦略および行動に鑑み、同委員会の今後の役割を検討した。社会開発委員会は、委員会のメンバー国数を32カ国から46カ国へと拡大すること、および、毎年会期を開催することを決定したが、経済社会委員会はこの両方を承認した。これと同じ決議により、経社理は、世界社会開発サミットのフォローアップおよびその実施状況のレビューを同委員会の主要責任事項とする旨決定したほか、多年度作業計画を承認した。経社理はまた、同委員会への高級レベル参加を確保し、その作業への専門家の参加を拡大すべきだとする勧告に合意した。
66. 社会開発委員会の障害者担当特別報告者、ベント・リンドクイスト氏は、予算外の寄付金による支援を受けて、それぞれ異なる地域の6カ国において活動を行い、政府高官、障害者に関する国内フォーカル・ポイントおよびその他の関連非政府機関と協議を

行ったほか、「障害者のための機会均等に関する標準規則」についてのワークショップを開催した。各国政府および非政府機関には、「標準規則」の実施に関するアンケート用紙が送付されたが、これについては極めて積極的な回答が得られた。リンドクイスト特別報告者は、1997年の同委員会第35会期に、その調査結果を全て提出することになっている。

67. 女性の地位向上委員会および女性の地位向上計画については、第4回世界女性会議の効果的フォローアップ確保が、今後4年間の中心的目標となる。しかし、この問題について女性の地位向上委員会に具体的な提案を行うことを予定していた2つの専門家グループが、財政危機を理由にこれを中止したことにより、同委員会による当初の活動に支障を来した。女性の地位向上委員会は、これに代わるものとして、そのいずれもが専門家パネルにおいて開始される一連の対話を通じた、具体的討議を開催する決定を行った。そのうち2回の対話では、当初専門家グループが担当することとなっていた、女性とマスコミ、および、子どもと被扶養者のケアの問題が中心に話し合われた。また、同委員会事務局の要請により、女性と貧困撲滅に関するもう1回の対話が付け加えられた。女性の地位向上委員会は、この試験的対話が十分成果をあげたと判断し、今後数年にわたってこの作業方法を利用することを決定した。
68. 持続可能な開発委員会は、その第4会期において、第一次「多年度テーマ別作業計画」を決定した。これによって、同委員会は、国家的・国際的レベルで、「アジェンダ21」の全項目に係る実施進捗状況を詳細に検討できるようになった。持続可能な開発委員会はまた、1994年にバルバドスで採択された「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画」実施状況の再検討を初めて行った。その他、重要な動きとしては、「森林に関する政府間パネル」の設定が上げられる。同パネルは、2度の会合を開いているが、今後は、森林関連の問題全体に関する勧告を作成し、これを持続可能な開発委員会の1997年会期に提出することになっている。

4. 信託統治理事会

69. マルタの要請により、「信託統治理事会の役割の再検討」と題する議題が、第50回国連総会の議題に加えられた。1995年12月11日、総会は、投票なしで決議50/55を採択し、加盟国に対して、1996年5月31日までに、信託統治理事会の将来に関する意見書を提出するよう促すことを、私に要請した。総会はまた、事務総長に対し、可及的速やかに、かつ第50回総会閉幕までに、この問題に関する加盟国からのコメントを含む報告書を提出するよう要請した。1996年6月21日現在、コメン

トを提出した加盟国は19ヵ国であった。

70. 1994年度の国連活動報告において、私は、総会に対し、国連憲章第108条に従い、信託統治理事会を廃止する段階的措置を進めるよう勧告した。1995年度の報告でも述べたとおり、私は、同理事会廃止の決定が何らなされていないことを遺憾とし、ここに改めてこれを勧告する。

5. 国際司法裁判所

71. 国連の主要司法機関である国際司法裁判所は、今年、創立50周年を迎えた。1946年の開廷式から50年後に当たる1996年4月18日には、オランダのベアトリクス女王陛下をお迎えして、記念式典が行われた。この式典では、ディオゴ・フレイタス・ド・アマラル国連総会議長、オランダのハンス・ヴァン・デン・ミエルロ外相および国際司法裁判所のモハメッド・ベジャウィ裁判長がそれぞれ演説を行った。現在の審理案件が極めて多く、かつ、最近では裁判所のスタッフが削減されているため、裁判手続きの見直しが必要であるとの国際司法裁判所の認識を反映して、記念式典に先立ち、国連訓練調査研修所（UNITAR）との共催で、「国際司法裁判所の実効性向上」というテーマの下、2日間にわたる専門家会議が開催された。目下、同裁判所の規則委員会が、この見直しを行っているところである。

72. この1年間において、国際司法裁判所は、係争中の事件12件と勧告的意見の要請2件を取り扱った。2件の事件が新たに付託される一方で、2件の事件は「一般リスト」から削除された。1件の事件においては、事前の意義申し立てが行われている。このように事件が多数に上っているため、国際司法裁判所は、3件の事件の審理を同時に行っている。

73. この1年間において、国際司法裁判所は、2件の勧告的意見を出し、さらに別の事件における事前の意義申し立てに関する判決を下すとともに、1974年の判決についてある加盟国が行った「状況調査」の要請を却下する命令を下した。さらに5番目の事件について、国際司法裁判所は、暫定的措置を示す命令を発した。これに加えて、期限に関するいくつかの命令も出されている。5つの事件については、ヒアリングが行われた。この1年間における処理案件14件のうちの11件、および、勧告的意見要請について、同裁判所の活動状況を以下に概略する。

74. 1995年8月、ニュージーランドは、国際司法裁判所に対し、「実行されれば、1974年12月20日に同裁判所が下した『核実験事件（ニュージーランド対フラン

ス)』判決の根底を揺るがすことになる行為をフランスが発表していることから生じる」状況の調査を要請した。この要請は、1995年6月13日にフランス大統領が行った「フランスは、1995年9月から、南太平洋において、最後の8回の核実験を行う」旨のマスコミ声明に依拠したものである。ニュージーランドによれば、同国の要請は「1974年12月20日の国際司法裁判所判決第63条によってニュージーランドに認められた権利に基づく」ものである。この同じ日に、ニュージーランドは「暫定的措置の指示に関するさらなる要請」を提出した。オーストラリア、マーシャル諸島、ミクロネシア、サモアおよびソロモン諸島は、訴訟参加の許可を申請した。

75. 裁判所長の招請により、ニュージーランドとフランスは、ニュージーランドによる要請の法的性格およびその効果について、覚書を提出した。国際司法裁判所は、9月11日および12日にヒアリングを行った上で、9月22日、12対3の票決により、ニュージーランドの要請が上記判決第63条の規定にそぐわないと判断し、これを却下した。暫定的措置の要請と訴訟参加の許可申請も同じく却下された。
76. 同じく1995年9月22日、国際司法裁判所は、「ロッカビーでの航空機事故より生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題（リビア・アラブ国対英国）」および「ロッカビーでの航空機事故より生じた1971年モントリオール条約の解釈および適用の問題（リビア・アラブ国対米国）」に関する事件について命令を発し、1995年6月に英国および米国がそれぞれ行った事前の意義申し立てに対するリビアの所見および弁論書の提出期限を設定した。
77. 1995年10～11月、国際司法裁判所は、世界保健機関（WHO）による「武力紛争における国家による核兵器使用の合法性」に関する勧告的意見の要請、ならびに、国連総会が提出した「核兵器の威嚇あるいは使用の合法性」の問題に関する要請について、ヒアリングを行った。この聴聞においては、これに先立つ書面手続きと同様、世界保健機関のほか、非常に多数の加盟国が陳述を行っている。
78. 下記に述べる係争中の事件の次第もあり、国際司法裁判所は、1996年7月8日までに勧告的意見を出すことができなかった。「武力紛争における国家による核兵器使用の合法性」に関する事件について、同裁判所は、11対3の票決により、WHOによって提出された勧告的意見要請が、同機関の「活動の範囲内」で生じた問題と関連していないことを理由に、勧告的意見を提示することはできないと判断した。
79. 「核兵器の威嚇あるいは使用の合法性」に関する事件について、国際司法裁判所は、13対1の票決により、国連総会による勧告的意見の要請に従うことを決定した。

同裁判所は、全員一致で、核兵器の威嚇あるいは使用それ自体については、慣習国際法にも成文国際法にも、特定の認可の規定がないと判断する一方で、11対3の票決により、これについての包括的・普遍的禁止規定が何ら存在しないとの判断を示した。同裁判所は、全員一致で、国連憲章第2条4項に反し、第51条の要件をすべて満たさない核兵器による威嚇あるいは武力行使は、違法であると判断した。また、同裁判所は、全員一致で、核兵器の威嚇あるいは使用が、武力紛争に適用される国際法、特に、国際人道法の原理および規則の要件、ならびに、核兵器を明確に対象とする条約およびその他の取極による特定の義務にも合致すべきものであると判断した。7対7プラス議長のカスティング・ボートにより、国際司法裁判所は、上記の要件から、核兵器の脅威あるいは使用が、一般的に、武力紛争に適用される国際法の原則、特に人道法の原理および規則に反することにはなるが、国際法の現状、および、知りうる事実要素に鑑み、同裁判所は、ある国家の存続自体がかかっているような極端な自衛のケースにおいて核兵器の脅威あるいは使用が合法であるか違法であるかについて、決定的な結論を出せないと判断した。最後に、国際司法裁判所は、全員一致で、厳格かつ実効的な国際的統制の下に、あらゆる側面での核軍縮につながる交渉を、誠実に追求し、これを完結させる義務が存在すると判断した。

80. 「ギニアビサウとセネガルの間の海上国境線画定（ギニアビサウ対セネガル）」に関する事件で、ギニアビサウは、1995年11月、国際司法裁判所に対し、同事件の当事国間で合意が成立したため、裁判手続きを中止する旨確認した。セネガルもこの中止を確認したため、国際司法裁判所は、1995年11月8日の命令を以て、手続き中止を記録し、この事件のリストからの削除を指示した。
81. 1996年2月、1988年7月3日の航空機事故に関する事件（イラン・イスラム共和国対米国）の両当事国は、共同で、国際司法裁判所に対し、両国が和解に達した旨通報した。国際司法裁判所は、裁判手続きの中止を記録し、この事件を同裁判所のリストから削除するよう指示する命令を発した。
82. 2月上旬、勧告的意見に関する裁判所の審理は、「カメルーンとナイジェリアの間の陸上および海上国境（カメルーン対ナイジェリア）」に関する事件におけるカメルーンからの暫定措置指示要請によって中断された。この事件では、1995年12月、ナイジェリアが、国際司法裁判所の司法管轄権、および、カメルーンの請求の受理可能性に対し、事前の意義申し立てを行っていたが、1996年1月10日の命令により、同裁判所は、これに対するカメルーンの所見および弁論書の提出に関する期限を設定していた。暫定措置の申請に関するヒアリングは、1996年3月初旬に行われた。3月1

- 5日、国際司法裁判所は、両当事国が、1996年2月17日のトーゴのカラにおける両国外相の合意に従い、バカシ半島におけるあらゆる敵対行為を停止すること、半島内での軍のプレゼンスを1996年2月3日の状態以上に拡大しないようにすること、係争地域内の事件関連の証拠を保全すべく、あらゆる必要な措置を講ずること、ならびに、国連事務総長がバカシ半島への派遣を提案している事実関係調査団にあらゆる援助を提供することを指示する命令を下した。
83. 4月末、国際司法裁判所は、「ジェノサイドの防止および処罰に関する条約の適用（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア（セルビアおよびモンテネグロ）」に関する事件において、ユーゴスラビアから提出された事前の意義申し立てについてのヒアリングを開始した。7月11日、同裁判所は判決を下し、14対1の票決（5番目の意義申し立てについての票決のみ11対4）で、ユーゴスラビアによる事前の意義申し立てを却下するとともに、13対2の票決により、同裁判所が、「ジェノサイドの防止および処罰に関する条約」第9条を根拠として、この事件に対する司法管轄権を有すると判断した。国際司法裁判所は、14対1の票決により、ボスニア・ヘルツェゴビナによって主張された司法管轄権の追加的根拠を否定した。さらに、国際司法裁判所は、13対2の票決により、ボスニア・ヘルツェゴビナによって提出された申請を受理可能と判断した。この判決を受け、裁判長は、ユーゴスラビアによる反論書の提出期限を定めた。
84. 一方、「漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）」については、1995年5月2日の裁判長命令で定められたとおり、上記事件に対する国際司法裁判所の司法管轄権問題に関するスペインの請願書とカナダの反論書は、それぞれ1995年9月29日と1996年2月29日の期限内に提出された。その後、スペイン政府は、答弁書の提出認可を求める希望を表明したが、カナダ政府はこれに異議を唱えた。1996年5月8日の命令により、国際司法裁判所は、「この時点で、同事件の司法管轄権について両当事国が依拠する事実関係および法律の論点が十分明らかになっており、この問題に関してその他の訴答書面の提出を認める必要はない」との理由で、司法管轄権問題に関し、スペインによる答弁書とカナダによる2度目の訴答書の提出を認可しないことを決定するとともに、さらなる決定は今後の手続きにおいて行うものとした。
85. また、1996年5月には、ボツワナとナミビアが合同で、国際司法裁判所に対し、両国がカシキリ／セドゥドゥ島周辺の国境線および同島の法的地位に関する紛争を同裁判所に付託する「特別協定」を結んだことを通報した。6月、国際司法裁判所は、各当事国による請願書および反論書の提出期限を定める命令を発した。

86. 上述の事件および勧告的意見の要請に加えて、国際司法裁判所は、この1年間に、次の3つの事件を取り扱った。(a)「カタール・バーレーン間の海上国境線画定および領土問題(カタール対バーレーン)」(b)「石油掘削プラットフォーム(イラン・イスラム共和国対米国)」(c)「ガプチコボ・ナジマロシュ計画(ハンガリー/スロバキア)」
87. 1995年10月24日のアンドレス・アギラール・モーズレー判事(ベネズエラ)の死去によって生じた空席は、1996年2月28日、ゴンサロ・パラ＝アラングレン氏(ベネズエラ)の選任によって埋められた。

6. 事務局

88. この1年間においては、昨年(1995年)の年次報告で詳細を示した私の包括的管理改革計画の実施において、大きな進展が見られている。使命に導かれる結果指向の機関へと国連を変革し、実績、生産性および費用効果を向上させるための努力は、引き続き進められている。
89. 管理改革努力は、国連のコスト構造、人的資源、情報および技術という、4つの戦略的管理領域を中心とするものであるが、これに加えて、国連の作業計画という、第5の戦略領域が設けられている。この5番目の領域は、主として事務総長の責任に属する管理改革の要素としてではなく、事務局の機構簡素化、ならびに、膨大な数の計画・基金およびそれらの事務局との関係の両方の合理化を扱う、機構改革の一環として理解されるべきものである。すなわち、これは、事務総長と加盟国の共同責任事項と言える。これら5つの領域すべてにおいて、成果と進展が見られている。一層の改善のための条件も整っており、プロセスはさらに進行中である。
90. 国連のコスト構造管理の改善は、この1年間において中心的課題となった。その間、私は、国連の5ヵ年名目ゼロ成長計画予算を提案し、総会もこれを承認している。しかしながら、1996/97予算年度について承認された金額26億800万ドルの中には、私の提案した2ヵ年予算にすでに示されていた9,800万ドルのコスト削減に加えて、総会が義務づけた1億5,400万ドルのコスト削減が加味されていた。総会は、決議50/215により、予算に計上された空席率増大の結果生じる5000万ドルの削減を含むこの1億5,400万ドルの追加的コスト削減が、本予算年度中に達成されるべきであると決定した。コスト削減の提案と同時に、総会は、私に対し、すべての予算部門の公正、衡平かつ非選択的取扱を確保するよう要請するとともに、計画は、すべての委任事項の完全な実施を継続しながら、最も効果的かつコスト効率的方法で達成

されるべきことを強調した。その後、国連は、承認された予算の枠内で、新たな予算外の委任事項のために約3,500万ドルを捻出するよう要請されている。避けられないことではあるが、このように予算上の制約が増える一方で、資金の入手可能性が常に不安定であるため、管理改革の全般的努力に支障を来している。

91. 委任されたコスト削減の達成を図る上で、私は2段階からなるアプローチを採用した。まず、計画管理官に対し、それぞれの計画および活動を見直し、どのようにして資源の節約が達成できるか、および、それによって計画にはどのような影響が出るかを示すよう要請した。次に、国連活動の成果および効率を改善するために、一連の効率再検討措置を含む、独立した補完的プロセスが開始された。
92. このアプローチの第一段階では、必然的に、スタッフの削減および配置換えが必要となった。財政危機とともに、この課題は、人的資源管理室に新たな任務を課すことになった。人的資源管理室は、自らも職員数が削減されると同時に、その他の委任された計画および活動の実施を要請されるなかで、この新たな任務に対応しなければならなくなった。人的資源管理室は、計画管理官との協力、および、職員代表との協議を経て、職員の配置換え、自主的退職をすすめるとともに、非自主的な退職を極小化するための新たなメカニズムを開発したり、既存のメカニズムを整備したりする必要に迫られた。その目的は、必要な削減を達成する一方で、国連の職員育成に必要な投資を維持し、全世界の事務局の活動に貢献を続けられるような職務へと職員の配置転換を最大限進めることにある。
93. 事務局の職員ポスト数は、1984/85年度計画予算において最大の1万2,205に達したが、これに対し、1996/97年度の計画予算では、合計ポスト数が1万159にまで削減されている。総会が国連の空席率を引き上げる決定を行っている結果、およそ1,000名のポストが空席状態となっているため、実際の職員数は約9,000名となっている。さらに効率化の努力を進めれば、実際の職員数を一層削減することも可能と思われる。
94. 要求された削減を実現するための努力の第二段階については、ジョセフ・コナー行政管理担当事務次長が議長を務める効率化審議会の監督による効率見直し措置により、国連の効率とパフォーマンスを向上させるための具体的な方法が判別されている。これらの具体的措置としては、計画および活動に影響を与えることなくコストを削減する短期的な効率化措置、主として活動およびサービスの質、時宜性あるいはその他の側面を改善するための簡素化を通じたりエンジニアリング・プロセス、および、国連機構の再

編あるいは簡素化があげられる。このような見直しにおいては、私が1994年1月に創設した「管理・財政諮問委員会」が、常に「戦略的中核」の役割を果たし、費用効果的な委任事項の実施方法の再検討、作業計画および技術革新の合理化、ならびに、管理、責任および監督を強化する新たなイニシアチブの検討を行っている。

95. この1年間に実施された効率化措置により、大きな節約がもたらされている。1996年上半期には、出張旅費が26%削減されている。この同じ期間に、文書の印刷および出版の費用は、27%削減されている。晩秋までに、全ての公用語で書かれた27万件を超える国連文書が、少なくとも157ヵ国および各国国連代表部（ニューヨーク）の大半において、電子方式で入手できるようになる。また、7月に始まった外貨購入の一本化により、本財政年度中に、100万ドル以上が節約できる予定である。現在ではより技術的な分野での対策が進められているが、これらの分野において、管理改善と効率化の問題は、それぞれの能力レベル内で手続きおよび技術の調整を制度化する任務を負った、専門的作業グループによって検討されているところである。こうした作業は、調達制度改革、印刷、文書化およびその他の会議サービスにおける「アウトソーシング」のオプション、実績評価および人的資源計画、計画実施における作業重複の排除、ならびに、先端技術の活用など、多くの分野で続行されている。
96. 管理上第二の戦略分野となっている人的資源については、総会決議50/214および50/215の実施に必要となる職員削減による潜在的な影響を軽減することに、特別の注意が払われている。専門職以上のカテゴリーで達成された女性の進出を維持するために、特別の努力が行われている。地理的配分の対象となるポストの数は、1996年6月末現在、昨年よりも1%上昇して、35.1%となっている。D-1レベル以上の女性職員の割合は、昨年よりも0.8%上昇して、17.9%に達した。これと同じ期間において昇進を認められた職員のうち、41.3%が女性であった。
97. 新鮮な考えと専門知識を持った新たな職員を定期的に取り込む必要性の認識に基づき、エントリーー7レベルおよび専門職員の採用は継続されている。効率化と新たな技術の利用により、採用コストは30%削減されているほか、採用プロセス全体に要する期間も、8ヵ月から3ヵ月へと短縮されている。
98. 国連の管理体制を向上させる上で鍵を握る要素として、業務管理制度の導入があげられる。新しい業務評価制度（PAS）は、重要な業務管理手段の一つである。この制度は、合意された目標および実績指標に基づく、作業の計画および優先度の決定、ならびに、コミュニケーションおよび業務監視を重視するものである。予算上の制約によっ

て遅れが生じたものの、全世界で約1万名の職員が、この新制度による訓練を受けている。

99. 国連の指導者および管理能力の強化、ならびに、新たな管理体制を支援する上で必要な態度変革の促進も、同様に重大な要素である。この1年間においては、上級レベルの約300名の職員が、「人材管理訓練計画」に参加している。この訓練計画は、自らの管理の長所と短所に対する管理職員の認識を高めようとするものである。この計画は間もなく中級管理職をも対象とすることになっており、1997年末までには、さらに600名の職員が研修を受ける予定である。1996年7月25日～27日には、事務次長および事務局各局長を対象とした特別シンポジウムが開催された。私も参加したこのシンポジウムでは、国連を管理し、部局横断的な協力および共同作業を拡充する上で、戦略的リーダーシップに対する共通の理解を高めることが中心に話し合われた。
100. これらの管理計画においては、ジェンダーと文化的多様性に関する問題が取り扱われる一方で、セクハラを含むいやがらせ対策についても進展が見られている。これに加えて、「国際公務員行動綱領」の見直しが進められているが、これは総会に提出されて、国連職員の基本的責務がより明確に規定されることになっている。
101. 特に、管理に活用できるよりよい情報が適時に入手できるようにするために、管理に係る第三の戦略分野として、情報が掲げられている。この点で、現在本部およびその他の事務所で施行されている統合管理情報システム（IMIS）は、財政的・人的資源および調達情報の利用を近代化・拡充し、内部統制と責任を強化することにより、国連管理を統合する力となりつつある。
102. 4番目の管理戦略分野である技術については、情報処理、OA化および通信のための全世界的インフラの機能を果たすものとして、戦略的技術計画が策定中である。同計画は、上記3つの分野の各々において基準を適用することにより、節約を実現するとともに、事務局の全部局に対し、その応用法の開発に関する協調的・一貫的アプローチのための枠組みを提供することになっている。この枠組みは、特定の活動に必要となる柔軟性を維持するものでもある。例えば、情報処理応用の補完性を確保する上で、国連事務局全体の統合・強化がさらに進められることになっている。
103. 国連本部所在地において、様々な世界会議から生まれたあらゆる文書の遠隔翻訳およびテキスト処理が、すべての言語で可能となったことは、技術管理における大きな成果と言える。例えば、カイロで開催された「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第9回国連会議」、北京で開催された「第4回世界女性会議」、南アフリカのミッドラント

で開催された第9回UNCTAD会議、および、イスタンブールで開催された「国連人間居住会議（ハビタットII）」については、レファレンス、翻訳あるいはテキスト処理職員が全く同行していない。遠隔翻訳は、「パレスチナ人に対する援助に関する国連セミナー」においても活用されている。

104. 新しい技術戦略のもう一つの重要な要素は、光ディスク・システムの導入である。これによって、国連文書に対する高速電子アクセスが可能となる。技術的環境の整備が完了して以来、ユーザーの数は現在までに800名を超えている。新たなユーザーの接続ペースが引き続き加速すると仮定すれば、1,600名というユーザー目標は、1997年末までに達成されることが確実である。ニューヨークおよびジュネーブで発行されたあらゆる文書が、すべての言語で同システムに蓄積されている。
105. 優先的目標の達成のために資源を配分する予算プロセス、および、実績測定システムの強化を通じた戦略的優先事項の判別により、国連の作業計画の管理を改善することは、5番目の戦略目標であると同時に、国連機構改革の鍵を握る側面である。私は、最近、計画調整委員会に対して、1998～2001年の期間に関する中期計画を提案した。フォーマットを刷新した同計画は、明確に設定された目標を規定するとともに、計画と、その実施を担当する部局の間の完全な適合性を強調し、責任を明確に認識している。したがって、この新しい中期計画は、来る2期の計画予算における戦略資源提案に強固な基盤を提供することになる。実績測定システムの活性化および拡充については、さらなる措置が講じられており、これによって、計画管理官は、戦略的優先目標の達成に責任を負うことになる。
106. 最後に、この1年間に着手されたもう一つの重要な改革任務として、調達分野における管理および説明責任の改善が挙げられる。調達に関する高級レベル専門家グループの勧告を受け、調達・輸送課は商品ベースのシステムに改組され、近代的管理業務に沿った集中的支援および管理を提供するセクションによって補強されることになった。新たな機構は、あるべき場所、すなわち指定された商品に専門知識を集中させるだけでなく、重層的な監督を簡素化し、職員が実際の調達活動に専念できるようにするものである。高級レベル専門家グループのメンバーは、迅速に改革を実行するため、同課の管理職およびスタッフと直接的な協力を続けている。その優先的任務の一つは、調達に関する政策案および手続き案を作成し、これを事務局の審査にかけることである。これらの案は、1996年下半年に最終化される予定である。

内部監査室

107. カール・セオドア・パシュケ事務次長の指揮の下、内部監査室は、第50回総会会期中に、初めての年次報告書を発行した。1995年12月に第五委員会で行われた同報告書に関する討議では、加盟国が、全般的に、内部監査室が創設以来達成した進歩に満足していることが確認された。内部監査室は、第51回総会中に、1995年7月1日から1996年6月30日までの活動を対象とする、二度目の年次報告書を発行することになっている。
108. 国連の強力で効果的な内部監査を行う上で、内部監査室は、管理効率化の重要な要素となったばかりでなく、国連の組織全体を通じた効果的な管理体制および健全な作業環境の醸成にも貢献している。私は、この認識に立ち、1996/97財政年度の計画予算による資源配分において、同室の強化を図ることを提案した。この提案は採択され、内部監査室には12のポストが新設された。予算削減が義務づけられたことにより、新規ポストをすべて活用することはできなくなったが、調査班の強化は引き続き重要な課題となっている。
109. 内部監査室を設立する決議48/218Bにより、総会は、私に対し、国連の活動基金および計画の内部監査機能に関し、報告書を作成するよう要請した。私の要請に応じ、内部監査室は、情報収集を経て報告書案を作成し、これを各機関の長に回覧して、各々の統括体に送付させた。報告書案はこれらの統括体のいくつかによって既に十分討議されており、1996年末までには最終化される予定である。
110. この1年の期間中、私は、内部監査担当事務次長に対し、いくつかの部門を視察するよう要請した。これらの部門においては、一定の問題に関して事務次長の評価を得るのが有益であり、かつ、事務次長の個人的介入により、管理の効率および効果の向上が図られると判断したためである。ジュネーブの人権センターについては、1993年の視察を受けて、大規模な再編が開始されているが、事務次長は、この人権センターを数回訪問している。また、事務次長は、平和実施部隊（IFOR）への移行前および移行後の二度にわたって旧ユーゴスラビアを訪問し、国連の立場と、国連平和部隊（UNPF）の解体努力の評価を行った。1995年12月、事務次長は、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を訪問し、同機関本部のガザへの移転を含む様々な管理問題について、私に助言を提供した。事務次長はまた、国連貿易開発会議を訪問し、横領疑惑に関する調査を行った。
111. この1年間において、内部監査室は、計画調整委員会の春会期に対する事務総長の

計画実績報告書を作成・提出した。この報告書は、1994/95財政年度を通じて国連が実施した活動の多様性を反映するものとなっている。報告書は、作業計画の実施においてなされた変革に関する説明および数量面での詳細を提供するとともに、これらの変革を形作る上で政府間機関および内部監査室がそれぞれ果たした役割を詳述している。さらにもう一つの重要な努力として、内部監査室は、様々な国連事務所に対するその勧告の実施状況に関して、3件の報告書を提出することにより、体系的なアプローチを導入し、実施状況を若干改善することになった。私は、関連事務所のそれぞれに対し、監査問題に関する拠点を設定し、勧告の実施に関して内部監査室との連絡体制を確立するよう要請した。

法務室

112. ハンス・コレル氏を長とする法務室は、国連の主要機関および補助機関の決定および活動から生じる諸問題、特に、安全保障理事会決定の様々な側面の実施に関する法的助言および援助の提供を続けた。
113. この1年間において、法務室は、広範囲にわたる法務サービスおよび支援を国連に提供している。その中には、国連の活動から生じる私法、比較法および国際法関連の諸問題に関する研究および意見作成、平和維持活動の諸側面、すなわち、その活動から生じる請求に関する法的な助言およびサービス、人事問題、行政問題およびその他行政法関連の問題、ならびに、契約および調達が含まれている。法務室は、国連の諸機関および補助機関に対しても、同様の範囲の助言を提供している。
114. 法務室は、国連平和維持活動の権限の解釈、ならびに、その部隊地位協定、派遣団地位協定、特権・免除および出動規則に関する案文作成および助言について、援助を提供した。特に、旧ユーゴスラビアやルワンダのようなケースにおいては、平和維持活動の段階的終結が、複雑な法律問題を提起している。どちらの場合においても、法務室は、国連平和維持活動の段階的撤退、および、新たな国連のプレゼンス確立に関与しているが、上述のように、ルワンダでは、同国政府が要請する新たな国連事務所の設立が、依然として不可能な状態である。また、法務室は、国連ハイチ・ミッション（UNMIH）の最後の活動延長を受けて安全保障理事会が設立した国連ハイチ支援ミッション（UNSMIH）に関する委任権限の解釈、および、新たな出動規則の見直しにも関与している。
115. 法務室は、アンゴラ、グルジア、グアテマラ、ハイチ、イラク／クウェート、レバノン、タジキスタンおよび西サハラで継続中の活動／ミッションについても、法的助言

およびサービスの提供を続けている。法務室はまた、周辺国における活動拠点としてケニアを利用する国連の平和維持活動、人道援助活動および同様の活動に係る特権、免除および施設に関する国連・ケニア政府間の協定の案文作成および交渉にも関与している。

116. イラク国民が緊急に必要とする人道援助物資を取得するために、国連の監視下でイラクが石油および石油製品を売却することを可能にするメカニズムを設定することに関する安全保障理事会決議986（1995）の実施第1段階において、法務室は先導的役割を果たしている。法律顧問団の率いる国連チームは、1996年2月8日から5月15日までに、イラク代表団と4回の交渉を行った。法務室は、同決議実施のための実務的取極を含む、国連事務局とイラク政府との間の了解覚書案の作成に貢献するとともに、その調整を行った。この努力の結果、1996年5月20日、了解覚書が調印され、これを受けて、法務室は、決議の完全実施に先立つ準備段階に関与を続けた。特に、法律顧問団は、関係する様々な事務局ユニットの作業を調整する部局間運営委員会の会合に参加するとともに、関連する法律問題に関する助言を提供した。法務室はまた、兵站およびその他の取極を見直すために1996年6月にイラクに派遣された技術ミッションにも代表を参加させている。法務室は、様々な制裁委員会および国連賠償委員会に対して、法的な援助および助言の提供を続けている。
117. 平和維持活動局と協力して、法務室は、国際人道法の尊重に関する「国連平和維持軍指令」を作成した。この指令を制定し、これを国連平和維持軍に周知徹底させる上で、国連は、国際人道法の原則を守り、その尊重を確保するという、ジュネーブ条約第1条による義務を遵守することになる。総会の要請を受け、法務室は、国連平和維持活動に関連する第三者請求解決のための手続き、ならびに、平和維持活動およびその要員に関する国連の義務の原則に関し、法的研究書を作成した。
118. 法務室は、旧ユーゴスラビアおよびルワンダについての国際刑事法廷に関連して継続中の数多くの活動に関し、助言を提供している。同室は、国際法廷および第三国、ならびに、安全保障理事会のそれぞれの間の関係について、助言を要請された。検察官室に代わり、法務室は、サラエボの連絡事務所設置に関するボスニア・ヘルツェゴビナ政府との協定交渉に携わっている。これとの関連で、法務室は、ユーゴスラビア連邦共和国の代表と交渉を行い、国際法廷検察官室ベオグラード連絡事務所の地位に関する交換公文を交わした。法務室は、安全保障理事会に対し、それぞれの判事から提案されている両国際法廷規則の改正に関する助言を行った。また、法務室は、ブルンジに関する国際調査委員会の付託条件案作成を支援したほか、適用される法律に関連する助言および

意見も提供した。

119. 法務室は、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）の参加およびその国連システム全体における地位に関する総会決定の実施における一貫性を確保している。この問題は、引き続き、慎重を要する法的・政治的課題を提起している。
120. 法務室は、一連の「虐殺容疑に関する国連調査実施ガイドライン」案の作成を完了した。このガイドラインは、こうした調査を国連が実施する際に一般的に適用される手続きがなかったことから、事務総長が作成を要請していたものである。ガイドラインは1995年11月に発表された。法務室は、国連システム全体、および、人権あるいは犯罪調査の分野で活動するその他の機関に対して、このガイドラインを配布する役目を担っている。
121. 法務室は、列国議会同盟および国際移住機関との協力協定の締結に積極的な関与を行った。法務室はまた、第4回世界女性会議および国連人間居住会議（ハビタットII）について、開催国との協定交渉に参加するとともに、議会議法関連の援助および助言を提供している。法務室は、「過剰殺傷あるいは無差別的効果を及ぼすと見なされるような通常兵器の禁止または制限に関する条約」の第1回再検討会議に対しても、法的援助を提供している。さらに、法務室は、国連ボランティア計画の本部をボンに設置することについて、ドイツ政府との協定交渉に参加している。日本政府との間でも、同国における国連会議開催に関するモデル枠組み協定のための交渉が続いている。
122. 法務室は、国連行政法廷における人事関連の争訟において、事務総長の代表を務めたほか、裁判・仲裁手続きにおいては国連の代表を務めている。この点で、特記すべき活動としては、内部司法制度改革に関する助言の提供、計画監督官およびスタッフとの協議を経て総会に提出される、国連スタッフおよびその他の国連職員のための行動綱領作成、調達改革に関する専門家グループへの助言の提供、新たな標準的航空機リース契約案の作成、ニューヨークの国連およびUNDP建物に関する大規模リース、ならびに、ニューヨークの新UNICEF本部建物に関する自家保険制度案の作成があげられる。
123. 法務室のもう一つ重要な任務は、総会の第六委員会、国際法委員会およびアド・ホックな法律機関に対して事務局サービスを提供することである。総会が「国家間争訟の和解のための国連モデル規則」を採択（決議50/50）したことは、これらの規則が、数多くの革新的規定および最近の学術研究の結果を取り入れるとともに、国際的和解の分野において経験を蓄積したという点で、重要な成果と言える。これらの規則は、

国家間争訟で、当事国が全体的あるいは部分的にその適用に合意している場合に適用される。総会は、直接交渉で解決が不可能な争訟が国家間で生じた場合に、モデル規則の適用が可能であることに、加盟国の関心を喚起することを決定した。事務総長は、できる限りにおいて、かつモデル規則の条件に従い、かかる規則を基礎とした和解を望む国々に援助を提供するよう要請されている。

124. この文脈で重要な動きとして、総会が、全ての国連加盟国あるいは専門機関加盟国に開かれた「国際刑事裁判所設置に関する準備委員会」の設置を決定したことがあげられる。法務室がサービスを提供するこの準備委員会に委任された権限は、2年前に国際法委員会が作成した規則案から生じる重大な本質的・事務的問題を討議すること、ならびに、全権大使会議による検討に向けた次なるステップとして、国際刑事裁判所設置のための、広く受け入れられ、一本化された条約文を作成することを念頭に、その案文を作成することである。準備委員会は、1996年3月、4月および8月に会合を開いた。8月の会合の終わりに、準備委員会は、第51回総会に対する報告を行うことになっている。
125. この1年間において、法務室は、「1994年の国際テロ廃絶措置宣言」の実施を援助した。国連総会も、決議50/53により、同宣言を再確認している。
126. 法務室は、国際法の段階的な発展および法典化に関する国際法委員会の作業を援助している。同委員会は、その第48会期において、「人類の平和および安全に対する犯罪法典」案を構成する20の条文を採択しているが、これは現在総会によって審議されている。
127. 法務室は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の事務局として機能し、国際商取引法の段階的な調和および統一を図っている。同委員会の1995年会期では、「独立銀行信用およびスタンド・バイ信用状に関する国連条約」の最終案が作成され、総会に提出されている。同条約の目的は、かかる金融手段の利用における不確実性を排除し、その乱用を防ぐことにある。同条約は、1995年12月11日、総会決議50/48によって採択され、調印のため開放された。
128. 商取引法委員会の1996年会期で採択されたもう一つの重要な立法措置として、「電子取引に関するUNCITRALモデル法」案があげられる。同法は、ビジネス・コミュニケーションにおいて近代的技術を利用する上での法的障害を除去しようとするものである。同委員会はまた、仲裁手続きの組織に関する時宜にかなった決定が有用となりうる問題をリストし、これを簡潔に説明することによって、仲裁人を援助すること

を目的とした、非立法措置も採択している。

129. 国際商取引委員会およびその作業部会では、その他、電子式船荷証券、国際的支払不能、売掛金融および建設・運営・移転型プロジェクト実施スキームについても討議が行われている。法務室は、特に新興独立国および開発途上国から、その商取引法の近代化、ならびに、同委員会の作業から生まれる法文に関する訓練および技術援助の両方について、ますます多くの要請を受けている。
130. 法務室は、条約法および条約の技術的側面に関連する問題についても、広範な助言を行っている。総会によって委任された権限を一步押し進めて、かつ、加盟国から表明された期待に従って、法務室は、国連条約データベースからの世界的電子ゲートウェーを通じた効果的な条約の情報発信を容易にすべく、総合的コンピューター化計画を実施中である。現在電子フォーマットで入手できる『事務総長に寄託された多国間条約』のデータは、毎日更新されており、国連ネットワーク内で完全なテキスト検索・読出機能を以て利用可能である。さらに、この刊行物は、インターネットでも <http://www.un.org/Depts/Treaty> のアドレスで入手可能であり、1週間で700件を超えるアクセスがある。同文書は、英語およびフランス語で、ハードコピーでも刊行が続けられている。
131. 国連憲章第102条で委任されている『国連条約シリーズ』は、重要な刊行物である。これまでのところ、1,500巻について電子画像フォーマットへの転換、光ディスクへの蓄積、機械的な索引付けが行われ、国連ネットワークで読出可能となっている。『国連条約シリーズ累積索引』および『国際連盟条約シリーズ』についても、1996年中にこのフォーマットへ転換される予定である。電子検索の可能なフル・テキスト索引も作成中である。一定のユーザーからユーザー料を徴収する設備を備え、条約データベースへのオンライン・アクセスを外部に提供するメカニズムについては、現在試験が行われているところである。また、事務局に提出・登録されている条約に関する処理時間を短縮し、出版プロセスを迅速化するために、ワーク・フロー・システムが開発されている。このシステムにより、デスクトップ出版を通じた『国連条約シリーズ』の刊行が可能となり、スタッフおよび支出が大幅に節約される見込みである。
132. 「1982年国連海洋法」および関連法規の進展において、現在は非常に重要な時期となっている。特筆すべき動きとしては、条約加盟国数の急激な増大（1994年11月の条約発効時の68ヵ国から、1996年7月には、主要先進国の多くを含む100ヵ国以上へ）、36名のメンバーからなる理事会と事務局長の選出を含む国際海底機

構（ジャマイカのキングストン）設置に向けた最後の困難の克服、国際海洋法裁判所（ドイツのハンブルク）に関する第1回選挙の完了（1996年8月1日）、1996年7月の「1994年国際海洋法条約第11部実施に関する協定」の発効、1995年8月4日の「移動性・高度回遊性魚類資源の保全および管理に関する1982年12月10日の国連海洋法実施のための協定」の採択、ならびに、大陸棚の限界に関する委員会に係る準備作業の進展があげられる。

133. 海洋法条約が既存あるいは提案中の国際協定および計画に与えた影響に関する法務室の全般的評価は、第51回総会に提出されることになっている。

134. 法務室は、1996年、国際海底機構に対するサービス提供を完了した。この1年間に於いて、法務室は、国際海洋法裁判所および大陸棚の限界に関する委員会の設立に関する4回の当事国会合を開催し、サービス提供を行った。海洋法裁判所については、1996/97年度予算が採択され、7月24日から8月2日には、ニューヨークの5度目の当事国会合において、判事の選任が行われた。判事の就任式は、1996年10月18日に予定されている。大陸棚の限界に関する委員会メンバーの選任は、1997年3月まで延期されている。法務室は、この関係で、UNESCOの政府間海洋学委員会および国際水路学機構との間に密接な関係を築き、サービス提供の準備を行うとともに、大陸棚の限界が基準線から200カイリ以上とされるべきであると主張する沿岸国が海洋法委員会に提出することになる、手続きに関する当事国会議への勧告を作成した。

広報局

135. この1年間に於いて、広報局は、サミール・サンバル氏の下、一般向けに国連に関する正確な情報を提供し、国連の努力についての知識を醸成する一方で、効率化およびコスト削減に努めた。

136. この1年間に於いて、広報局は、数多くの方法で、国連システムの他の諸要素との協力関係拡充を図った。同局は、国連合同情報委員会を通じ、より密接な調整を模索している。様々な国連会議推進のために広報局が設立した部局間および機関間作業部会は、現在制度化中である。広報局は、UNESCOと協力して、1996年1月、サマアにおいて、アラブ諸国における多元的かつ独立したメディアの促進を目的とした地域セミナーを開催している。

137. 事務局内部においては、平和維持およびその他の実地活動の広報に関する高級レベ

ル部局間作業部会が、広報局の代表、ならびに、政治問題局、平和維持活動局および人道問題局のメンバーの参加を得て、設立されている。この作業部会は、結成当初からの国連ミッション内における情報提供に対するアプローチの効率化および統一化のための基盤となるガイドラインを採択した。現在では、ミッションの要員として派遣できる広報担当職員の登録簿が作られている。

138. 広報局は、各計画および機関の上級職員およびその広報担当官との協議を通じ、社会・開発分野における広報活動強化に貢献した。情報とコミュニケーションは、「アフリカのための国連システム全体的特別イニシアチブ」第1年目の作業計画において、中心的な存在となっている。各広報センターの参加を得て、広報局は、1996年3月15日に行われた特別イニシアチブの衛星中継・マルチメディア式発足式のアレンジを担当したが、これによって、アフリカ開発努力が、世界のメディアを通じ、大々的に報道されることになった。
139. この1年間において、国連は、受入国政府との協議により、国連広報センター機能の国連駐在代表/駐在調整官事務所への統合を図ったが、これによって、大幅な節約がもたらされた。広報局の指導を引き続き受けながら、国連駐在代表/駐在調整官の監督の下に活動する国連広報センターは、合計63カ所のうち30カ所以上に及んでいる。このうち15カ所の広報センターについては、完全な統合が行われている。
140. 一連の特別世界会議および国連創立50周年記念に広報局が関与したことにより、非政府機関、学界およびマスコミはもとより、青年および地方自治体指導者をも含む、非政府アクターと国連の協力関係が促進された。これらのグループの代表のなかには、かかる会議を自らフォローアップするために、以前にも増して国連の情報を利用するものが増えてきている。広報局は、非政府機関との連絡作業、刊行物、電子メディア商品、図書館ネットワーク、国連広報センターおよび来訪者サービスの影響を慎重に監視することにより、このようなパートナーシップの強化を図っている。
141. 広報局の出版活動の成果のうち最も目につくものの一つとして、国際的出版において重要な位置を占める「ブルーブック・シリーズ」が、一年強の期間で確立されたことがあげられる。これまで、ブルーブックは10巻制作されており、女性の地位向上における国連の役割、ならびに、ルワンダ、ソマリアおよびイラク/クウェートの危機における国連の活動等の問題が取り扱われている。販売部数は1万4,000部を超えている。
142. コストの削減は、デスクトップ出版技術、内部複写施設利用の拡大、および、様々

なユニットに対して、他者の作業から恩恵を受けたり、技術的施設あるいは人員を共有したりすることを可能にするような研究・出版プロセスの組織化を通じて行われている。出版物の届く範囲は、電子ネットワークでの提供によって拡大されている。国連刊行物の販売およびマーケティングを広報局に担当させるという私の決定を受けて、広報局は、出版を促進し、販売用刊行物の割合の増大を図っている。この1年間において広報局が制作した32冊の図書のうち、26冊は販売用図書であった。また、広報局に販売課が設置されたことにより、学術研究機関、図書編集者および広報センターと同課との関係は強化されるであろう。モスクワ、東京およびアテネの国連広報センターが結んだ協定により、ロシア語、日本語およびギリシア語では、「一般向け」ブルーブックの刊行が進んでいる。広報局はまた、事務局およびそれ以上のレベルでの調整を強めることで、刊行物の間の重複を防ぐことに努めている。この点で、最近、広報局の隔週刊『Development Business』が、世界銀行による類似の刊行物と統合されたことは、一つの成果と言える。

143. 広報局は、ワールド・ワイド・ウェブの国連ホームページを通じた電子式情報提供への依存を強めている。ホームページには、現在、1日あたり3万件以上のアクセスがある。ホームページが提供する情報は、プレス・ブリーフィング、国連に関する基礎データ、主要な文書の全文および統計資料などである。これによって、国連は、すでに電子ネットワークにアクセスできる地域において、プレスへの連載と印刷物の配付を削減できるようになっている。各部局および事務所の間の調整を改善するため、広報局は、部局間インターネット問題グループの議長役を務めている。
144. インターネットの利用を拡大させながらも、広報局は、引き続き、ラジオおよびテレビによる情報提供を重視している。広報局のラジオ番組は、160ヵ国における1,800の放送局によって利用されているものと見られるが、その中でも最もポピュラーなのが「World in Review」である。1,200件を超えるTVニュース・パッケージが世界中の放送局向けに制作・販売されていることは、国連のビデオ・テレビ番組に対する需要が高まっていることの証左である。

ジュネーブ国連事務所

145. ヴラジミール・ペトロフスキー所長の下、ジュネーブの国連事務所は、人権、人道活動、軍縮および安全保障関連の事項に関連する、広範な問題を取り扱う一方で、業務向上、効率化および1996/97年度計画予算に関する国連決議50/215の実施改善を目的として、再編プロセスを遂行した。効率見直しにおいては、あらゆる文書化

関連分野における合理化、情報技術利用の改善、および、全般的管理の強化という、3つの主要分野に焦点が置かれた。

146. ジュネーブ事務所は、ヨーロッパを本拠とする国連システム専門機関との業務関係強化を継続した。この文脈で、ジュネーブ事務所はまた、加盟国、国連および専門機関の間の相互連関を促進する役割を強め、その結果として、キプロス、フランス、イタリア、カザフスタン、ラトビア、ナミビア、南アフリカおよびウクライナの国家元首あるいは政府首脳を含め、同事務所を来訪する政府高官の数が増大した。
147. 欧州の地域的機関およびサブ地域機関との協力関係も強まった。欧州理事会、欧州安全保障協力機構（OSCE）およびジュネーブに本部を置く国連計画の間の三者間協議は、赤十字国際委員会（ICRC）および国際移住機構（IOM）の参加を得て拡充された。特に、近代的技術を用いた情報共有の分野では、実務的な協力努力が開始されている。これに加えて、ジュネーブ国連事務所がこれらの機関の閣僚級会合および技術者会合に参加するケースも増えている。
148. 紛争後の再建・復興の分野におけるジュネーブ国連事務所の活動は、「戦争被害社会プロジェクト」を通じて具現化された。このプロジェクトは、国連社会開発研究所（UNRISD）の後援を受けて、平和維持、救援、復興および開発活動の間の複雑な相互作用に対して、斬新で総合的な政策対応を見つけようとするものである。また、ジュネーブ事務所は、スイスのダボスにおける世界経済フォーラムなど、主要な経済フォーラムにも参加している。
149. 欧州および独立国家共同体における体制移行中の諸国間の「促進者」として、ジュネーブ国連事務所は、欧州経済委員会（ECE）およびUNDPの支援を受け、これらの国々で実施中の地球的国連活動について、アクセス可能な一覧表を作成するための協力プロジェクトに着手した。さらに、軍縮の分野において、ジュネーブ事務所は、軍縮委員会の活動、核実験全面禁止条約の交渉プロセスおよび通常兵器条約再検討会議に関するマスコミ向けセミナーを開催している。
150. 1995年9月から1996年6月にかけて、会議課は、6,515回の会合（ジュネーブ以外での279回を含む）に対するサービス提供を行った（通訳つき2,505回、通訳なし4,010回）。これは前年の6,376回の会合（ジュネーブ以外での563回を含む）に対するサービス提供（通訳つき2,529回、通訳なし3,847回）に比べて、2%の増加となっている。国連本部、ジュネーブ国連事務所およびウィーン国連事務所のあいだの協力関係が強化されたことで、この3つの主要な会議センターの

中で、利用できる資源がよりよく活用されるようになった。また、ジュネーブ事務所は、新たな技術の利用を拡充することにより、サービス提供を改善する方法を模索している。例えば、会議課は、現在インターネットと接続されており、これによって、その他の出張所および会議センターへのファイル転送、ならびに、用語集等のデータベースへのアクセスが可能になっている。会議課は、インターネットのジュネーブ事務所ホームページで、データの提供を行っている。

151. 既存の機関にサービスを提供する傍ら、ジュネーブ事務所は、旧ユーゴスラビア国際会議、国連補償委員会、生物・通常兵器条約再検討会議、国連気候変動枠組み条約等、政治あるいは平和維持問題に関連する重要な会合を多く開催した。さらに、1993年の世界人権会議によって採択された「行動計画」は、引き続き、ジュネーブにおける新たな作業部会会合をもたらしている。
152. 国連本部のダグ・ハマーショルド図書館と共同で、ジュネーブの図書館は、「国連図書情報システム（UNBIS）」に断続的に情報入力を行っているほか、独自の総合管理システム（URICA）を保持している。また、ジュネーブ図書館は、数多くの外部データベースにアクセスを提供しており、過去数年間でCD-ROMの蔵書を充実させている。同図書館は、最近、サーバーを設置し、これらのCD-ROMのうち40巻を、ネットワーク（FDDI）を通じ、パレ・デ・ナシオンで利用できるようにしている。図書館内でのCD-ROM制作も進められているところである。
153. 1948年4月18日国際連盟の解散およびその資産の国連への移転を記念するために、ジュネーブ図書館は、CDオーディオ・ブックレットを含む、電子メディア商品を開発した。ジュネーブ大学建築研究所との協力の下、多くの展示会が開催されている。

ウィーン国連事務所

154. ウィーン国連事務所（所長はジョルジオ・ジャコメッリ氏）は、国際的な麻薬乱用統制、犯罪防止および刑事裁判、宇宙空間の平和利用、ならびに、国際商取引法の分野における国連活動について、本部の機能を果たしている。同事務所はまた、平和維持活動についても、重要な会合の場および支援センターとなっている。
155. 犯罪が国家の主権、安定、民主主義および開発に対して、ますます明白な脅威となっていることに対応し、かつ、総会決議50/146および50/214によって指摘されるところに従い、ウィーン国連事務所の犯罪防止・刑事司法課は、犯罪と闘うた

めの戦略をさらに促進し、この分野における国際協力を向上できるよう、部へと昇格した。

156. この1年間において、犯罪防止および刑事司法計画に対する立法上の需要は強まった。このことは、犯罪防止・刑事司法委員会を含む国連の立法機関によって委任された作業計画が近年2倍以上に増えていること、および、同プログラムによる対処の必要性が増大していること等からも明らかである。
157. 犯罪防止・刑事司法部は、ラテンアメリカ・カリブ地域を対象に1995年11月ブエノスアイレスで開催された「国際的組織犯罪に関する閣僚級ワークショップ」の調整役を務めた。このワークショップは、1994年にナポリで開催された組織的国際犯罪に関する世界閣僚級会議の実施を助けるために、どのような技術協力プロジェクトの可能性があるかを決定するためのものである。ワークショップの結果、2つのプロジェクトが生まれた。一つは、組織的国際犯罪の防止および統制のための行政・立法管理手段を採択するものであり、もう一つは、汚職との闘いによって統治の改善を促進するものである。参加した閣僚は、組織的国際犯罪対策のための新たな国際条約に含まれるべき、いくつかの基本的要素についても合意した。
158. この1年間において、犯罪防止・刑事司法部は、犯罪防止および治安維持のための火器規制に係る「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第9回国連会議」（於カイロ、1995年4月29日～5月8日）の決議9、ならびに、経済社会理事会決議1995/27の第4条A項を受けて、「国連国際火器立法研究」に着手した。1997年、同研究は、この分野における政策指導機関である犯罪防止・刑事司法委員会第6会期に対して、情報を提供することになっているが、この情報から、毎年数万人の命を奪っている小火器関連の犯罪を減少させるための勧告およびガイドラインが作成される可能性もある。
159. 同委員会第5会期においては、いくつかの分野で進展が見られている。特別記念総会での国家元首および政府首脳による声明のフォローアップとして、犯罪防止・刑事司法委員会は、総会に対し、犯罪および治安に関する国連宣言を採択するよう勧告した。また、同委員会は、公務員の行動規範に関する条文を含む汚職対策行動決議のほか、とりわけ、女性に対する暴力の廃絶、死刑囚の権利保護を保証する措置の適用、「組織的国際犯罪対策に関するナポリ政治宣言および地球的行動計画」の実施、環境保護における刑法の役割、ならびに、子どもを使った密輸の防止策に関する決議採択も勧告している。

160. 国際的な背景を持つ犯罪および権力乱用の犠牲者の権利の問題は、1985年の「犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第7回国連会議」以降、進展を見せている。1995年12月に開催されたこの問題に関する専門家グループ会合は、犯罪および権力乱用の犠牲者のための司法に係る基本原則実施に関するマニュアル案作成戦略を策定するとともに、「提案中の国際刑事裁判所手続きにおいて犠牲者の権利および利益を保証する原則」を採択した。また、この会合では、一連の関連技術協力プロジェクトも策定された。
161. 犯罪防止・刑事司法部は、この1年間において、その助言サービスを拡充し、文民警察訓練、検察、刑事司法における人権推進、青少年裁判、犯罪者の処遇、更正制度改革、刑事司法管理などの様々な問題に関し、訓練コース、セミナーおよびワークショップを開催するようになった。また、同部は、開発途上国から7名の参加を得て、最初のフェロシップ計画を開始した。
162. その他、犯罪防止・刑事司法部の活動としては、『国連犯罪動向・刑事司法制度運営調査』第5弾の配付、『国際刑事政策研究』、『犯罪防止・刑事司法ニュースレター』および『動向レター』各号の刊行、ならびに、「国連犯罪・司法情報ネットワーク」を通じて入手できる様々な電子資料の拡充があげられる。最近、このネットワークには、犯罪防止・刑事司法委員会第5会期全文書の英語、フランス語およびスペイン語版、ならびに、外国人犯罪者の引き渡し、司法／法律援助および移送に関するデータベースが新たに追加されている。
163. この1年間において、宇宙問題室は、加盟国から、経済・社会開発および環境保護を目的とした国家計画に応用しうる宇宙技術へのアクセスをますます要請されている。また、政策決定者向けのワークショップおよび専門家向けの訓練コースの開催、ならびに、特に通信衛星と地球観測データの利用における技術的助言の提供を含め、様々な分野において、宇宙問題局への支援提供要請が増えている。
164. 国連宇宙応用計画を通じ、宇宙問題室は、宇宙科学・技術の様々な側面およびその経済・社会開発への応用に関するワークショップ、訓練コースおよびシンポジウムを開催した。また、宇宙問題室は、宇宙科学応用に関するパイロット・プロジェクトの開発および実施に係る援助を含め、開発途上国独自の宇宙科学能力を開発するための技術的助言サービスを提供した。宇宙科学室は総会の宇宙空間平和利用委員会、その科学技術小委員会および法律小委員会、ならびに、これらの下部機関に対するサービス提供を続けた。宇宙空間平和利用委員会は、その第39会期において、宇宙科学の恩恵共有に関

する原則宣言の最終案文を採択し、大きな一歩を踏み出した。

165. 開発途上国における宇宙科学・技術教育のための地域センター設立については、大きな進展が見られた。各地域は、それぞれ地域委員会が担当することになる。これらのセンターは、宇宙関連の学科および応用技術に関する教育および訓練を行うことになっている。1995年11月、アジア・太平洋地域のセンターがインドに発足し、1996年4月には、26名の学生を対象とした最初の9ヵ月コースが始まっている。ブラジルおよびメキシコが受入国となるラテンアメリカ・カリブ地域のセンターは、1996年中に活動を開始する予定である。アフリカ地域では、フランス語圏についてモロッコ、英語圏についてはナイジェリアが、それぞれセンター設置国と決定されている。
166. 宇宙応用計画のワークショップによるこれまでの勧告から、地域的協力が具体的な進展を見せている。1991年にインドで開催された第1回国連基礎宇宙科学ワークショップは、スリランカにおける国立天体観測所の設置をもたらした。この天文台は、1996年に開所式が行われ、日本の文化無償援助によって宇宙問題室に供与された反射型天体観測望遠鏡が設置されることになっている。基礎宇宙科学に関するその他のワークショップの成果としては、エジプトのコッタミア天文台にあるアフリカ最大の天体望遠鏡の改修、および、ホンジュラスにおける天体観測所の設置があげられる。
167. 「宇宙情報サービス」の一環として、宇宙問題室は、1995年、そのコンピューター・データベースとインターネット・ホームページをさらに発展させた。ホームページには、宇宙問題室の作業および国連の宇宙関連活動に関する最新情報のほか、加盟国が各国の宇宙活動に関して提供した情報も含まれている。1996年2月に開催された宇宙空間活動に関する第17回機関間会合における合意を受け、宇宙問題室は、機関間の調整を強化する手段としてインターネットの利用を拡大するとともに、国連機関の作業に関する情報のインターネット上での入手可能性を確保する上での中心的調整役を務めるべく、行動を開始している。
168. 会議サービスの一環として、宇宙問題室は、国連全加盟国を対象とした宇宙空間平和利用委員会特別会期（UNISPACE-Ⅱ）招集のための政府間委員会における準備作業支援計画の作成を続けた。同特別会期は、2000年開催の合意がなされないかぎり、1999年に開催予定である。
169. 最後に、この1年間において、ウィーン国連事務所行政・共通サービス部は、ウィーンに所在する国連のユニットおよび計画、ならびに、ローマの国連地域間犯罪・司法研究所（UNICRI）に対して、行政・共通支援サービスを提供した。同部はま

た、平和維持活動への支援を提供し、国連／国連工業開発機関会合およびその他の国連システム会合のための統一的会議サービスを実施するとともに、ウィーン国際センターに関する一部の共通サービス管理を行った。1995年8月1日から1996年7月1日まで、ウィーンで計画およびサービス提供が行われた会合は合計で2,400回に及んだが、これは前年比で約9%増となっている。1995年に遠隔翻訳が導入されたことを受けて、この作業の標準化措置が取られた結果、大幅な節約が達成されている。

ナイロビ国連事務所

170. 1996年1月1日、それまで国連環境計画（UNEP）、国連人間居住センター（ハビタット）および共通サービスによって提供されていたすべての支援機能を統合するとともに、行政事項に充当されていた資源を結集することにより、ナイロビ国連事務所が設立された。ナイロビ事務所の役割は、人材管理、財政、会議サービス、電子サービス、ならびに、契約、調達、出張、建物管理、警備、登録、郵便等の支援サービスを含め、幅広いサービスをUNEPおよびハビタットに提供することである。
171. ナイロビ国連事務所が創設されたことにより、サービスの重複が抹消されるとともに、大きな規模の節約を達成する機会が生まれた。ナイロビ事務所は、ナイロビにおける最高責任者であるUNEP事務局長に報告を行っている。

行政調整委員会

172. 1996年3月15日に「アフリカのための国連システム全体の特別イニシアチブ」（これについては開発のための活動との関連で以下に詳述）が発足したことを受けて、行政調整委員会は、特別イニシアチブの効果的かつ迅速な実施を確保するような措置を中心に検討を行った。国連機関すべての長は、「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の効果的実施を進めるという国連システムの新たな誓約、ならびに、1995年カイロ行動計画およびその他の地域的計画に定められたアフリカ各国政府の開発優先目標に対する国連システムの貢献と不可分の一体をなすものとして、このイニシアチブに対する全面的支援を再確認している。
173. 行政調整委員会は、各機関の統括体がすでに特別イニシアチブの検討を開始していることを評価した。委員会は、各機関内、ならびに、国家および地域レベルで、イニシアチブ追求のために実施されている措置の再検討を行った。行政調整委員会は、アフリカ各国政府との密接な協議、および、その他の関連機関との協力の下に、指定された主導的機関が、同イニシアチブの各要素に関する実施戦略策定を進展させていることに満

足の意を表明した。国内および外国の投資を誘致する経済的環境を醸成するとともに、政策策定の能力を建設し、生産的活動を刺激することの重要性が強調されている。ジェンダー問題への本格的対処など、イニシアチブのあらゆる要素において対応されるべきものとして、数多くの重要な部門横断的問題が脚光を浴びている。

174. 行政調整委員会メンバーは、特別イニシアチブの与える影響が、国家レベルでの共同活動の実効性に依存しているとの認識に基づき、アフリカ地域の駐在調整官に対し、この関連で要求される重要な役割を遂行するための全面的支援の提供を確約した。行政調整委員会は、国連システムの諸機関、市民社会および援助コミュニティの間のパートナーシップをさらに強化する方策を積極的に模索している。委員会は、イニシアチブの実施に当たって、紛争およびその他の緊急事態に直面している国々の特別な状況、ならびに、そうした状況における、援助と長期的開発ニーズ充足措置との間のギャップ克服に特に留意する必要性を強調した。また、委員会は、イニシアチブによる計画に資金を調達するのであれば、既存の予算および新たな資源の配分がともに必要であろうことを認識した。委員会の認識によれば、イニシアチブによる共同計画策定は、既存の資源の活用を改善し、それによって、追加的資金の調達が促進されることになる。最後に、行政調整委員会は、国家、地域および地球レベルにおける、イニシアチブ進展の慎重な監視と評価、ならびに、効果的な実績指標の開発の必要性を認識した。委員会は、今後毎回の会期において、イニシアチブ実施の進捗状況の見直しを続ける旨決定している。
175. これと同じ広い文脈において、行政調整委員会は、重債務国の債務問題を解決するとともに、ケース・バイ・ケースで債務国の債務全体を取り扱う「行動枠組み」案に関する世銀・IMF合同イニシアチブを歓迎した。委員会は、アフリカ諸国の債務問題解決が、その開発見通しを立てるうえで鍵を握るステップとなることを強調した。
176. 今回の行政調整委員会会期においては、国家レベルのフォローアップに対する協調的支援措置が特に重点的に話し合われた。各種会議によって採択された行動計画に共通する優先的なテーマに従い、現在3つのタスクフォースがこの作業を続けている。3つのタスクフォースはすべて時限付きの機構として設置されている。このタスクフォースのうちの一つは、世界銀行を主導機関として、社会・経済開発のための環境整備を担当している。もう一つのタスクフォースは、国際労働機関を主導機関として、雇用と持続可能な生活を取り扱うものである。また、3番目のタスクフォースは、国連人口基金を主導機関として、基本的な社会サービスを追求している。この3番目のグループは、当初、国連システムによる国際人口開発会議直後のフォローアップ調整を目的として設置された機関間タスクフォースの延長線上にある。

177. これらの会議、特に世界社会開発サミットにおいて採択された目標および誓約に従い、貧困撲滅をさらに進めることは、これらすべての機構の作業の根本をなす、共通の基本的目標である。最近の2つの世界的会議でも中心議題となっている、人権の推進、女性の地位向上等の主要な政策目標は、それぞれに割り当てられたテーマとの関連で、各タスクフォースによって追求されている。同様に、ハビタットIIの成果も、これらタスクフォースの作業に統合されることになっている。
178. 行政調整委員会はまた、「機関間女性委員会」の設立を決定した。この委員会は、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の全側面、ならびに、国連システムの範囲内に入るその他の最近の国際会議から生じるジェンダー関連の勧告を、包括的・システム全体的ベースで取り扱う役割を担っている。
179. 行政調整委員会は、基礎的コミュニケーションおよび情報サービスへの普遍的アクセスをもう一つの重要な部門横断的課題と考えている。この問題は、国際電気通信連合を主導機関とする新たな機関間プロジェクトのテーマともなっている。
180. また、行政調整委員会は、今次会期において、1993年に始まった機構の合理化および再編の成果を再検討した。委員会メンバーの間では、この再編が、委員会の機能および委員会下部機関の実効性の大幅改善に役立ったとの見方が一般的であった。政策および計画調整の効果改善、および、国連システム全体の重点的関心領域における合同イニシアチブの開発という点で、あらゆるレベルにおいて、具体的で形の見える一貫したパターンの成果を維持するために、さらに改善努力が行われているところである。この性格を持つ現行のイニシアチブのいくつかについては、開発のための活動との関連で、後述するものとする。
181. 行政調整委員会は、国際協力および開発が行われている環境、政府間機関における動向および各機関に要求される集団的な対応、ならびに、多国間援助と二国間援助の間、および、緊急援助、緊急事態後の援助と開発援助の間の連関強化を含め、特に国家レベルにおける効率的で効果的なサービス提供に関して加盟国政府および一般市民が有する期待について、各機関の長による共通評価を促進する能力を強化すべく、さらなる措置を取っている。同様に、行政調整委員会による結論および決定の国連システム全体を通じた体系的フォローアップを監視・指導する同委員会の能力を強化すべく、新たな措置が導入される。
182. 行政調整委員会の下部機関については、その作業の政策・任務指向を強め、全体的な費用効果を向上させるための措置が講じられている。機関間会合の回数を減らし、経

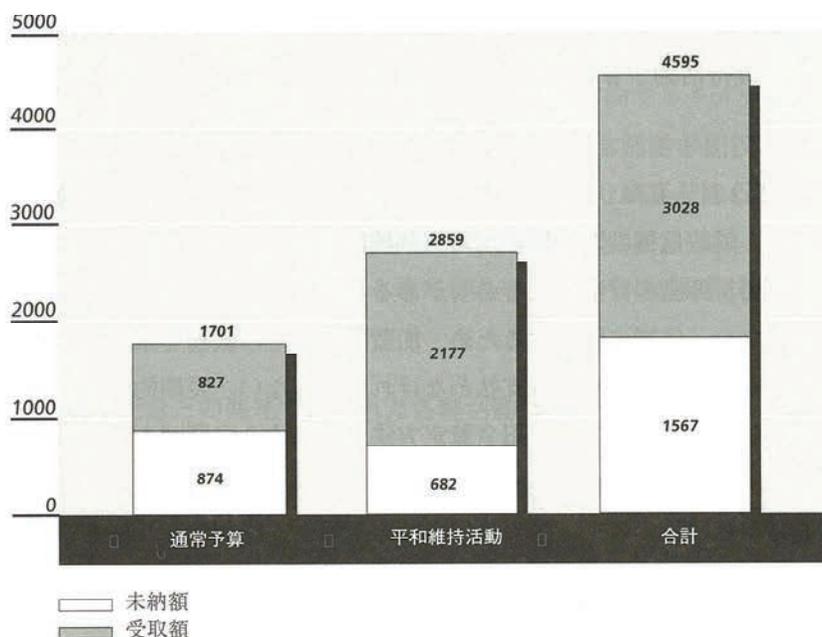
済性と全体的な効率を高めるために行われている措置としては、電子ネットワークの利用拡大、共同資金調達による事務局施設の利用改善、「主導機関」あるいは「任務管理官」制度のより頻繁な活用、および、特定目的のための関連機関作業部会あるいはタスクフォースの柔軟な利用があげられる。

183. また、行政調整委員会は、この1年間において、国連システム全体の改革プロセスの再検討および促進を続けた。具体的な措置としては、国別レベルでの機関間取極の強化、システム全体の財政状況の監視、および、共通システム管理改善措置の導入があげられる。

B. 十分な財政基盤の確保

184. 1996年7月31日現在、分担金の未払額は30億ドルを超えている。このうち8億ドルが通常予算に関するもの、22億ドルが平和維持活動予算に関するものである(図7)。1996年通常予算分担金を全額支払っているのは、83カ国にすぎない。

図7 分担金抛出状況（平和維持活動予算および通常予算）* 単位：百万米ドル



* 1996年7月31日現在。前年分担金の未納額を含む。ルワンダおよび旧ユーゴスラビアの国際法廷に関する分担金3,480万ドル（うち1996年7月31日現在で受取額1,100万ドル、未納額2,380万ドル）を含まず。

185. 1995年末時点で、通常予算の不足を緊急に埋め合わせるために国連が平和維持活動勘定から借り入れなければならなかった金額は、1億7,600万ドルと、記録的な数字に達している。また、平和維持勘定から借り入れられた資金が、年末までに返済できなかったのも、これが初めてであり、その結果、国連は、1996年初頭、通常予算でマイナスのキャッシュ・ポジションを抱えることになった。
186. 1996年に入っても、加盟国の分担金支払いの遅れおよび不確実性により、国連はさらに、5月末および7月末の2度にわたって、マイナスのキャッシュ・ポジションへと追い込まれた。このため、国連はふたたび平和維持勘定からの一時的借入を余儀なくされ、その結果、1996年末までに、国連は、兵員および装備を提供した加盟国に対し、6億7,500万ドルの債務を負うことになっている。しかし、1996年7月24日までに通常予算分担金を全額支払った加盟国の数が、前年同時期の57カ国から80カ国へと増えていること、および、総会が、当分の間、過去の委任活動から生じた貸方を平和維持活動分担金に充当しないことを決定したため、国連の全体的キャッシュ・フローのポジションは改善している。この点につき、私は、多くの加盟国による努力に感謝の意を表したい。しかしながら、通常予算の状況は悪化を続けており、これまで生じている恒常的なマイナスのキャッシュ・フローは、この1年の多くの月について生じることが予測されている。今年末までに追加的な多額の拠出がなければ、国連の通常予算および平和維持活動予算の現金残高は、危機的レベルにまで低下するものと見られる。
187. 1996年2月、私は、総会の「国連の財政状況に関する開放型高級レベル作業部会」で演説し、財政危機の緊急性を訴えた。私は、今後、長期的解決策について考え、討議する一方で、即座の行動を取る必要があることを看取した。この差し迫った短期的キャッシュ・フロー危機に対処するため、加盟国は、その義務を果たし、過去年度の滞納金はもちろん、当期の拠出金も支払わなければならない。長期的には、すべての加盟国の信任を得るような、新たな分担金算定方法を開発する必要がある。作業部会に対して、私は、各国の分担金額が国連の地球的性格を反映すべきであることを強調した。私は、国連通常予算に対する1カ国の分担金額の上限を、総額の20%あるいは15%と設定すれば、分担金額の配分がより均等化され、国連があらゆる国家を代表しているという事実がよりよく反映されるであろうと述べた。
188. 1996年3月の「国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会」に対する声明において、私は、長期的に財政危機を克服するためにもう一つ重要な要件、すなわち、今日ではあまりにも複雑かつ硬直的となっている予算審議過程の変革について述

べた。予算審議過程を簡素化し、その焦点を絞ることによって、事務総長にとっても、加盟国にとっても、政策の方向づけおよび管理のための柔軟で効果的な手段として機能できるようにする必要がある。そうすれば、計画予算は、不可欠な資金を合意された戦略的優先事項に配分する傍ら、要件の変化に対応できる柔軟性をつくり出せることになる。

189. 「国連の財政状況に関する開放型高級レベル作業部会」は、1996年6月4日、報告書を承認し、その討議を終えた。この報告書は、第50回総会に提出されることになっている。「国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会」は、1996年7月25日、同作業部会の進捗状況に関する報告書の最終版を作成した。この報告書は、第50回総会に提出される予定である。

C. 創設50周年

190. ジリアン・マーティン・ソーレンセン氏の下、国連創設50周年記念事務局は、地球規模で野心的な記念活動および製作計画を開発・展開した。プレス・キット、ニュースレター、テレビ・ラジオ向けスポット広報、情報冊子、「活動する国連」を描写する写真パッケージ、国連憲章に関するパンフレットおよびポスターを含む一連の資料が、世界中に配布された。写真点が開催されたほか、双方向マルチメディア・キオスクも数多く創設された。広報活動の中心となったのは、記念活動参加校、マスコミ、国連協会、国連広報センターのネットワーク、および、50周年記念行事参加のために150ヵ国以上の政府によって特別に創設された国内委員会であった。上記の製作物および資料のほとんどには「日付」が記されていないため、今後数年間利用できるものとなっている。
191. 50周年記念との関連で行われた各種活動には、国連創設以来、単一の行事としては、最も多く、かつ、最も多様な人々が参加した。特別記念総会のほか、このような活動としては、各種の会議、討論、ドキュメンタリー、コンサート、展示会、論文コンテスト、スポーツ競技、宗教行事および宗教融和集会などがあげられる。参加者には、各国の大統領、首相、皇族、外交官、プレス関係者、世界の全宗教の聖職者、学識経験者、非政府機関の代表、学生、軍幹部および地方・国家公務員が含まれている。青少年は常に特別な活動の焦点となっており、高校および大学レベルでは、数多くの「模擬」国連が組織されている。

192. 1995年10月22日～24日に国連本部で開催された特別記念総会は、このような歴史的行事の一つであった。大規模で詳細な計画、ならびに、国連スタッフ、ニューヨーク市および治安当局によって提供された広範な支援ネットワークにより、世界の指導者たちは、安全と威厳を持って行動し、この行事を楽しみ、その見解を表明するとともに、その言葉とプレゼンスによって、最高の政治レベルにおける加盟国の国連へのコミットメントを再確認したのである。
193. この50周年記念の年における最も重要な成果の一つとして、真剣な国連研究に弾みがついたことがあげられる。大学、シンクタンク、政府、議会、元外交官、ジャーナリストおよび歴史家は、いずれもその経験と知性を投入することによって、既に集中的で建設的な国連に関する地球的対話をさらに深めるとともに、国連とその活動に関する新世代の学識を作り上げた。これらの研究書の多くは、総会の様々な作業部会によって、参考文献として利用されている。現在起案中の「国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会」参考文献録には、1995年中に作成された300冊近くの研究書および報告書が掲載されている。
194. ほとんどすべての加盟国における郵政当局は、国連創設50周年記念切手を発行したほか、50ヵ国以上の加盟国が記念コインを発行している。これらの商品による収益は、今後数年にわたって国連に還流されることになっている。
195. 各国の国連創設50周年国内委員会は、様々なレベルの行動およびイニシアチブを取った。152ヵ国の政府は公式委員会を設置したが、既存の国連協会を通じて活動した国もあった。引き続き提出されている国別報告書の多くでは、国内委員会による50周年記念イニシアチブが、特に学校において、長く生きつづけるであろうと述べられている。例えば、大学キャンパスでは、国連および国際機関に関する講義および課程の数が、これまで以上に増えてきている。
196. 1年間続いた記念活動は終了し、国連創設50周年記念事務局は解散したが、その教訓と影響は、引き続き、日々の国連の活動に取り入れられている。50周年記念行事は、世界の歴史の中でも重要なこの時期において、国連に関する革新的で前向きな意見交換の媒介となった。記念活動は、最初の半世紀における国連の成果を認識する一方で、来る50年間の道のりを示すものともなった。しかし何よりも、記念行事は、加盟国およびその国民に奉仕する世界機関としての国連を理解し、支援する擁護者の拡大に貢献したのである。

D. 国連大学 (UNU)

197. 国連大学管理理事会は、1995年12月4日～8日、東京の本部において、その第42会期を開催した。エイトール・ダググリーノ・デソウザ学長の主導による理事会の討議においては、21世紀に向けた国連大学の活動のための優先事項が中心に話し合われた。
198. 1995年中に、管理理事会は、東京の大学本部に隣接して、国連大学の5番目の研究・訓練センターとなるUNU上級研究所を設置し、国連の議題に上っている主要な地球的問題の研究を行っている。その他様々なUNU研究・訓練センターおよび計画は、高度な学際的研究および訓練に対する需要の高まりに応えるべく、その活動を引き続き拡大している。この1年におけるもう一つの重要な出来事として、アンマンに所在するUNU国際指導者アカデミーの正式な発足が挙げられる。
199. 1995年9月1日から1996年6月30日までに、全世界でおよそ100回のUNU学術会議が開催された。1996年6月30日時点で、合計73名の研修員が、UNU研究・訓練センター、ならびに、関連機関およびその他の協力機関での研修を認められている。主要な訓練分野としては、地熱エネルギー、遠隔探知技術、食糧科学・技術、地震および暴風雨被害の軽減、バイオテクノロジーおよび食糧・栄養があげられる。1995年には、開発途上国の研究施設で訓練を受けた研修員が73%、先進国で訓練を受けたものが27%であった。1976年以降、1,420名のUNU研修員が訓練を修了している。
200. 国連大学は、その訓練および研修奨学金活動の評価を行っており、地理的にバランスの取れた配分を含め、その調和の取れた実施を確保する戦略の策定に努めている。また、国連大学は、UNU出版部の配給機能強化と、UNU普及活動の効果改善を図っている。この後者との関連で、この1年間に、ニューヨークと東京で「UNU公開フォーラム」シリーズが発足している。このシリーズは、国連大学の行った研究結果を普及し、代替的政策に関する議論を刺激するとともに、実務者と学識者との間の意見交換を通じて、国連大学が今後研究できる分野を判別するねらいを持っている。現在まで、400冊以上の図書、6つの科学雑誌および数多くの調査書および研究書が、UNUの研究活動から生まれている。
201. 第4回世界女性会議において、UNUは『女性と科学技術の遭遇：第三世界における雇用パターンの変化』と題する研究書を正式に刊行している。国連人間居住会議（ハビタットII）に先立ち、UNUは、1995年夏、「世界の都市とその未来に関する会

議」を開催したが、その直後には、ヘルシンキにおいて、「地球的経済・政治過程の変化の中での人間居住に関するUNU/世界開発経済研究所研究会議」が開かれている。この会議自体において、UNUは「グローバリゼーションと都市の未来に関するパネル」を招集し、UNU/WIDER「行動のための研究」シリーズ『ハビタット_と都市経済』を刊行・配給するとともに、UNU図書展を開催した。

202. 1996年7月31日現在、寄付基金に対する拠出誓約額および活動・特別計画拠出金は、合計で3億1,827万ドルに上っているが、このうち受取額は2億8,980万ドルとなっている。1996年上半期について、寄付基金および活動費用に対して誓約や拠出の行われた額は、合計で1,640万ドルであり、特別計画に対する拠出金受取額は、総額で123万5,637ドルである。にもかかわらず、寄付基金からの投資収益が減少していること、および、限られた資源を求める競争が激化していることにより、国連大学は、引き続き資金的な制約に直面している。この1年間を通じて、資金調達強化のために特別の努力が行われた。

III. 平和の礎の構築 開発、人道活動、人権

A. 「開発への課題」の実行

203. 開発への課題に関する総会の開放型アドホック作業部会は、1995年9月8日、第49回総会のための作業を完了し、進捗状況を総会に報告した。この報告に基づき、総会は、最終的な「開発への課題」作成に向けて、作業部会が第50回総会中も作業を継続し、第50回総会に報告を行うべきであると決定した。
204. 作業部会は、1996年1月20日から2月2日にかけて会合を開いた。その後、1996年5月20日～31日には2回目の会合、6月12日には3回目の会合、6月17日～21日には4回目の会合がそれぞれ開かれている。5回目の会合は、1996年9月3日～6日に開催予定である。7月末までに、「開発への課題」の最初の2章、すなわち「背景と目的」および「実施手段を含む政策枠組み」について、ほとんど完全な合意が得られているが、第3章の「制度的問題とフォローアップ」については、交渉は依然として初期の段階にあると言える。
205. 「開発への課題」の主要目標には、開発のための国際協力強化、開発における国連システムの役割、能力、実効性および効率の向上、ならびに、開発に対する総合的アプローチの促進が含まれる。こうした目標をどのような文脈で追求するかは、「課題」の第1章で明確にされている。
206. 第2章は、追求されるべき政策および措置、ならびに、その実施手段を述べるものである。この章では、内部および外部資源の動員、ならびに、その利用の効率化という死活的な問題が取り扱われる。
207. 最後の第3章は、国連システムの役割、能力、実効性および効率を改善するという目標に取り組むものである。とりわけ、総会、特にその第2委員会および第3委員会、経済社会理事会およびその機能委員会、専門家グループ、地域委員会、各種基金および計画、ならびに、専門機関および事務局については、改革案が提示される。また、この第3章では、国連と、ブレトン・ウッズ機関および世界貿易機関を含むその他の多国間機関の間の相互協力も取り扱われる。これらの提案は、経済、社会および関連分野における国連の再編および活性化、ならびに、国連システム強化に関する開放型高級レベル作業部会の作業に係る国連決議50/227と密接に関連している。

208. 「開発への課題」は、全体として、今後の国際開発協力のために重要な青写真を提供できる可能性を秘めている。そこには、従来とられてきた開発の考え方を押し広げる一方で、開発協力におけるこれまでの成果、特に、第18回特別総会、第4次国連開発の10年のための国際開発戦略、および、最近の一連の会議の結果を認識する、新たな要素が数多く含まれている。政策および措置を制度的能力と結び付けることは、「開発への課題」の重要な特徴であるとともに、国際社会が、開発のための国際協力における国連の中心的役割の維持を誓約していることの証左でもある。

B. 地球的開発活動

1. 本部事務局の部局

政策調整・持続可能開発局

209. ニティン・デサイ氏を長とする政策調整・持続可能開発局は、経済社会理事会およびその補助機関に与えられた集中的調整・政策策定機能、ならびに、総会の第2委員会および第3委員会に対して、支援を行っている。政策の策定および実施に経済的、社会的および環境的観点を組み入れるようにすることは、同局の機構および権限の根底をなす死活的な目標である。
210. 国連開発活動の3年に一度の包括的政策再検討に関する報告書（A/50/202-E/1995/76）は、経済社会理事会による予備的再検討、および、総会による包括的政策再検討のたたき台となった。この結果、総会は、決議50/120を採択し、来る3年間の活動に関する政策枠組みを設定した。
211. この決議において、総会は、開発のための活動の資源、調整強化、効率および効果の問題に取り組み、決議規定の実施および監視のためのメカニズムを設定した。また、総会は、国別戦略書プロセス、駐在調整官制度、能力建設および被援助国民自身による執行を強化するための方策、共通の活動拠点、共同行政サービスおよび規則・手続きのハーモナイゼーション促進を達成するための諸措置、ならびに、開発活動の効率および効果を向上させるためのその他の手段を判別した。
212. 1995年中、私は、国家元首や政府首脳に書簡を送り、同年3月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミット、および、そこでなされた誓約の政治的な意義を強調するとともに、かかる誓約の実行について各国に拠点を設けることを提案した。「コペンハーゲン宣言」の誓約その2において、参加各国は、緊急の問題として、貧困

全体を大幅に軽減し、各国国内で設定される目標期日までに絶対的貧困を根絶することを約束している。これまで各国からは力強い反応が届いている。

213. 第50回総会は、世界社会開発サミットの諸成果の実施を検討し、決議50/161において、国内および国際レベルで、人間およびその福祉に対して一丸となって投資を行うという政治的意志を新たにし、社会開発の目標を達成する必要性を強調した。総会は、サミット実施のフォローアップおよび再検討の主たる責任は社会開発委員会が負う一方で、経済社会理事会が、サミット成果の実施において、全般的な指導を行い、国連システム全体の調整を監督することを決定した。総会自体としては、2000年に特別会期を開催し、実施の全般的再検討と評価を行うことになっている。
214. これに先立ち、総会決議48/183は、1996年を「貧困撲滅のための国際年」とすることを宣言していた。同年を開始するに当たり、私は、1995年12月18日に声明を発し、「コペンハーゲン宣言」が予定する通り、1996年中に、各国が絶対的貧困撲滅のための戦略策定プロセスを設定するよう促した。実質的な成果をあげるためには、国内的にも国際的にも、貧困軽減に配分する資源を増やさなければならない。
215. 「国際年」に着手された活動は、貧困の撲滅は世界全体において可能であり、かつ、義務であるという認識を植えつけること、ならびに、主要な国連会議で合意された誓約および勧告の完全かつ効果的な実施のための長期的・持続的努力を支援する機構を設置することに重点を置くものとなっている。私は、「国際年」関連の計画を実施するために国連システムがとった特定の行動に関し、第51回総会に報告を行うとともに、総会決議50/107で宣言された第1次「国連貧困撲滅のための10年」（1997～2006年）支援活動に関する提案を提出する予定である。
216. 第4回世界女性会議フォローアップの初期段階として、総会は、「北京宣言および行動綱領」の実施を検討した。女性の地位向上部は、一連の報告書を作成するとともに、交渉プロセスを支援し、その結果、総会は、同会議およびそのフォローアップに関する2件の決議を採択した。国連の財政危機のため、総会によって認められた新たなポストの充足は遅れ、空席の中間管理職ポストを補充する採用も停止されたが、それでも、女性の地位向上部は、1月の女性差別撤廃委員会第15会期、および、3月の女性の地位委員会第40会期の事務局を務めている。
217. 国連事務局は、女性の地位委員会1997年会期のための準備を開始し、政策分析を行うとともに、専門家グループの事前会合およびセミナーを開催した。これら会合の

- 成果は、同委員会の対話に反映されることになっている。2回の専門家グループ会合の第1回目は、1996年5月にマニラで開催され、女性移民労働者に対する暴力を中心に話し合いを行って、総会検討用の勧告を作成した。2回目の会合は、コンピューター・ネットワーク技術を通じた世界的情報提供に関するもの（ニューヨーク、1996年6月）であり、「ウィメン・ウォッチ」の開発に関する勧告を作成した。「ウィメン・ウォッチ」は、「北京宣言および行動綱領」実施のための地球的情報交換促進を目的とした中核的インターネット空間である。さらに、紛争解決への女性の参加、女性と「アジェンダ21」実施、女性と訓練および生涯教育、ならびに、多国籍企業および国際金融機関の経済的意思決定における女性の立場に関しても、専門家グループ会合が開かれる予定である。
218. 総会は、決議50/81により、「2000年に向けた青少年のための世界行動計画」を採択し、青少年政策に関する世界的枠組みの中での目標および実施措置、ならびに、国家、地域および国際レベルでの実際の行動のための指針を定めた。
219. 総会は、決議50/141により、1999年に予定されている国際高齢者年のための概念的枠組みを支持した。高齢者年の準備は現在進行中である。国内で討論を開始している加盟国も多く、国際的非政府機関は、協力ネットワークを確立している。第1回「健康な老後に関する合同会議」は、国連事務局と世界保健機関（WHO）の共催、および、数多くの大手企業の後援により、1996年4月29日から5月1日まで、国連本部で開催された。この会議には、この分野で主導的な当局も参加している。
220. 「国際家族年」（1994年）のフォローアップ活動の特徴として、非政府機関の強い関心と関与があげられる。1996年5月15日には、「家族：貧困とホームレスの犠牲者」というテーマの下、「国際家族デー」特別記念行事が国連本部で開催された。これと並行して、世界中で記念行事が行われている。
221. アフリカ・後発開発途上国特別調整官室は、「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」の準備のために、同イニシアチブの調整に関する行政委員会の運営委員会会合および関連する作業部会に資料を提供するとともに、これに参加した。特別調整官室また、1996年9月に予定されている「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の中間見直しの準備においても、前面に立って活動している。さらに、特別調整官室は、1996年6月20日に国連本部で開催された「アドホック全体委員会」の組織会合にも、実質的な事務局サポートを提供している。
222. 「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」が採択されてから、特別調

調整官室と非政府機関との間の関係および協力は、アフリカ開発の優先課題に関する継続的な協議、および、重要な政府間プロセスの準備メカニズムを通じて、進展を見せている。この中には、1995年の経済社会理事会高級レベル協議と並行して、「新課題」の実施のために「アフリカ優先課題：開発アクター間の政策対話」というテーマで開かれた行事、および、中間見直しに先立って1996年9月に開催予定の非政府機関会議が含まれている。さらに、特別調整官室は、中間見直しのために、アフリカの持続可能な開発における非政府機関の新たな役割に関する背景報告の調整を行った。

223. アフリカの開発に影響している緊急問題に関心を集める努力の一環として、特別調整官室は、日本政府および国連大学と共催で、1995年10月、東京で「平和と開発：アフリカにおける紛争問題」に関する高級レベル・シンポジウムを開催したが、これには目下紛争の予防、管理および解決に積極的に携わる21名の著名なパネリストが参加した。シンポジウムでは、紛争後の再建の問題も話し合われた。1995年6月のアフリカにおけるインフォーマル・セクター開発に関する国際ワークショップのフォローアップとして、調整官室は、アフリカのインフォーマル・セクター支援特別計画を策定するための国際的タスクフォースを発足させた。

224. 特別調整官室は、アフリカ専門家グループの会合に援助を提供するとともに、これに参加し、アフリカ諸国と東南アジアおよびその他のアジア諸国との間の協力促進を図った。この会合では、アジア・アフリカ協力のための具体的な勧告がなされたが、この勧告は、1997年前半に予定されている「第2回アジア・アフリカ・フォーラム」への重要な貢献になると見られる。

225. 「特にアフリカにおける、深刻な干ばつや砂漠化を経験している諸国の砂漠化防止国連条約」の調印は、1994年10月14日から1995年10月13日にかけて行われ、114ヵ国と欧州連合が調印を行った。1996年8月1日現在、37ヵ国が条約を批准するか、これに加盟している。条約は、50ヵ国による批准が行われてから3ヵ月後に発効することになっているが、これは1996年後半になる見込みである。また、第1回締約国会議は1997年に開催される見込みである。

226. 総会は、決議48/234により、「国際砂漠化防止条約のための国際交渉委員会」に対し、同条約発効までの暫定期間において会合を継続し、第1回締約国会議の準備を行うとともに、アフリカのための緊急行動およびその他の地域における暫定的行動に関する総会決議実施を監視する権限を与えた。同委員会は、1996年2月、ジュネーブで第8会期を開催した。第9会期は、1996年9月、ニューヨークで開催予定

- である。総会はまた、決議47/188で設立された暫定事務局の権限を拡大した。暫定事務局は、交渉委員会への文書提供のほか、暫定期間中に、刊行物およびその他の広報資料を通じて、積極的な行動促進計画を継続するとともに、各国における一連の「認識の日」、サブ地域セミナーおよびその他の行事を開催している。総会決議49/115に従い、6月17日には、「砂漠化および干ばつと闘う世界デー」の記念行事が行われた。
227. 「国連気候変動枠組み条約」は、157ヵ国および1つの地域経済統合機関が締約国となっているが、この数はさらに増えると思われるところ、同条約は普遍的な条約の体裁を整えつつある。第1回締約国会議（1995年3月～4月）の時点での締約国数は118ヵ国であった。1996年7月31日現在、同条約の批准国数は160ヵ国となっている。
228. 締約先進国は、温室ガス排出制限を誓約しているが、これは各国からの報告に基づいて継続的に監視されているほか、2000年以降の期間においてこの誓約を強化しようとする交渉も続けられているところである。これらの交渉は1997年に完了する予定であるが、「気候変動に関する政府間パネル」は、世界の気候が変化しており、かつ人間の活動がこれに影響しているという新たな科学的調査結果を提出しており、これによって交渉は大きく推進されている。締約開発途上国は、「地球環境ファシリティー」から財政援助を受け、気候変動に対応しながら、持続可能な開発を追求している。1996年7月31日までに、条約事務局は、付属書1に含まれている36の締約国から29件の報告を受けたほか、その他の締約国からも4件の報告を受けている。各国の報告については、21件の詳細な再検討が行われている。
229. 加えて、条約事務局は、条約締約国から、各国の報告を取りまとめ、これを締約国による検討に付すよう指示されている。第2回締約国会議には、2回目の取りまとめ資料が提出されている（下記参照）が、ここでは、33の締約国の報告が検討されている。この文書は、報告国による条約実施について、動向およびパターン、一致の見られる分野とそうでない分野、データの格差、ならびに、政策および措置の全般的効果を含めたその他の適切な結論を指摘することによって、その概要を提示するものである。取りまとめ文書の結論によれば、付属書1に掲げられる諸国は、2000年までに各々の温室ガス排出量を1990年のレベルに戻すという目的を達成する上で直面している諸困難を克服すべく、さらに努力を行う必要がある。
230. 1996年1月1日までに、条約の常設事務局が設置されたほか、このための行政

上の手筈が整えられ、事務局長が任命された。条約締約国会議の補助機関は、同条約のプロセスを進展させるべく、数多くの会合を開催している。こうした機関としては、科学的・技術的助言のための補助機関、実施のための補助機関、「ベルリン・マンデート」に関するアドホック・グループ、および、第13条に関するアドホック・グループがあげられる。これに加えて、第2回締約国会議（1996年7月）は、付属書1諸国からの国別報告の提出および審査のための指針見直し、ならびに、付属書1に含まれない諸国（開発途上国）による初回の報告作成のための指針採択を含め、条約プロセスを促進する決定を数多く採択した。また、第2回締約国会議では、参加した閣僚およびその他の代表団長による宣言が発せられ、会議はこれに留意した。議長は、この宣言を、同会議から生じた重大な政治的声明であるとしている。

231. 事務局はまた、気候変動プロジェクトの開発、実施およびフォローアップに関する経験の交換のために、協議の場を発足させたほか、締約国への援助提供の促進を目的として「気候変動条約情報交換計画」第3回報告書を提出するとともに、国連開発計画（UNDP）および国連訓練調査研究所と共同で、条約プロセスに関する訓練計画実施に着手した。

経済社会情報・政策分析局

232. ジャン・クロード・ミルロン氏を長とする経済社会情報・政策分析局は、事務局内で経済・社会データ作成および開発政策・動向分析を主に担当する部局である。同局はまた、統計および人口の分野において技術協力プロジェクトを実施している。
233. 経済社会情報・政策分析局は、この1年間も、その広範にわたる統計出版計画を続行した。『統計年鑑』および『人口年鑑』のほかに、出版された主要な刊行物としては、『エネルギー統計年鑑』、『国際貿易統計年鑑』および『工業商品統計年鑑』があげられる。また、同局は、一次産品生産に関する統計表、鉱工業生産および新規着工指数、国、地域および品目別の輸出入、ならびに、主要地域の交易条件を含む国際商品貿易指数を発表しているが、これらは、『統計月報』の各月および四半期号に掲載されている。
234. さらに、経済社会情報・政策分析局は、環境統計用語集を作成するとともに、1996年3月に東京で開催された「環境・経済統合型会計処理の理論と実際に関する国際所得・資産調査協会会議」第2特別会期への貢献の準備を行った。同局は、環境統計専門家向けのニュースレター『envstats』の第2号を刊行した。その他の刊行物としては、国際商品貿易統計における各国の報告慣行の審査書、障害者向けプログラムに関する

る統計情報作成マニュアル、および、各種障害の研究改善を通じた人間活動の測定および評価のための統計方法に関するハンドブックがあげられる。

235. 国連人間居住会議（ハビタットII）に対する貢献の一環として、経済社会情報・政策分析局は、『人間居住に関する地球的報告書』の統計的背景となる『人間居住統計要覧』を刊行した。国際的人口・住宅統計調査に関する国連の勧告を修正・更新する作業は、国際移住統計の定義および収集に関する指針の見直し作業とともに、現在進行中である。
236. 昨年、第4回世界女性会議向けに作成された『世界の女性：動向と統計』第2版は、引き続き、経済・社会問題に関する国連の調査出版物のなかでもベストセラーとなっている。同会議および世界社会開発サミットのフォローアップの一環として、経済社会情報・政策分析局は、4年に1度の『世界社会情勢報告』の最終作業を行っている。この報告は、社会開発委員会の1997年会期に提出されることになっている。社会的安全の維持、雇用機会の創出、貧困の軽減、および、社会的に疎外された人々の取り込みを図る上で、経済・社会機関および政策措置に対して、特別の注意が向けられている。また、社会情勢に関する情報を最新化し、社会開発問題に関する新しいデータベースを模索すべく、同局の能力を向上させる努力も行われている。
237. 経済社会情報・政策分析局は、世界の経済・社会情勢の注意深い監視を続け、『世界経済・社会調査：1996年版』を作成した。先進国、移行国および開発途上国における投資政策の分析に加え、『調査』は、紛争後の平和建設段階での投資問題を重点的に取り扱っている。ハビタットIIフォローアップ・プロセスの一環として、『調査』は、世界の都市化の推計・予測を含め、人間居住に関する広範な背景的情報を提示した。『調査』はまた、電力資源および安全な水の貯留を増進するための政策策定にも取り組んでいる。
238. 『調査』には、世界の経済活動および貿易の予測も含まれているが、これは、1996年初めにおける同局の世界経済に関するノート（E/1996/INF/1）と同様、プロジェクトLINKによって作成された経済見通しに基づくものである。プロジェクトLINKは、70ヵ国以上の政府・非政府研究機関を代表する国際的経済研究ネットワークである。経済社会情報・政策分析局は、このプロジェクトの中核機関として、開発の予測および見通しに関する研究を実施するとともに、直接に代表されていない諸国に関する評価を提供する地域委員会およびその他の多国間開発機関からの専門家と協力を行っている。この1年間に、同局は、南アフリカのプレトリアおよびニュー

ヨークにおいて、このネットワークの会合を2度開催し、総会および経済社会理事会のための短期予測の作成を援助した。

239. 経済社会情報・政策分析局は、新たな「国民会計システム（SNA）」に関する修正国際指針実施に関する作業を継続するとともに、「SNAニュース&ノート」の第3号を刊行した。同誌は、国民会計に関する事務局間作業部会の情報サービスである。これとの関係で、各国の進捗状況について個別に監視および測定を行う基盤となる尺度が設定されている。経済社会情報・政策分析局は、経済統計における重大問題の再検討を調整する役割を務めているが、ここでは、経済データの質、適時性および妥当性の問題が検討された。同局の主たる役割は、各国間、特に、この分野における技術的・実務的専門知識を蓄積している各国の統計機関との、直接の協力および協議の促進である。
240. 経済社会情報・政策分析局は、世界経済におけるミクロ経済問題の調査および分析を継続し、市場諸力と経済開発の関係に関する重要問題への取り組みを図った。同局は、開発における企業の役割について継続中の作業の一環として、先進国および開発途上国ならびに、移行期および紛争後の段階にある諸国における企業投資の主因に関する研究を実施するとともに、先進国および開発途上国における国営水道事業の民営化についても分析を行っている。その他の作業では、労働市場と国際的賃金分配の動向、経済活動の地理的分布、移行期にある諸国における企業活動、ならびに、経済開発における市場自由化へのアプローチに重点がおかれている。
241. 総会からの指示に従い、経済社会情報・政策分析局は、特に、金融のグローバリゼーションとその開発プロセスへの影響、開発途上国における対外債務状況、諸国間でのネットの資金移転、強制的経済措置、ならびに、安全保障理事会による制裁措置の影響を受ける諸国への経済援助について、国際通貨基金、世界銀行および国連貿易開発会議と協議を行った上で、いくつかの政策再検討を行っている。これらの問題に関する報告は、第50回総会に提出された。
242. 人口問題に関する経済社会情報・政策分析局の作業は、人口開発委員会に対する事務局サービス提供の任務、ならびに、人口に関する情報の普及および人口に関する活動の調整を含む、人口の動向および政策の時宜にかなった分析を中心とするものになっている。人口開発委員会のメンバー国数は、経済社会理事会決定1995/320によって27ヵ国から47ヵ国に拡大されているが、これによって、同委員会の年次会合に対するサービスの需要は、2倍以上に膨れ上がっている。このように委員会が拡大・活性化される中で、これに対する事務局の支援については、対応する資源が手当てされてい

ない。効率化措置による生産性向上もあり、同委員会第29会期に対する役務は何とか充足されたものの、その他の委任活動からの資源の再配分も必要になっており、人口作業計画の優先事項のなかには、実施の延期を余儀なくされたものもある。

243. 2月26日から3月1日まで開催された人口開発委員会第29会期は、1996年のテーマとして選定された、人口に関する情報、教育およびコミュニケーションを含む、リプロダクティブ・ライツおよびリプロダクティブ・ヘルスについての検討を行うとともに、世界の人口監視について同局が作成した簡潔な報告書「1996年：リプロダクティブ・ライツおよびリプロダクティブ・ヘルス」の再検討を行った。この報告書は、「国際人口開発会議の行動計画」の様々なテーマを取り扱う新たな一連の年次報告の第1回目となるものであった。委員会は、第30会期（1997年）のテーマを国際的移住とし、移住と開発の連関、および、ジェンダーと年齢に特に重点を置くことを再確認した。
244. 経済社会情報・政策分析局は、世界のすべての国々についての公式な国連の人口推計および人口予測となる『世界人口見通し』1996年版の作成作業を継続した。HIV/AIDSの蔓延に鑑み、28ヵ国の人口予測には、AIDSの人口に対する影響が加味されている。
245. 人口の分野における経済社会情報・政策分析局のその他の研究活動としては、女性の教育と出産動向、避妊の利用、女性の地位と子どもの生存、国際的移住、都市化、中絶、人口政策、人口と環境の関係、貧困の人口への影響等の問題に関するものがあげられる。こうした研究は、継続中の「国際人口開発会議の行動計画」の実施状況監視に貢献している。人口情報ネットワーク（POPIN）の調整ユニットを通じ、同局は、インターネットを用いて、人口情報の潜在的な受け手の数を、迅速かつ費用効果的に、大きく増大させている。例えば、インターネット上では、人口開発委員会の全文書、および、国連の公式な人口推計・予測の主要部分が、最新の形で記録されている。
246. 経済社会情報・政策分析局は、「全経済活動の国際標準産業分類」のユーザーに対する援助提供を含め、国際分類に関する実務的な集中レファレンス・サービスを提供すべく、分類ホットラインを設置している。このホットラインには、手紙、FAX、電話等の手段はもちろん、インターネットのメール・システムからもアクセスできるようになっている。幅広い経済・社会分類問題を網羅する国際分類作業計画の開発について開催された「国際分類に関する専門家グループ」第2回会合（1996年6月）は、今後の国際分類に関する作業のために、戦略的行動計画を策定した。

247. 購買力平価および実質生産に関する比較可能なデータ取得を目指す「国際比較計画」の世界的調整作業も続けられた。多くの地域では、世界銀行と共同で、国際比較データの対象国を増大させるための情報簡素化アプローチを支援する訓練ワークショップが開催されている。計画の成果の提供者と利用者間の情報交換を促進するために、「国際比較計画情報回状」が定期的に刊行されている。
248. 経済社会情報・政策分析局は、UNESIS（国連経済・社会情報システム）プロジェクトを通じて統計データベースを再構築し、データベースのアクセスおよび普及のための電子式出版およびネットワーク構築に新技術を応用する段階的計画を継続した。『統計年鑑』および「女性指標・統計データベース（Wistat）」、ならびに、方法論的に重要な出版物『国民会計システム、1993年版』については、新たにCD-ROMが発行されている。また、『統計月報』については、インターネットの国連ホームページで抄録が閲覧できるようになっているほか、経済社会情報・政策分析局は、広報局および刊行物審議会との間で、電子式出版およびネットワークによる普及のための基準および指針の策定について、積極的な協力を行っている。
249. 経済社会情報・政策分析局は、「商品貿易データベース（Comtrade）」を拡充し、「品目表示・コード化調和システム」および「標準国際貿易分類第3版」に従った情報の蓄積・検索を可能とするための努力を継続した。輸出入の総計データについては、国際金融機関からの情報との調整がとられており、加盟国の報告負担は軽減されている。同局は、国際商品貿易統計に関するコンセプトおよび定義の修正案を作成したほか、世界の取引における新たな動向を考慮してこの分野での国連の方法論を更新するとともに、各国国内での開発努力遂行の文脈において、政府に具体的な指導および助言を提供すべく、この問題に関する専門家グループ会合を開催した。

開発支援・管理サービス局

250. ジン・ヨンジャン氏を長とする開発支援・管理サービス局は、各国国内での開発努力遂行の文脈において、政府に「アップストリーム」の技術的・具体的指導および助言を提供する活動を重点的に行った。
251. 開発支援・管理サービス局は、技術協力計画の判別、策定および実質的監視にますます注意を向けつつあるが、行政および開発管理の分野における受入国のテーマ課題の変化は、特に重視されている。具体的には、統治と行政、公的財政と企業管理、開発計画と政策、ならびに、天然資源の援助を含む環境管理と社会開発、環境・エネルギー計画と管理、および、社会開発管理といった、一連の連関する課題があげられる。同局

- は、強力な学際的技術能力を備えており、相互に関連する開発の優先的テーマを包含する部門横断的な技術協力計画を策定する上で、特に重要な援助主体となっている。
252. 開発支援・管理サービス局は、危機に瀕した国々の特定の需要への対応をますます求められるようになってきている。こうした国々は、国民に対する基本的なサービスを持続可能な形で回復し、紛争が再発しえない環境をつくり出すために、政府機構再建に対する援助を必要としているのである。同局の援助は、政府機関再建、社会福祉計画、多部門的再建予備プロジェクトおよび経済復興計画、動員解除に取り組む計画の策定、女性をはじめとする社会的弱者に対する支援、必要な水道、エネルギーおよび物理的インフラの復旧、復興への国民参加促進、ならびに、再建の自助努力に向けられている。同局が1995年6月に開催した紛争後の再建戦略に関する専門家会議は、これらの問題に関する意見交換の改善に刺激を与えた。同局はまた、UNDP、人道問題局、平和維持活動局および国連プロジェクト・サービス室との共同作業も強化している。
253. 1996年前半の重大なテーマ横断的出来事として、行政と開発に関する第50回総会の再開会期があげられるが、開発支援・管理サービス局は、この再開会期を組織するとともに、これに実質的な支援を提供している。これに先立って開催された6つの地域会合では、社会開発（ストックホルム）、移行期の経済（ベルリン）、紛争直後の状況（ローマ）、経済開発（マニラ）、環境保護（リオデジャネイロ）および効率改善（ウイントフック）における行政の役割が重点的に話し合われた。72ヵ国からの代表団参加を得たこの歴史的審議の結果、総会は、決議50/225を採択した。同決議は、各国政府が行財政管理能力を強化する必要性に関するコンセンサスを反映するとともに、この部門で各国政府を援助するため、国連の活動を拡充する必要性を強く再確認するものとなった。
254. 行政および管理に関する開発支援・管理サービス局の作業は、2つの主要目標に重点を置くものとなっている。その目標とはすなわち、開発プロセスにおいて行政の果たす不可欠な役割に対する全世界的な認識および評価を打ち立てること、ならびに、開発途上国および移行期の経済における行政および統治機構を強化することである。かかる支援が提供された国々には、ルワンダおよびベトナムの2ヵ国も含まれている。ルワンダでは経済管理および司法制度に重点が置かれたのに対し、ベトナムにおける同局の支援は、行政の制度的・法的・人的資源および財政枠組みを重視したものになっている。
255. 開発支援・管理サービス局は、要請に応じて、選挙の監視および運営における技術援助提供への関与を続けている。同局は、コートジボアールおよびタンザニアにおける

大統領および議会選挙に関する選挙監視団の調整を行ったほか、ブラジルに対して将来の選挙の投票施設確保のための援助を行うとともに、シエラレオネにおける選挙の組織に関与し、これを成功させている。同局はまた、ガンビア政府に対し、投票用機材の購入および1996年中頃に予定されていた選挙の組織について援助を提供したほか、ガイアナ政府と協力して、1997年国政選挙のための予算作成およびドナー援助の調整を行った。1995年10月には、UNDP欧州地域局および独立国家共同体との共同プロジェクトが活性化され、中欧および独立国家共同体における民主主義、統治および国民参加の促進および拡充が図られている。

256. 財政および企業管理の分野で開発支援・管理サービス局が取り扱った主要課題としては、開発のための資源動員強化、財政管理の改善、および、民間セクター開発の強化を可能にする民間投資環境の創出があげられる。主要プロジェクトには、西アフリカ経済・通貨連合における税務研修、財政管理・公共会計および会計監査、ナイジェリアにおける援助管理および説明責任、パレスチナ被占領地域における援助管理、公共支出管理および資源動員、ハイチにおける歳入歳出管理および訓練、中国における軍事産業の民生事業への転換、エチオピアにおける民間セクターの経済的・技術的変革の管理、ならびに、ヨルダンにおける歳入管理に関するものが含まれている。
257. 移行期にある諸国のためのマクロ経済政策および開発に関する同局の諮問サービスおよび技術援助に対する需要は、ますます増大している。ロシア連邦の経済省内にマクロ経済予測・情報システムを設立するために、開発支援・管理サービス局は、同国に2度の調査団を派遣したが、これを受けて、同経済省は、同局に対し、500万ドルのプロジェクトを作成するよう要請した。このプロジェクトについては、欧州連合に対して援助要請がなされる予定である。また、同局は、とりわけ、北東アジアにおける「新たな欧州・アジア大陸の架け橋」のコンセプトに沿った開発を重視した、移行期経済のための技術協力ワークショップを数回開催している。
258. 環境管理と社会開発の分野における開発支援・管理サービス局の作業は、水および鉱物資源、地図作成、物的インフラ、エネルギー、ならびに、社会・農村開発に関連する活動プロジェクトおよび諮問サービスを中心とするものになっている。なかでも、社会的側面を含むすべての部門における開発を持続可能な環境開発に統合することは、草の根およびコミュニティー・レベルの関心と国家・地域政策の垂直的統合とともに、特別な重点事項となっている。

259. 「アジェンダ21」実施の関連で、開発支援・管理サービス局は、総合的な水資源開発の戦略策定において、主導的な役割を与えられている。このため、UNDPとの協力により、バーレーン、ポリビア、ブルキナファソ、中国、インド、ヨルダン、モロッコ、ネパール、ペルー、セネガルおよびイエメンを含む多くの国々に対して、セクター別評価、診断的研究および流域計画に関する援助が提供されている。また、近代的技術および先端ソフトウェアを用いて、利用可能な水資源の評価も行われた。同局は、1995年半ばに、『ウィンドウズ用地下水ソフトウェア』を発行したが、これは、途上国にとって負担のない形で、販売あるいは無償配布された。
260. 開発支援・管理サービス局はまた、経済体制移行期にある諸国を特に重視しながら、汚染および乱開発からの水資源保護を図った。
261. 総合的技術協力の一例として、イエメンのケースがあげられる。同国において、開発支援・管理サービス局は、オランダ政府による協調融資を受け、400万ドルの予算で4ヵ年水資源プロジェクトを実施中であるが、これについては、世界銀行からも追加的融資が予定されている。プロジェクトは、過剰な需要、地下水の乱開発および水質悪化から生じた、イエメンの極めて深刻な水不足に対応するものである。プロジェクトのねらいは、イエメン政府に対し、計画策定および管理を担当する「国家水資源庁」の創設援助を行うことにより、同国の水資源管理能力を高めることにある。
262. 鉱業セクターにおける企業、コミュニティーおよび持続可能な社会開発に関するシンポジウム（ニューヨーク、1996年5月）は、鉱物資源と社会開発の連関に関し、民間セクター、非政府機関、学界および国際社会の間の対話を確立した。
263. 開発支援・管理サービス局は、米国の環境保護局と協力して、大金鉱のくず鉱ため池の大規模なダム決壊によって生じた、ガイアナのシアン化物漏出事故の環境監査を実施した。カメルーンでは、鉱業セクターの環境への影響診断という形で技術援助が提供されたが、これは国家環境管理計画の一環として行われたものである。ブルキナファソでは、同国政府と開発支援・管理サービス局の共催で、UNDPの資金提供により、国際的鉱業フォーラム「PROMIN'95」が開催された。ベトナムでは、新鉱業法とその効果的運用のための行政枠組み制定に関する援助が提供された。小規模鉱業の分野では、中央アフリカ共和国、エチオピアおよびモザンビークで技術援助が行われている。
264. エチオピアでは、開発支援・管理サービス局が実施したプロジェクトによって、最近、ヘリコプターによる電磁界、磁界および放射測定調査が完了している。最終的な

データは、最新式の高品位画像を用いた正確な位置を示す地球物理学データであり、探鉱業界のニーズに特に配慮して作成されている。完全な地質情報を含むこのデジタル式データは、新たな鉱床の探査を行う上で価値あるツールであるとともに、同国および周辺地域のその他の有望な地帯において同様の調査を行う際のモデルともなるものである。エチオピアでは、鉱業投資を促進するための技術援助プロジェクトも実施されているが、このプロジェクトは、同国の鉱物資源に対する投資を促進し、国内の専門家に小規模鉱業の訓練を施すものである。これらの努力によって、エチオピアの鉱物資源に関する情報は、国際舞台に出されるようになり、その結果、外国および国内の投資家のなかには、積極的に採掘権の申請を行うものも現れている。

265. 開発支援・管理サービス局は、マレーシアの調査・地図作成局と共同で、1995年7月、クアラルンプールにおいて、「アジア・太平洋地域における地理的情報システム(GIS)インフラに係る地域的常設委員会設置に関する国際会合」を開催した。GISインフラ整備の目的は、恩恵の大きい情報製品を支援する基本的な標準化データベースの創設により、かかるデータの開発・維持のコストおよび努力における不必要な重複を回避すること、これらのデータに対するアクセスおよびそのアプリケーションを促進すること、ならびに、ユーザーによる特定のアプリケーション用データの統合を可能にすることにある。
266. また、開発支援・管理サービス局は、イスラム圏首都・都市機関と共同で、エジプト政府の後援の下、1995年12月、カイロにおいて「地理情報システム、都市の持続可能性および環境に関する国際セミナー」を開催した。ハビタットIIの準備活動の一つであるこのセミナーでは、効率的な都市管理のツールとしてのGIS、GISの推進とデータ共有基準、ならびに、この技術の利用および共有から恩恵を受ける可能性の高い政府および機関の間での認識および調整の確立が中心に話し合われた。
267. 開発支援・管理サービス局は、インドネシア政府および国際測量技師連盟と共同で、1996年3月にインドネシアのボゴールで開催された「国際土地台帳専門家会合」の準備を担当した。「ボゴール宣言」は、土地台帳制度を成功させるためには、土地に対する諸権利の裁決、土地の移転および改変(分譲あるいは整理統合)という3つの主要プロセスが、土地市場の効率および効果を支持すべく、効率的に、確実に、かつ、合理的なコストとスピードで行われなければならないと明言している。
268. 中国における2件の革新的プロジェクトの成果を広めるため、1995年10月、北京において、「石炭層メタンの開発および利用に関する国際会議」が招集された。会

議は、中国で継続中の石炭層メタン回収プロジェクトの現状を再検討し、先端技術の誘致、オフショア投資の促進、および、その他の開発途上国における石炭層メタン利用の一層の重視の意義を検討した。

269. 開発支援・管理サービス局は、多くの中欧・東欧諸国における国別人間開発報告の作成を支援した。また、農村開発に関する行政調整委員会タスクフォースの一員として、同局は、マイクロ融資および農村信用に関する報告書の作成を担当した。この報告書は、1996年5月14日、ジュネーブにおけるタスクフォース会合に提出された。
270. 開発支援・管理サービス局は、特に、水道・衛生設備などのベーシック・ヒューマン・ニーズに関連する分野において、第4回世界女性会議に参加した。同局スタッフが編集する季刊誌『天然資源フォーラム』は、女性と天然資源管理に焦点をあてた特集号を発行した。同局は、経済体制移行期にある主要国において、「開発におけるジェンダー・ユニット」の創設に対する援助を行っている。
271. 開発支援・管理サービス局は、ハビタットII準備の一環として1996年3月に北京で開催された「大都市のための水資源管理に関する国際会議」に大きく貢献した。同局は、UNDPと共同で、水資源に関するハビタット対話を開催したほか、エネルギー資源に関するハビタット対話にも積極的な関与を行っている。
272. 1995年中、開発支援・管理サービス局は、12の重要セクターにおいて1,400件の技術協力プロジェクトを実施しているが、その総費用はおよそ8,010万ドルに及んでいる。その内訳は、UNDPの資金提供によるプロジェクトが3,460万ドル、信託基金によるものが3,620万ドル、国連人口基金によるものが480万ドル、国連の正規の技術協力計画によるものが450万ドルとなっている。
273. 開発支援・管理サービス局が実施した計画の地理的費用内訳は、アフリカが3,130万ドル、アジア・太平洋が1,220万ドル、地域間および地球的計画が1,910万ドル、アラブ諸国が1,110万ドル、米州が410万ドル、欧州が230万ドルとなっている。アフリカにおいて実施されたプロジェクトは、全体の39.1%と、最大のシェアを占めている。

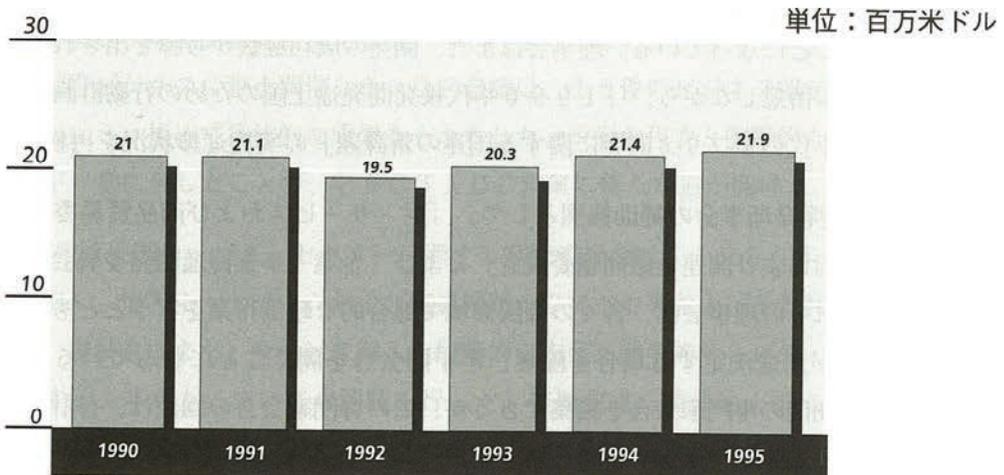
2. 国連貿易開発会議 (UNCTAD)

274. この1年間において、ルーベンス・リクペロ事務局長の下、国連貿易開発会議は、貿易開発理事会およびその補助機関の第42会期、ならびに、1996年4月27日から5月11日にかけて南アフリカのミッドランドで開催された国連貿易開発会議第9回

総会の最終的準備プロセス、および、同総会自体を中心とする作業を行った。

275. 第42回貿易開発理事会の第1部では、とりわけ、世界経済の自由化から生じる機会の不均等、および、特に開発途上国で進められているマクロ経済改革の様々な効果が検討された。理事会は、討議のたたき台として用いられた『1995年貿易開発報告』における分析の質の高さと、困難な政策課題への新たな観点からの取り組みの意志を高く評価した。後発開発途上国の経済状況が改善されないこと、および、アフリカで困難が続いていることについては、特別の注意が喚起された。
276. 貿易開発理事会は、1995年12月、特別会期を開催し、第8回総会以降のUNCTADの機能を再検討した。その結果、委員会は、過去4年間を通じて取られた方向性が一般的に妥当であることを確認しながらも、急激に変化する世界経済のニーズに対するUNCTADの対応力をさらに高める余地があると判断した。理事会は、UNCTADの政府間機構に関する一連の特定の勧告を採択し、これを第9回総会に提出した。勧告は、理事会の会合の回数、長さおよび議題、ならびに、補助機関の数を重点的に取り扱うものとなっている。
277. 1996年4月、UNCTAD事務局長は、部局の数を9つから4つに減らし、高級職員のポストを削減するという、大規模なUNCTAD事務局再編を発表した。この機構改革は、財政危機と直接には関係していないものの、計画分野間に相乗効果を生み出すことにより、財政危機から生じる圧力の緩和に貢献するものと見られる。UNCTADの技術協力プロジェクト費用は、1995年もそれまでの数年間とほぼ同レベルにとどまっている（図8参照）。

図8 国連貿易開発会議：技術協力プロジェクト費、1990—1995年



278. 第9回UNCTAD総会の政府間準備作業は、1996年2月26日から3月29日にかけて開かれた貿易開発理事会およびその全体委員会の会合によって、最終段階を迎えた。全体委員会は、1990年代およびそれ以降において世界経済が相互依存性を高めるなかでの開発政策および開発戦略、ウルグアイ・ラウンド以降の世界における開発手段としての国際貿易促進、開発途上国および経済体制移行国における企業の開発および競争力推進、ならびに、今後のUNCTAD活動の制度的意義という、第9回総会の4つの主要議題に関して、交渉のたたき台となる文書を準備した。貿易開発理事会は、一連の地域閣僚会合および第9回総会の準備として開催された議題別セミナー、ならびに、UNCTAD事務局長の作成した報告書(TD/366)について審議した。
279. 第9回総会のテーマは「世界経済がグローバル化・自由化する中での成長と持続可能な開発の促進」となった。UNCTAD総会は、開発行動のための優先事項を設定し、一連の勧告を含む30ページの「成長と開発のためのパートナーシップ」と題する文書を採択した。UNCTAD総会はまた、「ミッドランド宣言」を採択した。この宣言は、開発のための国際協力、ならびに、貿易、金融、科学技術、投資および持続可能な開発の分野における開発および相互連関的課題を総合的に取り扱う国連内の中核機関としてのUNCTADに対し、強力な政治的支持を与えるものとなった。「ミッドランド宣言」は、先進国、開発途上国および後発開発途上国の間のパートナーシップ拡大を求めるとともに、開発のためのパートナーシップに市民社会を関与させることの利点を強調している。
280. 第9回UNCTAD総会は、その政府間機構の大幅な制度的改革を行うことにより、優先的貿易開発問題に焦点を絞ることで合意した。UNCTADの執行機関である貿易開発理事会は、UNCTAD活動の全般的一貫性を確保する責任を有する。理事会は、年1回定期的会合を開いて、貿易・開発の観点から相互依存と地球的経済問題を取り扱うことになっている。理事会はまた、開発の成功経験から導き出される政策的教訓の検討に留意しながら、「1990年代後発開発途上国のための行動計画」および「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の実施進捗状況を再検討する。
281. 貿易開発理事会の補助機関として、「財・サービスおよび商品貿易委員会」、「投資、技術および関連金融問題委員会」および「企業・事業促進開発委員会」が創設された。これらの理事会は、各々の権限領域で総合的な政策作業を行うとともに、貿易開発理事会が別途決定する場合を除き、年1回会合を開くことになっている。各委員会とも、短期間の専門家会合を招集できるが、この専門家会合の回数は、合計で1年10回を超えることができない。

282. 「1990年代後発開発途上国のための行動計画実施状況の地球的中期再検討に関する高級レベル政府間会合」は、1995年9月26日から10月6日まで、ニューヨークで開催された。同会合は、1990年にパリで採択された「行動計画」の実施を加速するための具体的行動を判別する機会となった。参加者は、後発開発途上国における経済および社会の進歩を加速する決意を述べた「宣言」を採択した。1996年3月に発表された後発開発途上国に関する報告書は、40カ国の後発開発途上国に関する包括的な経済分析および統計データを提供している。
283. 1995年9月、全世界の80カ所を超える貿易拠点の代表は、「地球的貿易拠点ネットワーク」の第1回目の世界的会合に参加した。このネットワークは、1994年の「国連貿易効率国際シンポジウム」で正式に発足したものであり、電子取引において重要な役割を果たすようになってきている。1995年末現在、27カ国で47の貿易拠点が活動中である。
284. 「制限的商慣行の統制に関する一連の多国間で合意された衡平な原則および規則の全側面を検討するための第3回国連会議」は、UNCTADの後援で1995年11月に開催された。1980年に採択されたこの「一連の原則および規則」は、競争政策に関して普遍的に適用できる唯一の国際措置である。会議は、健全な経済開発に競争の原理および政策が果たす根本的な役割を確認し、ほとんどの加盟国は、貿易と競争がUNCTADの優先的作業分野として維持されるべきであるという見解を表明した。
285. 1995年12月、UNCTADは、「1995年世界投資報告」を刊行し、多国籍企業と競争力の問題を取り扱った。この報告書は、対外直接投資の動向および多国籍企業の活動に関する主要な情報源となっている。
286. 民営化および企業開発の分野で、UNCTADは、ウズベキスタン政府、UNDPおよび国連工業開発機関と協力して、1995年10月、ウズベキスタンで民営化に関する国際ビジネス会議を開催した。この会議は、15件のビジネス協定および了解書の調印という、極めて具体的な成果をもたらした。政府の代表と国際的な企業幹部および機関が一堂に会したことで、UNCTADの作業に新たな道が開けた。
287. 開発途上国サービス・セクターに関する常設委員会は、1995年9月に第3会期を開催し、情報ネットワークおよび流通経路へのアクセスおよびその利用の方法を検討した。委員会はまた、サービス輸入の段階的自由化が競争的サービス・セクター開発に及ぼすインパクトについても評価を行った。委員会は、開発途上国による情報ネットワークおよび流通経路に対するアクセスおよびその利用を拡充することをねらいとし

て、UNCTADが持続的な結果指向のアプローチを採用すべきであるということで合意した。さらに、委員会は、1995年11月にも会合を開き、開発途上国の保険セクターを強化して、自由化の恩恵を受けられるようにする方法を模索した。

288. 1995年10月、「新しい国際取引の文脈における取引機会に関するアドホック作業部会」の第1会期が開催された。作業部会は、ウルグアイ・ラウンドの実施から生まれる機会、および、最終文書に含まれている後発開発途上国に関する特別条項を実行するための方策を分析した。1996年2月の作業部会第2会期では、ウルグアイ・ラウンドでの誓約を実行する一方で、経済的に弱い諸国に援助を与え、ウルグアイ・ラウンドの恩恵を得られるようにする必要性の認識を求める一連の勧告が採択された。
289. 特惠特別委員会は、一般特惠制度の再活性化を目的として、1995年10月に第22会期を開催した。ウルグアイ・ラウンドの成果、および、これによる開発途上国の特惠マージンの目減りに鑑み、一般特惠制度の包括的政策再検討が行われた。同制度の活性化および対象品目拡大を旨とする多くの提案について合意が見られている。
290. 1995年11月の一次産品常設委員会第4会期は、多角化と環境に関連する課題に取り組んだ。委員会は、環境上の費用および便益の製品価格への反映、ならびに、この分野における国際協力への新たなアプローチを含むその他の内部化の方策に関して、UNCTADが妥当な国際的討議の場であることで合意した。加盟国は、UNCTADにおける一次産品に関する今後の作業が、関連する企業および業界専門家の参加を得た形でのみ進められるべきだと感じている。1996年3月28日に招集された1日間の国連天然ゴム会議は、国際天然ゴム協定の調印期限を、1996年7月31日まで延期する決定を行った。
291. 1995年11月、貿易、環境および開発に関するアドホック作業部会は、その最後となる第3会期を開催し、相互支持的な環境および貿易政策の策定における透明性と一貫性の確保に向けた国際協力の必要性を中心に話し合いを行った。
292. 「軍縮への移行のための構造調整課題を模索するアドホック作業部会」は、1995年11月に会合を開き、第9回UNCTAD総会の準備プロセスにおいて、貿易開発理事会が、軍縮への移行のための構造調整に関する作業計画を策定すべきか否かを検討すべきであるとする勧告を行った。

3. 国連環境計画 (UNEP)

293. エリザベス・ダウズウェル氏を長とする国連環境計画は、プログラムの実施を改善し、国連環境開発会議によって委任された重要な任務に効果的に対応するため、組織的・構造的変革を行っている。
294. UNEPは、「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」に参加しているほか、同イニシアチブ運営委員会のメンバーともなっている。「水資源作業部会」の議長機関として、UNEPは、アフリカ諸国における水資源管理の衡平的アプローチを促進しているが、このアプローチの下、今後のアフリカの水資源に関する政策、計画およびプログラムはすべて、その経済的存続可能性、環境的持続可能性および衡平な利用の観点から評価されるべきであるという提案が行われている。ブルンジおよびルワンダでは、UNEPとUNDPが資源を負担し、戦争によって被害を受けた環境の再生に対して支援を行っている。ルワンダ政府の要請により、この2つの機関は、1995年9月、キガリで持続可能な開発に関するサブ地域ワークショップを開催した。また、1995年12月には、UNEPが、アフリカ経済委員会およびアフリカ統一機構と協力して、第6回アフリカ環境閣僚会議を開催している。
295. アジア・太平洋地域で、UNEPは、UNDP、アジア開発銀行およびタイ政府との共催により、アジア・太平洋環境開発閣僚会議を開催したが、この会議は、環境担当大臣と産業担当高級職員および企業代表が一堂に会する、アジアでは初めてのイベントとなった。1995年11月にバンコクで開催された同会議は、「環境的に健全かつ持続可能な開発のための1996～2000年地域行動計画」を採択した。また、UNEPは、各国政府およびマスコミとも協議を行った上で、1995～2000年の期間を対象とする第一次「アジア・太平洋地域環境情報・通信戦略」を策定した。各国政府および非政府機関がその情報活動において利用できるよう、「環境市民権のための戦略」と題するハンドブックが作成された。
296. UNEPは、1995年10月にソフィアで開催された第3回欧州環境閣僚会議に参加し、欧州理事会とともに、フォーラムおよびタスクフォースを通じて「汎欧州生物・景観多様性戦略」の実施を指導する責任を与えられた。欧州における軍事活動と環境に関する会合の成果は、ソフィア会議でも利用された。その他、欧州におけるUNEPのイニシアチブとしては、カスピ海総合管理のための環境行動枠組みの策定、および、水資源の分野における「アジェンダ21」実施状況の再検討があげられる。
297. UNEPの支援を受けて、1995年9月、ハバナにおいて第9回ラテンアメリ

- カ・カリブ環境閣僚会議が開催された。この会合の後、会期間閣僚委員会会合（メキシコ・シティ、1996年5月）が開催されたが、この委員会会合において、UNEPは国連機関が地域レベルで実施しているすべての環境プロジェクトを対象として、調整メカニズムを開発するよう要請された。また、同地域においては、UNDPの隔月刊紙『*Tierramerica*』付録の発行部数が伸びており、1996年末までに300万部に達するものと見られている。
298. 中東において、UNEPは、水資源と環境に関する多国間作業部会を通じ、和平プロセスに参加した。UNEPはさらに、ヨルダン川西岸およびガザ地区における社会・経済開発を支援する機関間会合にも貢献している。
299. 1995から1996年にかけて、新たに8ヵ国が「絶滅の恐れのある野生動植物の国際貿易に関する条約」の締約国となり、同条約の締約国数は合計で132ヵ国となった。また、「移動性野性動物保護条約」については、新たに3ヵ国が締約国となり、合計締約国数は47ヵ国となっている。
300. 新たに9ヵ国が「オゾン層保護に関するウィーン条約」の締約国となり、同条約の締約国数は合計で157ヵ国となった。また、「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」については、新たに10ヵ国が締約国となり、合計締約国数は156ヵ国となっている。前回のモントリオール議定書締約国会議（ウィーン、1995年12月）では、オゾン層破壊物質に関する統制措置を強化すべく、議定書に調整が施されている。地球環境ファシリティーは、経済体制移行国に対し、議定書の統制措置実施面での援助を行った。モントリオール議定書実施のための多国間基金は、1995年12月時点で、93ヵ国の1,200件のプロジェクトについて4億2,500万ドルを承認している。多国間基金の支援を受けて、開発途上国の中には、地球目標年の2010年を待たずに、オゾン破壊物質の段階的禁止を完全に実現できるものも現れると見られる。
301. 新たに21ヵ国が「危険廃棄物の国際的移動およびその処分の統制に関するバーゼル条約」の締約国となったため、同条約の締約国数は合計で101ヵ国となった。第3回バーゼル条約締約国会議（ジュネーブ、1995年9月）では、経済協力開発機構（OECD）各国、欧州連合およびリヒテンシュタインによる、他国における最終処分を目的としたあらゆる危険廃棄物の国際的移動の禁止について、条約を修正することが決定された。また、この修正によって、他国における回収、リサイクル、再生利用、直接の再利用あるいは代替的利用を目的とした危険廃棄物のあらゆる国際的移動は、19

97年12月31日までに段階的に停止され、その後は禁止されることになっている。

302. 新たに54カ国が「生物多様性条約」の締約国となり、同条約の締約国数は合計で152カ国となった。「科学・技術面での助言に関する生物多様性条約補助機関」の第1回会合（パリ、1995年9月）は、1995～1997年の期間について、同条約の作業計画を策定したが、この作業計画は、その後、第2回条約締約国会議（ジャカルタ、1995年11月）で承認された。締約国会議は、常設事務局の所在地をモントリオールに決定するとともに、UNEPに対し、持続可能開発委員会と連絡を取った上で、生物多様性条約とその他の関連国際条約との関係の研究に関する開放型政府間ワークショップを開催するよう働きかけた。締約国会議では、地球生物多様性評価報告と政策担当者用概要書が発足し、生物多様性に係る主要課題の最新式技術を用いた科学的再検討のための土台が初めて出来上がった。
303. 1995年11月、ワシントンの政府間会議において、110カ国の政府は「海洋環境を陸上活動から守るための地球的行動計画」を採択するとともに、UNEPが同計画の事務局を務めるべきであると決定した。この新たな役割におけるUNEPの任務には、特に残留性有機汚染物質および都市廃水の絡む、陸上活動による沿岸・海洋環境および関連河川流域に対する脅威に対処するための包括的行動計画の実施が含まれている。1996年7月、経済社会理事会は、総会に対し、その第51会期で地球的行動計画を支持する決議案を採択するよう勧告した。
304. UNEP管理理事会は、1995年5月の第18会期において、残留性有機汚染物質を健康と環境に対する重大な脅威と判定し、12の重要汚染物質について情報の現状評価を開始した。UNEPによる評価プロセスは、「化学品の健全管理のための機関間計画」のために着手されたものである。UNEPはまた、かかる汚染物質について継続中の評価と、「海洋環境を陸上活動から守るための地球的行動計画」の間の調整を確保している。この評価は、1996年6月にマニラで開かれた、残留性有機汚染物質に関する「化学的安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）アドホック作業部会」で完了した。この評価に基づき、後にマニラで開催されたIFCS政府間会合は、残留性有機汚染物質について、その排出を削減あるいは廃絶する地球的行動に着手する上で十分な情報が得られたと結論し、かかる地球的行動には法的拘束力を持つ措置が含まれるべきであると勧告した。
305. 国際珊瑚礁イニシアチブの実施において、UNEPは重要な役割を果たした。UNEPは、その地域海洋プログラムを通じ、この問題に関する地域ワークショップの開催

- を促進したほか、各地域に技術協力を提供している。UNEPはまた、1996年6月にパナマで開催された第8回国際珊瑚礁イニシアチブ・シンポジウムに対しても、資金および技術面での支援を提供している。
306. UNEPは、「砂漠化防止国際条約策定のための政府間交渉委員会」に対する実質的な支援および貢献を続けた。同委員会の第7会期（ナイロビ、1995年8月）では、アフリカのための緊急行動に関する委員会決議5/1の実施状況が再検討されるとともに、条約の常設事務局の組織および所在地、ならびに、科学・技術委員会の創設を含む問題が話し合われた。
307. 「アジェンダ21」が、法的な国際協定の増加および環境関連条約事務局の機能から生じる調整任務に集中的な努力を傾けるようUNEPに勧告していることを受けて、1995年7月および1996年1月に開かれた会合は、共通する実質的な関心事項、および、共通の行政課題に関して、大きな前進を実現した。
308. 管理理事会はまた、事務局長に対し、UNEPの森林関連問題に関する専門知識を、持続可能開発委員会の森林に関するアドホック政府間パネルに利用させるよう要請した。UNEPは、森林被覆率の低い国々の必要性および需要に関する同パネル計画の主導機関ともなっており、これに関しては、パネルの第2会期（ジュネーブ、1996年3月）に報告書が提出されている。
309. 生物学的安全性に関し、政府指定専門家による地球的協議（カイロ、1995年12月）は、「バイオテクノロジーの安全性に関するUNEP国際技術指針」を採択した。この指針は、バイオテクノロジー産業をはじめとする幅広い関係者が関与するコンセンサス醸成プロセスを受けて作成されたものである。UNEPは、指針の実施に関連する能力建設計画を策定しているが、これは潜在的ドナーに提出されることになっている。
310. 気候変動に関する政府間パネルは、その第11回全体会合（ローマ、1995年12月）において、1995年度第2回評価報告書を承認した。約130ヵ国からのおよそ2,000名の主導的科学家および技術専門家によって作成されたこの評価報告書は、地球的な気候変動の原因に関する世界の理解を高めることになろう。UNEPは、気候関係の懸案事項を、生物多様性、砂漠化防止、海洋環境保護、ならびに、持続可能な生産および消費の促進に関するその活動に統合することにより、政府間パネルの作業に貢献している。

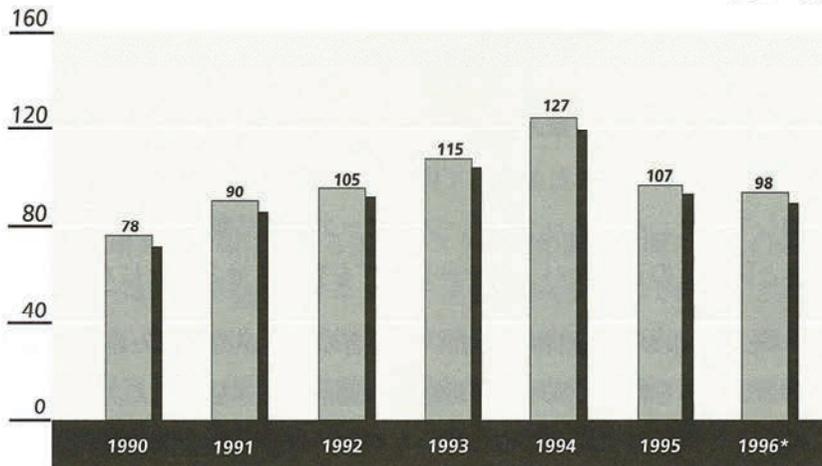
311. 管理理事会第18会期で決定されたとおり、UNEPは、世界気候計画におけるパートナーとして、気候課題その3「気候影響評価および脆弱性軽減のための対応戦略の研究」による国際的活動の調整を行っている。世界気候計画の構成要素である「世界気候影響評価および対応戦略計画」の傘下で、UNEPは、地球環境ファシリティーからの資金提供を受け、温室ガスの源と終着点、温室ガス削減コスト計算、ならびに、気候影響評価および応用に関する国別研究を実施している。
312. 1996年4月、UNEPは、持続可能開発委員会第4会期に対し、環境的に健全な技術移転に関する同委員会の討議への貢献として、環境的に健全な技術に関連する情報システムの調査書を提出した。委員会は、UNEPに対し、環境的に健全な技術に関する情報システム・ネットワーク開発作業を続行し、情報システムおよび情報ソース間の互換性および協力を増大させるよう働きかけた。また、UNEPは、環境的に健全な技術に関連する情報システムのカタログを作成・維持し、最終的には、かかるカタログを、文書あるいはディスクの形で発行するとともに、インターネット等の地球的ネットワークを通じて公表するよう促されている。
313. 新たに策定された「持続可能な観光憲章」実施の期は熟している。持続可能な観光に関する世界会議（カナリア諸島、1995年4月）の所産であるこの憲章は、「アジェンダ21」に沿って、観光協会、観光関連業界および各国政府がUNEPと共同作業で作成した価値あるツールである。
314. 管理理事会第18会期の要請に応じ、UNEPは、国連食糧農業機関（FAO）と共催で、一定の危険化学品および農薬の国際貿易に関する情報交換のための事前のインフォームド・コンセント条約策定について、第1回目の交渉会合を招集した（ブリュッセル、1996年3月）。さらに、危険化学品の健全管理のための一層の措置に関しては、1996年4月、コペンハーゲンにおいて政府指定専門家会合が開催されている。
315. UNEPは、「軍事活動から生じる環境被害に対する責任および賠償に関する専門家グループ」の開催を続けた（ジュネーブ、1995年9月、および、ロンドン、1996年5月）。このプロセスからは、一連の重要問題に関する結論についての合意が得られているが、こうした結論は、国連賠償委員会の作業に貢献するとともに、環境被害に対する国際的な責任・賠償体制の開発を促進することになる。
316. UNEPは、新たな環境状況報告書「地球環境見通し（GEO）」を開発中である。GEOは、地域環境政策機関の定める環境的優先事項を報告し、因果関係を分析し、起こりつつある問題を判別するとともに、可能な場合には、行動のための代替的政

策オプションを提示することになっている。GEO報告書シリーズは、協力、参加および地域を基盤とする評価プロセスを通じて作成される。このプロセスは、地域の政策決定者、機関および専門家をおよそ20ヵ所の協力センターからなる地球的ネットワークによって連結するものである。

317. UNEPと保険セクターの共同作業の結果、主要保険会社23社は、「環境誓約陳述書」に調印を行った。保険会社による誓約陳述書は、1995年11月に成立し、実施方法策定のための第1回ワークショップは、1996年5月にロンドンで開催されている。この協定は、持続可能な開発に対する保険業界のコミットメントを表明するものであり、UNEPもこれに共同調印および支援を行っている。
318. 第4回世界女性会議に関連するフォローアップ活動として、UNEPは、国連および協力非政府機関と共同で、ジェンダーを意識した砂漠化防止プロジェクトのための指針策定、および、生物多様性の諸問題との関連における女性自身の知識向上の作業を開始した。
319. 60ヵ国から459名の代表者が参加した「UNEP青少年フォーラム」（米国サンフランシスコ、1995年8月）は、これまでで最大規模のものとなった。また、国際子ども会議（英国イーストボーン、1995年10月）には、83ヵ国から800名以上の子どもが参加したが、この会議は、全世界の子どもが一堂に会して、世界環境に関する関心事項を話し合う、史上初の行事となった。
320. UNEP管理理事会第18会期は、1996/97年度について、9000万～1億500万ドルのプログラム活動予算を承認した（図9参照）。1992年の国連環境開発会議以降、UNEPに対しては、ますます多くの要請がなされているが、これに対応する資金の大幅な増大は見られていない。UNEPの環境基金に対する自発的拠出金がさらに減少すると見られること、および、支払が予測不可能であることは、UNEPの将来、および、国際社会に効果的なサービスを提供するその能力にとって、大きな足かせとなっている。

図9 国連環境計画：資金総額、1990—1996年

単位：百万米ドル



*推計値

4. 国連人間居住センター（ハビタット）

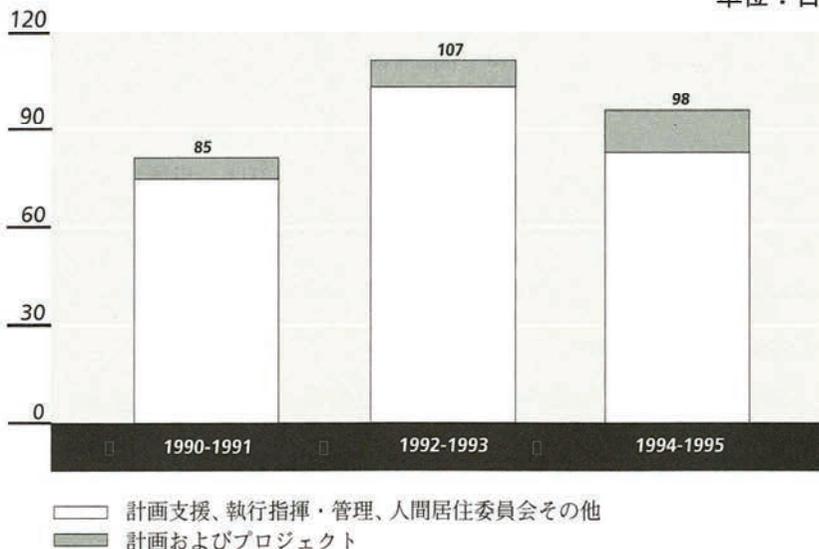
321. 国連人間居住センター（ハビタット）は、ウォーリー・ンダウ氏の指揮の下、3つの主要分野で集中的な努力を続けている。その3つの分野とはすなわち、持続可能な人間居住政策・計画の策定および実施のために加盟国に技術援助を提供すること、特に貧困層および災害弱者に対する十分なシェルター、インフラおよびサービスの提供を通じ、公共、民間およびコミュニティー・セクターが農村および都市の居住地における生活条件を改善する能力を強化すること、ならびに、持続可能な経済成長、環境保護、貧困軽減、社会的衡平および両性の平等を達成するための人間居住地開発の重要性に対する国際社会の認識を高めることである。これらの優先的活動は、1996年6月3日から14日にかけてイスタンブールで開かれた国連人間居住会議（ハビタットII）に結集されている。

322. 活動にはずみがついたことを受けて、ハビタットIIは、世界で都市化が進むなかで、持続可能な人間居住地開発に関するパートナーシップ、解決策およびコミットメントを生み出す会議となることができた。この会議には、171ヵ国の代表団が参加した。非政府機関からの8,000名を含む合計で約1万6,400名の出席者は、本会議、NGOフォーラムあるいはその他の関連活動に参加したが、これらの活動はすべて、全世界のマスコミに大きく報道された。事実上、国連システム全体がこの会議に代表を送ったが、参加機関のほとんどが並行的に様々な活動を繰り広げている。

323. ハビタットIIは、市民社会の組織および機関に対して開かれているという点で、際立った特徴を持っていた。国連人間居住センターの奨励により、ほとんどの国の代表団には、地方自治体、非政府機関および民間セクターの代表が含まれていた。関係者の聴聞プロセスを通じ、会議は、地方自治体、民間セクター、議員、労働組合、科学研究機関・基金、非政府機関および草の根組織の代表に対して、その見解を表明する機会を与えた。本会議、および、これと並行して開かれた世界都市会議には、500名を超える市長が参加しており、ハビタットIIは、フォローアップ活動に不可欠となる市長および地方自治体と国連との正式なパートナーシップを発足させることになった。
324. 準備プロセスおよび会議自体に幅広い関係者の参加が得られた結果、すべての関係者の見解および勧告を幅広く反映する地球的行動計画が承認された。この「ハビタット課題」には、21世紀に世界が都市化するなかで、経済・社会開発と環境的持続可能性を達成するための詳細な行動計画が含まれている。
325. この1年間において、人間居住センターは、その他多くの分野においても、その活動を前進させた。特に、都市の統治、環境の計画・管理、紛争後の再建、シェルター政策および都市部の貧困緩和の分野においては、83カ国で技術協力が行われている。現在実施中の重要な地域間計画としては、「都市管理計画」（UNDPおよび世界銀行と提携）、「持続可能都市計画」（UNEPと提携）および「住宅・都市指標計画」があげられる。1994/95年度について、センターの支出額は合計で9,790万ドルに及んでいる（図10参照）。

図10 国連人間居住センター（ハビタット）：歳出、1990-1995年

単位：百万米ドル



326. 以前から引き続き、アフリカは、人間居住センターの協力活動における最大の重点対象となっている。数カ国政府とのパートナーシップ融資取極に基づき、センターは、コミュニティ開発、環境インフラ、ジェンダー、居住改善および局地的「アジェンダ 21」の分野における地域間応用研究作業を拡充した。センターはまた、特に経済的に移行期にある国々、ならびに、アフリカおよびラテンアメリカ諸国において、現地政府の能力建設計画を拡大している。
327. 人間居住研究・情報に関する国連システム内の照会機関としての任務に従い、人間居住センターは、大がかりなイニシアチブを数多く完了している。このようなイニシアチブとしては、都市化によって生じる政策課題を中心的に取り扱う第2回「地球人間居住報告」の発行、および、国連事務局統計課との共同作業による包括的な「人間居住統計要覧」の完成があげられる。
328. 人間居住センターは、1996年「世界水の日」の地球的記念行事に関する主導機関の役割を務めたほか、1996年1月にインドで開かれた「土地および土地保有権の安全に関する国際会議」の組織に貢献した。土地および土地管理に関する機関間計画の設立は、こうした努力のねらいの一つとなっている。
329. 人間居住委員会によるイニシアチブを発端として、人間居住センターは、人権センターおよびその他の国連機関とともに、「世界人権宣言」を含む現行の国際人権協定から派生する、シェルターおよびシェルター提供の人権的側面につき、率先して再検討を行っている。この努力の結果、ハビタットII参加各国政府は、十分な住宅に対する権利の完全かつ段階的な実現を誓約している。
330. イスタンブール会議後の期間において、国別計画の作成および管理を効率化するため、人間居住センターは、受入国政府の支援を受けて、アジアおよびラテンアメリカに分権型事務所を設置することを決定した。このイニシアチブは、効率および費用効果を高めるために継続中の一連の内部改革・再編措置の一環となっている。

C. 地域の開発活動

331. 5つの地域委員会は、各々の活動地域における経済・社会開発のレベルを引き上げ、各国、国連機関およびその他の政府間・非政府機関の間の関係を強化する上で、極めて重要な役割を果たしている。この1年間において、国連の作業が分散化するなかで、地域委員会の担う責任は、さらに大きなものとなっている。国連システム全体の改

革プロセスと歩調を合わせる形で、地域委員会は、その活動の吟味、優先事項の調整、計画の再編および人事改を続け、効率と費用効果の改善を図っている。

1. アフリカ経済委員会 (E C A)

332. K. Y. アモアコ事務局長の下、アフリカ経済委員会 (E C A) の作業の方向性は、アフリカの経済パフォーマンスが小幅ながら改善する一方で、E C Aの計画、組織構造および管理慣行が大幅に改革されるという、錯綜した動きのなかから生まれている。
333. E C Aは、食糧安全保障の改善を通じた貧困緩和、運輸・通信事業とその資金調達、サブ地域的エネルギー供給の開発、鉱物利用の拡大のためのマーケティング戦略、アフリカにおける大規模灌漑の問題点と見通し、農業計画および政策戦略への環境面の考慮の組み入れ、特に財政政策の分野における公共セクターのパフォーマンス強化、農村開発への公共支出の改善等、様々な問題に関する調査を行った。
334. E C Aは、アフリカ地域の能力建設の計画、特に、「第2次アフリカの運輸・通信の10年」および「第2次アフリカの工業開発の10年」に対する支援を続けた。アフリカ統一機構 (O A U) との協力の下、アフリカ経済共同体を設立するアブジャ条約の実施において進展が見られている。この点に関する努力は、条約に対する様々な提案の作成を中心とするものになっている。
335. E C Aの主催により、「アフリカにおける民間投資の再興：成長と開発のためのパートナーシップ」に関する国際会議が、アフリカ各国の公共・民間セクターの代表および地域外の財界幹部約650名の参加を得て、1996年7月、アクラで開催された。この会議は、E C A、UNDP、アフリカのための地球連合、アフリカ事業者円卓会議、世界銀行グループ、および、日本政府、韓国政府、スウェーデン国際開発協力機関、海外開発庁 (英国)、国際開発研究センター (カナダ) 等の二国間援助機関による協調的努力によって実現したものである。
336. この会議のメイン・イベントは、アフリカ8カ国の首脳あるいは政治指導者とアフリカ内外の6名のビジネス・リーダーによる円卓サミット会合であった。さらに、もう一つの重要なイニシアチブとして、アフリカ資本市場フォーラムが発足した。これは、証券取引所、リース会社、および、仲介会社、投資基金等の金融機関を集めた多国間擁護グループである。
337. 一連の世界会議に関連するフォローアップ活動として、E C Aは、その他の国連機

関および地域的政府間機関との協力を推進した。1994年のカイロにおける国際人口開発会議で採択された行動計画に従い、ECAは、「ダカール／ンゴール宣言」に関する非政府機関専門家ワークショップを招集するとともに、アフリカ人口委員会のECA/OAU/アフリカ開発銀行合同調査団に参加し、一部の加盟国によるダカール／ンゴール宣言およびカイロ行動計画の実施状況評価を行った。ECAはまた、1995年10月、アジスアベバで、アフリカの世帯および家族におけるHIV/AIDSの社会的影響に関する上級政策セミナーを開催した。

338. 第4回世界女性会議に関し、ECAは、第5回地域女性会議のビューロー会合を開催し、同会議のためのアフリカ綱領の作成を行った。この会合の主たる目的は、アフリカにおける地球的・地域的行動綱領の実施を加速する枠組みを話し合うことにあった。この枠組みは、あらゆる国内機構、関係省庁、非政府機関、訓練・研究機関に広められ、実施プロセスにおいて利用されることになっている。また、ECAが共催した第1回地球貿易フェアおよび投資フォーラム（アクラ、1996年6～7月）は、女性起業家に対し、ネットワーク作り、技能開発、情報共有、市場拡張、および、取引・投資拡大のためのパートナーシップ構築の機会を与えている。
339. アフリカ人間開発担当閣僚会議は、フォローアップのための15ヵ国閣僚委員会と共同で、世界社会開発サミットのアフリカ行動計画の実施を監視する政府間機構となっている。閣僚委員会の第1回会合（アジスアベバ、1995年11月）では、一部の加盟国が、自国における人間開発の現状について、国別報告書を提出した。
340. ECA事務局長とUNDP総裁は、3月に発足した「アフリカに関する国連システム全体的イニシアチブ」運営委員会の共同議長を務めている。この権限において、ECAは、南南協力、市民社会強化、インフォーマル・セクター強化および開発のための情報技術活用を含むいくつかの優先領域において、単独あるいは共同で指導的役割を果たすことになっている。
341. この1年間において、ECAは、その計画・予算システム、人材管理、技能評価および通信戦略の大幅な見直しを行った。「アフリカへの奉仕改善：アフリカ経済委員会のための戦略的方向性」と題する文書に凝縮された新たな計画の方向性は、経済・社会政策分析の促進、食糧安全保障と持続可能な開発の確保、開発管理強化、開発のための情報活用、および、地域的協力・統合の推進という、5つの主要テーマに重点を置くものとなっている。さらに、ジェンダーと能力建設の2つの課題については、テーマ横断的な対応を図ることになっている。

342. E C A改革プロセスは、幅広い協議によって進められている。第1回目の協議は、委員会スタッフとのものであり、第2回目の協議は、政府、民間セクター、学界および市民社会を代表する40名のアフリカ人高級レベル専門家、ならびに、委員会ビューローとのものであった。さらに、第3段階の協議として、4月初旬、E C Aの主要パートナーである、国連機関、先進国・開発途上国の二国間ドナーおよびいくつかの国際基金の代表との会合が行われた。新たな方向性を示す文書は、E C A第31会期、および、アフリカ経済・社会開発担当閣僚会議第22回会合（1996年4～5月）によって支持されている。
343. また、E C A第31会期においては、地球的情報システムへのアフリカの参入を加速する枠組みとして、「アフリカ情報化社会イニシアチブ」が採択された。このイニシアチブは、1995年に設立された情報・通信技術に関する高級レベル作業部会が、閣僚会議の要請に応じて策定したものである。会期中には、さらに2つの特別行事が開催された。その一つは、「死活的能力の建設および活用のための枠組み課題」に関するパネル・ディスカッションである。この討論は、2年間の協議サイクルを締めくくるものであり、最終文書は今年後半に発表される予定である。第2の行事は、閣僚会議中に開催された、公的支出および貧困層に関する高級レベル・フォーラムである。このフォーラムでは、政府の財政的制約という文脈のなかで、貧困の撲滅と防止に公的支出を集中させるための様々な原則および措置が検討された。
344. E C Aの委任活動の多くが中止、延期あるいは縮小される一方で、効率化を図るため、出張旅費の使用、ならびに、会合および文書の合理化を含む、いくつかの措置が設けられている。

2. ヨーロッパ経済委員会 (E C E)

345. イヴ・ベルトゥロ事務局長の指揮の下、ヨーロッパ経済委員会は、同地域各国間の政策、規範および慣行に関する理解と合意の改善を促進し、その統合と協力を強化しつづけている。この任務は、マクロ経済およびセクター別問題に関する政策分析・対話、条約、規範および基準の継続的策定、ならびに、旧中央計画経済圏における移行プロセス援助計画を通じて実行されている。
346. 地域内の情勢変化に鑑み、E C Eは、1995年9月の特別会期において、E C Eの今後の活動のための戦略的方向性を定めるアドホック作業部会を発足させた。この作業部会は、1995年4月にE C Eが行った決定に従い、1997年の50周年記念会期でヨーロッパにおける経済協力強化に関する宣言を採択するために創設されたもので

ある。作業部会がその任務を全うするのに必要な情報を得るため、全E C E加盟国政府に対するアンケート調査が行われた。現在、作業グループは、アンケート調査の回答を分析中であり、加盟国の間でも交渉が行われているところである。この改革によって、作業計画および事務局組織の変革が予定されている。

347. E C Eは、欧州安保協力機構、O E C D、欧州連合、欧州復興開発銀行（E B R D）、欧州理事会、および、黒海経済協力機構、独立国家共同体、中欧イニシアチブ、バルト三国理事会等のサブ地域機関をはじめとするヨーロッパ地域の関連機関との関係を強化している。また、民間企業がE C Eフォーラムに対する関心を増すなかで、民間セクターとの関係も拡大している。例えば、1996年4月のE C E年次会合では、大手企業のCEOが数多く政府高官との円卓会議に出席し、持続可能な工業開発のための協力について話し合っている。民間セクターとの関係緊密化は、産業、構造変革および開発のためのE C E技術協力信託基金に対する財界からの拠出金増大にも表れている。
348. E C Eによる経済分析は、数多くの年次刊行物および不定期刊行物で発表されている。『欧州経済速報』第47巻（1995年）および『1995-1996年欧州経済調査』は、欧米および旧ソ連諸国における目下の経済動向について、毎年、深く掘り下げた分析を提供しつづけている。双方の刊行物とも、東欧および旧ソ連諸国の経済体制移行と市場経済創設における進展について、特に重点的に取り扱っている。
349. 『調査』は、E C E各国政府に対する上級経済アドバイザーによっても、国民経済の動向、ならびに、政策および計画に関する毎年の情報交換のためのたたき台として用いられている。持続可能な開発の分野においては、環境政策委員会、および、環境政策のための経済的手段に関するワークショップとの協力により、経済体制移行期にある諸国の情勢評価が続けられている。チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、ノルウェーおよびルーマニアの政府は、O E C DおよびF A Oと協力して、民間セクターの対応を組織している。
350. 1992～1995年に国連人口基金からの資金援助を得て実施された、国際移住、出産およびリプロダクティブ・ヘルス、ならびに、高齢化の分野における人口問題プロジェクトは完了し、独立評価チームによる評価が行われた。E C Eと人口基金はまた、1996年から1999年の期間における人口計画の策定においても協力を行った。この計画は、経済体制移行期にある諸国における国際人口開発会議および欧州人口会議のフォローアップに重点を置くものである。さらに、E C Eは、欧州地域における移住フロー、立法および会合に関する最新情報を掲載する『国際移住ブリティン』（年

2回刊行)第6号および第7号を発行した。

351. この1年間において、ECEは、はじめて統計年鑑を刊行し、欧州統計専門家会議におけるその作業をさらに強化した。この統計年鑑は、加盟国55ヵ国に関する独自の統計を提供するとともに、欧州における経済・社会生活に関する比較データを掲載している。さらに、EUROSTAT、女性の地位向上のための国際調査訓練研究所およびスタティスティクス・スウェーデンの援助を受けて、特にジェンダーを意識した統計資料が発行されている。ECEはまた、経済体制移行国すべての経済に関する重要データを常に提供している。これらの諸国は、統計分野でECEからの技術援助受入れに高い優先度を置いている。
352. ECEの貿易促進計画は、「行政、商業および運輸に関する国連データ交換規則(EDI FACT)」をさらに改善し、新たに2つのEDI FACT総覧を発行した。これに加えて、6件のECE貿易促進勧告が改訂されている。この中には、測定単位に関する勧告の大幅な拡大が含まれているが、これは、既存の勧告の更新において、大きな進歩が見られていることを意味している。インターネットのワールド・ワイド・ウェブには、大がかりなサイトが設けられ、すべての国連/ECE貿易促進勧告およびEDI FACTに関する幅広い情報に対するアクセスを提供している。
353. ECE事務局が作成した経済体制移行国の貿易および投資金融に関する調査書は、貿易促進委員会の会合、および、政府、国家および民間セクターを代表する300名以上が参加した国際フォーラムで用いられている。投資家および経営者向けの法律、統計およびその他の関連情報は、四半期刊の『東西投資ニュース』によって引き続き提供されている。
354. 農業基準の普及および使用を促進するために、ワールド・ワイド・ウェブに設けられたサイトは、改善・完成されつつある。この1年間には、新たな文書および研究書がいくつか制作されており、OECD、FAO、CODEX食品委員会、欧州連合および国際標準化機構をはじめとする関連機関との密接な協力も続けられている。
355. ECE木材委員会事務局は、「21世紀に向けた欧州の木材動向および見通し」と題する、今後30年間の木材および林産物需給予測に関する研究書を完成し、「2000年森林資源評価」に関する作業を開始した。「森林資源評価」は、地球的な作業であり、ECEは、温帯および寒帯林を担当している。
356. 工業技術の分野では、ECE加盟国における全般的科学技術政策の重要な変革の再検討が始められており、様々な刊行物が制作されている。このような刊行物としては、

各年の化学工業および鉄鋼市場のレビュー、『世界のエンジニアリング産業とオートメーション：実績と見通し』、『世界の産業用ロボット』、『化学メーカーおよび化学品総覧』最新版、2年に1度の鉄鋼およびスクラップのレビュー、鉄鋼業における民営化および所有権変更に関する研究、ならびに、『鉄鋼業と環境総覧』があげられる。

357. 石炭に関する作業は、石炭業界のリストラ、石炭のきれいな利用、ならびに、固形燃料の持続可能な開発および利用のための国際的な指針、分類および基準の策定に関する問題が中心となった。電力分野の活動では、中・東欧における経済改革プロセス、環境保護および国際的電力供給網の相互接続に重点が置かれた。石炭火力発電、環境および世論による受入れについては、シンポジウムが開催されている。また、天然ガスと発電の見通し、および、ガス・電力業界の発展に対するその影響に関しては、研究書が作成されている。天然ガスの分野においては、国家ガス資源に関する用語集が完成したほか、「ガス保全措置：家庭におけるガス消費および機器」に関する研究書が作成された。技術協力計画の一つであるガス・センターは、活動開始から1年が経過したが、この間、4つの訓練セミナーが開催され、4冊の刊行物が発行されたほか、訓練マニュアルおよび天然ガス・データベースの開発に関する作業が開始された。

358. 「2000年エネルギー効率」プロジェクトの後援により、ブルガリア、チェコ共和国、スロベニアおよびスイスにおいて、見本市事業説明会が開催された。ブルガリア、チェコ共和国、ハンガリーおよびロシア連邦におけるエネルギー効率実証地帯設置については、地球環境ファシリティーの援助を受けて、準備的援助プロジェクトが実施されている。また、エネルギー効率基準に関しては、欧州連合SAVE計画との合同プロジェクトが始まっている。ロシア連邦では、EBRD、世界銀行、ロシアの商業銀行および西側諸国との協力により、エネルギー効率化投資のための金融メカニズムに関して、新たな作業が開始された。経済体制移行国を特に念頭に置いた、ECE地域におけるエネルギーの現状および政策に関する分析、ならびに、エネルギーおよび二酸化炭素排出に関する政策および予測の分析については、準備が行われている。イスラエルのベット・ベルルにおいては、太陽エネルギー利用に関するワークショップが開催された。

359. この1年間における主要行事として、1995年10月にソフィアで開催された、欧州のための環境に関する閣僚会議があげられるが、ECEは、この会議の全体的調整を任せられている。会議において、各国閣僚は、このプロセスにおけるECEの重要な役割を確認するとともに、1998年にデンマークで開催される次回の欧州のための環境閣僚会議についても、ECEに調整を委任することとした。それまでの期間において

は、E C Eの傘下で、環境情報に対するアクセス、および、環境政策決定への市民参加に関する条約案の交渉が行われることになっている。

360. ソフィア閣僚会議からの政策レベルでの支援を受けて、E C Eは、各国の環境面におけるパフォーマンスを審査し、国内の政策・目標および関連する国際的コミットメントに照らして環境に関する条件および慣行を吟味するプログラムを策定中である。ソフィア閣僚会議はまた、E C Eの管理する国際的環境条約、特に、大気汚染、水資源管理、環境アセスメントおよび産業事故に関する条約の実施および遵守の強化を求めた。これもE C Eが管理する国際的長距離大気汚染条約の下では、残留性有機汚染物質、重金属および窒素化合物に関する3つの新しい議定書の交渉が行われている。この大気汚染条約は、アジア太平洋経済社会委員会、U N E Pおよび世界保健機関の会合で提示されている。
361. 内陸輸送に関し、E C Eは、輸送、国境通過の簡素化、および、一貫性のあるインフラ網の整備に関する統一基準策定を通じ、欧州統合に貢献した。関連E C E協定によって確立された欧州の道路、鉄道および総合輸送インフラ網は、中央アジアおよびカフカス地域のE C E加盟国にまで延長されている。「国際的重要性を有する主要内水路に関する欧州協定」が採択されているが、これは、欧州における国際的インフラ網整備を規定する既存の国際協定を補完するものである。E C Eは、道路および内水路による危険物の国際輸送に関する技術的要件の策定、更新および見直し、ならびに、危険物の鉄道、海上および航空輸送に関する技術的要件との調和において、引き続き大幅な前進を遂げているほか、内水路による危険物の国際輸送に関する欧州協定の策定作業にも着手した。
362. また、E C Eは、積極的・消極的安全性、環境保護、エネルギー消費および貿易に対する技術障壁除去に関連する広範な要因を網羅する車両構造要件の国際的ハーモナイゼーションにおいても、前進を遂げている。この作業の基礎となっている協定の更新により、手続きの合理化と効率化が図られているほか、全世界的な適用が模索されており、地球的協定案が目下検討中である。E C Eは道路の安全に特別な注意を払っており、法的措置の更新および勧告の採択によって、道路交通規制、道路標識および信号の国際的ハーモナイゼーションに集中的な対応を行っている。輸送促進の分野では、T I R 条約（1975年）の大幅見直し作業が続いている。この見直しは、詐欺行為および組織的犯罪の増加に対処する一方で、欧州における国際道路輸送および貿易が煩雑かつ割高な国境通過手続きによって妨げられないようにすることを目的としている。

363. 1997年11月にウィーンで開催予定の運輸および環境に関する地域会議については、欧州連合、欧州運輸閣僚会議およびその他の国際機関との密接な協力の下、準備作業が進められている。

3. ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)

364. ラテンアメリカ・カリブ経済委員会第26会期は、1996年4月15日から20日まで、サン・ホセで開催された。ガート・ローゼンタル氏を事務局長とする委員会事務局は、地域各国の政府に対して、「開発の強化—マクロ経済とミクロ経済の相互作用」および「過去15年間の経済経験—ラテンアメリカ・カリブ、1980—1995年」という、2件の報告書を提示した。これらの報告書によれば、10年にわたる調整と根本的な構造改革を経て、ほとんどのラテンアメリカ・カリブ諸国においては、成長率が向上し、インフレ圧力は軽減し、マクロ経済環境は安定化へ向かっている。
365. ECLAC改革は、3つの明確な分野に反映されている。その3つの分野とは、第一に、作業計画の内容および対象範囲の変革、第二に、ECLACとその加盟国政府の間の相互協力関係の進展、そして第三に、効率および効果を改善するための組織、管理スタイル、さらには、態度あるいは作業倫理の変革である。
366. 地域内の情勢および外部環境が変化するなかで、ECLACは、1980年代における債務と調整、および、1990年代における持続可能な開発とグローバリゼーションといった、新たに発生した重大問題を包含するよう、そのメッセージを新たにした。
367. ECLACと加盟国政府との関係については、国家レベルで技術者および当局と継続的な協力関係を保ち、インプットを受け入れる一方で、ECA自身の意見を伝えるべく、努力が行われている。この相互協力は、幅広い国家的アクター（財政、経済、貿易、環境および計画担当省庁）および学界の間で行われている。さらに、重要な役割を担う要素としては、各国への調査団派遣、ならびに、主要国におけるサブ地域事務所の存在、政府専門家によるセミナー・会合の開催および政府高官のECLAC本部訪問があげられる。
368. ECLACは、過去5年間を通じて、事務局の効率および効果改善のために多大な努力を行っている。この努力は、新しい効率化計画においても維持され、制度化されることになっている。さらに、ECLACは、前回の通常会期において、全加盟国に開放されたアドホック作業部会を設立し、承認された作業計画の中での優先事項を定めると

- ともに、今後の活動の戦略的方向性を勧告することで合意している。この作業部会は、1996年7月、サンチアゴで会合を開いた。
369. このように、ECLACは、情勢の変化に対応するための大きな努力を行っている。実質的レベルにおいて、ECLACは、ラテンアメリカ・カリブ地域における開発努力、ならびに、地域的・国際的協力から生まれている優先課題を反映すべく、その分析作業を刷新している。組織的レベルにおいて、ECLACは、利用できる資源の最適活用を図るとともに、効率と効果という厳しい基準に従ってその作業計画を実施するよう努めている。活動および方法を刷新しようとするこの努力は、特に2年に1度のECLAC会合の枠組みにおける加盟国政府との協議によって実行されている。
370. この1年間において、ECLACは、学界および非政府機関代表の参加を得ながら、引き続き政府高官の会合の場となり続けた。通常のセミナーおよび専門家グループ会合に加え、事務局は、中米経済協力委員会の第11回通常会合（グアテマラのアンティグア、1995年9月）、ラテンアメリカ・カリブ地域ハピタットII準備会合（サンチアゴ、1995年11月）、および、ラテンアメリカおよびカリブの経済社会開発に女性を組み込む地域会議の総括担当官による第22回会合（サンチアゴ、1996年5月）を開催した。
371. ECLACは、公共セクター改革（特に、計画・予算策定システムおよび地域内各国の地方分権化の経験を重視）、金融市場改革（特に、国際金融市場への地域の参加、短期的通貨・金融計画策定、および、生産パターンの変革における金融システムと社会的衡平を重視）、革新の特質およびその生産的セクターへの応用（地域の科学技術面での能力強化およびその国際競争力改善を重視）、地域内での貿易自由化プロセス（特に、重要なマクロ経済変数に対するその影響、および、地域内の各国で追求されている輸出振興策の全般的評価に留意）、貧困軽減戦略（世界社会開発サミットのフォローアップ活動）、ならびに、「アジェンダ21」のフォローアップ活動（特に、天然資源および様々な活動セクターの環境的に持続可能な管理と、統計および環境報告書の作成）をはじめとする問題に関し、加盟国政府に対する貢献を行った。
372. また、ECLAC事務局は、米州機構および米州開発銀行とともに、加盟国政府に対し、米州サミット（マイアミ、1994年12月）で34ヵ国の首脳が下した決定を実施する上での技術援助を提供した。事務局長は、リオ・グループ首脳会議（キト、1995年9月）および第5回イベロ・アメリカ首脳会議（アルゼンチンのバリロチェ、1995年10月）に参加した。

373. ECLACは、地域内の経済的・社会的パフォーマンスを監視するという、従来からの役割の遂行を続けている。この役割を担う年次刊行物としては、『ラテンアメリカ・カリブ経済概況』、『ラテンアメリカ・カリブ経済調査』、『ラテンアメリカ・カリブ統計年鑑』および『ラテンアメリカ・カリブ社会概況』があげられる。

4. アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

374. アジア太平洋地域の生産、貿易、技術および社会的・物理的環境に絡む根本的な構造変革を背景として、アドリアヌス・モーイ氏を長とするアジア太平洋経済社会委員会は、地域の経済・社会開発状況の監視、再検討および分析、ならびに、政策担当者その他に対する関連情報の配給を続けている。1996年4月17日から24日にかけてバンコクで開催されたESCAP第52会期は、マクロ経済の改革および管理、ならびに、地域内諸国の国内・対外セクターへのその影響に関するいくつかの分野において、分析および技術援助作業をさらに進めることを決議した。
375. マクロ経済改革および政策管理の分野においては、経済体制移行国、後発開発途上国、内陸国および太平洋島嶼国に特に重点がおかれている。技術援助および助言サービスの提供は、中央アジアの経済体制移行国におけるマクロ経済改革に関する国内ワークショップ、インドシナにおけるインフラ整備のための民間セクター資金の動員、ウズベキスタン、ベトナム等の国々に対するマクロ経済シミュレーション・モデル作成に関する援助、後発開発途上国における外国援助利用の効率化、ならびに、1990年代における太平洋島嶼国と東アジアおよび東南アジア諸国との間の貿易および投資における協力拡大という形態をとって行われている。
376. 国際貿易および投資の分野における技術協力は、主として、開発途上国に対するウルグアイ・ラウンド合意の影響、地域内の世界貿易機関(WTO)非加盟国経済の国際貿易システムへの統合、地域内の貿易および投資、貿易促進と貿易効率化、貿易関連研究所ネットワーク推進、ならびに、貿易促進活動に関連する諸問題に重点を置くものとなっている。また、コンピューター化された地域貿易情報ネットワーク(TISNET)、マイクロ・コンピューターを基盤とする商品情報・分析システム(MICAS)、地域投資情報・促進サービス(RIIPS)および貿易促進情報交換のためのバンコク・ミラーサイト(TraFIX)をはじめとする、地域内の情報システム開発にも注意が向けられている。ESCAPは、UNCTADおよびUNDPとの協力、ならびに、WTOの参加により、1996年9月、ジャカルタでアジア太平洋地域の上級貿易政策担当者会合を開催し、1996年12月にシンガポールで開催予定の第1回WT

〇閣僚会議への準備を援助することも決定している。

377. ESCAPは、「アジア太平洋における産業再編促進のためのソウル行動計画」から派生する活動計画の実施を続けた。「投資関連の技術移転に関する地域経済協力のための行動計画」実施においては、進展が見られている。ESCAPはまた、1997年の工業・技術担当閣僚会合の開催を支持した。地域機関間委員会の工業・技術小委員会の第1会期は、1996年7月に開催されている。
378. ESCAP第52会期は、同会期のテーマとなった、アジア太平洋における農村部の貧困軽減と持続可能な開発に関する報告書を検討した。都市部の貧困と、都市部貧困層のほとんどが働くインフォーマル・セクターの諸側面との連関関係が検討され、インフォーマル・セクターの貧困軽減への貢献を拡大する政策勧告が作成された。また、地区レベルの調整を強め、南アジア地域協力連合諸国のための政策デザインを改善するために、姉妹地区のコンセプトに基づく活動が開始された。UNDPの資金提供による地域的運輸・通信計画の活動は、農村部および都市部における先行プロジェクトを包含すべく、その方向性を転換している。さらに、加盟国は、農村部への科学技術の導入、ならびに、有意義な雇用・所得の創出および生活の質的改善のための農村部工業化の分野における地域内主要国の経験に関する研究結果を分析した。
379. ESCAPは、「アジア太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言および行動計画」に関する決議51/7のフォローアップ活動を実施した。地域機関間委員会の下部機関として、女性の地位向上に関する小委員会が設置され、国連の専門機関の間の共同活動の促進を図っている。サブ地域レベルでは、中央アジア諸国における女性の情報ネットワーク、および、インドシナにおける女性の経済参加促進に関するワークショップが開催された。
380. ハビタットIIに対する地域の貢献を図るため、ESCAPは、第2回アジア太平洋都市フォーラムを招集し、政府、市民社会、マスコミおよび民間セクターの間の新たな効果的パートナーシップ構築を中心に話し合いを行った。フォーラムの議事録は、ハビタットIIに提出されている。ESCAPはまた、地域の中核都市における大気汚染の悪化、および、2010年までに、世界最大の20都市のうち10都市がアジアに集中するという事実に対する懸念を表明し、都市の質、エネルギー、産業および輸送に関する総合的政策の策定につながるような活動の実施を求めた。
381. ESCAPは、「ESCAP地域における社会開発に関する行動への課題」を実行に移すために、様々な活動に着手した。また、第5回アジア太平洋社会開発閣僚会議の

招集準備のために、予備的活動が開始されている。この閣僚会議は、「行動への課題」、および、世界社会開発サミットで採択された行動計画の実施進捗状況を審査・評価することを目的に、1997年にフィリピンで開催されるものである。

382. ESCAPは、「アジア太平洋障害者の10年、1993-2002年」に関する決議48/3について、一連のフォローアップ活動を行った。ESCAPは、「10年」のための行動への課題実施に関する目標および勧告を実現しようとする各国の努力に対し、支援を続けた。1995年6月の「10年」進捗状況再検討会合によって採択されたこの課題は、1995年9月の「経済成長と社会開発を通じた貧困軽減に関する委員会」第2会期においても支持されている。地域機関間委員会の障害者関連問題に関する小委員会は、1996年5月に第13会期を開催している。
383. 「人口と持続的な開発に関するバリ宣言」および「国際人口開発会議行動計画」を実施する上で、1995年11月、アジア太平洋における人口と開発に関する機関間小委員会の第1会期が開催された。アジア太平洋人口情報ネットワーク（アジア太平洋POPIN）の活動は、データベース開発における加盟国の技術的・技能向上、人口情報の管理およびネットワーク改善、ならびに、情報の普及を中心とするものとなった。
384. 環境と持続可能な開発に関するサブ・プログラムにおける主要な活動としては、1995年11月のアジア太平洋環境・開発閣僚会議開催があげられる。ESCAP第52会議は、閣僚会議の勧告、閣僚宣言、および、「環境的に健全かつ持続可能な開発のための地域行動計画、1996-2000年」を支持し、その早期実施を求めた。アジア太平洋における環境の現状評価は、重大な成果であり、閣僚会議でも注目されている。
385. 廃棄物極小化のための産業別監査、天然資源の評価、気候変動および主要国における砂漠化防止については、研究が実施されている。バンコクでは、沿岸環境管理能力建設に関する訓練セミナーが開かれ、沿岸環境のモデル化に関するデモンストレーションが行われている。温室ガス削減のための最小コスト・オプションの判別および評価に関する地域セミナーは、アジア開発銀行との共催で実施されている。また、地域における環境に対する認識を高めるため、アジア太平洋環境ジャーナリスト・フォーラムと緊密な協力関係が維持されているほか、非政府機関、民間セクター、ならびに、国連のその他の地域機関とも、密接な協力が行われている。
386. 中小企業が生産の大部分を占める、環境的に脆弱な主要輸出指向セクターの貿易比較競争力に対する環境措置の意義に関し、ESCAPは目下地域的な研究を行っている

ところである。この研究は、UNCTADとの協力で進められており、1996年後半には、専門家グループによる再検討が行われることになっている。

387. 淡水資源に関する「アジェンダ21」の実施に関し、ESCAPは、専門家グループ会合を開き、総合的水資源管理、ならびに、アジア太平洋における水資源、水質および水生生態系保護に関する刊行物を制作した。実施中のプロジェクトの一つは、水資源の保護および管理における女性の役割促進をねらいとするものである。淡水資源の地球的评价に関して継続中の努力に対する貢献として、ESCAPは、『水資源ガイドブック、アジア太平洋における利用および管理』を制作した。同書は、この種のものとしては地域で初めてのものであり、アジア太平洋の45の国/地域をカバーしている。その他のプロジェクトとしては、水の価格設定政策および持続可能な水需要管理を重点とするものがあげられる。
388. ESCAPは、1994年に北京で開催されたアジア太平洋における開発のための宇宙工学応用に関する閣僚会議で発足した「アジア太平洋の持続的開発のための地域的宇宙工学応用計画」に高い優先度を置いている。活動レベルでは、加盟国政府から500名以上の参加者を得て、14件のセミナーあるいは会議が開催されているほか、20カ国からの30名の参加者を対象として、3ヵ月の訓練ワークショップが2度開催されている。また、10カ国からの16名の参加者に対しては長期（9ヵ月～1年）の奨学金が支給されている。
389. 鉱物資源の分野における活動は、引き続き、鉱物資源のポテンシャル評価に重点を置くものとなった。アジアの後発開発途上国およびベトナムの開発のための鉱物資源のポテンシャルおよび政策に関する再検討と、地質、鉱物資源および最近の政策動向を中心とする2巻のESCAP『鉱物資源アトラス』が完成しており、近々出版される予定である。また、キルギスタンとタジキスタンという、経済体制移行期にある2カ国を対象としたさらに2巻の『アトラス』が、それぞれ1996年および1997年に出版予定である。その他、鉱物資源に関する追加的な作業は、鉱業への外国直接投資の促進および各国の鉱物探査能力強化をねらいとするものになっており、この関連で、数カ国の加盟国に助言サービスが提供されている。
390. 海事の分野では、沿岸地帯における非生物資源に関する作業が続いており、アジア太平洋地域の沿岸地帯における非生物資源の開発・管理に関するシリーズ本の第1巻として『アジアにおける総合的沿岸地帯管理を目指して』と題する刊行物が出版されている。また、北東アジア諸国の沿岸地帯における鉱物/石油資源ポテンシャルのサブ地域

的評価の準備も進んでいる。アジア太平洋地域の大陸棚および加盟国の排他的経済水域内の老朽化したオフショア石油・ガス採取用プラットフォームおよび構造物の除去および廃棄に関する第3回訓練セミナーは、1995年9月にバンコクで開催された。

391. 運輸・通信に関するサブ・プログラムにおいては、アジア・ハイウェイおよびアジア横断鉄道プロジェクト、ならびに、陸上輸送の促進を柱とする「アジア陸上輸送インフラ整備（ALTIID）」計画の実施が、ESCAPからの強い支援を受けつづけた。1995年末までに完了した主要な活動としては、中国、モンゴル、カザフスタン、ロシア連邦および朝鮮半島の鉄道網接続に関するフィージビリティ・スタディ、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ならびに、イラン・イスラム共和国、パキスタン および中国の海港の間の陸上輸送連結開発に関する調査、アジア・ハイウェイ・ネットワークの開発に関する調査、地域内の鉄道軌道調整問題に関する調査、地域内の道路安全に関する調査、インドシナおよび東南アジア諸国連合サブ地域におけるアジア縦貫鉄道（フェーズII）に関する調査、ならびに、機関車および鉄道車両のメンテナンス管理に関する巡回セミナー・調査（チャンジョウ、1995年9月）があげられる。その他の輸送問題に関する調査とともに、中央アジアと欧州、ならびに、中央アジア、中国およびイラン・イスラム共和国の間の陸上輸送回廊に関する調査も進展を見せている。
392. インフラ閣僚会議の準備活動においては、大きな進展が見られている。インド政府の主催により、1996年10月に開催予定のこの閣僚会議は、「アジア太平洋におけるインフラ整備に関するニューデリー行動計画」をうたいあげるとともに、「アジア太平洋運輸・通信の10年」第2期（1992～1996年）の回顧を行うことになっている。ニューデリー行動計画に付属する地域的行動計画は、UNCTAD、国際労働機関、国際民間航空機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、国際海事機関およびアジア太平洋テレコ ミュニティーとの協力により、いくつかの機会にESCAPが策定と詰めを行ったものである。ESCAP第52会期は、この計画に支持を表明している。閣僚会議の地域的準備会合は、1996年7月にクアラルンプールで開催された。
393. 観光開発の問題については、大メコン・サブ地域観光セクターに関する作業部会の第2回および第3回会合（ピエンチャン、1995年12月、パタヤ、1996年4月）、総合観光計画策定に関する国別ワークショップ（ナウル、1995年10月）、戦略的観光マーケティング計画策定に関する国別ワークショップ（マーシャル諸島、1995年11月）および日本観光市場に関する国別ワークショップ（ピエンチャン、1996年3月）等、数回の会合が開催されている。これに加えて、加盟国政府には助言

サービスが提供されているほか、研究書も刊行されている。

394. 統計サブ・プログラムの活動の重点は、引き続き、各国の国家統計能力の強化・確立に対する援助に置かれた。国民会計、人口センサスおよび調査、情報処理等の分野においては、助言サービスが提供された。技術的会合における統計専門知識の移転・交換、ならびに、訓練コースおよびワークショップを通じたその普及も継続されている。事務局内のE S C A P統計情報システム（E S I S）設置に関しては、集中的な作業が続けられた。女性に関する数多くの国別報告書のほか、南アジア地域協力連合諸国については、サブ地域報告書が発行されている。アジア太平洋統計研究所は、センサスおよび調査データの分析および解釈、情報サービスのデザイン、統計の普及、経済統計、人間開発指標のサンプル調査、ならびに、統計活動を対象とする国内コースを通じて、技術的サポートと訓練援助を提供している。
395. 後発、内陸および島嶼開発途上国に関するサブ・プログラムでは、マクロ経済政策実施における制度的制約の判別に関して継続中のプロジェクトをはじめとする援助が行われている。このプロジェクトは、制度的措置の改善のための勧告を作成することをねらいとして、マクロ経済の安定、通貨・財政政策の実施、為替レート管理およびこれらの政策の調整の役割を分析するものである。後発開発途上国における開発プロセスへの女性の統合を援助するため、正規の信用および金融機関に対する女性のアクセス改善に関するプロジェクトは、かかるアクセスへの障害を吟味し、信用プログラムの重要な特性を判別するとともに、女性に対する一定の与信政策実施を勧告した。
396. 1995年の太平洋島嶼開発途上国特別機関第3会期は、E S C A Pの援助が必要とされる領域として、特にアジア諸国との貿易・投資関係の強化および多角化、ならびに、1994年にバルバドスで採択された「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画」実施を通じた持続可能な開発達成努力への支援を特定した。着手されたイニシアチブとしては、アジアに対するフィジーの輸出ポテンシャルに関する調査、フィジー貿易・投資審議会の研究ユニット設置に対する援助、ならびに、1990年代における太平洋島嶼国と東アジアおよび東南アジア諸国・地域間の貿易・投資面での協力強化に関する2ヵ年プロジェクトがあげられる。
397. この1年間を通じ、E S C A P太平洋活動センターは、太平洋島嶼国に対し、開発計画策定、中央銀行業務、マクロ経済政策策定、金融システム、貿易振興、港湾インフラ整備およびマクロ経済管理に関する助言および技術援助を行うとともに、特定の要請に応じた短期間の相談サービスを提供している。

5. 西アジア経済社会委員会 (E S C W A)

398. 西アジア経済社会委員会は、ハゼム・エル＝ベブラウィ氏の指揮の下、E S C W A 諸国に対する和平プロセスおよび地球的貿易自由化政策の影響を集中的に取り扱った。新設された世界貿易機関の西アジア地域に対する影響、ならびに、エネルギー、水資源、技術、環境およびその他の経済・社会セクターもまた、地球的会議のフォローアップとともに、E S C W A の主要関心事項となっている。
399. E S C W A が取り組んだ主要課題は、5つのテーマ別サブ・プログラム、すなわち、天然資源と環境の管理、生活の質的改善、経済開発と協力、地域開発と地球的変革、ならびに、特別計画および課題に対応するものとなった。1995年におけるE S C W A の役割、妥当性、見解および活動に関する報告書は、1996年6月に発表されたが、この報告書は、今後2年に1回の刊行が予定されている。通常の作業計画による活動は、農業、情報処理、エネルギー、環境、産業、国民会計、社会開発、運輸、水資源およびW T O / G A T T 問題に関する加盟国への助言サービスによって補完されている。
400. 全体として、E S C W A の活動は、加盟国の見解およびコメントから引き続き利益を得ている。大使レベルの諮問委員会は、1996年4月7日に会合を開いた。
401. 地域レベルでのE S C W A の調整任務は継続している。1995年4月の地域調整非公式会合の成果に基づき、E S C W A は、1995年10月14日と1996年1月16日の2度にわたって地域機関間調整グループ会合を開催し、西アジア地域のための機関間調整メカニズムを確立した。この分野での最初の具体的成果としては、情報の共有と、特別タスクフォース設立に関する合意の達成があげられる。1995年11月、専門政府間機関であるE S C W A 統計委員会は、アンマンで第1回目の会合を開いている。
402. 天然資源と環境の管理に関するサブ・プログラムにつき、E S C W A は、『エネルギー・ブリティン』を1回発行したほか、『主要加盟国における最近の石油・天然ガス開発プロジェクトの分析的研究(ヨルダンおよびイエメン)』、『E S C W A 地域における水質評価』、『農業のための資源保全政策および戦略：シリア・アラブ共和国の事例』、ならびに、『E S C W A 地域の石油、ガスおよび関連産業における生産清浄化促進』といった、数多くの研究書を刊行している。さらに、水資源セクターにおける地域協力推進のための適切なメカニズム導入に関しては、E S C W A に対して報告書が提出されている。

403. この1年間においては、専門家グループ会合と訓練活動が2件ずつ実施された。専門家会合は、ESCWA地域における総合水資源管理にとっての「アジェンダ21」の意義（アンマン、1995年10月）、および、地域の水資源セクターにおける地域的訓練ネットワークの整備（アンマン、1995年11月）に関するものであり、訓練活動は、水理学および水理地質学における遠隔探知データおよびGIS技術の利用に関する訓練コース（アンマン、1995年12月）と、農業用水資源管理に関するグループ訓練（エジプトのカフル・アル・シャイフ、1996年5～6月）であった。1995年にはフィールド・プロジェクトが2件実施されたが、その一つは、遠隔探知技術を利用した水資源評価であり、もう一つは、ヨルダンおよびシリア・アラブ共和国共有の玄武岩帯水層に関する調査であった。両方のプロジェクトとも、1996/97年度中に完了する予定である。
404. 開発の社会的側面に関する活動は、生活の質的改善に関するサブ計画で実施されているが、ここには、貧困撲滅の問題に関する学際的活動が含まれており、その成果は、『西アジアにおける貧困：社会的観点から』、『ESCWA地域における女性と貧困：課題と懸念』、『貧困に対する主要マクロ経済・社会政策の影響：エジプト、ヨルダンおよびイエメン共和国のケース・スタディ』、ならびに、『西アジアにおける貧困：その程度と緩和措置』といった研究書になって現れている。その他、完成した研究書としては、『ヨルダンの食糧消費パターンに対する人口増加と都市化の影響』および『イエメンにおける農業普及活動の現状と今後の見通し』があげられる。
405. また、ESCWAは、年刊の『人口ブリティン』（第43号）、隔年刊の『人口および関連社会経済データ・シート』、『人間開発と社会文化的特殊性：アラブ世界の事例』、『人間開発の社会的側面』、『アラブ家庭における価値観の変化』、『ESCWA諸国における人間居住の地域的観点』、『居住の向上・活性化の技術的・社会的側面：イエメンのトゥラ町の事例』に加え、半期刊の『アラブ世界における人間居住ニュースレター』を2回刊行している。さらに、1995年1月にアンマンで開催された、ハビタットII専門家準備委員会の議事録も発行されている。
406. ESCWAは、変化する状況下における起業・管理技能に関する専門家会合（バーレーン、1995年11月）、ならびに、農村開発プロジェクトの監視および評価に関するワークショップ（アンマン、1995年9月）を開催した。
407. ESCWAは、UNDPと協力して、各国の持続可能な開発追求努力に対する地域的支援のための予備的援助に関するプロジェクト資料を作成した。また、「国連開発機

関のためのアラブ湾岸計画（AGFUND）」の資金提供により、目の不自由な女子のためのコンピューター利用訓練センターをアンマンに設置するプロジェクトに関する作業が開始されている。さらに、労働力統計、ESCWA社会統計、人間居住、ESCWA加盟国に関するジェンダー統計およびアラブ女性に関するデータベースも、設立・維持されている。

408. 経済開発と協力に関するサブ・プログラムにおけるESCWAの活動としては、ESCWAの大半の部局が貢献した学際的年次刊行物『ESCWA地域における経済および社会開発調査』、同調査との関連で出来上がった『ESCWA地域における株式市場』と題する刊行物、『ESCWA地域諸国の対外貿易・収支状況の動向および課題に関する分析的再検討』、『ESCWA地域の通貨・金融セクターにおける動向および傾向の再検討』、『ESCWA地域における研究開発の活性化』、ならびに、『ESCWA加盟国における新素材技術商業化の技術的・経済的側面』の刊行があげられる。
409. その他、作成された研究書としては、『多形式輸送開発のためのESCWA地域戦略』、『運輸ブリティン』（第6号）、ESCAPとの協力によりヨルダンのアカバ港をパイロット・ケースとして作成された『ESCWA地域のための港湾料金設定モデル』、『エジプトにおける食糧生産・消費に対する構造調整計画の影響』、『イラク、シリア・アラブ共和国、レバノンおよびヨルダンの農業統合』、ならびに、『ESCWA地域における製造業における最近の動向の再検討および見通し、1994年』がある。さらに、政策および計画策定に関連する問題、目下の農業問題および食糧安全保障を取り扱う『ESCWA地域における農業と開発』第17号のほか、『ESCWA地域統計要覧』（第15号）、『ESCWA地域における価格および金融指標』（第13号）、『ESCWA地域における国民会計調査』（第15号）、ならびに、『アラブ諸国に関する1995年鉱業統計速報』（第2号）の4つの統計シリーズが発行されている。
410. この1年間に開催された会合および訓練ワークショップとしては、ESCWA地域における研究開発活動の活性化（エジプトのフルガダ、1995年9月）、および、同地域における新素材技術応用の技術的・経済的側面（アラブ首長国連邦、アル・アイン、1995年10月）に関する専門家会合、プロジェクト計画と環境的考慮（アンカラ、1995年9月）、および、食糧・農業政策分析（アンマン、1995年10月）に関する地域教官訓練ワークショップ、ならびに、農業セクターの分析および管理に関する訓練ワークショップ（アラブ首長国連邦、アル・アイン、1995年12月）があげられる。また、アラブ工業開発・鉱業機関、国連工業開発機関およびその他の機関と

の協力により、1995年11月には、カイロにおいて、展示会を含む「アラブ諸国における電子、ソフトウェアおよび通信産業のための第2回アラブ会議・博覧会」が開催されている。

411. アラブ諸国の工業統計および多国籍企業については、データベースが設置・維持されているほか、中国とアラブ世界に関する1996年会合：地域間の財・サービスのフロー拡大、および、1996年に予定される財、サービスおよび投資のフローに関する国別報告書の発行については、準備作業が行われている。
412. 地域開発と地球的変革に関するサブ・プログラムにおいて、ESCWAは、地域に影響を与える外生的要因および地球的変革に取り組んだ。この関連では、次のような活動が行われている。まず、5巻から成る学際的研究書『欧州単一市場のEWS CWA加盟国に対する影響』が、『要旨および勧告』とともに刊行された（第1巻『対外貿易』、第2巻『農業』、第3巻『製品貿易』、第4巻『銀行・金融』、第5巻『科学技術』）。その他の研究書としては、『湾岸諸国における民営化』、『ESCWA諸国における民営化と経済多角化』、ならびに、『変化する国際的・地域的環境の文脈におけるESCWA地域の産業戦略および政策』が刊行されている。
413. 変化する国際的・地域的環境の文脈における産業戦略および政策という主題については、専門家グループ会合が開催され（バーレーン、1995年11月）、主として、マクロ産業政策問題が話し合われたほか、1996年5月には、アブダビにおいて、セメント業界に対するISO9000の影響に関するワークショップが開催された。
414. 特別計画および課題に関するサブ・プログラムにおいては、中東和平プロセス、パレスチナ被占領地区および後発開発途上国の問題への取り組みが行われた。また、刊行された研究書としては、『パレスチナ地区における農業信用機関の研究および評価』、『ガザ地区における収穫パターン評価と開発の見通し』、『イエメンの工業セクターにおける投資環境』、ならびに、『農業データ・ハンドブック：パレスチナ被占領地区』があげられる。
415. ESCWA事務局は、1996年5月8日にアンマンで開催された、地域経済開発作業部会の全体会合に参加した。作業部会の会合には、1995年10月に開催されたアンマン・サミットのフォローアップとして、中東和平プロセスのパートナーとなっている世界の様々な地域の国々も参加した。また、事務総長は、総会決議50/22Cに従って特別技術調査団（1996年5月27日～6月10日）をレバノンに派遣し、同国における戦闘行為に起因する人的・物的損害および被害に関する調査および報告を行

う上での主導機関にESCWAを指定した。さらに、ESCWAは、国連被占領地区特別調整官局が開催した、パレスチナ地区に関する第3回国連機関間会合（ガザ、1996年4月）に参加した。パレスチナ被占領地区における企業育成所（西岸地区に1カ所、ガザ地区に1カ所）の設置については、プロジェクト資料が作成されている。

D. 開発のための活動

416. 開発のための活動を行っている国連の計画、基金および事務所は、国連開発計画、国連児童基金、国連人口基金、世界食糧計画、国連国際麻薬統制計画および国連プロジェクト・サービス室である。国連事務局も、開発支援・管理サービス局を中心として、技術協力計画を実施している。可能な場合、これらの活動は、国連の様々な計画および基金、ならびに、ブレトン・ウッズ機関を含む、国連システム専門機関の合同事業として実施された。

1. 国連開発計画（UNDP）

417. ジェームス・ギュスターヴ・スペース総裁を長とする国連開発計画は、国連システム内で開発のための技術援助の資金提供および調整を行う中心的機関である。また、スペース総裁は、事務総長の経済・社会開発担当調整官も務めている。
418. 1996/97年度のUNDPの活動目標は、5つの優先分野に分けることができる。第一に、UNDPは、各国の持続可能な人間開発努力に対する支援を提供するとともに、各国の事務所および本部を強化するという目標を持っている。UNDPは、そのコア資金の約90%を、一人当たり国民所得が750ドル未満の低所得国に提供することを誓約している。また、資金の60%は後発開発途上国に配分されている。
419. UNDPのアプローチは、数多くの小規模プロジェクトに資金を分散させるのではなく、広範な、各国主導型のイニシアチブおよびセクター戦略を強調するものとなっている。UNDPは、HIV/AIDS、経済学および持続可能な開発等の分野において、各国事務所の専門家を増員することにより、その本質的能力を強化している。また、UNDPスタッフの85%が勤務する各国事務所への活動の分権化も進められている。UNDP本部は、各国のニーズおよび優先課題により効果的な対応を行い、UNDP関連基金と特別計画（国連女性開発基金（UNIFEM）、国連ボランティア、国連資本開発基金、砂漠化・干ばつ防止室および地球環境ファシリティー）の間の相乗作用を高めるべく、改編されている。

420. UNDPの第二の優先目標は、1995年に管理理事会が承認した後続計画策定措置を効率的に実施し、計画実施の拡充を確保することである。管理理事会は、決定96/7により、国別協力枠組みが国別計画策定プロセスの中心的資料であり、受入れ国政府は、UNDPとの協議の下に、この枠組みを策定する主たる責任を有することを再確認した。
421. 第三に、UNDPは、主義主張擁護の役割を担い、支持層を拡大し、持続可能な人間開発のために資源を動員すべく努めている。UNDPが制作を委託している「人間開発報告」は、開発の主要分野に地球的な政策的関心を集めるものとなっている。UNDPは、欧州および独立国家共同体地域の22ヵ国を含め、30ヵ国を超える国別人間開発報告のスポンサーとなっている。経済成長と国内および国家間の不平等を取り扱う『1996年人間開発報告』は、1996年7月、東京で発行された。地域別・国別の刊行記念行事およびワークショップは、世界中の多くの国で行われている。UNDPは、円卓会議（下記429参照）を通じ、危機に瀕した諸国を含む国々のための資源動員を支援している。また、UNDPは、あらゆる種類の非政府機関および市民社会組織との関係を強化する方向で作業を進めている。
422. 第四および第五の目標は、国連システムにおけるUNDPのパートナーシップ強化、ならびに、危機に瀕した国々およびその他の特別な状況におけるUNDPのパフォーマンス改善である。UNDPは、2つの国連システム全体的計画において、重要な役割を果たしている。その一つは1996年3月に発足した「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」であり、もう一つは、国連会議の総合的フォローアップのための国連システム全体的行動計画であるが、この両者とも、行政調整委員会の傘下で実施されている。この2つのイニシアチブは、定められた時間的枠組みのなかで具体的な成果の実現を図り、各国レベルで即時に効果を及ぼす活動を含んでいる。
423. 駐在調整官制度の管理および支援も、重要な関心事項である。1995年12月現在、UNDP以外の機関から直接派遣されたか、あるいは、そうした機関で働いた経験を有する駐在調整官の数は、45名となっている。駐在調整官および駐在代表の任務は、国別のニーズ判定の明確化によって、さらに強化された。これと同時に、計画・活動問題に関する協議委員会および行政調整委員会を通じ、専門機関は、国連システムの駐在調整官の役割を認識・強化する一方で、UNDPは、各機関本部に特別室を設け、駐在調整官にサポートを提供している。特に、駐在調整官の機能を支援するために、初めて計画資金が利用可能となった。また、駐在調整官および国連機関の国別代表向けに、合同中間研修プログラムが設けられている。

424. UNDPは、人道問題局、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、ならびに、難民、国内避難民およびその他の危機的状況の被害者のケアを任務とするその他の国連機関の開発パートナーとなっている。UNDP計画資源の大部分は、新たな計画策定取極の下、危機に瀕した国々およびその他の特別な状況における再建、再統合および和解放イニシアチブ向けに留保されている。大規模なイニシアチブが実施されたか、あるいは、実施中の国・地域としては、アンゴラ、ブルンジ、カンボジア、エチオピア、ガザおよび西岸地区、リベリア、モザンビーク、ルワンダ、シエラレオネ、ならびに、中米があげられる。
425. アフリカ支援の一環として、UNDPは、同地域の諸国に対し、開発目標、戦略および政策の設定、ならびに、その達成のための資金の手当てに関する援助を行っている。UNDP総裁およびECA事務局長によって調整が行われている「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」は、「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」の目標を実現するものと期待されている。アフリカ地域で実施中の活動としては、経済管理のための能力建設、草の根イニシアチブの支援、政府職員訓練、ならびに、「アフリカ能力建設イニシアチブ」、「長期的観点からの国別調査」計画、および、国別技術協力評価・計画（NATCAP）実施の支援があげられる。
426. ガバナンスの分野において、UNDPは、世界銀行の主導する「アフリカ援助特別計画」との関連で、公務員制度改革の作業部会の議長を務めている。1995年、UNDPは、アフリカにおける公務員制度改革に対する援助国支援の取り付けを目指す「アフリカ公務員制度改革指導原則」の作成を調整した。また、UNDPは、30ヵ国以上のアフリカ諸国において、選挙プロセスの様々な段階での援助を提供している。
427. アフリカ地域局は、1995年9月の北京における第4回世界女性会議への政策担当者、非政府機関および女性団体の参加を支援した。25ヵ国を超える国別報告書の作成については、技術的支援および資金が提供されており、アフリカにおける女性の地位の動向に関する刊行物の発行にはずみをつけた。計画策定担当者、政策担当者およびその他のグループに開発におけるジェンダーの意義を認識させ、各国におけるジェンダー問題への関心を高めるため、18ヵ国でワークショップが開催されている。UNDPは、UNIFEMと協力して、「アフリカにおけるジェンダーおよび開発能力強化」計画を発足させた。この計画は、アフリカにおける開発計画策定の主流にジェンダーを組み込むための総合的政策の開発を目指すものである。また、その他の地域局との協力により、UNDPは、紛争状態における女性、および、アフリカにおける女性の指導者としての役割に関する2回のワークショップを開催した。このワークショップには、ケニ

- ア、マリ、セネガル、南アフリカおよびウガンダの女性の経験が持ち寄られた。この結果、ジェンダーと開発に関する情報ネットワーク総覧が発行されたが、これはインターネットに接続される予定である。
428. UNDPは、中小企業育成に焦点を当て、アフリカにおける民間セクターのイニシアチブを強調する姿勢を新たにした。アフリカの起業家との認識喚起会合に加えて、ボツワナおよびカメルーンで2回の地域フォーラムが開催された結果、東アフリカおよび西アフリカではサブ地域イニシアチブが生まれている。アフリカ地域局は、ラテンアメリカで始まったUNDPの資金提供によるEMPRETEC起業計画をアフリカでも実施し、国家間のネットワーク作りを拡充するための行動を開始した。
429. 1995年、UNDPは、アンゴラ、ブルキナファソ、ガンビア、レソト、ナミビア、ルワンダおよびセーシェルに関する円卓会議を開催したほか、ベニン、ブルキナファソ、カーボ・ベルデ、マリおよびニジェールでは、セクター別円卓会議が開かれている。アンゴラおよびナミビアのための会議では、政府と援助機関に参加を制限するというこれまでの慣行を逸脱し、民間セクターおよび非政府機関も会合に参加した。モザンビークでは、同国政府および一部の二国間ドナーの要請により、UNDPは、ドナー間協力のための新たな資金プール制度を設けた。この措置は、ドナー手続きのハーモナイゼーションを図るとともに、援助のアンタイ化、および、UNDPプロジェクトの枠組みにおける活動の集中化を可能にするためのものである。1996年6月にジュネーブで開催されたドナー円卓会議では、ルワンダ開発のために6億1,700万ドル以上の誓約が行われている。
430. アジア太平洋地域において、UNDPは、インドネシア、モンゴル、タイ、ベトナム等多くの国々の貧困撲滅イニシアチブに参加した。「カンボジア再定住・再統合計画（CAREERE）」に対するUNDPの支援が再構築されたことにより、1995年11月、4,000万ドルの「カンボジア地域復興・再生」4ヵ年プロジェクト（CAREEREII）が承認された。UNDP北京事務所が運営する農村信用イニシアチブである、中国西南部貧困緩和計画については、合同政策協議グループが支援を提供したことにより、国際農業開発基金から、協調融資として50万ドルが拠出されることになった。1996年前半、UNDPはアフガニスタンに関する活動戦略を策定したが、この戦略は、人権、社会復興および農村・都市復興というテーマに従い、コミュニティー・ベースの貧困撲滅を重視するものになっている。
431. 環境の分野において、UNDPは、1995年11月にバンコクで開催された、国連環境開発会議の第1回地域閣僚フォローアップ会議の共同スポンサーとなった。UN

DPは、ブータン政府と協力して、国家生物多様性保全計画の策定作業を行っている。1995年末には、東アジア海域における海洋汚染の防止および管理に関する地球環境ファシリティー地域プロジェクトの三者間再検討会合が開かれた。1996年にはプロジェクト・サイトが追加される可能性がある。その他、環境分野における活動としては、UNDPのモントリオール議定書実施のための多国間基金から170万ドルの無償資金援助を得て行われた、インドにおけるクロロフルオロカーボン段階的禁止プロジェクト、イラン・イスラム共和国における持続可能な開発に関する国家戦略、および、1995年5月に行われた地球環境ファシリティーの南太平洋生物多様性計画の再検討があげられる。

432. ジェンダー問題を開発計画策定の主流に据えるバングラデシュ政府の制度的能力再検討は、1996年に完了する予定である。1996年中には、インド、モルジブ、ミャンマーおよびサモアにおいて、新たなジェンダー問題の主流化をはかる活動が行われている。
433. 豆満江経済開発地区については、1995年12月6日、国連本部において3件の歴史的協定の調印が行われた。これは、UNDPによって促進された3年間の交渉の賜物である。このうちの二つの協定は、北東アジアで初めて開発のための政府間機関を設立するものであり、もう一つの協定は、環境協力のための機関を設立するものである。
434. アラブ諸国に関しては、アルジェリア、エジプト、レバノン、モロッコおよびチュニジアにおける持続可能な人間開発計画を実施に移すため、重要な活動が行われている。第1回目の持続可能な人間開発ワークショップは、1995年10月、レバノンで開催された。モロッコとチュニジアは、持続可能な開発ネットワーク構築計画の先行実施国となっている。8,000万ドルの投資による地中海の環境技術援助計画は、能力建設・投資準備プロジェクトに重点を置く重要な地域計画策定活動の一例である。
435. ソマリアにおけるコミュニティ・ベースの計画は、不透明な政治状況のなかで継続された。世界社会開発サミットにおいて、貧困撲滅の重要な例としてUNDPが指摘したエリア開発スキームは、引き続き、スーダンにおける国別計画の主要な要素となっている。UNDPは、レバノン政府に対し、避難民の再統合および再興のための国家計画に関する支援提供を続けた。この100万ドルのUNDP計画は、45万人と推定される避難民の再統合を促進するメカニズムを提供するとともに、基本的な保健・教育ニーズ、低コスト住宅建設および所得創出プロジェクトのための訓練に関して、地元コミュニティを支援するものである。

436. 1995年中、UNDPは、欧州および独立国家共同体におけるその役割を強化し、12件の国別計画を承認した。この地域においては、人的・金銭的資源がその他の地域に比べて極端に少ないにもかかわらず、UNDPは、管理能力建設、開発協力の新たな形態、民主化プロセス強化、および、地域協力と安全保障の分野において、新たなイニシアチブを発足させた。例えば、1995年6月には、地域協力に関する第1回中央アジア会議がキルギスタンで開かれたほか、UNDPは、9月、アラル海沿岸諸国の持続可能な開発に関するヌクス会議を開催している。また、アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギスタンおよびマケドニア旧ユーゴスラビア共和国については、諮問グループ会合が開かれている。
437. 12月、UNDPのボスニア・ヘルツェゴビナ調査団は、標準基本協定を作成したが、この協定は、同国におけるUNDP事務所開設の前提条件として調印された。1996年1月、管理理事会は、ボスニア・ヘルツェゴビナに対するUNDP援助として、少なくとも500万ドルを計上するよう勧告した。
438. UNDPは、第4回世界女性会議への同地域からの代表参加を支援したほか、ワルシャワ発北京行き「北京エクスプレス」を準備した。これによって、同地域の200名が北京会議に出席したばかりでなく、その途中で様々な活動の訓練が行われた。
439. ラテンアメリカ・カリブ地域におけるUNDPの活動としては、国連の援助によるエルサルバドル、グアテマラ、ハイチおよびニカラグアの和平プロセスへの参加があげられる。UNDPの援助は、様々な開発パートナーとの調整により、特に、民主的社会にとって基本的な制度構築の分野で提供された。1,100万ドルを拠出したスペイン政府と、UNDPは、中米における和平促進のための信託基金を設立した。また、UNDPの支援を受け、1995年9月、ガバナンスと開発に関する会議がサンチアゴで開催されている。
440. ブラジル、グアテマラおよびメキシコでは、環境を中心とする大規模プロジェクトがいくつか実施されている。地球環境ファシリティーは、その活動段階の初年度に当たる1995年中に、ラテンアメリカ・カリブ地域の11件のUNDPプロジェクトを承認しているが、その総額は1,535万ドルに及んでいる。うち5件のプロジェクトは、国連気候変動枠組み条約による各国のコミットメント遂行に対する援助を中心とするものである。アマゾンでのプロジェクトは、森林の居住地および資源の持続可能な利用のためのアマゾン協力条約締約国間の対話を促進している。
441. 数多くの地域的事業に加えて、UNDPは、様々な地球のおよび地域間イニシアチ

ブに関与している。「HIVと開発」計画を通じ、UNDPは、HIV/AIDSに関する国連共同・共同スポンサー計画における共同スポンサーの一つとなっている。例えば、ウガンダでは、1995年末までに、UNDPの支援する計画が、20の地域における合計116件のマイクロ・プロジェクト、および、約3,500人の孤児の学費のための資金提供を行っている。UNDPはまた、韓国に本部を置く国際ワクチン研究所、UNDP/世界銀行水道・衛生設備計画、持続可能な水資源開発のための能力建設、持続可能な食糧生産、地球的科学技術、気候変動に関する訓練、養魚、および、民間セクター開発にも関与を行っている。1996年のオリンピックでUNDPと国際オリンピック委員会が行ったアピールは、「貧困根絶のための国際年」（1996年）との関連で、貧困対策イニシアチブへの国際的支援の動員に貢献した。

442. 国連資本開発基金は、後発開発途上国における貧困軽減を目指している。1995年には、カンボジアおよびトーゴにおいて新たな計画が策定されたほか、8件の基金プロジェクトの評価が行われた。1996年5月の管理理事会年次会合では、8つのドナーが、3年間予測可能なレベルの資金を拠出することにより、基金を支援する用意を明らかにした。日本政府の援助により、天然資源探査のための国連回転基金が再び活性化されている。
443. 国連女性開発基金（UNIFEM）は、第4回世界女性会議、および、これと並行して開かれた非政府機関フォーラムの会期中および準備期間において、重要な役割を果たした。基金は、草の根の女性組織に対する援助、UNIFEMのベスト・プラクティスおよび学ばれた教訓に関する刊行物、フォーラム出席者への参加資金提供、世界会議への参加方法に関するセミナー開催、および、マスコミでのUNIFEM主張キャンペーンの強化を含め、会議に関連する120件以上の活動を支援している。
444. UNDPは、国内レベル、国際レベルの両方で、国連人間居住会議（ハビタットII）の準備について重要な役割を演じた。1996年7月には、UNDP、国際開発研究センターおよびオランダの資金提供により、都市部の農業を促進する新しい地球的ファシリティが発足した。このファシリティは、非政府機関、コミュニティ団体、民間セクターおよびその他の利用者に対し、都市部農業に関する技術援助と情報を提供することになっている。都市部における民間投資促進については、水道、エネルギーおよびゴミ処理に対する10億ドルの投資創出を目的に、ハビタットIIでもう一つのファシリティが発足した。
445. 1995年中、134ヵ国からの合計3,263名の国連ボランティア（UNV）

専門家およびフィールド・ワーカーが、139ヵ国で奉仕活動を行った。1995年に重要性を増した計画分野としては、貧困根絶、平和建設・民主化プロセスの支援、移行期にある諸国への援助、および、市民社会の強化があげられる。1995年、国連ボランティア専門家は、グアテマラ、ハイチおよびブルワンドの国連平和維持活動および人権擁護活動に携わっている。また、国連ボランティアは、UNV自体が運営する「在外の自国民を通じた知識移転（TOKTEN）」方式、および、パレスチナ人に対する援助計画を通じて、中東和平プロセスを支援した。1993年にアルゼンチン大統領が提唱した「ホワイト・ヘルメット」イニシアチブは、各国のボランティア団体を通じてボランティア・チームを待機状態で活用できるようにすることをねらいとして、1995年に活動を開始している。UNVの民間セクター開発担当部局である「国連短期諮問資源」計画は、移行期にある諸国にますますその注意を集中させ、1995年には18ヵ国で124件の任務を遂行した。1996年6月、UNV計画本部は、ジュネーブからボンに移転した。1996年5月、同計画は、管理理事会年次会合で、創立25周年の記念行事を行った。

446. 砂漠化・干ばつ対策室は、「特にアフリカにおける、深刻な干ばつや砂漠化を経験している国々の砂漠化防止国連国際条約」の実施準備に関し、43ヵ国に対する支援を行っている。地球環境ファシリティーは、気候変動、生物学的多様性、国際水域およびオゾン層破壊の分野で作業を行っている。1991年から1994年にかけてファシリティー参加国によって承認された2億4,250万ドルに上る55件のUNDP先行段階プロジェクトは、1995年9月までにすべて承認され、うち53件は実施中である。「モンリオール議定書実施のための多国間基金」執行委員会を通じ、UNDPは、1995年、オゾン破壊物質廃絶について41ヵ国に援助を行うため、3,240万ドルを拠出した。1996年には、15ヵ国における新たなプロジェクト47件について、さらに1,650万ドルが承認されている。「アジェンダ21」の諸原則を国内の開発計画に統合する能力を建設する上で、各国に援助を提供する「キャパシティー21」基金は、1995年中、44ヵ国で計画を実施した。同年末までに、基金は合計5,170万ドルの誓約を受けている。

447. 総会は、決議50/119により、開発途上国間の技術協力における新たな方向性のための戦略を支持した。UNDPの開発途上国間技術協力特別ユニットは、4つのサブ・プログラムにおけるUNDPの4つの中心分野、すなわち、開発途上国間の技術協力に関する認識喚起と情報提供、能力およびニーズに適した活動と主題別ワークショップ、研究と評価、ならびに、開発途上国間の技術協力応用のための能力拡充に対応する

ものである。UNDP総裁は、1996年4月、開発途上国間の経済・技術協力促進のための新たな信託基金を正式に創設する協定に調印した。

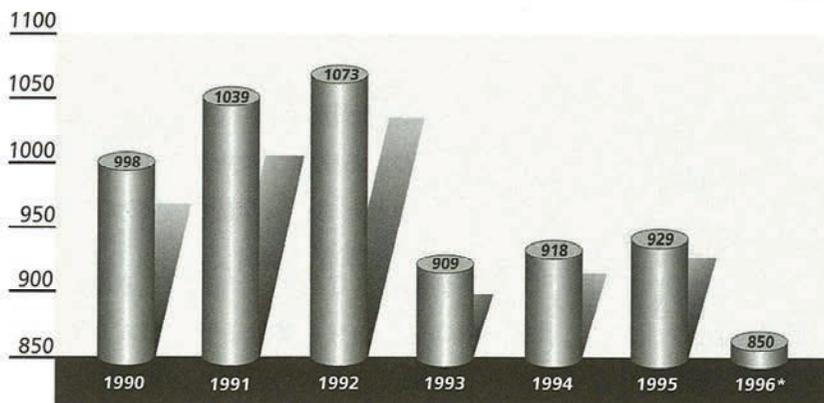
448. イスラエル政府とパレスチナ解放機構との間の歴史的和平プロセスの継続に直接的に対応するものとして、1995年には、パレスチナ人に対する援助計画が拡大された。国連被占領地区特別調整官との密接な協力のもと、UNDPは、平和と安定の基盤となる社会・経済開発を促進する上でドナーが利用できる金融メカニズムを開発した。1995年中、UNDPは、その全体的目標の枠内で、今後3年間におけるヨルダン川西岸地区およびガザ地区での活動を指導する包括的戦略枠組みの策定を図った。その鍵を握る分野の一つが、雇用の創出であるが、これに関して継続中の計画は、ガザ地区において約7万5,000労働日の雇用機会を創出している。1995年の支出総額はおよそ3,400万ドルであり、1994年に比べて50%以上増大している。
449. 1996年半ばの自然災害を受けて、UNDPは、バングラデシュ、ガイアナ、モンゴル、モンセラートおよびイエメンに援助を行った。カンボジア、ラオス人民民主共和国およびモンゴルにおける災害対応能力は、UNDPの支援する新たな計画を通じて増強され、これら各国による「国際防災の10年」目標達成に貢献している。UNDPはまた、1996年5月の緊急事態の解決および対応に関する国際会議への40カ国の政府職員および全地域各国スタッフの参加を支援した。
450. UNDPは、その業務の効率化および質的向上のための改革を率先的に実施し続けた。1995年前半、UNDPは、その新たな任務、目標および戦略を単一の政策文書に一本化する戦略枠組みを採択した。1996年5月に発表されたこの1996/97年度計画は、1995年度計画によるUNDPの前進に関する状況分析を含んでいる。1995年後半には、人材開発活動、キャリア助言サービスおよび女性職員育成イニシアチブを主眼とする、新たな人的資源管理戦略が、上級管理職によって承認された。さらに、27カ国においては、その他の国連基金および計画との間で、計画策定サイクルのハーモナイゼーションが図られたほか、55カ国においても大きな進展が見られている。1996年5月、総裁は、UNDPにおける変革プロセス管理に対する構造的アプローチを導入した。特定の対象プロジェクトとともに、全般的変革プロセスを定めるため、UNDP管理理事会に報告責任を有する変革管理委員会と「2001年UNDPプロジェクト」が創設されている。
451. 1992年から1997年までの6年間で、UNDPは、その行政予算を実質で12%、その本部常勤スタッフを31%、その常勤スタッフ総数を15%、それぞれ削減

することになる。その他、内部説明責任に関連して取られた措置としては、国際会計事務所によるアジアおよびアフリカのUNDP国別事務所の独立会計監査、スタッフ評価および雇用・昇進・配属決定に関する透明性のある同僚審査手続きの導入、ならびに、UNDP内部での両性の平等促進のための目標設定があげられる。評価の分野において、UNDPは、OECD開発援助委員会(DAC)の評価データベースに対する最大の貢献機関となっており、1,200件を超えるプロジェクトおよび計画の評価を行っている。

452. UNDPの第5次プログラム予算サイクル(1992~1996年)における資金総額は、82億ドルと推定されるが、この額は、当初予算および修正予算の約75億ドルを大きく上回っている。これは、コスト分担および信託基金が約32億ドル程度にまで増大したことによるものである。UNDPコア資金に対する拠出額は47億ドルと推定されるが、この額は当初の予測額63億ドルを依然として大きく下回っている。この予測額は、管理理事会決定90/34によるものであるが、この決定において、理事会は、第5次プログラム予算サイクルにおいて毎年8%の増額を求めていた。雑収入は2億ドルと推計されている。これに加えて、UNDPの運営する基金(国連資本開発基金、UNIFEM、UNV、開発のための国連科学技術基金、天然資源開発のための国連回転基金、砂漠化・干ばつ対策室およびエネルギー勘定)が第5次サイクル中に受け取る金額は、コア資金およびイヤーマーク資金合計で3億7,400万ドルに上ると見られている。

図11 国連開発計画に対する自発的拠出金(コア)、1990-1996年

単位：百万米ドル



*予測値

図12 金融活動の概要：国連開発計画の運用する基金および信託基金、1990-1995年

単位：百万米ドル

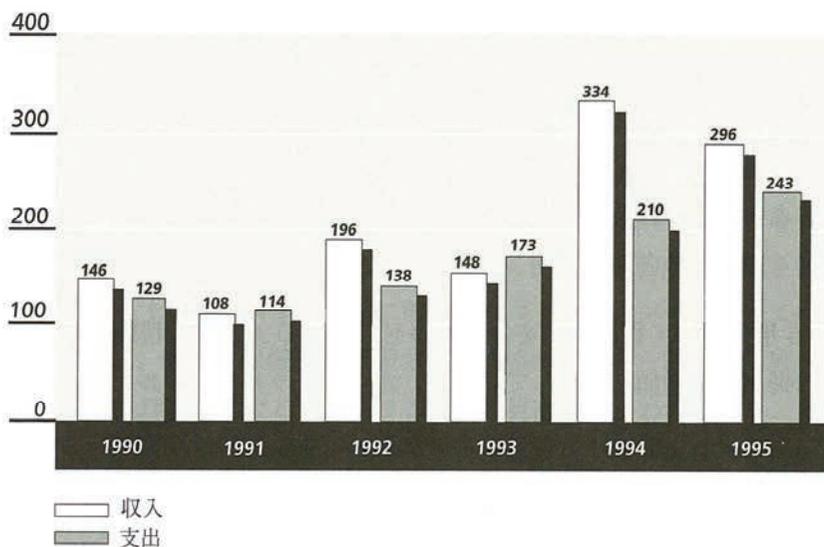
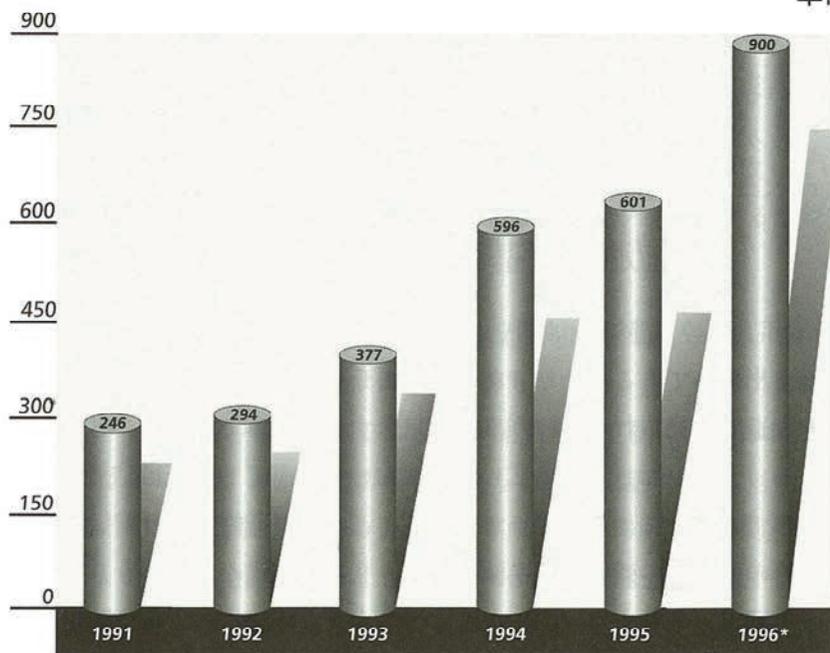


図13 国連開発計画のコスト分担収入、1991-1996年

単位：百万米ドル



*予測値

453. 1995年の加盟国からのUNDPコア資金に対する自発的拠出金は、9億2,860万ドルであった(図11参照)。UNDP運営基金、信託基金、コスト分担取極および政府見返り資金拠出を含む、ノン・コア資金に対する拠出金により、UNDPの運用する資金総額は、18億ドルを超えている(図12参照)。コスト分担拠出だけでも、1995年には6億97万ドルに達している(図13参照)。1995年の技術協力活動に関するフィールド・プログラム支出は、およそ10億1,420万ドルに上っている。1996年のUNDPコア資金に対する自発的拠出金は、8億5,000万ドルと推計される。
454. 1996年について拠出誓約を行ったOECD/DAC加盟援助国のうち、日本とオランダは拠出金の増額を表明しているが、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイスおよび英国は、1996年の拠出を前年と同レベルに据え置いている。ニュージーランドとポルトガルは、その拠出を大幅に増大したが、その一方で、米国からの拠出は1995年を下回った。
455. また、注目すべき事実として、1996年には、ベニン、コスタリカ、チェコ共和国、ホンジュラス、インド、モーリタニア、ナミビア、フィリピン、韓国、ルーマニア、トルコ、ベトナムといった被援助国数カ国が、拠出を増大している。多くの被援助国がUNDPに対する支援を再開しているが、その中には、深刻な経済問題を抱えた国も含まれている。このような国としては、ジブチ、ケニア、ニカラグア、ニジェール、スーダン、ウクライナ、イエメンおよびザンビアがあげられる。1995年には、アンドラとスロベニアが、初めてUNDPに対する拠出誓約を行った。

2. 国連児童基金 (UNICEF)

456. 1996年、国連児童基金は創立50周年を迎えた。これは、UNICEFにとって記念すべき出来事であるばかりでなく、過去50年間において、子どもの福祉に歴史上最も大きな進展が見られたという事実を記念する出来事でもある。UNICEFが設立された1946年には、世界の広い地域において、子どもの死は依然として避けがたい日常茶飯事であると考えられていた。今日、この不可避性という感覚はほとんどなくなり、全世界の子どもの死亡率は半減した。1980年代から1990年代にかけてのわずか10年間で、子どもの死因となる6つの大きな疾病に対する予防接種率は、10%から80%へと増大しており、これによって数百万人の若い命が救われている。最初の地球的サミットとなった1990年の「子どものための世界サミット」で定められた目標の達成に向けて、今までに大きな進展が見られている。21世紀を迎えるに当た

り、子どもは、国際的・国内的人権および開発課題において、重要な地位を占めている。

457. キャロル・ベラミー事務局長の指導の下、UNICEFは、「サミット」の目標、および、「児童の権利に関する条約」の規定に従い、依然として子どもと家族が直面している大きな課題への対応に向け、活動を行っている。
458. 1996～1999年の期間を対象とするUNICEF中期計画は、1996年6月、柔軟な行動枠組みとして管理理事会によって承認されたものである。中期計画は、ほぼ普遍的な効力を持つに至った児童の権利に関する条約の諸原則を各加盟国が適用する援助を行う上で、UNICEFに前向きなコミットメントを求めている。1995/96年度には、教育、保健、水資源および環境衛生、ならびに、緊急サービスの分野において、管理理事会によるプログラム戦略の見直しが行われている。2000年までのプログラム活動の焦点の開発に向けたこの再検討は、90年代末までに達成されるべきサミット目標促進に関する近年の経験、1992年のUNICEFマルチ・ドナー評価によって推進された管理理事会の戦略討議、および、UNICEFプログラムの枠組みとして児童の権利に関する条約を用いるプロセス開始に裏付けられたものである。
459. 子どものための世界サミットにおいて、子どもによりよい未来を提供すべくなされた政治的コミットメントの成果は、多くの国々で内戦や人災・天災が発生している中でも、ますます目に見える形で現れてきている。1995年末までに、約150カ国の開発途上国が、サミットで採択された宣言に定められた保健、栄養、教育および水道・衛生設備に関する重要な目標を達成すべく、国内の行動計画を作成しているか、あるいは、作成の最終的段階にある。女子については、ジェンダーによる偏見を相殺するために、特別の行動が定められている。
460. 1995年、UNICEFは、149カ国で協力計画を実施しているが、その内訳は、アフリカ46カ国、ラテンアメリカ・カリブ37カ国、アジア太平洋34カ国、中東・北アフリカ14カ国、ならびに、中・東欧、独立国家共同体およびバルト三国18カ国となっている。計画支出のうちの約75%は、低所得国に対するものであり、中でもアフリカは、総額8億400万ドルのうちの36%に当たる約2億9,200万ドルを受け取っている。全世界の子どもにとっての進歩と後退を記録する『国々の前進』第4号は、各国政府が子どもにとっての進歩の把握に高い優先度を与えているという傾向を確認するとともに、サミット目標実現に向けての進捗状況を監視する指標に関して最新データを提供し、その成果によって各国のランクづけを行っている。
461. 罹病と死の防止は、依然としてUNICEFの最優先課題となっている。具体的な

活動としては、予防接種のほか、マラリア、下痢性疾患、肺炎、はしか等の主要伝染病の予防および治療があげられる。全世界的に見て、予防接種率は、平均でおよそ80%あるいはそれ以上のレベルを維持しているが、アフリカ地域の平均値は、依然として受容しがたいレベルに低迷しており、西部および中部アフリカではわずか41%にとどまっている。ポリオ撲滅のための地球的努力は継続されており、213カ国のうち145カ国では全く症例が報告されていない。ドラクンクリアシスは、ここ10年間で95%減少し、ギニア虫病の発生地域は、アフリカの16カ国、イエメンおよびインドの一部にまで縮小している。

462. 女性の健康に関するUNICEFの政策および戦略は、1995年に修正され、妊産婦医療およびプログラムの経験に関する現状の国際的知識の進展を考慮に入れるものとなっている。支援の重点は、主として妊娠、出産および産後の時期における質の高い介護へのアクセスを通じた、妊産婦死亡率の削減に置かれている。UNICEFは、その努力の焦点を職業助産婦の役割強化へと移し、家族計画、母乳による授乳、暴力、女性器切除といった幅広い女性問題に関する健康増進メッセージの作成に力を入れた。現在、UNICEFの保健戦略は、青少年の健康を子どもの権利の問題として認識し、より集中的に青少年の健康の問題に取り組むものとなっている。
463. HIV/AIDSは、世界的な蔓延を続けており、一部の国々では、乳幼児死亡率が再び上昇を始めている。UNICEFは、セクシュアル・ヘルスおよびリプロダクティブ・ヘルス、青少年の健康、学校保健、ならびに、コミュニケーション関連の主要プログラムを通じ、新たに設置された「HIV/AIDSに関する国連合同共同スポンサー計画」のパートナーとなっている。
464. 子どもの栄養失調の削減は、引き続きUNICEF国別プログラムの重要課題となっており、1996年食糧サミットに向けた準備活動も活発化している。塩の沃素添加法普遍化という目標に向けて地球的な前進が見られているほか、14カ国においては、ビタミンA補給食品の配給、ならびに、死亡率および罹病率低減の監視を刷新するためのプロジェクトが発足した。UNICEFは、その他の機関と協力して、食糧の微量栄養素成分の増大のための方法を模索している。1995年には、新生児にやさしい病院が170カ国に4,000カ所設けられている。
465. ラテンアメリカ、中東および東アジアのほとんどの国々は、初等教育の普遍化および両性の不平等改善に向けて前進するという、90年代半ばまでの目標を達成している。しかし、アフリカでは、進歩にばらつきが見られ、悪化が見られたケースも多い。

女子の教育が持続可能な開発、人口的バランスおよび女性のエンパワーメントのための中心的要素として認識されるなか、1995年は女子教育の年となった。女子に対する初等教育は、南アジア、サハラ以南アフリカ、中東および北アフリカにおけるUNICEFの教育支援において、支配的な重要性を持つ要素となった。UNICEFは、UNESCO、UNDPおよび世界銀行との共催で、1990年にタイのジョムチェンで開催された「万人のための教育に関する世界会議」以後の進捗状況評価を行うべく、1996年6月、アンマンで会合を開いている。

466. UNICEFは、その人的資源のほぼ40%をサハラ以南アフリカに振り向けている。現在、UNICEFの活動の重点は、「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」の一層の開発および実施、経験から学んだプログラム上の教訓、「ベスト・プラクティス」の広範な普及、アフリカにおける子どもの権利の特性、ならびに、資源動員戦略に置かれている。プラスの動きとしては、一部の国々における政治の安定化が見られること、サハラ以南諸国の半分以上が予防接種率80%の目標達成に近づいていること、ギニア虫病の撲滅に向けた大きな進展が見られること、アフリカ諸国の80%が塩の沃素添加に関する立法を採択、あるいは、採択する過程にあり、沃素欠乏症の蔓延が食い止められていること、ならびに、経口補水療法の利用率が予想を上回った国も多いことがあげられる。それでも、サハラ以南のアフリカは、相変わらず、経済の低成長あるいはマイナス成長、複雑な緊急事態の継続、ならびに、国家および社会の細分化といった、概して暗い様相を呈している。

467. 特に困難な状況に置かれた子どもに対する懸念は、UNICEFプログラムの主流にますます組み込まれるようになっていく。子どもの保護のために高い優先度を持つ課題としては、子どもの労働、武力紛争の子どもへの影響、子どもの性的搾取、障害を持つ子ども、AIDSの子どもと家庭への影響、および、ストリート・チルドレンの問題があげられる。1995年、UNICEFは、21件の大規模で複雑な緊急状態において、身寄りのない子ども、国内避難民、子どもの戦闘員、および、虐待を受けた子どもと女性をはじめとする、極めて弱い立場に置かれた子どもと女性の特別な保護ニーズ充足を援助した。プログラム支出の25%が、緊急状態に置かれた子どもと女性に不可欠な救命サービスの提供に当てられている。アフリカは依然として最も必要性の高い地域となっている。

468. 被害を受けた子どもの心理面でのニーズを充足するため、UNICEFは、16ヵ国に対し、カウンセリング制度、ならびに、復旧に必要な家族およびコミュニティ環

- 境創設のための援助を行った。栄養について、UNICEFは、アフガニスタン、ブルンジ、ルワンダおよびシエラレオネで補助食糧の提供を行った。ルワンダにおいて、UNICEFは、保健施設の補修を行い、予防接種率を戦争前のレベルに回復させた。ブルンジでは、重度の呼吸器伝染病および下痢性疾患に対処する新たなプログラムに対し、大きな支援が得られた。アフガニスタンとアンゴラでは、大規模な予防接種キャンペーンが行われている。リベリアと旧ユーゴスラビアでは、プライマリー・ヘルス・ケアが活動の重点となった。UNICEFは、アフガニスタン、アンゴラ、ブルンジ、ルワンダおよびシエラレオネにおいて、水道・衛生設備の提供を行った。また、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、ルワンダおよびシエラレオネでは、教育プログラムが実施されている。
469. UNICEF緊急プログラム室は、学ばれた教訓の再検討、「サービス・パッケージ」アプローチの開発、緊急対応チームの設置、UNHCRおよびWFPをはじめとするその他の国連パートナーとの了解覚書の作成、非政府機関との強力取極の拡充、300名を超えるスタッフを対象とする緊急管理訓練、調達能力の増大および改善、ならびに、内部の安全・通信システムの改善等、緊急対応能力の増強のための重要なステップを踏んだ。UNICEFは、その他の国連機関、特に、事務局の人道問題局、UNHCR、WFPおよびUNDPとの緊密な協力関係を維持した。
470. 「児童の権利に関する条約」は、歴史上その他いかなる人権条約よりも多くの国によって支持されている。現在の批准国数は187ヵ国であり、調印しているが批准していない国は2ヵ国、調印していない国は4ヵ国となっている。UNICEFは、多くの国々に対し、国内法と条約の整合性を図る上での技術援助を提供しているほか、裁判官およびその他の青少年司法関係者の訓練を支援している。UNICEFは、子どもの権利委員会に対する支援を行っているが、同委員会は、1995年末までに、43件の政府報告書を審査している。
471. UNICEFは、児童の権利に関する条約の実施を監督する監視・調整メカニズムの設置を主張しつづけている。いくつかの国々は、UNICEFの支援を得て、子どもの状況監視を改善するために定期的なデータ収集を行い、改善の達成における進捗状況を測定するための指標を開発するユニットあるいは制度を創設している。UNICEFは、10月、子どもの権利委員会の第4回非公式現地訪問調査を実施した。委員会メンバーは、南アジアを訪問し、政府の担当者、非政府機関およびその他のパートナーと会談を行っている。

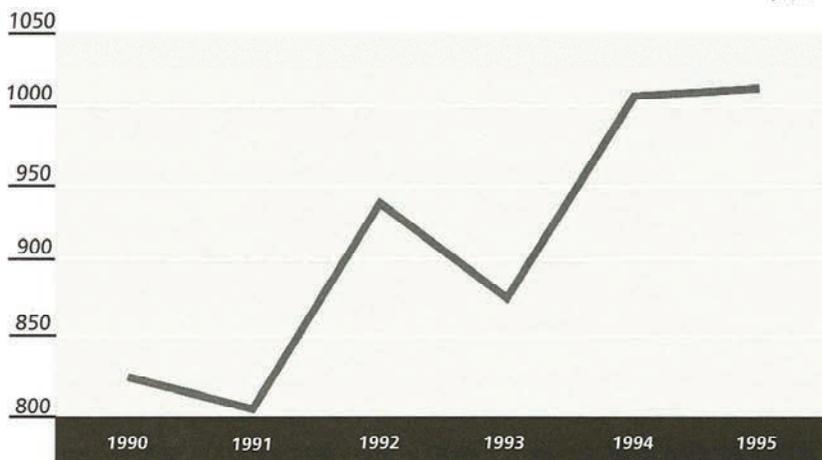
472. UNICEF内部では、プログラムおよび主張擁護活動について、権利に基づくアプローチを採用するための作業が進んでいる。国別プログラムが、その枠組みとして児童の権利に関する条約を活用できるよう、プログラム指針の修正が行われているところである。UNICEF本部には、部局横断的な運営委員会が設置され、表面化している子どもの権利問題に関する戦略策定を図っている。条約と矛盾しないUNICEF調達政策の策定は、最初に完了した任務のうちの一つである。この調達政策は現在実施中である。子どもの労働に関するUNICEFの立場を決定・調整しているタスクフォースは、この関連で、国際労働機関の担当者と会談を行っている。UNICEFは、条約がプログラムおよび優先分野に効果的に反映されるよう、自らのスタッフの訓練を行っている。
473. UNICEFは、会議、セミナー、訓練ワークショップ、シンポジウム等、全世界における子どもの権利に対する認識を高め、これを尊重させるために、様々な主張擁護活動を実施したほか、マスコミに対して、子どもの権利推進への支援を呼びかけた。欧州議会は、1995年11月のUNICEFとの会合において「子どものための欧州戦略」を承認した後、これを1996年1月に採択している。UNICEFは、子どもの権利の推進および保護に関する2件の総会決議採択プロセスを支援した。UNICEFはまた、総会決議48/157に従ってグラサ・マシェル氏および事務局の人権センターが行っている、子どもに及ぼす武力紛争の影響に関する包括的研究に対しても、支援を提供している。
474. 1996年はじめ、UNICEF管理理事会は、スタッフ、各国政府および国内委員会による広範な参加プロセスの結果、任務規定を採択した。1996年1月30日、UNICEFは、「スタッフのコミットメントおよび行動に関する指導原則」を正式に採択した。この2つの文書はともに、管理システムの強化、作業プロセスの効果改善、および、UNICEF全体を通じた作業パフォーマンス監視に関する基準設定のために行われている、様々な活動の基盤となるものである。
475. 運営委員会、管理タスクフォース、諮問委員会および8つの管理向上プロジェクト・チームは、UNICEF管理理事会の指導と支援の下に、UNICEFの管理強化に向けて協力を行った。そのねらいは、結果、金銭に対応する価値、および、意思決定における透明性を重視することで、世論の高い信頼を獲得・維持することにある。
476. UNICEFは、行政調整委員会のその他のパートナーとともに、最近の一連の国際会議で生まれた優先目標に関する国連システム全体の活動を調整するため、3つの機

関間タスクフォースを設置した。UNICEFは、国際人口開発会議、世界社会開発サミットおよび第4回世界女性会議のフォローアップにおいて、これらのタスクフォースのメンバーとして積極的に活動している。さらに、UNICEFは、「第4回世界女性会議行動綱領」実施の関連でより最近に設立された、女性に関する機関間委員会のメンバーにもなっている。UNICEFは、ハビタットIIの準備作業および本会議、ならびに、世界食糧サミットの準備作業にも積極的に参加した。

477. UNICEFの資金源は、各国政府および非政府機関からの自発的拠出金である。1995年の歳入合計額は10億1,100万ドルであったが、これは1994年の10億600万ドルをわずかに上回っている（図14参照）。政府からの拠出は全体の65%に当たる約6億6,100万ドル、政府以外からの拠出はその残りの3億5,000万ドルであった。非政府拠出のうち、UNICEF歳入合計の30%に当たる3億100万ドルは、各国のUNICEF国内委員会からのものである。1995年のUNICEF歳出額は、10億2,300万ドルであったが、うち8億400万ドルは直接的プログラム援助に関するものである。UNICEFは、特別勘定用に別途1億500万ドルを受け取っているが、これは主として、各国政府あるいはその他の外部機関に代わってUNICEFが購入・提供した財およびサービスの費用を賄うものである。こうして、プログラムおよび財・サービス提供のためにUNICEFが受け取った資金は、合計で11億1,600万ドルということになる。

図14 国連児童基金の収入、1990-1995年

単位：百万米ドル



3. 国連人口基金 (UNFPA)

478. 国連人口基金にとって、この1年間は変革と移行の年となった。その中で、UNFPAは、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議によって判別された課題と機会への対処を図っている。ナフィス・サディク氏の指揮の下、UNFPAは、そのプログラムの方向性と資源配分システム、政策指針とプログラム策定手続き、および、数多くの財政・管理プロセスを、同会議から生まれた新たな優先課題に対処できるように修正した。UNFPAは、すべての国々、国連システムおよび市民社会のメンバーと密接に協力し、カイロ会議の行動計画に概略された勧告の実施に踏み切った。1995年にUNFPAが支援を行った国は150ヵ国に上ったが、このうちアフリカは45ヵ国、ラテンアメリカ・カリブは34ヵ国、アジア太平洋は42ヵ国、アラブ諸国および欧州は29ヵ国となっている。
479. コペンハーゲンで開催された世界社会開発サミット、および、北京で開催された第4回世界女性会議で合意されたコミットメントおよび政策を実施するためにUNFPAが踏んだステップは、その任務、および、国際人口開発会議行動計画との関連で考えるべきである。特に、北京行動綱領は、カイロ会議で合意された重要な概念および目標を補強するものであり、人権としてのセクシュアル・ライツおよびリプロダクティブ・ライツに対するコミットメント、両性の平等、女性の衡平処遇とエンパワーメント、男性の責任、ならびに、女性および女兒に対するあらゆる形態の偏見および暴力の根絶を含む、いくつかの重大な関心課題を推進している。
480. これらの目標達成に貢献するため、UNDP/UNFPA執行理事会は、決定95/15により、家族計画およびセクシュアル・ヘルスを含むリプロダクティブ・ヘルス、人口・開発戦略、ならびに、主張擁護という、UNFPAの新たな3つの中核的プログラム分野を支持した。これら3つを中核的分野に選んだことで、UNFPAは、そのプログラム策定の焦点を先鋭化し、人口と開発の領域におけるその比較優位と経験を十分に活用できるようになっている。また、このことにより、UNFPAは、各国における個別の人口ニーズに取り組む上で、全体的アプローチを取ることが可能になった。
481. この1年間において、UNFPAは、リプロダクティブ・ヘルス問題への関与を拡大すべく、数多くのイニシアチブに着手した。こうしたイニシアチブとしては、家族計画に関する情報およびサービスに対するアクセス改善、性感染症を含む生殖系疾患の予防と治療、その他のリプロダクティブ・ヘルス条件に関する日常的スクリーニングの提供、HIV/AIDS予防、不妊症の予防と適切な治療の提供、中絶防止、ならびに、

女性器切除等の有害な慣行排除の奨励があげられる。このようなイニシアチブは、セミナーおよび国際会合、カイロ会議のテーマに取り組む一連の技術報告書、プログラム策定指針の改定、各種調査、ならびに、新たな指針を実施するための現場スタッフ訓練といった、数々の具体的な形で現れてきている。

482. カイロおよび北京会議での勧告を受けて、UNFPAは、リプロダクティブ・ヘルスの分野での男性の責任をどのように醸成できるかについて、検討を開始した。その成果の一つが、1995年11月に刊行された報告書（技術報告28：「家族計画およびセクシュアル・ヘルスを含む、リプロダクティブ・ヘルスへの男性の関わり方」）である。報告書の研究結果は、プログラム・エリアで作業を行うすべての現場スタッフのための新たな指針に盛り込まれている。
483. UNFPAは、数多くの会合および協議を開催したり、これに参加したりしている。その例としては、UNFPA後援によるシンポジウム「国際的移住と開発途上国の都市化：ハビタットIIへの影響」（1996年1月）、および、「迅速評価手続きの人口プログラムへの適用に関する専門家諮問会合」（1995年12月）があげられる。UNFPAはまた、貧困とUNFPAの資源配分、サハラ以南のアフリカにおける死亡率と出生率の関係、同地域における出生率低下に対する家族計画プログラムの貢献等のトピックに関し、数多くのポジション・ペーパーおよび技術書を作成した。さらに、UNFPAは、家族計画およびリプロダクティブ・ヘルス関連プログラムの主要指標監視プロジェクトに関する作業を継続し、ホンジュラス、インドおよびネパールでデータ収集手段の試験を行ったほか、ロンドン衛生・熱帯医学研究所が行った家族計画プログラムの成功を決定した要因に関するプロジェクト実施をモニターしている。
484. 主張擁護の分野で、UNFPAは、国際人口開発会議のメッセージとテーマに対する明確な理解を得ることにより、会議の目標実現に必要な政治的支援と資金の動員を図った。UNFPAはまた、女性の権利を含む人権、および、教育、貧困根絶、基本的保健サービス、女性のエンパワーメント、人々の参加等の開発課題についても、擁護の主張を行っている。
485. UNFPAは、様々なメディアを通じて、カイロ会議のテーマに関する新シリーズのポスターを含む、幅広い印刷物を発行した。スポット公報は、世界中の国内的・国際的TVネットワークを通じて放送された。UNFPAはまた、年次報告書『世界人口白書』を発行した。報告書は、現在の都市化と人口分布の動向、および、その人間居住問題との連関を中心的に取り扱っており、ハビタットIIに大きな貢献をもたらしている。

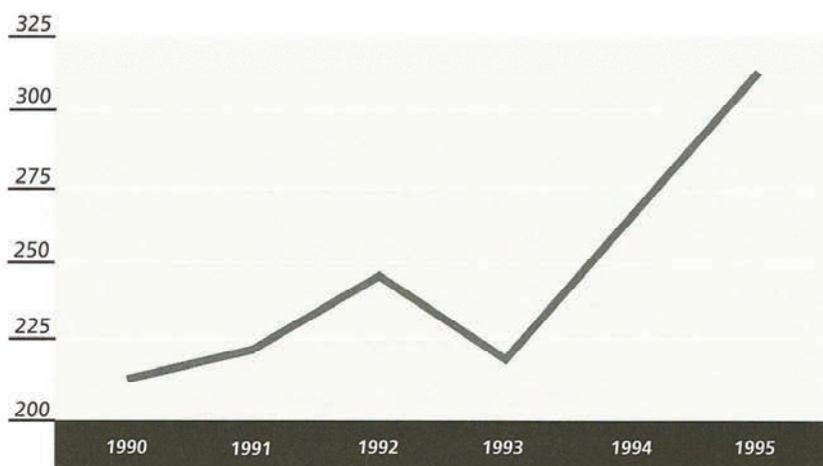
さらに、UNFPAが刊行した年次刊行物『AIDSアップデート』は、各国のAIDS政策およびプログラムに沿って、「HIV/AIDSに関する国連合同共同スポンサー計画」の地球的戦略のなかで実施されたHIV/AIDS予防・統制活動に対して、UNFPAが行った援助を主に取り扱っている。

486. 教育も情報提供努力の焦点となった。UNFPAは、79カ国の学校制度において、適切な新カリキュラムの開発、および、参加型授業方式の導入のための資金提供を行った。提供された教材は、選択、女兒の価値、責任ある性行動および環境管理を促進する態度の養成を援助することを目的としている。
487. 制度強化の分野において、UNFPAは、訓練および情報技術の利用拡大を通じて、本部および現場のスタッフの実質面、管理面および活動面での技能向上を継続した。この活動の重点は、各国事務所のスタッフが、認可権限の一層の分散化に伴う責任の増大に対処できるようにすることにある。これに加えて、財務管理、調達および人事管理、ならびに、カイロ会議に関連する各国の特定の戦略を含む主張擁護、および、プログラム策定プロセスへのジェンダー問題の統合の分野については、各国事務所スタッフを対象とした特別訓練ワークショップが開かれている。
488. 国連総会は、決定50/438により、UNFPA各国駐在担当官の名称をUNFPA代表とする旨のUNDPとUNFPAの間の協定を支持した。この変更により、各国レベルでのUNFPAの権威、実効性および可視性が増大するとともに、各国政府によるカイロ会議の行動計画実施を支援する上で、国連機関の間の協力と補完性の拡大が促進されることになる。協定はまた、66カ国に常駐するUNFPA代表に対して、国連駐在調整官システムの一部としてより効果的な役割を果たすことを可能にすることで、同システムの活動における一貫性と実効性を高めるものでもある。
489. UNFPAプログラムの優先課題に取り組むことができるように、資金の充当を考えるうえで、UNFPA管理理事会は、決定96/15により、行動計画の目標に基づく資源配分のための新たなアプローチを承認した。このアプローチは、各国によるカイロ会議の目標達成レベルに基づくものであり、これらの目標達成に向けてほとんど進展の見られない国々から、目標をすでに達成していたり、これを上回っていたりする国々に至るまで、様々なニーズが連続体として存在することを認識している。修正アプローチは、特に低所得国、後発開発途上国およびアフリカに留意するものとなっている。
490. 1996年5月の執行理事会年次会合は、決定96/27により、受入国、特に、後発開発国をはじめとするほとんどのアフリカ諸国における人口プログラムに関連する

吸収能力および資金利用に関し、1998年に調査書を提出することを求めた。執行理事会はまた、決定96/28によって、公報ツールとして、UNFPAに関する新たな任務規定に対する支持を表明した。

491. UNFPAは、「アフリカに関する国連システム全体的イニシアチブ」に参加している。これまでと同様、UNFPAの優先的努力のねらいは、各国における能力の建設にある。このため、アフリカにおけるUNFPAプログラムは、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルスに関するカイロ会議の目標およびアプローチの実現について各国に援助を提供し、開発計画に人口面での考慮を組み込むことによって、イニシアチブを支援するものとなっている。UNFPAは、人口およびジェンダーの問題が、イニシアチブのあらゆる構成要素において取り込まれるべき横断的テーマとなるよう、援助を行っている。
492. 1995年のUNFPAの歳入は、3億1,260万ドルであったが、これは1994年の2億6,530万ドルに比べ、17.8%の増加となっている（図15参照）。1995年の通常資金からのプロジェクト支出は、2億3,090万ドルで、1994年の2億140万ドルに比べて14.6%増となっている。リプロダクティブ・ヘルスおよび家族計画プログラム、ならびに、これらと密接に関連する情報、教育およびコミュニケーション活動に対する支出は、UNFPAのプロジェクト支出総額のおよそ三分の二を占めている。

図15 国連人口基金に対する自発的拠出金（コアおよびノン・コア）、1990-1995年
単位：百万米ドル



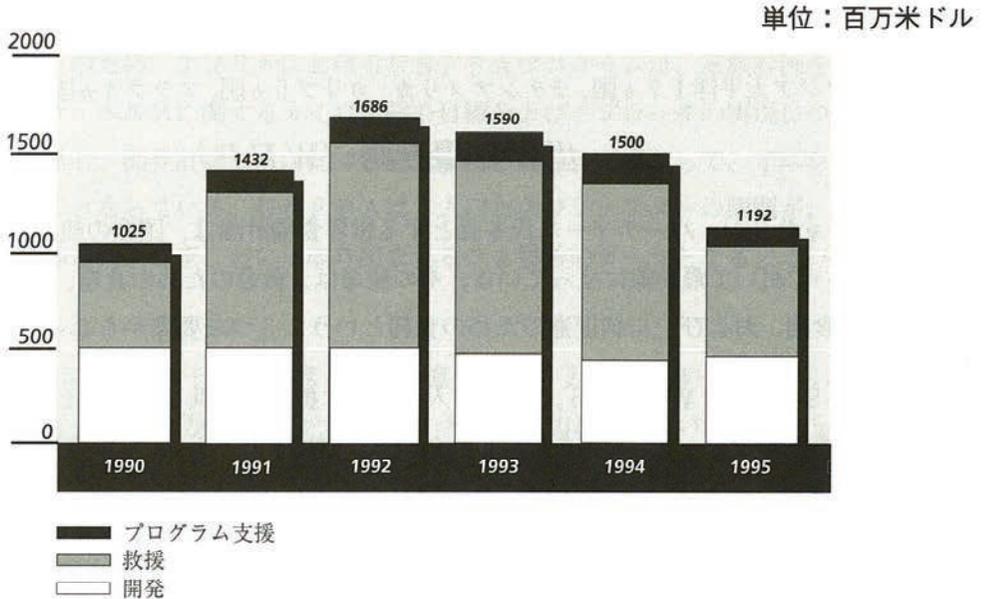
493. 1995年のUNFPAプログラム予算の地域別配分は、アフリカが31.7%、アジア太平洋地域が31.1%、ラテンアメリカ・カリブ地域が13.9%、アラブ諸国および欧州が11.4%となっている。地域間プログラムおよび地球的プログラムは、配分額全体の11.9%を占めている。UNFPAは、引き続き、その資金の70%以上を最も援助の必要性が大きい国々、すなわち、最貧開発途上国に集中させている。1995年のUNFPA援助優先国は58ヵ国で、その内訳は、アフリカ32ヵ国、アジア太平洋17ヵ国、ラテンアメリカ・カリブ5ヵ国、アラブ4ヵ国となっている。

4. 世界食糧計画 (WFP)

494. キャサリン・パーティーニ氏を長とする世界食糧計画は、国連の飢餓および貧困との闘いにおいて最前線に立っている。その使命は、救命のための食糧、人間の成長のための食糧、および、自給促進のための食糧という、3つの要素からなっている。
495. 1995年、WFPは5,000万人の人々に援助を提供したが、その半分は緊急事態の犠牲者であった。利益を提供されたのは、難民700万人、国内避難民1,400万人、干ばつおよびその他の自然災害の犠牲者約400万人などである。WFPは、その各国事務所のネットワーク、ならびに、輸送、兵站および調達に関する専門経験を生かして食糧不足に対応し、1995年中には、89件の救援活動で160万トンを超える食糧を提供している。
496. 開発面において、WFPの食糧援助は、貧しいコミュニティーでの集団行動を促進し、長期的資産を作り上げることで、貧困層への実効的な所得移転手段ともなっている。1995年、WFPの援助は貧困や飢餓に苦しむ約2,500万人の人々の手に届いているが、この数は前年とほぼ同数となっている。WFPの援助による81ヵ国、204件のプロジェクトでは、約95万トンの食糧が提供されている。
497. WFPの援助が最も多く配分されたのはアフリカ(56%)で、以下、アジア(28%)、米州(12%)、東欧および旧ソ連(4%)となっている。提供された援助の内訳は、地域によって大きく異なっている。開発援助の割合が最も高かったのは米州(99%)であり、それについてアジアの開発資源が80%を占めた。救援活動の占める割合は、アフリカで60%、東欧および旧ソ連では100%である。
498. 1993年に1,700万トンという最高レベルに達した全世界の食糧援助は、1995年には950万トンへと落ち込んでいる。WFPがこの急激な供給の減少の影響を受けることは避けられないことではあるが、その一方で、全世界の食糧援助に占めるW

F Pの割合は、1993年の22%から、1995年にはほぼ30%へと上昇している。WFPが利用できる資金の総額は、1994年の15億ドルから、1995年には12億ドルへと減少している（図16参照）。

図16 世界食糧計画の支出、1990—1995年



499. 既存の開発プロジェクトの活動を1995年もすべて維持するためには、およそ140万トンの食糧が必要となるところであったが、実際に供与された食糧は95万トンにとどまった。この不足に対処するため、WFPは、一部の活動プロジェクトに配分された資金を取り消し、承認されたプロジェクトに対する予算の積み増しを制限し、一定のプロジェクト拡大を差し控えなければならなくなった。このような決定を下す際には、パフォーマンスのよいプロジェクト、ならびに、食糧不足に陥っている後発開発途上国および低所得国が優先された。

500. 緊急食糧援助アピールに対しては、これより寛大な対応が見られた。ドナーは、WFP救援活動の所要見積額の85%を提供したため、WFPは、ほとんどの緊急事態について、十分な食糧を提供することができた。しかしながら、十分な資源が手当てされなかった緊急事態も多かった（朝鮮民主主義人民共和国、イラク、リベリアおよびシエラレオネ）。これらのケースについて、WFPは、不足分を補足したり、被災者の惨禍を部分的に軽減するために、少量の食糧資源の取崩し、および、完全なひもなし寄付金に頼らざるをえなかった。

501. 1995年、WFPは、70ヵ国近い国々における食糧購入に2億5,000万ドルを費やした。食糧購入の半分以上は、開発途上国で行われたものであるが、これに伴う恩典としては、時宜にかなった食糧供給ができたこと、輸送費が低く抑えられたこと、地元の商品が消費により適していること、および、南南貿易が強化されたことがあげられる。
502. 家庭での食糧安全保障に死活的な役割を演じる女性は、近年、WFPからますます多くの食糧援助を受け取るようになってきている。1995年には、WFPの援助する人的資源開発プロジェクト受益者のうち、60%が女性であると推計されている。食糧と労働の交換プロジェクトでは、女性の占める割合が約30%となっている。第4回世界女性会議は、この分野における努力を強化する機会となった。会議の準備作業においては、WFP活動の批判的分析、および、食糧援助を行う場合のジェンダー問題へのよりよい対応方法の模索が行われた。WFPは、女性の食糧へのアクセスに関する不平等を是正し、女性と子どもの特定の栄養ニーズに取り組むという明確な誓約を携えて、北京会議に参加した。上級管理担当官タスクフォースの指導を受け、各国事務所および本部局は、1996～2001年の期間におけるWFPのコミットメント実施を可能にする行動計画に貢献している。
503. 可能な時と場合には常に、WFPは、できるだけ早い時期に救援援助を開発に利用できる機会を模索することで、救援と開発の連関を体系的に強化している。1995年および1996年においては、難民および国内避難民の再定住、本国帰還および再統合、ならびに、兵士の動員解除を支援するために、食糧援助が行われた。これに加えて、食糧と労働の交換プロジェクトは、戦争の被害を受けたインフラおよび生産的資産の再建に用いられている。WFPの援助による開発プロジェクトのなかには、当該地域の弱者の緊急事態からの脱出を助けるべく策定あるいは再調整されたものも多かった一方で、緊急事態に陥りやすい場所に住む人々のための災害対策・防止に重点を置くプロジェクトも実施されている。
504. ニーズ評価、アピール・プロセス、実施、監視、実施評価等、人道援助活動のあらゆる段階での調整強化は、引き続きWFPにとっての優先課題となっている。1995年、WFPは、緊急事態による難民発生の影響を受けた10の国・地域において、UNHCRとの合同評価ミッションを遂行したほか、自然災害の影響を受けた17の国・地域については、FAOとの合同ミッションが派遣されている。パートナー機関と協力して、人道問題に関する認識を高め、介入戦略のハーモナイゼーションを図るというWFPの努力の一環として、事務局長は、マドリード人道サミット（1995年12月）、

1995年6月の経済社会理事会における、人道援助分野での国連システムの能力に関する討議、および、赤十字国際委員会会議（1995年9月）に参加した。WFPはまた、1,000以上の国内的・国際的非政府機関とも密接に協力しており、1996年7月には、事務局長が、4つの非政府機関との活動協力取極に関する了解覚書に署名している。

505. 改革・再活性化プロセスは、1995年も急速な進展を続けた。WFP管理理事会は、中期戦略・財政計画を承認した。この中には、今後4年間についての見通し、管理理事会の政策決定との明確な連関、WFPの活動業務の概観、主要カテゴリー（開発プロジェクト、長期的救援活動および緊急救援活動）別活動レベルに関する代替的シナリオ、柔軟なプログラム支援および行政予算レベル、5つの活動・管理優先課題、ならびに、主要政策決定の実施方法が盛り込まれている。
506. より健全かつ予測可能な資源基盤を確保するため、管理理事会は、全経費回収および説明責任拡大に基づく、新たな長期的資源・資金調達政策を承認した。WFP管理事務の近代化は、「財政管理改善計画」等のイニシアチブを通じて継続された。この計画は、潜在的な節約額を判別し、例えば、WFP活動全体における食糧の輸送および配給の経費を削減するための重要なイニシアチブに着手するものである。
507. 1996年、WFPの統括体であった食糧援助政策・計画委員会は、総会決議48/162に従い、WFP執行理事会に改組された。執行理事会は、1996年1月に第1会期を開いた後、1996年5月に第2会期および年次会期を開催した。総会の予定するところに従い、すべての会合はWFP本部で開催されている。

5. 国連国際薬物統制計画

508. 薬物の乱用および密輸は、この1年間においても、深刻な問題となっており、世界のほとんどの国がその影響を免れていない。ジョルジオ・ジャコメッリ氏を長とする国連国際薬物統制計画の活動は、薬物の需要と取引の両面を対象とするものになっている。
509. 薬物統制の制度的能力の確立あるいは強化は、各国の薬物統制戦略およびマスター・プランの策定および継続的な実施の必要前提条件であるが、1995年、薬物統制計画は、国別レベルで、政府のこの面での努力を支援した。計画は、アフリカの29ヵ国に対し、その省庁間政策計画・調整機関の活動能力強化のための援助を行った。また、中央アジアの独立国家共同体諸国、バルト諸国、東欧・南欧、および、ネパール、

ベトナム等の東南・西南アジア諸国に対しても、援助が提供されている。国家薬物統制マスター・プランの策定・実施については28ヵ国、また、国家薬物統制法規の案文作成および実施については20ヵ国に対し、それぞれ助言と援助が提供された。

510. 薬物統制計画は、東部および南部アフリカの105名の法律執行担当官、ならびに、西アフリカ諸国の132名の国家政府高官に対する薬物関連法執行技術および需要削減問題に関する訓練について、援助を行った。数ヵ国のラテンアメリカ・カリブ諸国については、警察、税関、空港および海港セキュリティーを含む約500名の法律執行担当官が、先駆物質の統制、捜査技術および情報収集・分析に関する訓練を受けている。
511. アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ・カリブおよび中近東については、各国の薬物関連法執行機関の長による会合が開かれ、薬物密輸ネットワークに対する協力を改善する手段について合意が成立した。アフリカとラテンアメリカにおいては、国際薬物統制理事会を支援する追加的な地域セミナーが、チュニジアとサンチアゴで開催されている。1996年2月、薬物統制計画は、専門家グループ会合を招集し、海路による薬物密輸に対抗する方策を検討した。
512. 最もリスクの高いグループに重点を置く需要削減プログラムを策定する上で、麻薬乱用に関する情報の収集・分析能力は不可欠であり、薬物統制計画は、この面でも各国政府に対する援助を行った。各国政府の薬物乱用状況に関する評価能力を向上させるため、薬物統制計画は、1995年9月、ウィーンにおいて専門家グループ会合を開催し、迅速な評価手続きに関する方法論の見直しと刷新を行っている。こうした手続きを用いて、バングラデシュ、チリ、チェコ共和国、エクアドル、エチオピア、ケニア、ミャンマーおよびトルコでは、薬物乱用評価のための迅速な調査が行われている。
513. アフガニスタンには、国家薬物統制戦略および援助プログラムの策定のために、学際的調査団が派遣された。アフガニスタンにおける不法ケシ栽培に関する1994/95年度の薬物統制計画現地調査によれば、同国は、南西アジアの「黄金の三日月地帯」における一大不法アヘン生産国であることが確認されている。
514. 代替的開発への薬物統制計画の投資は、顕著な成果をもたらしている。パキスタンの北西辺境州では、政府の法律執行措置も手伝って、不法なケシ栽培面積が、1992/93年の7,329ヘクタールから、1994/95年には5,215ヘクタールへと減少している。ラオス人民民主共和国では、薬物統制計画の支援によるサイ・ソン・ブン特別地域におけるプロジェクトにより、ケシの生産が1989年の3.5トンから1

- 994/95年には100キログラムへと減少したほか、アヘン乱用者の数も50%減っている。ボリビア、コロンビアおよびペルーにおいては、薬物統制計画の努力により、1万ヘクタールの不法コカ栽培林が根絶されたほか、3万3,000世帯の農家について、代替的な所得創出活動が実施された。ベトナムおよびミャンマーの主要ケシ栽培地域においてもプログラムが発足しているが、このうちミャンマーは、東南アジアの「黄金の三角地帯」でも最大の不法ケシ生産国となっている。
515. 1995年中、薬物統制計画は、特にバハマ、バルバドス、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、ジャマイカおよびトリニダード・トバゴの保健当局と協力して、薬物常用者の治療、リハビリおよび社会的再統合に関する訓練を行った。また、計画は、薬物中毒調査におけるカリブ地域証明書プログラムを開始した。このプログラムは、カリブの英語圏諸国の政府および非政府機関に対し、薬物乱用の防止、治療およびリハビリ計画を提供する援助を行うことをねらいとしている。
516. 1995年には、バハマ、バルバドス、ボリビア、コロンビア、ドミニカ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーンおよびトリニダード・トバゴの各国、ならびに、アンギラ、英領ヴァージン諸島、オランダ領アンティルおよびタークス・カイコス諸島の各地域における学校カリキュラム開発を通じ、65万人の学童が恩恵を受けている。校外で行われる所得創出活動を含む予防教育プログラムは、上記の各国およびその他の国々でリスクにさらされている約10万人のストリート・チルドレンを対象とするものとなる。
517. 東南アジアでは、1995年5月の薬物統制に関する了解覚書調印国6ヵ国（カンボジア、中国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、タイおよびベトナム）が、1996年5月にヤンゴンで会合を開き、政府間協力の進捗状況を再検討した。その対象となるプロジェクトのうち、先駆物質の統制と高地コミュニティにおける需要削減に関する最初の2件のプロジェクトが実施に移されている。西南アジアでは、了解覚書の調印を受けて、薬物統制計画は、ワークショップへの技術援助の提供、および、薬物統制のための計画策定における援助により、南アジア地域協力連合および経済協力機構との協力を強化した。
518. 太平洋地域において、国際薬物統制計画は、南太平洋フォーラムが実施する薬物関連法執行訓練スキームを支援するため、3ヵ年プロジェクトに着手した。国際薬物統制計画は、アフリカ統一機構に対しても、「アフリカにおける薬物統制のための行動計画、1997-2001年」の策定に係る援助を行った。ヤウンデで開催された199

6年OAU首脳会議は、国際薬物統制計画から一層の援助を受けながら、各国およびサブ地域の戦略を通じて「行動計画」を実施するというOAU加盟国間の合意を確認した。欧州において、国際薬物統制計画は、とりわけ、旧ユーゴスラビア諸国間の和平回復の機会を捉え、関係諸国における体系的な薬物統制活動の再活性化を図っている。

519. 1995年中、国際薬物統制計画は、1988年の「麻薬および向精神剤の不正取引の取締りに関する条約」第12条、ならびに、不法薬物製造に用いられる先駆物質および不可欠な化学品に関するその他の規定を実施するイニシアチブおよびプログラムを支援した。1995年には、東南アジアで2回のワークショップが開催されている。国際薬物統制計画は、その他の地域でも、ポリビア、コロンビアおよびペルーをはじめとする数多くの国々において、先駆物質取り締まりのためのメカニズム設置を報告している。
520. 国際薬物統制計画の試験所は、16カ国の21名の分析官に対し、押収された物質および生物学的サンプルにおける薬物の判別および分析方法の訓練を行った。国際薬物統制計画はまた、バルト三国および中央アジアの独立国家共同体5カ国について、2度の諮問会合を招集し、裁判証拠作成における試験所間の協力関係を向上させている。
521. 国際薬物統制計画は、興奮剤、すなわち、アンフェタミン分子を基とする幅広い向精神剤の不法製造、密輸および乱用による地球的な脅威に関する調査を完了した。専門家グループと麻薬委員会は、この問題には国際的な緊急対応が必要であると考えている。1996年11月に予定される国際会合で、国際薬物統制計画は、こうした興奮剤の不法製造および密輸への対応策の採択について、政策担当者を巻き込んだ検討を行うことになっている。
522. 1995年12月、麻薬委員会は、1996/97年度につき、1億5,244万8,500ドルに上る国際薬物統制計画基金予算案を承認した。この予算案は、現地事務所ネットワークおよび本部でのプロジェクト活動の削減を反映するものとなった。基金は、数少ない主要国政府からの拠出金に依存しており、1994/95年度については、7カ国の政府と欧州委員会が自発的拠出金全体の90%を占めている。持続的かつ効果的に任務を遂行するために、国際薬物統制計画は、ある程度の確実性と継続性を持った限界量の資金を必要としている。
523. 1995年2月に国際薬物統制計画と国際オリンピック委員会の間で調印された了解覚書は、「薬物と闘うスポーツ」というテーマの重要性、および、薬物乱用防止キャンペーンへのスポーツ選手参加の意義にスポットを当てるものである。この協力取極に

従い、国際薬物統制計画は、1996年6月、ウィーンでこのテーマに関する第1回目の展示会を開催した。これと同様の行事は、その後ニューヨーク、および、1996年7～8月に100周年記念オリンピック大会の会場となったアトランタでも開催されている。

6. 国連プロジェクト・サービス室

524. ラインハルト・ヘルムケ理事を長とする国連プロジェクト・サービス室は、独立採算制を採る部局であり、サービス提供から得られた収入の枠内に支出を抑える一方で、市場諸力および開発サービス需要に応じて事業実施方法を継続的に調整するという圧力を、当然のこととして受け止めている。
525. プロジェクト・サービス室は、1995年10月、金銭に見合った価値を提供する一方で、サービスの対応力、質およびコスト削減の向上に対する期待に応えるため、新たなサービス提供システムを導入した。このアプローチは、単一の管理体制の下で、特定の顧客およびポートフォリオのニーズを重視する自己完結的なチームに、適切な熟練スタッフを配置するものである。この再編は、設計から実施に至るまで、主としてスタッフの貢献によって行われたものであり、人的資源管理の方程式に新たな次元を加えるものとなっている。これに従い、1996年を対象とするプロジェクト・サービス室の第2次事業計画には、簡潔な業績評価およびインセンティブ制度のデザイン、訓練ニーズの評価、ならびに、一般的な職務区分の再定義が組み込まれている。
526. プロジェクト・サービス室の分権化政策は、プロジェクト・レベルでの活動の近接性が、効率と生産性の両方に大きな影響を及ぼすという原理に基づくものである。この枠組みにおいて、管理調整委員会は、最近、1996年7月付でジュネーブに「復興・社会的持続可能性ユニット」を設立し、調達プロジェクト課を同年中にコペンハーゲンに移転するという、プロジェクト・サービス室長の勧告に支持を表明している。
527. 1995年、プロジェクト・サービス室は、従来の顧客（UNDP、UNFPA、国連資本開発基金、国連国際薬物統制計画および国際農業開発基金）以外の国連システム機関に対しても、プロジェクト資材および管理サービスの提供を始めた。1995年11月以降、プロジェクト・サービス室は、UNHCR、UNICEF、国際労働機関、国連社会開発研究所、世界気象機関、人道問題局の「国際防災の10年」事務局、および、HIV/AIDSに関する国連合同共同スポンサー計画との間の協定に調印しているほか、政治局、平和維持活動局、WFPおよびWHO、ならびに、国連人権高等弁務官および人権センターとの間においても、同様の協定が交渉中である。かかる活

動の金銭的価値は比較的低いものの、これらの協定は、効率および費用効果改善を目指す国連システム全体の動きが、実務に反映されていることのあらわれである。

528. 独立主体としての活動初年度において、プロジェクト・サービス室は、独立採算原則の適用が可能であることを立証した。収入と行政支出の予測は、極めて正確であったことが判明した。1995年9月にプロジェクト・サービス室が導入した財務管理モデルは、予算の作成、モニターおよび再検討に関する透明性の向上を保証している。現状のデータは、その変化に応じて繰り返し処理されるが、その際には、プロジェクト・ポートフォリオおよび実際の実施統計の頻繁かつ定期的なモニターが行われる。このモデルは、従来用いられたものとは異なるものであるが、行政・予算問題試問委員会はこれを分析した上で、歓迎の意を表明している。また、その主要変数の再検討は、管理調整委員会会合において常に行われることになっている。
529. 1995年末現在、プロジェクト・サービス室のプロジェクト・ポートフォリオ総額は、10億ドルを超えているが、このうち4億2,330万ドルは、1995年中に実施承認および着手が行われた新規プロジェクトである。1995年には、全世界の1,873件の開発プロジェクトに対して、3億8,290万ドル相当のサービスおよび資材が提供された。プロジェクト支出額全体のうち、機材は35%、プロジェクト人件費は29%、サービスおよび工事は28%をそれぞれ占めている。地域別で見ると、プロジェクト支出が最も多かったのはラテンアメリカ・カリブ地域(32%)であり、これにわずかの差でアフリカ(24%)が続いている。欧州および経済体制移行国におけるプロジェクト・サービス室の活動が着実に伸びていることを反映して、同地域における支出額は、1994年から1995年にかけて43%上昇している。
530. プロジェクト・サービス室のプロジェクト・ポートフォリオは、引き続き、様々なテーマに広く分散したものとなっているが、特に、紛争後の復興におけるサービス需要が高まりを見せている。1995年には、カンボジア地域復興・再生プロジェクトの第二段階がスタートしたほか、1996年前半には、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、ジブチ、アフリカ大湖地域およびルワンダにおいて、新規プロジェクトが開始された。環境保護の分野において、プロジェクト・サービス室は、UNDPとのパートナーシップにより、モンテリオール議定書実施のための多国間基金の資金提供による幅広いプロジェクト実施経験を、より一層強固なものにしている。1995年9月から1996年6月にかけて、プロジェクト・サービス室は、同基金の新規プロジェクト77件の実施に着手し、開発途上国の工場向けに、その工業生産プロセスからのオゾン層破壊物質の排出を段階的にゼロにするために必要な技術パッケージを調達している。

7. 開発のための合同プログラム

531. 資源が縮小する一方で、ますます課題が複雑化している今日においては、国際機関、および、ブレトン・ウッズ機関を含むその他の開発パートナー相互の間の協調と協力は、これまでも増して不可欠となっている。アイデアと資源は、最も効率的かつ費用効果的な方法で利用しなければならない。この1年間においても、国連システムは、既存の合同プログラムの補強と、いくつかの重要な地球的関心分野における新たな相乗作用の創出を続けている。
532. 持続可能な開発のための国際協力を組織し、開発目標・政策についてのコンセンサスを醸成する上で国連が果たす死活的な役割は、1996年6月のリヨン・サミットにおいて、主要先進7ヵ国も認識しているところである。経済コミュニケにより、7ヵ国は、国連に対し、その役割と比較優位を明確にすること、その活動枠組みを拡充すること、および、あらゆるレベルで実質的な調整を確保することを促した。開発のための合同プログラムの主要例としては、アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ、H I V / A I D Sに関する国連合同・共同スポンサー計画、地球環境ファシリティー、国際農業研究に関する諮問グループ、および、森林に関するアドホック政府間パネルがあげられる。それぞれの活動については、以下に概略を述べるとおりである。

アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ

533. 1996年3月に発足した、10ヵ年250億ドルの「アフリカに関する国連システム全体的特別イニシアチブ」は、歴史上最大規模の協調的国連事業である。「特別イニシアチブ」は、アフリカ各国政府および地域機関との密接な協力によって策定されたもので、アフリカ開発に対する国連システム支援の影響を極大化することを目的としている。ブレトン・ウッズ機関はもとより、財界および市民社会の指導者等の非従来型パートナーも、イニシアチブに完全な形で関与している。効果的で調整のとれた実施を確保するため、UNDP総裁とECA事務局長が共同議長を務める運営委員会が設立されている。
354. この特別イニシアチブは、国際的議題におけるアフリカ問題の優先度を引き上げ、アフリカ開発に新たな刺激を与えるための1年間にわたる政治的動員キャンペーンを以てスタートした。このため、第9回UNCTAD総会、ハビタットII、OAU首脳会議等、いくつかの重要な国際会議およびアフリカ会議において、特別イニシアチブは重要な議題となった。1996年7月2日、ジュネーブにおいて、私は、進捗状況を検討し、特別イニシアチブに対する支援を維持するため、ドナーとの非公式協議の議長を務

めた。

535. 特別イニシアチブの活動は、基礎教育、基礎保健、統治、食糧安全保障、水道・衛生設備、平和建設および情報技術の分野を中心とする、14の要素に重点を置くものとなっている。これらの分野すべてにおいて、特別イニシアチブは、「1990年代のアフリカ開発に関する国連の新課題」、「アフリカの経済復興および開発のための国連システム全体的行動計画」等、これまでに行われた政策的コミットメントに具体性を与えるべく努めている。これら主要要素のそれぞれについて、資源の動員および実施の調整に責任を有する主導的国連機関が指定されている。現地レベルでは、各国政府、市民社会の構成員 および国連の国別チームが、中心的なアクターとなる。

HIV/AIDSに関する国連合同・共同スポンサー計画

536. 「HIV/AIDSに関する国連合同・共同スポンサー計画」は、UNICEF、世界銀行、UNDP、UNFPA、WHOおよびUNESCOの協力による事業である。この計画は、1996/97年度に関する1億2,000万ドルのプログラム予算、1996～2000年に関する戦略計画および各国レベルの活動方式が1995年11月に承認されたことを受けて、1996年1月から完全実施されている。1996年前半には、6つの共同スポンサー機関の長が了解覚書に調印を行っている。
537. 1996年7月1日現在、HIV/AIDS感染者は、大人と子どもを含めて2,180万人と推計されており、その発生以来、580万人の人々がHIV/AIDS関連の病気で死亡しているものと見られている。1996年中には、新たに310万人の人々がHIVに感染すると見られているが、この数は1日で8,500人（大人7,500人、子ども1,000人）に相当するものである。合同計画の対策措置は、技術援助、教育、主張擁護、非政府機関およびHIV/AIDS感染者との協力、ならびに、資源動員努力を包含するものとなっている。
538. 合同計画は、経験と情報の交換のための地球的、地域的および国内的ネットワーク、ならびに、地球的あるいは地域特定の課題を取り扱うタスクフォースを生み出している。地域ごとに設置された国際的技術チームの本部は、コートジボアール、南アフリカおよびタイに所在している。欧州とラテンアメリカの本部所在地は、今後決定される予定である。17の重要分野については作業部会が設置されているほか、合同計画担当スタッフは、50ヵ国以上の政治、経済および社会指導者と会談し、HIV/AIDS蔓延の規模について話し合った。1996年7月には、バンクーバーにおいて、1万5,000名を超える代表者の参加による第11回国際AIDS会議が開催されたが、合同計

画も、この会議の共同スポンサーとなっている。

地球環境ファシリティー

539. 地球環境ファシリティーは、1991年、世界銀行によって設立された。1992年、国連環境開発会議を受けて、地球環境ファシリティーは、UNDP、UNEPおよび世界銀行のパートナーシップ機関へと改組された。この改組に伴い、資金補充を受けた新しい信託基金が設立されている。1996年7月現在、国連加盟国156ヵ国がファシリティーに参加しており、1994年6月から1997年6月までの拠出誓約額は、20億ドルに及んでいる。地球環境ファシリティーは、「アジェンダ21」の追加的ニーズ充足のために新たな資金が手当てされた唯一のケースである。

国際農業研究に関する諮問グループ

540. 世界銀行が議長を務める国際農業研究に関する諮問グループには、FAOとUNDPも関与を行っている。諮問グループは、各国政府、民間の基金および開発機関と協力して、とくに各国および地域の研究センターに対する支援を通じ、開発途上国における穀物および家畜生産の向上に関する国際的研究を財政的に支援している。

森林に関するアドホック政府間パネル

541. 森林に関するアドホック政府間パネルは、持続可能開発委員会からの要請を受けて、1995年に設置された。パネル・メンバーには、FAO、UNEP、UNDP、世界銀行、国際熱帯木材機関および生物多様性条約事務局が含まれている。パネル事務局は、国連本部に置かれている。政府間パネルは、1997年の持続可能開発委員会第5会期に、その作業に関する重要報告書を提出する予定である。

E. 人道上の義務

542. 国際社会は、過去5年間にわたり、数においても程度においても悪化していく人道的危機に対応するという課題に直面してきた。世界の紛争地帯は、今までは国家間の軍事衝突との関連で生じてきたが、現在では、内戦および民族紛争によるものが日常化しており、人間にとっての惨禍、窮乏および破壊は広がってきている。
543. 人道援助努力は、こうした新たな現実を反映するものへと変わってきている。子どもの心理面におけるリハビリ、戦闘員の動員解除と再統合、社会・教育施設の再建、および、通常の生活を取り戻すために必要なその他の援助の提供は、いずれも人道援助プ

プログラムに不可欠な要素となっている。非政府機関をはじめとする数多くのアクターは、これらの努力において鍵を握る役割を演じている。非常に多くの異なるパートナーの関与により、コンセンサスを取りつけ、拡大・多様化する救援援助コミュニティの調整を行うという任務は、はるかに複雑なものとなっている。

544. 「忘れられた」緊急事態という現象は、国際社会にとってもう一つの課題となっている。新たな危機が発生して、世界の注目とエネルギーを集めるなかで、すでにある緊急事態は、全く解決の糸口もつかめないまま、徐々に世間の目から遠ざかってゆくのである。このようなケースにおいては、人間の惨禍が減るわけではないにもかかわらず、国際的な関心は減退していく。この1年間において、私は繰り返し、このような長期的な危機に世界の関心を集めようとした。この姿勢は今後も変わらない。1995年10月、私は、緊急援助調整官に対し、このような危機を抱えている3つの地域（アフガニスタン、リベリアおよびシエラレオネ）を訪問し、人道上の必要性を再検討するとともに、被災民のニーズを充足するために国際的な支援を回復するよう要請した。このような「孤児」的状況を放っておいてよいはずがない。

545. 人道的危機に対する我々の集団的対応の成否は、必要な人的、物的および金銭的資源が得られるかどうか大きく依存している。1992年9月から1996年4月にかけて、国連は64件の機関合同アピールを発し、救援プログラムのために約110億ドルの拠出を求めた（図17参照）。国際社会の対応は寛容であった。アピール機関は、要請額全体のほぼ64%に当たる70億ドル近いドナー拠出を受け取っている。

図17 国連機関合同人道援助アピール、1992-1996年

単位：百万米ドル



546. 私の前回の報告書以降、約2,330万人の人々が、アンゴラ、アフガニスタン、カフカス地域、中央アフリカ共和国、朝鮮民主主義人民共和国、アフリカ大湖地域、イラク、レバノン、リベリア、ロシア連邦（チェチェン）、シエラレオネ、スーダンおよび旧ユーゴスラビアに関する国連機関合同アピールの援助対象となっている。1995年9月以降に出された13件のアピールでの要請額24億ドルのうち、現在までに誓約あるいは繰延べされているのは合計で11億ドルである。拠出は平均で必要額の47%となっているが、このアピールへの対応は、リベリアの73%から中央アフリカ共和国の0%に至るまで、極めてまちまちになっている。旧ユーゴスラビアと大湖地域に関する2件のアピールの資金要請額だけでも、現在の要請額全体の60%に当たる15億ドルに及んでいる。
547. 過去4年間においては、自然災害の件数がおおよそ年10%という着実なペースで増大している（表3参照）。人道問題局を通じた緊急無償援助および拠出金の額、ならびに、同局のピサ緊急備蓄倉庫からの救援物資搬出回数は、この同じ時期に2倍以上に増えている。
548. 1995年9月1日から1996年7月1日にかけて、人道問題局は、53件の自然災害および環境的緊急事態の影響への対応を助けるため、36ヵ国に対する援助を行った。うち24件については、被災国が人道問題局に対し、自国のための国際援助アピールの発出を要請している。人道問題局は、こうした災害から生じる帰結およびニーズについて国際社会に情報を提供するため、115件程度の状況・情報報告書を発行した。国際社会は、これに応え、被災国に対する1億400万ドル以上の拠出を表明した。この同じ期間、人道問題局は、ピサから97回の救援物資搬出を行い、640万ドルを上回る必要な緊急援助物資の提供を行った。緊急事態管理専門家から成る人道問題局の国連災害評価・調整チームは、1995年9月から1996年7月までに、9回の被災地現地調査を行い、現地当局および国連調整官を支援している。

表3 自然災害：犠牲者、被害および義援金

	1992	1993	1994	1995
災害件数……………	54	68	75	82
死者数……………	6,971	13,542	7,572	12,746
行方不明者数……………	258	1,631	1,989	1,461
被害額 ^a ……………	2.1	15.8	9.0	117.0 ^b

人道問題局に報告された拠出金c ……	257.4	77.5	114.0	104.7
人道問題局を通じて供与された拠出金c …	3.7	4.3	7.6	7.4

a 単位：10億米ドル

b 日本の阪神大地震後の960億ドルを含む。

c 単位：100万米ドル

549. 防災は、人道問題局にとって引き続き中心的な活動となっている。1995年には、「国際防災の10年」が、その開始以来初めて、経済社会理事会実質会期と総会の両方において、「環境と持続可能な開発」と題する議題のなかで話し合われた。しかし、全世界の国々に対して、災害の社会的・経済的影響軽減のための援助を行う必要性が広く認識されているにもかかわらず、「10年」の信託基金に対する資金の提供は、相変わらず深刻な懸案事項となっている。

550. 総会は、決議48/157により、私に対し、子どもに及ぼす武力紛争の影響を調査する専門家を任命するよう要請した。「児童に関する権利条約」の枠組みのなかで、事務局の人権センターおよびUNICEFの支援を受けながら、グラサ・マシエル専門家は、各国政府、国連機関、専門機関、地域機関および市民社会のあらゆる構成員を交えた、地球的な調査・協議プロセスを発足させた。マシエル氏の最終報告書は、武力紛争の被害を受けた子どもたちの肉体的・心理的回復および社会的再統合、子どもの徴兵という現象、武力紛争の女兒および女性に対する影響、緊急事態における教育の必要性、ならびに、既存の人権・人道基準の妥当性および十分性を含む、幅広い課題に取り組むものである。マシエル専門家は、かかる分野のそれぞれについて勧告を行っている。加盟国は、マシエル氏の報告書およびその勧告を十分に検討し、実効的なフォローアップを確保すべきである。

1. 人道援助活動ツールの洗練

551. 人道援助が提供される環境の変化により、国連機関は、活動の方法を継続的に再調整・洗練し、被災民へのアクセスを得る交渉、人道援助の中立性保証、地雷の拡散への対処、国内避難民のニーズ充足等、新たな問題に取り組むための政策を開発しなければならなくなっている。

552. さらに、人道援助活動の調整強化に関する経済社会理事会決議1995/56は、人道問題局に対して、国連機関との協力により、現行の措置における格差および不均衡を判別することで、全般的な対応能力を高めるよう、特定の要請を行っている。明石康氏を長とする人道問題局は、このプロセスの運営を担当しており、最終的には、機関

間常設委員会によって採られるべき対応能力強化措置に関する決定が下されることになっている。完全な参加とプロセスの透明性の確保を図るため、人道問題局は、関連機関と協議を行うとともに、進捗状況に関する継続的な情報提供のために、加盟国との定期的会合（決議1995/56においても規定されている）を開いている。

553. ルワンダに関する最近の大規模なマルチ・ドナー調査が示すとおり、人道援助の費用効果および影響の問題に関するドナーの関心は高まっている。人道援助機関は、確立された監視・評価ユニット強化のための作業を行っている。人道援助活動の分析を改善するため、人道問題局は、最近の調整活動およびテーマ別問題を重点として、得られた教訓をまとめた調査書を年に2～3件作成する予定である。
554. 人道援助局内に人道援助早期警報システムを設置する作業が続いている。このデータベースにより、人道問題局は、非政府機関を含む人道援助パートナーとの討議、ならびに、政治局および平和維持活動局との3部局間「調整枠組み」の中での討議において、生じつつある懸念すべき状況に注意を集中することができる。なお、この「調整枠組み」は、1995年12月、事務局の緊急・人道援助活動の調整改善のために発足したものである。
555. また、人道問題局は、通信・情報支援のための地球的国際ネットワークを開発中である。「リリーフ・ウェブ」と呼ばれるこのネットワークは、人道的緊急事態への対応を管理する上で、人道援助コミュニティにとっての主たる情報源となるものである。この努力の重点は、既存のネットワークを通じて広く一般に利用できるオンライン情報システムの創設、複合緊急事態に関する情報を報告できる地域的情報センターの開発、情報の収集、分析、統合、交換および普及のための統一基準の推進、ならびに、迅速かつ効果的な人道的対応を確保する警報システムの採用に置かれている。
556. 近年において、安全保障理事会は、時折、国連憲章第7章に基づく非軍事的制裁措置を用いている。これらの措置は、制裁対象国の社会的弱者をはじめとする一部の一般市民に対して、意図しない帰結をもたらしている。こうした制裁措置の人道上の影響に焦点を当てるため、機関間常設委員会が委託した調査は、この問題を概観するとともに、平和を回復する手段としての制裁の主目的と、社会的弱者に対するそのマイナスの影響との間の緊張関係を極小化、あるいは、少なくとも緩和する方法を強調した。調査は、とりわけ、人道的に必要な物資を制裁の対象から除外すること、および、制裁が課される前に、ありうる人道的影響について安全保障理事会に助言を行うことを勧告した。機関間常設委員会は、この調査を再検討し、フォローアップ活動が必要な3つの課題と

して、人道上必要な物資の制裁対象からの除外、安全保障理事会に対してありうる制裁の影響に関する時宜にかなった情報提供を行うためのメカニズム確立、ならびに、制裁の人的影響評価のための方法論および指標の開発に係る作業の推進を定めている。

557. 昨年の報告書でも認めたとおり、特に紛争状況における救援と開発の関係は複雑であり、介入を相互補強的にするような形でこれに取り組む必要がある。この1年間においては、救援・開発活動を紛争後の平和建設に関連付ける最も効果的な方法を決定するために、多大な努力が行われている。その主眼は、和平プロセスを支援する重要な推進力としての紛争後復興プログラムに置かれている。例えば、和平交渉において、あるいは、紛争中でさえも、平穏な場所を確保するうえで、復興プログラムは有用な要素となりうるということがますます明らかになっている。国連機関の間では、人道援助活動が行われている最中であっても、紛争後の復興プログラムの策定を紛争期間中に開始しなければ、開発への移行が大きく遅れ、最終的には和平自体も損なうことになりかねないという、一般的な合意が見られる。1996年前半、計画・活動問題に関する諮問委員会は、紛争後の再建活動を通じて平和建設を支援する国連システムの能力について、包括的な再検討を行っている。

558. 国連総会は、決議49/139Bおよび50/19により、「ホワイト・ヘルメット」イニシアチブに対する強力な支持を表明した。このイニシアチブ実施促進においては、アルゼンチン政府が非常に積極的な対応を見せ、国連ボランティア勘定に100万ドルの拠出を行ったほか、専門家として、アンゴラ、アルメニア、ガザ地区、ハイチおよびジャマイカに対し、アルゼンチンのボランティア・チームを数回派遣している。人道問題局は、イニシアチブ実施面においてアルゼンチン政府と協力を行ったほか、ボランティア・チームの選抜および展開のための枠組み案を作成した。機関間常設委員会は、人道援助パートナーが人道援助提供においてこの新たな要素にどのように対応すべきか、および、人道問題局と国連ボランティアの間の明確な協力枠組みについて、指針を提供するため、資金調達と現地展開の問題を中心に検討を行った。

559. 国連災害評価・調整チームは、加盟国の参加を得て、人道問題局の評価・調整活動の透明性および実効性向上、ならびに、緊急事態対応における国際的資源の動員および利用の効率化に貢献を続けた。1995年末時点において、18ヵ国からのメンバーで構成される災害評価・調整チームは、突発的緊急事態に対応すべく、17回動員されている。また、現地での必要な調整を行うべく、現地調整プログラムを確立し、加盟国との間で技術・兵站支援へのアクセス確保のための待機協定を結ぶための措置が講じられ

ている。

560. 自然災害については、1994年5月に横浜で開催された国際防災会議で生まれたはずみが、概念的な面で維持・拡大されている。その結果、「より安全な世界に向けての横浜戦略：自然災害の防止、備えおよび軽減のための指針」、特にその行動計画は、あらゆるレベルにおける包括的で構造の整った一連の部門別・部門横断的活動に生まれ変わっている。1996年3月、「国際防災の10年」科学技術委員会は、横浜プロセス以後の最初の2年間を回顧し、「10年」全般、特に、横浜戦略および行動計画の実施に関する指針および勧告を策定した。活動の重点は、自然災害の影響と持続可能な経済・社会開発の間の相互関係、ならびに、自然災害および環境災害の双方に関する早期警報システム改善に置かれることになっている。
561. 最近の5年間を通じ、人道問題局/UNDP災害管理訓練計画は、制度建設、機関と個人とのネットワークづくり、訓練教材の作成・配給、教官の研究訓練およびワークショップを中心とする活動を行っている。同計画は、一連の訓練教材を制作し、6つの地域協力機関のネットワークを確立するとともに、国連機関から中心的役割を担う55名の機関間訓練教官を育成している。現在まで、国別あるいはサブ地域別ワークショップの対象となっている国々は、70カ国を超えている。1995～96年に国別ワークショップが開催された国は、アゼルバイジャン、キューバ、エリトリア、マダガスカル、モザンビーク、パプアニューギニアおよびザイールであり、サブ地域ワークショップは、アラブ・マグレブ連合およびインド洋委員会諸国向けに実施されている。
562. 1995年6月に開かれた人道援助訓練に関する機関間協議の結果、複合的な緊急事態に関する訓練イニシアチブが発足した。それ以来、人道援助調整および偶発事象対応計画策定に関する訓練教材の制作、ならびに、訓練ニーズおよび優先課題の合同評価実施において、大きな進展が見られている。

2. 地域的な取極あるいは機関との協力

563. 救援物資の調達、貯蔵および供与の分野における協力は、特に合同緊急備蓄活動について、コスト分担ベースで継続された。ピサ倉庫の協同的利用に関する了解覚書は、WHOおよびWFPとの間でそれぞれ1994年と1995年に調印されているが、これによって、災害に対して迅速かつ十分な対応を行う人道問題局ピサ倉庫の能力が拡大されている。
564. 人道問題局は、その他の国連機関とともに、UNDPの機関間調達サービス室によ

る緊急援助物資の一般的仕様要綱の作成を援助した。国連機関は、それぞれが主導機関に指定されている分野について、機関間調達サービス室によるカタログの維持・更新を援助することに合意している。人道問題局は、通信分野の主導機関となっている。

565. 1994年に国際電気通信連合（ITU）がブエノスアイレスで開催した「世界電気通信開発会議」の決議7、ITU全体会議（京都、1994年）の決議36、および、経済社会理事会に対する事務総長の1995年度報告における勧告に従い、人道問題局は、緊急時の通信に関する作業部会を定期的に招集し、その事務局の運営を行っている。同作業部会、ならびに、国連機関およびその他のパートナーが緊急時に用いる現地通信ネットワークのための調整メカニズム設定に関する人道問題局の関連プロジェクトの対象となっている要素と、人道援助のための緊急時の通信促進に関する国際条約案の作成については、大きな進展が見られた。最終的な調整メカニズムは、1996年夏に完成することになっているが、これと同時に強化される予定である通信料削減へのアプローチは、大きなコスト節約をもたらすものと見られる。
566. 災害救援における軍事・民間防衛施設の利用に関する人道問題局プロジェクトの枠組みにおいて、同局とNATO、西欧同盟および米州防衛審議会との間では、協力強化のための手筈が引き続き整えられている。30カ国の代表から成る作業部会は、活動レベルの計画策定および危機管理行動を支援する目的で、最終的な実地活動マニュアルを作成した。人道物資空輸作戦のための参考資料および第1弾の訓練モジュールについても、最終版が作成されている。
567. 1995年前半から、人道問題局は、機関間常設委員会との協調により、あらゆるタイプの人道援助活動の支援における軍事・民間防衛施設の最も効果的な利用法を模索している。その結果、常設委員会は、1996年3月、人道問題局内に、国連の機関および部局のためのサービス・センターとなる「軍事・民間防衛ユニット」を設置した。このユニットは、既存の機関／部局緊急対応メカニズムに代わるものではなく、この問題に対する総合的アプローチを確保するための共通支援サービス提供を目的としている。軍事・民間防衛施設に関するプロジェクトは、同ユニットに統合される予定である。
568. 災害が発生した場合の救援物資および救援要員所持品の輸出入および通過を迅速化する措置に関する国連と加盟国政府の間のモデル協定は、世界税関機関、ならびに、関連する国連機関および国際的・国内的救援機関との協力で作成されたものである。これをベースとして、人道問題局は、各国政府との間で、勧告措置の適用に関する相互協定

を交渉中である。

569. 人道問題局とUNEPは、環境的緊急事態に直面する国々に対する人道・環境援助の強化を続けた。被災国と援助国との仲介役、情報交換所および災害通報・警報通信所としての役割を果たす「合同環境ユニット」は、環境的災害に対する国際的対応を改善するという任務を負っている。この総合的な対応能力によって、化学品・石油流出、産業事故、山火事、その他の突発的な緊急事態等の環境的緊急事態に直面する国々に対して、国際的な援助がもたらされている。すでに、合同環境ユニットは、アルバニア、バルバドス、チリ、ジブチ、エクアドル、ガイアナ、モンテネグロ、モザンビーク、フィリピン、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、セーシェル、スロベニア、トルコおよびウクライナからの援助要請に対応している。

3. 救援活動

(a) カフカス

570. この1年間において、アブハジア/グルジアおよびアゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ地区に関連する問題については、政治的交渉が何ら実質的進展を見せなかった。その結果、100万人を超える難民および国内避難民の将来は、依然として不透明なものになっている。このうち、90万人以上（アルメニアで25万人、アゼルバイジャンで40.5万人およびグルジアで25万人）の人々が、国連の援助を受けている。
571. 国連とその人道援助パートナーは、1995年4月1日から1996年3月31日までに必要な人道援助のための費用を賄うため、アルメニア、アゼルバイジャンおよびグルジアのための第2次機関合同アピールの実施を続けた。1995年12月29日時点で、国際社会から受け取った義援金は、要請額全体の60%に当たる7,100万ドルとなっている。不足分の再検討の後、1996年2月には、1996年の1月～5月の人道援助活動のために3,700万ドルを要請する、追加的アピールが出された。
572. 1996年2月および3月、国連、非政府機関、国際機関および援助国政府は、合同で、カフカス地域における人道的ニーズの評価を行った。その後、人道問題局は、1996年3月、トビリシで会合を招集し、評価結果に関する人道援助パートナーとの討議を行ったが、この会合には、ドナー機関の高級職員およびカフカス地域三国の当局が参加している。会合では、三国すべてが緊急事態を脱しつつあるが、難民および国内避難民をはじめとする災害弱者の差し迫ったニーズを充足するため、人道援助が引き続き

必要であるとの結論が出された。このため、国連は、5月、機関合同アピールを発し、1996年6月1日から1997年5月31日までの人道ニーズに対応するために、1億100万ドルの拠出を要請した。

(b) チェルノブイリ

573. 国連は、チェルノブイリ事故がベラルーシ、ロシア連邦およびウクライナの国民に与えた被害を引き続き憂慮しており、これらの人々が直面しつづけている諸困難を緩和する方策を懸命に模索している。1986年4月26日に発生したチェルノブイリ原発事故は、これら3ヵ国にとって国民的な悲劇となっており、40万人を超える人々が避難を余儀なくされ、社会状況に深刻な影響を与えたばかりでなく、これによる放射能汚染と肉体面・精神面での健康リスクは、今でも多くの人々を悩ませつづけている。ベラルーシ、ロシア連邦およびウクライナの当局は、この災害の多くの帰結に取り組む上で、自らも多くの資源を費やしているが、国際社会による協調行動を含め、追加的な援助が依然として緊急に必要とされている。

574. 国連システムの各機関は、早い段階から協力を始めている。人道問題局を通じ、国連は、多くの諸国、国際原子力機関（IAEA）、欧州連合およびWHO等の国際機関、ならびに、各々の専門分野で顕著な援助を提供している非政府機関とともに、根本的な役割を演じつづけている。

575. 総会は、決議50/134により、1996年4月26日を「チェルノブイリ原子力発電所事故10周年記念国際デー」と宣言した。これに従い、被害国3ヵ国、ならびに、IAEA、WHOおよび欧州連合は、数多くの重要な会議および会合を開催している。チェルノブイリ事故の影響は、国際的な議題となり続けると見られる。遺憾ながら、国連チェルノブイリ信託基金の資金は、事実上枯渇しており、国際社会からの一層の支援がなければ、国連の努力は停止を余儀なくされる可能性がある。

(c) ロシア連邦

576. 1995年初め、ロシア連邦政府からの要請を受けて、国連機関は、チェチェンにおける戦闘によって避難を余儀なくされた、ダゲスタン、イングーシおよび北オセチアのおよそ22万人の人々を対象とする、緊急人道援助プログラムを開始した。1995年には、人道問題局の調整により、UNHCR、WFP、UNICEF、WHOおよび国際移住機関が関与する人道援助プログラムについて、2,400万ドルの要請が行われた。この1995年のアピールに対するドナーの対応は良好で、必要額の90%が充足

されており、食糧援助、家庭用品および医療品の形で、大規模な援助支援が行われている。

577. 1996年4月、チェチェンの戦闘継続による約9万2,000人の避難民を対象とする縮小人道援助プログラムについて、機関合同アピールが出された。UNHCR、WHO、WFPおよび人道問題局の活動のために1,300万ドルを要請するこのアピールは、1997年3月まで続くWFPの活動を除き、1月から12月までの期間を対象としている。

(d) スリランカ

578. 1995年末までに、スリランカの武力紛争による国内避難民の数は、およそ72万人に膨れ上がった。これに加えて、紛争によって経済的な打撃を受けたと考えられる人々の数は、29万人に上っている。1995年1月6日には停戦協定が発効したものの、その約3ヵ月後の4月19日には、政府の軍事施設が攻撃を受けたため、この合意は崩れた。1995年10月に政府が攻勢に転じた結果、北部州都のジャフナ市が陥落したため、すでに避難民となっている人々の多くを含む40～50万人がジャフナを逃れ、州内各地の福祉センターや、友人や親戚の家に仮住まいを余儀なくされている。東部州および紛争地帯に隣接する地区にも、国内避難民および経済的被害者が数多く見られる。
579. 国連システムは、スリランカ政府から救援努力の活発化への支援要請を受けていないが、様々な機関がこれまでの作業の継続を要請されている。UNHCRは、帰還難民および福祉センターの国内避難民に対して救援援助を提供したほか、紛争被害地域に設置された現地事務所を通じて、小規模のコミュニティー・ベース・プロジェクトを実施している。WFPは、1987年以来、紛争地帯外の福祉センターにいるおよそ5万5,000人の国内避難民に緊急食糧援助を提供するとともに、紛争地域内部で新たに発生した国内避難民の食糧事情を詳しくモニターしている。UNICEFは、水道・衛生設備、医療品キットおよび教材を含む様々な援助物資を提供し、精神的外傷を受けた子どもを援助するコミュニティー・ベースのプログラム、および、学校制度における紛争解決教育プログラムを支援している。
580. UNDPは、紛争被害区域の復興および開発のためのプログラムを計画していたが、和平プロセスが逆行したため、これを諦めざるをえなくなった。UNDPは、政府の救援調整努力に対し、制度的支援を提供している。紛争が長引き、干ばつ状態が避難民問題に拍車をかけるなかで、緊急事態は継続し、さらには悪化する可能性も高い。

(e) スーダン

581. スーダンに対する緊急援助に関する私の1995年9月22日付報告書は、国民が困窮する中での「スーダン生命線計画」の延長を肯定的に評価した。報告書は、こうした動きを可能にした様々な関係当事者の支援に感謝の意を表明した。また、報告書は、事態の進展を妨げ続けている障害、とりわけ、拉致・横領事件および救援活動員に影響を与えている治安上の不安、人道援助のアクセスに関する新たな協定についての進展の欠如、「スーダン生命線計画」活動に対する十分かつ時宜にかなったドナーからの資金提供の不足、ならびに、これらの活動における重要なパートナーに影響を与えている活動方式に関する意見の不一致の継続についての検討を行っている。
582. しかしながら、昨年から、スーダン政府が被災民に対するアクセスを制限する新たな措置を課していることから、ますます多くの困難が生じている。スーダン政府は、総会に対して、スーダンにおける国連の人的努力を援助することを繰り返し誓約しているが、こうした行為はこうした誓約と矛盾するものである。1995年11月下旬、政府は、「スーダン生命線計画」によるあらゆる空輸を全面的に禁止した。私は、1995年12月4日のプレス声明において、これを公に非難した。12月初旬、ウガンダ国境付近の飛行禁止区域を除き、この制限措置は解除された。
583. 1996年央までに、状況はさらに悪化した。2月、救援活動が継続中の区域に対し、政府による空前の規模の爆撃が行われたことを受けて、私は、この事件を公然と非難する声明文を出した。1996年4月、「スーダン生命線計画」管理のための新たな手続きを導入しようとする試みは、4月の空輸目的地に関する要請に対する政府の認可を遅らせ、しかも、計画で用いられている水陸両用型航空機のうち1機の使用が一時的に禁止された。政府によるハーキュリーズC-130型機の使用禁止も相まって、同月には、必要とされる食糧・非食糧物資の20%未満しか供与できないという事態が生じた。1996年5月および6月、政府による制限措置は、スーダン南部における生命線計画の活動を大きく妨げたため、ケニア北部の基地からは、必要量全体のうちのわずか14%の物資しか供与できなかった。1996年3月と6月の二度にわたり、私は、「スーダン生命線計画」の救援活動が行われていたスーダン南部の数カ所に対するスーダン政府の爆撃に対して、深い憂慮の念を示すプレス声明を発表した。アクエル、パルエルおよびマリディの事件については、名指しの非難が行われた。
584. アクセス問題に関する困難が継続していることから、私は、7月15日にプレス声明を発表し、スーダン政府が課している様々な制限措置に注意を喚起した。例えば、1

1995年7月以降、「スーダン生命線計画」の一部の航空機の利用が禁止されているほか、政府は、人道ニーズの評価が必要であったヌバ山地区域、コレラおよび深刻な下痢性疾患の発生による影響を受けていた一定の区域、ならびに、史上稀に見る洪水のために6月後半から救援援助なしにおよそ1万5,000人が孤立しているスーダン南部のポチャラに対する生命線計画のアクセスを禁じている。7月19日、私は、ウガンダ北部のキトグム付近にあるアチョリピー難民キャンプに対する一連の攻撃を非難した。この攻撃によって、107人のスーダン難民、それもほとんど女性と子どもが、残酷にも殺害されている。プラスの動きとしては、7月に「スーダン生命線計画」のC-130型機の飛行再開許可が出たこと、および、8月の空輸作戦について、その他の型の航空機に対する制限が解除されたことがあげられる。

585. スーダン人民解放運動を含む反乱勢力は、1996年第2四半期中、「スーダン生命線計画」の目的地に対するアクセスを拒絶しはじめた。反乱勢力のこの動きにより、紛争地帯でリスクにさらされている人々のニーズを充足する生命線計画の能力は、さらに制限されることになった。スーダン人民解放運動による制限措置は、政府の措置ほど厳しくはないものの、この措置は、1994年3月および5月の、生命線計画の人道援助に関する干ばつと開発政府間機構との協定に違反するものである。なお、スーダン人民解放運動は、この2つの協定の両方に支持を表明していた。
586. 1996年2月初旬、人道問題局は、スーダンのための1996年国連機関行動アピールを発した。この中で、国連機関（FAO、UNDP、UNHCR、UNICEF、WFP、WHO）は、425万の人々の継続的緊急人道援助ニーズ充足のため、1億760万ドルの拠出を要請している。残念なことに、1996年4月までに表明されたドナーの拠出額は、1995年のレベルと比べても極端に少なくなっている。因みに、1995年のレベルは、要請額全体の50.2%であり、それ以前のレベルよりもはるかに低くなっていた。この状況を見て、人道問題局は、UNICEFによる中央緊急回転基金からの90万ドルの前借り要請に前向きに対応することにした。この金額は、「スーダン生命線計画」の南部セクターにおける活動に兵站支援を提供するためのものである。1996年7月になっても状況は改善せず、ドナーの拠出は要請額全体の20.9%に止まっている。その結果、特にスーダン南部における死活的な重要性を持つ活動のなかには、縮小を余儀なくされたものも多くなっている。
587. 1995年後半から、スーダン政府は、「スーダン生命線計画」の活動拠点のケニア北部からスーダン領内への移転を希望する意志を示している。人道問題局は、スーダン政府に対し、施設の移転が望ましいかどうかを含め、生命線計画の効率および効果に

関連する問題を検討するためには、同計画の正式な再検討を行うほうが枠組みとして適切であろうとする主張を行った。昨年11月に始まった再検討の初期段階を通じて、この理解は継続している。政府担当者の示した柔軟性と、援助コミュニティーからの時宜にかなった財政支援の表明により、9月までには、スーダン政府、スーダン人民解放運動、ドナー および救援機関に対して報告書が回覧され、同月のジュネーブにおけるドナーとの会合、ならびに、その後のハルツームにおける政府との会合およびナイロビにおけるスーダン人民解放運動との会合に先駆けて、コメントが求められることになっている。

588. 1992年12月以降、「スーダン生命線計画」の救援活動のための人道援助アクセスを拡大しようとする努力は、人道問題局が開催する関係者間の近距離交渉の形をとって進められている。1994年5月に成立した前回の合意は、いずれかの当事者が独占的に支配する場所に対するアクセスを大きく拡大した。しかし、この合意の対象範囲を、かかる区域内の追加的な地点、ならびに、戦線を横断する物資輸送あるいは戦闘区域へのアクセスが絡むような地点にまで拡大するためには、さらに交渉が必要と考えられた。1996年4月、スーダンの人道問題を担当するヴィエリ・トラクスラー国連特使は、ハルツームとナイロビを訪問して、三者間会談を開くよう要請された。この新しい交渉ラウンドには、1994年3月および5月にナイロビで調印された協定の見直しが含まれることになっており、それらの協定に含まれていた原則に対するコミットメントの更新、その実施状況の評価、および、現行協定を改善・強化しうる分野の検討が模索される予定であった。
589. 残念なことに、その後の動向によって、交渉を予定通りに進めることは不可能となった。その動向とは、第一に、スーダンにおける新政権の樹立、第二に、より重要な動きは、政治的同盟の組み替えによって、政府と一部の南部勢力指導者の間に和平協定が成立したことであった。こうした状況においては、様々な当事者から必要なレベルの代表性および権限を受け、その話し合いへの参加が成果をもたらす上で必要な交渉相手が誰なのかを判別することは、極めて困難になった。トラクスラー特使と「スーダン生命線計画」スタッフが作成中の協定案は、スーダン政府、および、話し合い再開の基礎を築く上で有用な交渉相手であると生命線計画が判断したその他の当事者に提出される予定である。
590. 南部諸勢力間の分裂パターンは、治安の悪化という点でも、政府および南部諸勢力による人道原則の適用に関する見解の厳格化という点でも、生命線計画との作業に影響を与えている。スーダンで活動する国際的人道機関にとって、この一般的傾向は、最近

の12～15ヵ月において、とりわけ、治安関連の事件件数増大、ならびに、人道援助活動を自らの政治戦略により近い形で実施すべしとする、政府および南部主要勢力からの要求の先鋭化に反映されている。内戦が長引くなかで、人道援助活動の客観性（すなわち非政治性）を当事者に尊重させ続けることは、ますます難しい課題となっている。

自然災害の救援活動：朝鮮民主主義人民共和国

591. 朝鮮民主主義人民共和国における人道的緊急事態は、依然として由々しき問題である。FAO、UNDP、UNICEF、WHOおよびWFPをはじめとする様々な国連機関、ならびに、人道問題局は、北朝鮮の栄養ニーズ充足を援助する努力を継続中である。
592. 1995年7月および8月の記録的な大雨により、朝鮮民主主義人民共和国では、これまでに例のない洪水が発生した。北朝鮮政府の推計によれば、この洪水によって、150億ドル相当の被害が生じ、520万人が影響を受けた。8月25日、北朝鮮政府のために、人道問題局は、国際援助を求めるアピールを發した。
593. その後、人道問題局は、8月29日から9月9日まで、機関間評価調査団を率いて、最も被害の大きかった地方（北ピョンヤン、チャガンおよび北ホァンヘ）を訪問した。9月5日、人道問題局は、当初はホームレスとなった50万の人々の差し迫ったニーズを重点対象とする合計1,570万ドル（後に2,010万ドルに修正）の国連合同アピールを發した。3月16日現在、国際社会からの支援総額は3,000万ドルを超えているが、このうち国連アピールを通じて供与されたのは900万ドルである。
594. 1996年4月、朝鮮民主主義人民共和国政府は、人道問題局に対して、国連機関からの資料に基づき、同国政府との協議で策定された国連機関合同アピールを發出するよう要請した。1996年7月1日から1997年3月31日までの期間について、朝鮮民主主義人民共和国に対する緊急援助として合計4,360万ドルを要請するこのアピールは、6月6日に出されている。要請された資金の大半（2,600万ドル以上）は、最も緊急に必要とされる食糧調達のためのものである。正常な食糧生産回復の鍵を握る耕地修復には、1,000万ドル以上が要請されているほか、洪水で麻痺あるいは壊滅した基本的保健サービスの復旧には、600万ドル弱の要請がなされている。このアピールに対する当初の反応は寛容であり、1,700万ドル以上が手当てされている。

4. 近東における救援活動

595. 国連機関のなかで、ヨルダン川西岸およびガザ地区において最大の活動プレゼンスを誇る国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、中東和平プロセスに対する建設的支援、および、パレスチナ難民コミュニティ内部における社会・経済条件の改善を中心とする活動を続けた。UNRWAの活動期間は、総会決議50/28Aによって、1999年6月30日まで延長された。1996年1月、私は、ガザおよびアンマンに本部を持つUNRWA事務局長にピーター・ハンセン事務次長を任命した。
596. 和平プロセスの一層の進展という文脈において、UNRWAは、パレスチナ当局との関係強化を図るとともに、ヨルダン川西岸およびガザ地区におけるサービスを、パレスチナ当局による活動と調和させる努力を継続した。教育、保健および救援・社会サービス部門におけるハーモナイゼーションは、公式・非公式調整メカニズム、上級レベルの接触、人的資源の共有、共同計画策定、および、可能な場合にはUNRWAによるパレスチナ当局基準の採用を通じて追求された。
597. UNRWAは、技術援助、情報共有、緊急医療サービスへのアクセス、ならびに、建物および車両の提供を通じたものを含め、パレスチナ当局に対するアドホックな援助提供を続けた。UNRWAはまた、エリコ地区の無人難民キャンプ・サイトをパレスチナ当局に引き渡した。パレスチナ選挙プロセスに対するUNRWAの支援には、有権者登録、選挙資材の輸送、および、UNRWA建物の投票所としての利用が含まれている。また、UNRWAは、国連被占領地区特別調整官室と関連する多国間援助調整メカニズムにも参加している。ドナーによる自発的拠出金をパレスチナ警察の給与およびその他の初動経費のために支給するという、総会決議49/210によるUNRWAの活動任務は、1995年7月の支給を最後として、1995年12月に終了した。
598. 1994年6月に発表された事務総長決定、および、総会決議49/35Aに従い、UNRWAのウィーン本部は、活動地域に移転された。一定の活動およびスタッフをガザに移転するための数多くの初期段階措置を経て、ガザ本部事務所を収容する新たな建物は1995年10月に着工され、1996年7月に完成したが、この時までには、ウィーンを本拠としていたユニットの移転は完了していた。UNRWAの10ヵ国諮問委員会は、アンマンに再び設置されることになった。イスラエル当局によって課された治安上の制限措置に起因する、ヨルダン川西岸およびガザ地区におけるUNRWA活動に対する制約は、この移転との関連で、UNRWAにとって特に懸念事項となっている。

599. インフラ整備、社会・経済情勢の安定化、および、UNRWAの5つの活動分野における難民コミュニティの間での雇用創出を目的として、1993年10月に導入されたUNRWA和平実施プログラムは、拡大を続けている。1996年6月までに、同プログラムにより、UNRWAは、誓約および拠出の形で、合計1億9,260万ドルを受け取った。同プログラムによって資金提供された276件のプロジェクトは、UNRWA施設の建設、メンテナンスおよび改善、難民避難所の普及および改修、環境保健インフラの整備、ならびに、UNRWA所得創出プログラムの強化のためのものである。232床の欧州ガザ病院の建設および設備に関する作業は進展しており、1996年末までに完了する見込みである。報告対象期間の終わり頃になって、この病院を最終的にパレスチナ当局の保健システムの一部とすることで合意が得られている。
600. UNRWAは、通常の援助プログラムを通じて、ヨルダン、レバノン、シリア・アラブ共和国、ならびに、ヨルダン川西岸およびガザ地区で同機関に登録されている330万人のパレスチナ難民に対し、不可欠な教育、保健および社会サービスを提供した。UNRWAの苦境打開特別プログラムは、心身健全な成人男性の扶養者を持たず、かつ、その他の資金源からも基本的ニーズを充足するのに十分な所得を得られない難民世帯に対して、直接的な援助を提供した。このプログラムにより、17万9,178人の難民が、食糧配給および医療補助を受けるとともに、シェルター復旧、緊急補助金、貧困軽減イニシアチブ、および、訓練センターへの優先的アクセス等の追加的援助の対象にもなっている。
601. UNRWAの637の学校は、1995/96学校年度において、主に初等・準備教育のレベルで42万1,854人の生徒を受け入れたほか、8ヵ所のUNRWA訓練センターでは、5,449人の訓練が行われている。43床の西岸地区カルキリヤ病院をはじめとする、UNRWAの121ヵ所の保健センター・拠点ネットワークは、この1年間において、660万人の患者/通院を取り扱った。下水・ゴミ処理、廃水管理およびきれいな飲料水の提供を含む環境保健サービスは、59ヵ所のキャンプの難民100万人以上に提供された。また、UNRWAの後援による女性計画、コミュニティ復興および青少年活動センターを通じ、2万5,000人を超す難民に幅広い社会サービスが提供されている。所得創出プログラムは、ガザ地区を中心とする1,640社の企業に対して、440万ドル相当の貸付を行っている。
602. UNRWAは、ニーズが発生するごとに、利用できる資金内で可能な程度において、緊急人道援助を提供した。1996年2月のヨルダン川西岸およびガザ地区封鎖措置によって生じた社会・経済的苦境に対処するため、UNRWAは、3月、緊急雇用創

出プログラムに着手したが、これによって、2,500人以上の参加者に対し、一時的に所得の得られる雇用が提供された。4月のレバノン南部における戦闘から生じた人道的ニーズを充足するため、UNRWAは、国連レバノン暫定軍の支援を受け、サイダおよびチールにおいて基礎生活物資の緊急供与を行った。また、約600人の国内避難民が、UNRWAの学校に一時的に避難した。リビア・アラブ国からの退去を要求され、リビア・エジプト国境に野営しているパレスチナ人について、UNRWAとUNHCRは、その状況の監視を行った。UNRWAはまた、エジプトとガザ地区の間で足止めされているパレスチナ人に対する緊急援助も提供した。

603. UNRWAの財政状況は悪化の一途をたどっており、1995年には、3年連続して赤字予算が計上された。UNRWAの通常および緊急の現金予算額は、1994/95年度につき6億3,200万ドル、1996/97年度につき6億9,200万ドルとなっているが、この増分の多くは、最終的にUNRWAが解散する場合に2万2,000名のスタッフに支払われる離職手当分2,540万ドルが含まれていることによる。1995年末時点で、UNRWAは840万ドルの資金不足に陥り、その運転資金は820万ドルにまで減少している。このため、UNRWAは、当初1993年に導入された緊縮措置により、1996年におよそ1,450万ドルの繰り越しを余儀なくされたほか、1996年6月には、同年に多額の赤字が予測されていることを受け、さらに900万ドルのコスト節約措置を導入した。UNRWAの通常予算赤字に加えて、本部移転および欧州ガザ病院に関する特別予算も資金不足に陥っている。

F. 難民の保護および再定住

604. 1995年末現在、UNHCRの援助対象となる人々は、全世界でおよそ2,610万人に上っているが、このうち半数強の1,320万人が難民であり、残りは帰還民(340万人)、国内避難民(460万人)およびその他の人道援助対象者(480万人)となっている。新たな大規模な難民発生がなかったことから、緒方貞子国連難民高等弁務官の指揮の下、1995年中および1996年前半におけるUNHCRの活動は、これまでの大規模緊急事態を受けて発足したプログラムおよびメカニズムの整理統合、自発的帰還、地域での統合あるいは再定住のいずれかによる持続的解決策の模索と実施、ならびに、状況が許す場合における予防戦略の策定を特徴とするものになった。
605. この1年間において、難民の数はわずかながら減少しつづけたものの、難民の保護および援助のための現実的、潜在的および概念的負担に対する懸念は残っている。多く

の政府は、難民の国際的保護に不可欠の手段としての亡命を支持し続けるとともに、U N H C R との協力の下に、難民の受入れを行う意志を実証している。しかし、亡命申請者の入国を拒否して故国へ送還したり、基本的権利を制限したりしている国も見られる。このこともまた、一方で亡命制度の強化、他方で難民の保護ニーズ、ならびに、難民の出身国および亡命先国の合法的懸念を考慮する革新的アプローチの促進継続の必要性を物語るものである。

606. U N H C R は、女性および子どもの難民のニーズが完全に考慮されるよう、努力を継続している。U N H C R と U N I C E F の間で1996年3月に調印された了解覚書は、この2つの機関がカバーする援助対象者（難民、帰還民、国内避難民および影響を受ける地元住民）の定義を行っている。また、了解覚書は、特に「児童の権利に関する条約」に関する主張擁護、促進および戦略策定の役割のほか、運営、再統合および復興活動も規定している。
607. 特に、国連の緊急人道援助の調整強化に関する経済社会理事会決議1995/56との関連において、U N H C R は、その他の国連機関との活動の調整に特に留意している。U N H C R はまた、人道問題局および機関間常設委員会の傘下で並行して行われている機関間協議にも、積極的に参加している。U N H C R の執行委員会は、緊急対応、解決策、予防および保護を中心に、決議1995/56の広範な検討を行っている。

1. 緊急事態への対応

608. 1995年には、近年のような大規模な難民の緊急事態は新たに発生しなかったため、国際情勢が安定化の時を迎える時も近いのではないかという楽観論も見られるようになった。それでも、継続中の緊急事態は、様々な課題を突きつけている。U N H C R は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける一連の危機への対応を続けているが、この危機は、1995年7月の東部ムスリム飛び地地区の陥落と、3万6,000人の避難民流出によって最悪の事態に陥った。旧ユーゴスラビアでは、1995年8月にさらに大量の避難民が発生し、約20万人の難民がクロアチアのクライナ地方からユーゴスラビア連邦共和国への流入した。北カフカス地域で、U N H C R は、チェチェン（ロシア連邦）からの避難民のための緊急活動を1995年末までに段階的に終了させる予定であったが、新たな動きにより、近隣自治共和国内にさらに避難民が流入したため、U N H C R による人道援助の継続が必要となった。U N H C R はまた、ギニア、タンザニア連合共和国およびウガンダにおける危機的事態にも対応を行った。

609. このような情勢を受けて、UNHCRは、1991年以降に開発した偶発事象対応計画および緊急事態に対する準備・対応のための幅広い措置を強化している。これらのメカニズムは、外部との待機協定によって補完されている。ノルウェーおよびデンマークの難民協議会、国連ボランティアおよびレダ・バルネン（スウェーデンのセーブ・ザ・チルドレン基金）との間では、外部要員の登録簿が作成されている。1995年、UNHCRは、災害救援エンジニア登録局（REDR）（オーストラリア）との新たな緊急待機協定を結んだ。REDRは、緊急展開要員のエンジニア提供に同意している。
610. 人道問題局との密接な調整作業により、UNHCRは、例外的緊急事態対応のための自己完結的政府サービス・パッケージの開発を急ピッチで進めている。これと関連するイニシアチブでは、難民緊急事態において非政府機関が従来から提供している対応用資源の評価の改善をはかっている。UNHCRは、データベース設立に関する作業に着手しているが、このデータベースには、30の主要非政府機関からの貢献が得られる予定である。
611. 近年において、大量の難民の存在による環境に対する影響の問題は、受入国にとってますます重大な懸念事項となっている。UNHCRは、人道援助が、環境に配慮した様態で、かつ、開発イニシアチブを支援・補強するような方法で提供されるよう、措置を講じている。UNHCR計画執行委員会は、1995年の第46会期において、環境に対する配慮をUNHCRの難民援助活動全体を通してより包括的に反映することを目的とした、環境に関する新政策を採択した。この政策を遂行するため、新たな環境ガイドラインが作成されている。

2. 解決策の模索

612. UNHCRは、自発的帰還が最も好ましい持続的な難民問題解決策であると考えている。世界各所における動向は、世界の多数の難民にとって、自発的帰還が現実のものとなりうるという希望の根拠を与え続けている。1995年には、UNHCRの援助による45万人を含む、100万人以上の難民が、アフガニスタン、ミャンマー及ブルワンダをはじめとする故国に帰還している。同年末現在、UNHCRの援助する帰還民の数は、およそ270万人に上っている。
613. 1995年11月の Dayton 和平協定調印を受けて、ボスニア人難民および国内避難民200万人の惨禍の解決は、現実性を帯びるものとなった。「ボスニア・ヘルツェゴビナ和平のための一般的枠組み協定」において、UNHCRは、帰国を考えることができるようになった多くのボスニア人の帰還の計画・実施を担当する機関に指定されて

いる。1996年3月、UNHCRは、帰還に必要な条件、ならびに、難民および避難民の帰還を律すべき原則を検討する活動計画を提出した。6月、フィレンツェで開催された「平和実施理事会中間再検討会議」に対し、UNHCRは、提案中の国際的復興努力のための18の対象領域を提示した。この国際的努力により、戦禍を受けた自宅に今年中に帰還できる人々の数は、さらに16万5,000人増える可能性がある。しかしながら、UNHCRは、和平計画の文民要素実施ペースの遅れ、および、この遅れが帰還に及ぼしうる影響について、依然として懸念を抱いている。 Dayton協定調印から7ヵ月以上を経た時点でも、自宅に帰還した難民および国内避難民の数は、7万~8万人に止まっている。

614. アフリカの大湖地域においては、持続的な解決の糸口がなかなか見えていない。初期に発生したツチ族難民100万人のうちの四分の三、および、より最近に発生したフツ族難民40万人はすでに帰国しているものの、残りの170万人の難民の帰還は進んでいない。ルワンダ、UNHCR、および、ブルンジ、タンザニア連合共和国あるいはザイールから成る、帰還に関する三者間委員会は、大規模な広報キャンペーン、難民からの強迫分子の引き離しおよび越境訪問を通じ、帰還を拡大する方法を集中的に話し合っている。しかし、難民キャンプにおける脅迫の継続、国境地帯における緊張と不安の増大、包括的な政治解決の欠如など、ルワンダ難民の大量帰国には大きな障害がまだ残っている。これに加えて、ブルンジにおける暴力行為の激化も、大きな不安の種となっている。7月下旬、1万2,000人を超える難民がルワンダに送還された。ブルンジでは状況の悪化が続いているため、UNHCRは、その偶発事象対応計画および準備措置を強化した。
615. 東南アジアでは、1996年6月に予定されていた「インドシナ難民のための包括的行動計画」終了により、1970年代に始まったこの難民問題は、そのページを閉じることになった。北米および中米においては、1995年後半、メキシコ当局が、帰国を望まないグアテマラ難民の現地統合を認める決定を行ったことから、同地域で未解決の難民問題の一つに、新たな解決の道が開けている。
616. 難民の自発的帰還は、紛争の直後に生じることが多いが、同族間抗争の後の和平は常に脆弱であり、持続的な支援を必要とする。帰還難民の社会的・経済的再統合促進を図るUNHCRの短期復興援助は、初期の復旧から持続可能な開発までの継続性を確保する広範な復旧・再建戦略に根づくものでなければならない。このため、UNHCRは、国連機関およびその他の開発パートナーとの活動連携を強化している。モザンビークでは、昨年、難民170万人の自発的帰還が完了しているが、その協力の過程で、重

要な教訓が得られている。UNHCRは、UNDPと共同で、人道援助から持続可能な人間開発へのスムーズな移行を促進する機関間イニシアチブのための枠組みに同意している。UNICEFとの新たな了解覚書においても、現在交渉中のWFPとの1994年了解覚書の修正においても、この連関をさらに開発する必要性に特別な重点が置かれている。世界銀行および地域開発銀行との協議も継続している。

617. 人権の考慮も、紛争後の平和建設に中心的な位置を占めなければならない。UNHCRは、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、エルサルバドル、ルワンダ等における全体的国連活動の枠組みにおいて、国連の人権関連機構と協力し、難民保護および帰還民監視と人権問題との関連付けを行っている。特に現地活動のレベルにおいては、国連人権高等弁務官との協力が拡大している。監視および制度構築の分野における行動の補完性を向上させる努力の一環として、1995年には、UNHCRルワンダ支部とルワンダ現地人権活動団との間で、了解覚書の調印が行われた。人権に関する作業部会、報告官、専門家およびモニターとの継続的接触も、UNHCRのアプローチと不可分の一体をなすものである。

3. 難民危機の防止

618. 過去数年においては、数多くの異なる要因が絡み合った末、難民問題に対する従来のアプローチに関する根本的な見直しが行われている。このような要因としては、最近における内戦および複雑な人道的緊急事態の続発、難民に際限のない保護と援助を提供する上で発生する財政その他のコストに対する受入国および援助国の懸念の増大、ならびに、特に経済力が弱く、生態系が脆弱で、かつ、民族間に微妙なバランスが存在する国が受入国である場合に、難民の動きが国家的、地域的、さらには国際的安全保障にとって深刻な脅威となりうるという認識の高まり等があげられる。
619. こうした動きの結果、難民問題の恒久的解決を図るというUNHCRの任務があるために、国連は、難民発生国の内部での活動を通じて難民の移動につながる状況を防止することに正当な利益を持っているという、新たな国際的なコンセンサスが生まれている。こうした活動には、能力建設および制度開発の重要な要素が含まれている。1995年の第46会期において、執行委員会は、UNHCRに対し、各国の能力建設を支援する活動を強化するよう求めた。UNHCRは、妥当な場合、各国政府に対して、立法、司法および行政能力の建設に関する助言と援助を提供している。
620. 解決と防止の二面性を持つ関心は、関係国政府および政府間機関とともに、独立国家共同体および関連近隣国における難民、帰還民、国内避難民およびその他の形態の非

自発的避難の問題に対する包括的なアプローチを打ち出そうとする努力を推進するものとなっている。欧州安保協力機構および国際移住機関との協力により、UNHCRは、1996年5月に地域会議を開催した。準備プロセスと地域会議には、独立国家共同体全12カ国、ならびに、関係国および政府間機関が参加した。地域会議は、行動計画と、移民の流れを管理し、大規模な避難民の発生を防止する制度的能力を開発することを目的としたフォローアップ活動のための枠組みに支持を表明した。

621. 地域会議は、特に、防止戦略の一環としての無国籍問題への対処の重要性に留意した。世界のその他の地域におけるこの問題の重要性を認識し、UNHCRは、特定国の問題解決を目的とする地域的討議にも、より積極的な役割を果たすようになっている。1995年、執行委員会は、無国籍状態の防止および削減、ならびに、無国籍の人々の保護に関する結論を採択した。執行委員会は、無国籍の防止および削減、ならびに、無国籍の人々の保護が、潜在的難民状態の防止において重要であることを強調し、UNHCRに対して、無国籍の人々のための活動を継続すること、特に、無国籍関連条約への加入を積極的に促進することを促した。

4. 資金調達活動

622. 1995年、UNHCRは、その一般および特別プログラムに対する自発的拠出金13億ドルを受け取った。1996年については、7月22日までに、一般および特別プログラムに対する拠出金の額は約6億2,070万ドルに達しており、年間総額は14億ドルになるものと見られる。

G. 人権の擁護および推進

623. 国連創設50周年記念行事を通じ、加盟国は、人権が国連および世界共同体一般の中心的議題であることを再確認した。国連にとって、このことは重要な課題であると同時に、重大な責任でもある。

1. 国連人権高等弁務官の活動

624. ホセ・アヤラ・ラッソ国連人権高等弁務官は、実地活動をさらに拡大し、国連の人権機構の諸側面の改革努力を強化している。1995年、高等弁務官は、人権センターの作業計画および組織を再編し、その目的を効果的かつ効率的に達成できるようにするためのプロセスを開始した。プロセスの第1段階では、センター職員による分析の後、

コンサルタント会社の援助を受けて、現行の組織および慣行の見直しが行われた。これにより、センターの人権プログラムに対する支援の将来像が出来上がった。その成果は、組織再編プロジェクトを含む変革計画に具現化されているが、この計画は、3つの支部から成る人権センターの新たな機構における5つの領域に重点を置くものとなっている。変革計画は、私が1996年6月に第5委員会に提出した報告に反映されている。

625. 人権問題は、国連の主要な活動あるいは会議すべてにおける課題となっている。人権高等弁務官は、コペンハーゲンの世界社会開発サミット、北京の第4回世界女性会議およびイスタンブールの国連人間居住会議（ハビタットII）において、現行の高い国連人権基準が維持され、かつ、会議の成果に反映されるようにするための措置を講じた。特に実地レベルにおける人権活動の協力・調整の強化にも、高い優先度が与えられた。人権高等弁務官は、非同盟諸国会議、ならびに、主要先進7ヵ国グループ、米州機構、OAU、東南アジア諸国連合、欧州連合、独立国家共同体、欧州安保協力機構、リオ・グループおよびその他の重要な地域・サブ地域フォーラムとの会合において、人権問題を論じている。
626. 「ウィーン宣言および行動計画」は、人権の推進・保護のための各国の機関の設立および強化を促進した。人権センターからの援助を求める加盟国の数も増えている。各国の学術・研究機関および人権センターとの協力も、積極的に模索されている。
627. 1996年11月には、専門家会合が開かれ、開発への権利に実際的な対応を行う方法および手段の分析と、この権利を実現する最も効果的な方法に関する人権高等弁務官に対する助言が行われることになっている。この分野での活動としては、その他、7月に国連本部で開かれた、地域委員会との会合があげられる。また、世界銀行およびその他の国際金融機関との間では、経済・開発政策の人権に対する影響に関する会合が開かれている。
628. 様々な人権機構の間の調整を強化するため、人権高等弁務官は、1995年9月の第6回条約機関会合に出席したさまざまな条約機関の議長たち、ならびに、1996年5月に開催された、人権委員会の特別手続きおよび諮問サービス・プログラムの特別報告官/代表/専門家および議長による第3回会合に対する働きかけを行った。

2. 助言サービスと技術協力

629. この1年間においては、総会、人権委員会および「ウィーン宣言および行動計画」の指示するところに従い、助言サービスおよび技術協力プログラムが著しく強化された。プログラム管理については、プロジェクトの策定、管理および評価の分野におけるスタッフの専門訓練を含め、数多くのイニシアチブが実施された。修正された指針およびフォーマットは、その他の国連機関および計画で現在用いられている方法論および手続きに基づいて適用された。行動計画に従って実施された活動に対する資金提供の大部分を行っている「技術協力のための自発的基金」の財務管理は、基金調整官の任命、ならびに、財務の監視および報告のための標準化手続きの開発によって強化されている。
630. 行動計画による援助に対する要請は、過去数年間に飛躍的な増大を見せているが、1995～1996年の期間もその例外ではなかった。現在、計画は、継続中および準備中の71件のプロジェクトを管理している。計画の構成要素に含まれるものとしては、人権の推進・保護のための国別行動計画の策定および実施、各国の人権機関の設立および強化、国際的人権基準の国内法および政策への組み入れに関する援助、司法行政の強化、子どもの権利尊重の促進、様々な専門グループ（国連職員を含む）を対象とする人権訓練、条約報告に関する訓練、ならびに、人権に関する教育、情報提供および文書化があげられる。
631. 過去数年間を通じて、人権センターは、技術協力および諮問サービスのプロジェクト実施のために、数多くの国々における現地でのプレゼンスを確立している。1995～1996年に特に活発に活動した現地事務所としては、カンボジア、マラウイおよびモンゴルの事務所があげられる。カンボジアでの活動は、現状で最も大規模な人権技術協力プログラムである。1996年2月、人権高等弁務官は、カンボジア政府との間で、人権技術協力2ヵ年プログラムの実施に関する了解覚書に調印した。また、人権センターは、ブルンジ、ルワンダおよび旧ユーゴスラビアにも現地事務所を設けている（下記参照）。行動計画の下で実施されたプロジェクトの大半は特定国を対象とするものであるが、この1年間においては、数多くの地球のおよび地域の活動が発足あるいは発展している。こうした活動としては、軍隊・警察向けの地球的・地域的訓練プログラムおよび地域の刑務所職員向けの訓練（ラテンアメリカ・カリブ）、弁護士および裁判官向けの地球的訓練プログラム、ならびに、「国連人権教育の10年」を支援するための人権教育に関する地球的プログラムがあげられる。

3. 人権課題の实地評価

632. 「ボスニア・ヘルツェゴビナ平和のための一般的枠組み協定」は、当事者に対し、その管轄区域内のあらゆる人々に対して、国際的に承認された人権および基本的自由を最大限保証することを義務づけた。とりわけ、協定は、人権高等弁務官、人権委員会および欧州安保協力機構に対し、現地事務所の設置、および、恒久的ベースあるいはミッション毎のベースでの監視員、報告官あるいはその他関連担当官の任命を含め、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける人権状況を綿密に監視するよう求めた。
633. 1995年12月の「ロンドン平和実施会議」において、人権高等弁務官は、平和実施プロセスへの参加について、3つの方法を示した。その3つの方法とは、監視および人権関連のその他の活動の責任者となる国際職員を対象とする訓練の開発および実施を通じるもの、和平協定の文民的側面実施を担当する高級代表の下で活動する限られた数の人権専門家派遣によるもの、ならびに、共に人権委員会が任命した、旧ユーゴスラビアにおける行方不明者に関する特別プロセスを担当する特別報告官および専門家の作業に対する支援継続によるものである。同時に、人権高等弁務官は、現地ですでに確立されている現在11名の人権専門家によるプレゼンスを維持するとともに、可能であればこれを拡大することを決定した。
634. 人権委員会の行動に呼応して、高等弁務官は、1994年6月に自ら開始した予防的人権行動の一環として、ブルンジに「現地人権活動団」を創設するという作業に着手した。ブルンジの監視員は、人権侵害および民族間の暴力行為の予防と抑制を目的とした努力に参加することになる。監視員の任務は、人権侵害の訴えを当局に通報すること、治癒行動を勧告すること、その後の動きをフォローアップすること、ならびに、より一般的な意味において、国際機関・計画および現地の非政府機関を含むすべての関係者との協力により、ブルンジ国民の全構成要素の間に、平和、信頼および寛容の雰囲気をつくり出すことにある。第1陣の5名の監視員は、1996年4月にブジュンブラに到着した。治安条件、政治情勢および利用できる資金に応じて、さらに監視員グループが派遣され、まずブジュンブラで、さらに可能であれば徐々に国内各地において、活動団が補強されることになっている。現段階で、35名までの監視員が派遣予定である。各々の追加的段階においては、ブルンジ政府の同意が取り付けられることになっている。
635. 1995年10月、ルワンダにおける現地人権活動団は発足2年目を迎えた。1996年3月に国連ルワンダ支援団が現地を離れたことを受けて、特に、監視および報告

の任務が、ザイールからの難民帰還との関連で、より一層重要になっている。現地レベルで、活動団のスタッフは、検察官および司法警察を含む地元の司法担当官と、毎日密接な接触を行っている。活動団は、物資援助の促進および供与、人権問題解決への援助、ならびに、協力が不足しそうな場合における行政・軍事担当者との連絡維持という、多面的な支援の役割を遂行している。

636. ザイールにおける人権状況に関する特別報告官の勧告、および、その後の人権委員会の決議を受けて、人権センターは、ザイールに人権活動のプレゼンスを確保し、同国全体における人権状況を監視するとともに、人権の推進および保護に関して国家当局および非政府機関に助言を行うべく、作業を継続している。

637. 安全保障理事会は、1月12日の決議1036（1996）により、1月2日付の私の報告で述べたとおり、グルジアのアブハジアにおける人権の保護および推進のための具体的プログラムの策定に対して、全面的な支援を表明するとともに、アブハジア当局に対し、このための努力に完全な協力を行うよう求めた。国連人権高等弁務官は、1996年2月、トビリシおよびスフミに調査団を派遣した。調査団は、目的、実施のためのメカニズム、プロジェクトおよび活動、ならびに、組織的枠組みを定めるプログラムの概略案を取りまとめたが、これは現在実施段階を迎えているところである。

4. 人権委員会およびその補助機関の活動

638. 人権委員会の1996年会期は、人権の分野において国際社会と世界の人民が国連に委託した中心的な役割を再び強調した。委員会の審議には、2,300人以上の人々が参加している。私は、開会にあたって演説を行い、民主主義と人権に関する若干の私見を述べさせていただいた。委員会は、広範な人権問題を取り扱っているが、その中には、国際社会が直面している最も困難な問題が含まれている。見解の相違も見られた中で、心強い事実として、今年の委員会決議の90%以上がコンセンサスで採択されたことがあげられる。

639. 人権委員会は、子どもを保護し、先住民の権利を認識・保護するための新たな国際基準を策定中である。委員会はまた、人種主義およびマイノリティーの権利を精緻に検討するとともに、国連活動への女性の権利の完全な統合確保を図っている。委員会は今年も、多くの国々における人権状況に関する報告書を検討し、独断的な略式手続きによる処刑、拷問および行方不明事件等、個別の違反行為の報告への対応を行った。この文脈において、年間約30ヵ国以上への訪問が行われているほか、深刻な人権侵害の訴え1,500件以上が、緊急アピールによって各国政府に通報されている。

5. 国際人権条約システム

640. 特に、人権条約の批准数が増大していることに加え、条約機関がますます目に見える存在となってきていることもあり、これらの機関の活動は大幅に増大してきている。過去12ヵ月において、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」をはじめとする7つの主要人権条約については、新たに44件の批准、加盟あるいは継承が行われている。「児童の権利に関する条約」締約国は、現在までに187ヵ国に上っている。「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准・加盟国は7ヵ国であるが、条約の発効にはさらに13ヵ国が必要である。

6. 社会的正義

641. 国連創設50周年記念期間中、社会的正義は再び、拡大された自由の中で社会の進歩と生活水準向上を促進するという国連憲章の目的実現に不可欠な要素として認識された。貧困と排除は、社会的正義を最も極端に否定するものである。私は、ニューヨークとジュネーブで、極貧状態で暮らす全世界の家族と会い、ぜひ国連に出向いて、我々と一緒にこの惨禍に対処してほしいと訴えた。
642. 人権計画は、極端な貧困という現象についての調査と勧告を行うとともに、経済的、社会的および文化的権利の享受におけるその他多くの重大な側面を取り扱っている。人権委員会は、この問題に関するコンセンサス決議を採択することで、独自に開発への権利を推進している。委員会はまた、各国からの自発的報告を求めるとともに、開発への権利の推進および達成のための包括的戦略を準備する特別専門家グループを設置している。

IV. 紛争の予防、管理および解決

A. 「平和への課題」の実行

643. 第50回総会は、「平和への課題」(A/47/277-S/24111)、特に、「平和への課題—補遺」(A/50/60-S/1995/1)に盛り込まれた提案に関する討議を最優先しつづけた。総会の「平和への課題に関する開放型非公式作業部会」は、予防外交と平和創造、紛争後の平和構築、調整、および、国連による制裁問題という、自らが設定した4つの重要分野に関する討議を継続した。作業部会とその4つの分科会の努力を援助するため、私の上級スタッフは、いくつかの機会にブリーフィングをおこなっている。1996年7月までに、作業部会は82回を超える会合を行っており、第50回総会会期末までに、決議案を提出することになっている。
644. 総会による「平和への課題」およびその「補遺」の積極的な検討は、早期警報、静かなる外交、さらに場合によっては、予防的な展開を通じた紛争防止が、紛争勃発後における大規模な政治的・軍事的紛争解決努力遂行に優る手段であるという信念をさらに実証する事実である。複合的な危機の破壊的な影響を回避あるいは軽減する上で、国連が時宜にかなった、建設的な役割を果たすためには、国連の様々な要素が、早期のうちに、問題の性格に関する共通認識と、予防活動のためのオプションを得ることが必要である。このため、私が「補遺」でも指摘したとおり、事務局の関連部局が、事務総長の権限と統制の下に、一つの総体として機能することが不可欠である。
645. この1年間において、紛争の防止、統制および解決を主に担当する事務局の3つの部局(政治問題局、人道問題局および平和維持活動局)は、「調整のための枠組み」を通じて各々の活動を実施する上で、密接な協調関係を維持しつづけた。私の前回の報告で指摘したとおり、このメカニズムは、日々の監視および世界全体における動向の早期分析から、予防的行動のためのオプションの策定、事実調査、実地活動の計画および実施、ならびに、評価の実施および教訓の活用に至るまで、幅広い活動の流れ図となっている。人道問題局の開発した「人道早期警報システム」データベースは、近々政治問題局および平和維持活動局にも利用できるようになるため、この任務は大幅に促進されることになるだろう。
646. 「調整のための枠組み」をさらに改善し、かつ、上述の行動が場当たりのものや個別のイニシアチブに限定されたものにならないようにするため、1995年12月、

上級職員から成る常設の「監督グループ」が設置された。毎週会合を開くこの監督グループは、指定職員によって提供された情報に基づいて、潜在的・継続的危機状況を再検討し、所定の状況において、「枠組み」のなかで予定された部局間協議が必要であるかどうかを決定するものである。協議が必要な場合、監督グループは、協議プロセスの迅速な開始を確保する。監督グループは、それ自体としては早期警報分析も政策オプション策定も行わない。その主要目的は、単に、「枠組み」における協議の時宜にかなった開始を確保することにある。

647. 国別レベルにおいて、派遣前の計画策定、ならびに、任務終了後の評価および教訓の活用における調整を改善する方法についても、作業が開始されている。
648. 事務総長と安全保障理事会との間の継続的協議を確保し、特に平和維持活動の分野において、安保理に常に最新の動向を伝えるため、私の特別アドバイザーの一人、チンマヤ・ガレカン氏は、引き続き、私の安保理に対する個人代表の役割を務めている。当然のことながら、兵員提供国も、全体的状況把握を望んでおり、私は、これらの国々の政府についても、定期的なブリーフィングを行うとともに、当該活動の実施についての対話を継続している。このような会合には、安全保障理事会メンバーも参加しているが、安保理は、これを公式に制度化することを決定した。しかし、この改革は、安全保障理事会が全般的な政治的方向性を与え、事務総長が執行の指示および命令を行い、現地での指揮は派遣団長が執るという、3つの明瞭な権限領域をぼやけさせるものではない。
649. 私は、特に予防外交、平和創造および平和維持に関して、国連と地域機関との協力および調整の緊密化を一貫して奨励している。総会と安全保障理事会も、この種の協力を歓迎している。こうした協力の可能性を探り、これを十分に活用するため、私は、1994年8月1日、国連本部において、国連と、国連が現地の平和創造および平和維持において実務的な協力経験を有する地域機関との間で、初めての高級レベル会合を招集した。1996年2月15日および16日、私は2度目の会合を招集したが、これには13の地域機関が参加し、新たな実務的かつ効果的協力方法について、実りの多い議論が行われている。

B. 予防外交および平和創造

650. 予防行動および平和創造の主たる責任は、マラック・グールドینگ氏を長とする政治問題局にある。

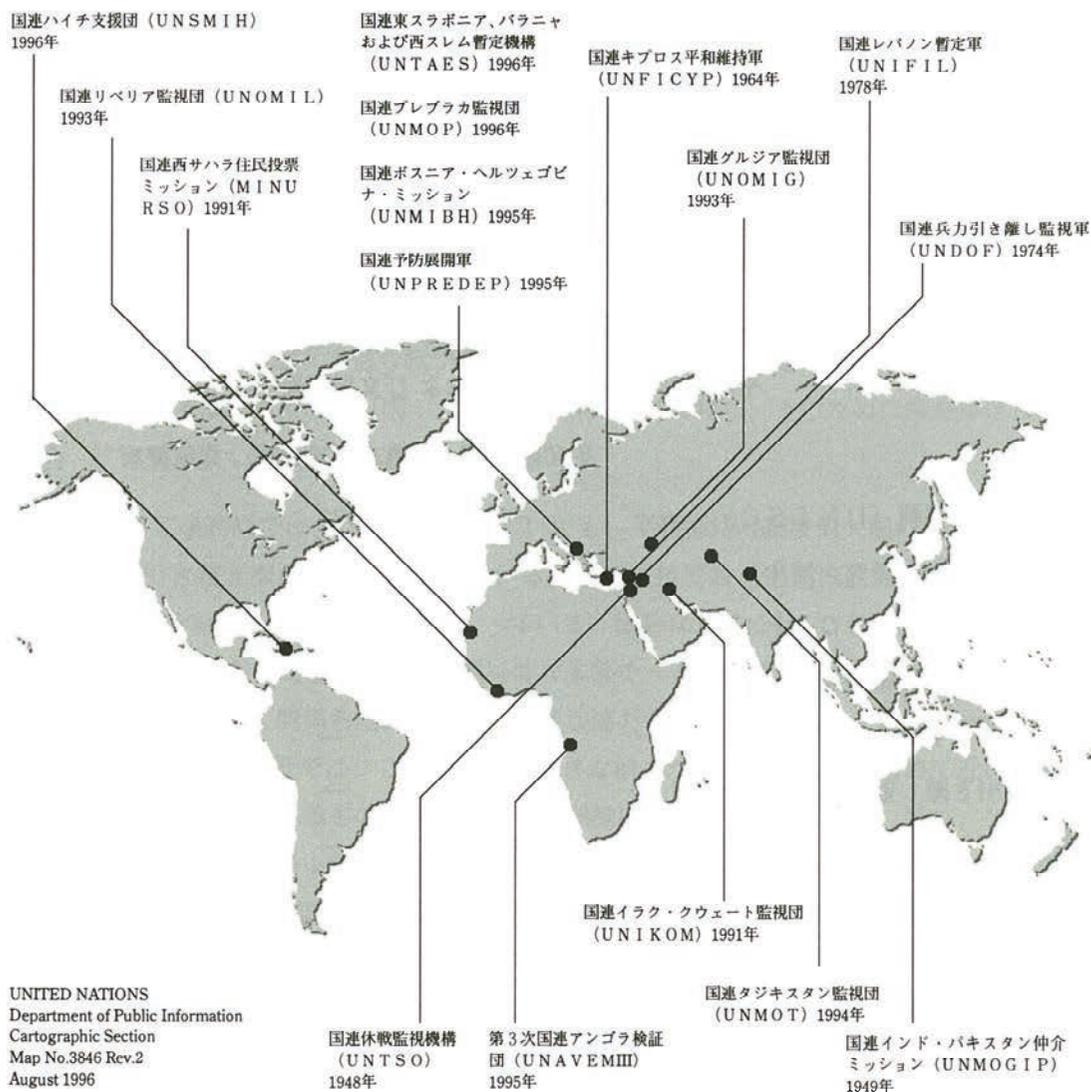
651. 加盟国は、対立の発生を予防し、既存の対立が紛争へと発展するのを防止し、既存の紛争を管理・解決する最も費用効果的方法として、予防外交と平和創造を重視しつづけている。私は、引き続き、総会および安全保障理事会から、この分野において、これまでの努力を継続し、さらに新たな努力にも着手するよう、指示を受けている。アフガニスタン、ブルンジ、カンボジア、キプロス、東ティモール、エルサルバドル、グルジア、グアテマラ、ハイチ、リベリア、ミャンマー、シエラレオネ、ソマリア、タジキスタンおよびマケドニア旧ユーゴスラビア共和国において、さらに願わくはルワンダについても、私の特別代表および特使は、常駐あるいは訪問を通じ、こうした私の政治的任務遂行を支援している。
652. 加盟国は、特に、人間の惨禍を予防する手段として、および、紛争勃発後のコストの高い政治的・軍事的解決活動に代わる方策として、予防外交を望んでいる。しかし、私は、「予防外交」と呼ばれる活動が、「予防行動」と改称されるべきであるとの結論に達した。確かに、外交は、これまで実証済の紛争予防手段である。しかし、近年における国連の経験によれば、有用な予防的効果を持つ行動形態は、他にもいくつか存在する。予防的展開、予防的武装解除、予防的人道活動。さらには、当事国政府あるいは関係国政府の同意の下に、良好な統治、人権および経済・社会開発に関する広範な活動を含みうる予防的平和建設も、このような効果を持つと言える。
653. 「平和創造」という言葉にも、定義付けが必要である。国連の用法によれば、この言葉は、戦闘行為を停止し、紛争の平和的解決を話し合うよう紛争当事国を説得する外交手段の利用を意味する。予備的行動のケースと同様、国連が役割を演じることができるのは、紛争当事国がこの役割に同意した場合のみである。このため、平和創造には、国連の用語としては「平和執行」と呼ばれる、戦闘行為終結を目的とした一方の当事者に対する武力行使は含まれていない。
654. この1年間には、憎むべきテロ行為が続発した。その結果、国際社会には、テロ犯罪者およびその後援者に対してより効果的な措置をとることが緊急に必要であるとの認識が広がっている。中東における暴力行為への対処を目的に1996年3月13日にエジプトのシャルム・エル・シェーフで開かれた「平和創造者サミット」は、国際社会が行動を起こす意志を強く示すことになった。サミットは、テロ行為を停止させ、テロ集団に対する資金源を断ち切るべく、努力の調整を進める必要性を強調した。このサミットにおいて、私は、1994年12月9日の「国際テロ根絶のための措置に関する宣言」の採択によって国連総会が担った開拓者的役割を強調した。この宣言は、1995年12月11日の総会決議50/53によって再確認されている。この決議採択の意味

するところは、国連は、各国が一堂に会してテロ対策作業を行う唯一の地球的フォーラムであるということ、ならびに、総会の行った決定を通じて、加盟国は地球的脅威としてのテロと闘う手段を見いだすことができるということである。国連システムには、テロに対する国際的動員のためのメカニズムとしての役割を果たしていく用意がある。

C. 平和維持

655. 国連の平和維持は、引き続きダイナミックで需要の多い活動となっており、国家間関係の継続的混乱はもちろん、国内における武力紛争にも対応している。国連平和維持

1996年7月31日現在展開中の平和維持活動



要員の数は、1995年7月の6万7,269名から1996年7月には2万4,657名へと、劇的に低下しているが、その任務の複雑性は低下を見せていない（表4参照）。同時に、コフィー・アナン氏を長とする平和維持活動局は、過去数年間の組織的成果を吟味・確立するとともに、これをさらに積み上げる機会として、いくつかの活動の解散あるいは縮小を行っている。

656. 現在展開中の平和維持活動16件のうちのほとんどは、極めて困難な任務に直面している。これは、現代の紛争が、正規軍だけでなく、命令系統のはっきりしない民兵および市民をも巻き込んだ内戦であるという事実を反映するものである。こうした紛争においては、国家としての体裁が崩壊し、無政府状態が出現しているケースもある。停戦の合意は、達成された場合でも脆弱である。ほぼ当たり前のように発生する人道的緊急事態は、戦争当事者のしばしば意図的な援助努力妨害によって、一層悪化している。交渉による平和的解決は、達成された場合、広い範囲の軍事、政治、人道およびその他の文民的側面を網羅しなければならない。和平合意は自ずと執行されるものではなく、遵守を確保するためには、国連の平和維持ミッションによる粘り強く集中的な努力が必要である。また、解決策を長続きさせるためには、国連システムの様々な部分からの貢献を得て、長期的プログラムを作成し、紛争の根本的原因に取り組むとともに、国民的和解を促進することが必要である。

表4 1996年7月31日現在展開中の平和維持活動に従事する
平和維持軍、軍事監視員および文民警察

	平和維持軍	軍事監視員	文民警察	合計
国連休戦監視機構 (UNTSO) ……………	—	173	—	173
国連インド・パキスタン仲介 ミッション (UNMOGIP) ……………	—	44	—	44
国連キプロス平和維持軍 (UNFICYP) ……………	1,202	—	33	1,235
国連兵力引き離し監視軍 (UNDOF) …	1,043	—	—	1,043
国連レバノン暫定軍 (UNIFIL) ………	4,489	—	—	4,489
国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM) ……………	936	238	—	1,174
国連アンゴラ検証団 (UNAVEM) ………	6,392	408	254	7,054

国連西サハラ住民投票ミッション				
(MINURSO)	47	212	26	285
国連平和部隊 (UNPF)	79	—	—	79
国連東スラボニア、バラニャおよび				
西スレム暫定機構 (UNTAES)	4,636	100	441	5,177
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・				
ミッション (UNMIBH)	3	50	1,641	1,694
国連予防展開軍 (UNPREDEP)	1,044	36	26	1,106
国連ブレブラカ監視団 (UNMOP)	—	28	—	28
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	—	122	—	122
国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	600	—	300	900
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1	9	—	10
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	—	44	—	44
合計	20,472	1,464	2,721	24,657

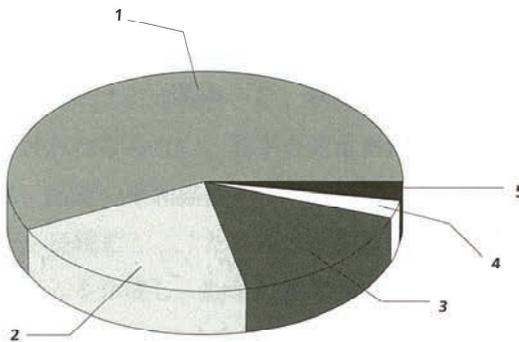
657. このように課題が多く危険な状況のなかで、国連の活動は、緊張状態が激化あるいは爆発するのを防ぐための安定化要素となっている。私は、このような形で国際社会に奉仕し、しばしば文字通り戦争から平和へとバランスを移動させた人々に対し、感謝の意を表すものである（図18～20参照）。私は特に、そのために命を捧げた人々に対して、深く敬意の念を表したい。

658. ここ事務局では、この1年間においても、平和維持の制度的欠陥のいくつかについて、引き続き取り組みがなされている。平和維持要員を迅速に展開する上での諸困難は、引き続き大きな不安材料となっている。総会は、私に対し、軍事・文民本部機能に秀でた職員から成る、迅速に展開可能な本部チームを開発するよう促した。これを受けて、事務局は、関係各国代表団との密接な協力作業により、このための計画策定を行っている。この分野では、これまでも大きな前進が得られており、極めて近いうちに具体的な成果が現れるものと期待される。同様に、総会の勧告に応じ、私は、アフリカにおける紛争防止および平和維持への備えを強化する提案を行った。これらの提案実施において、私は、加盟国の継続的な支援を必要としている。関連する問題としては、待機取極システムをさらに発展させるための努力が、大きな進展を見せている。しかし、改善の余地は依然として大きく、私は、すべての加盟国に参加を呼びかけたい。

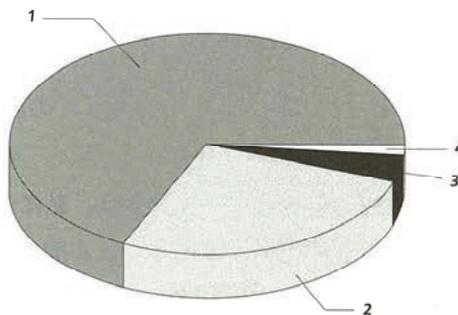
659. 加盟国と事務局は、平和維持活動のための支援勘定の収入の落ち込みに対処する方策を考案すべく、作業を行っている。この勘定は、事務局に平和維持活動の設立、管理および支援を可能にする職員の大半に対する資金を手当するものである。支援勘定に係る人事および資金調達に関する私の提案は、加盟国からも幅広い支持を得ている。これらの提案は、痛みのともなう削減を行いながらも、加盟国の積極的な関与によって過去数年間に慎重に打ち立てられてきた平和維持活動局の構造的全体性を保とうとするものである。

図18 平和維持活動に従事する文民要員、1995年および1996年

1995

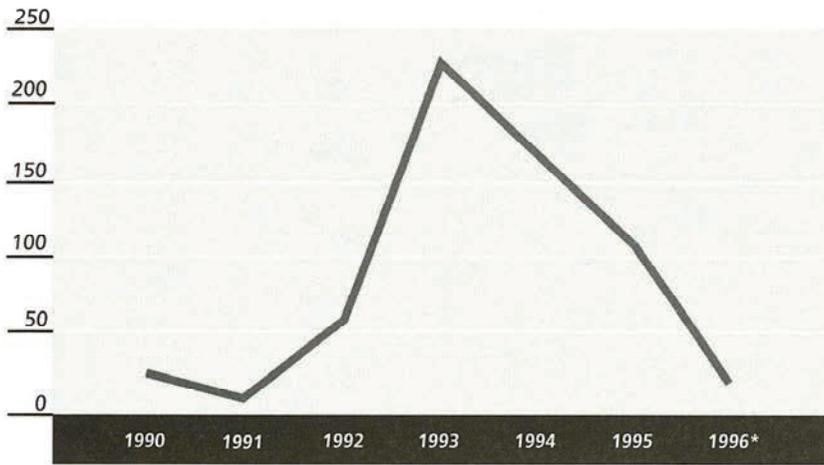


1996

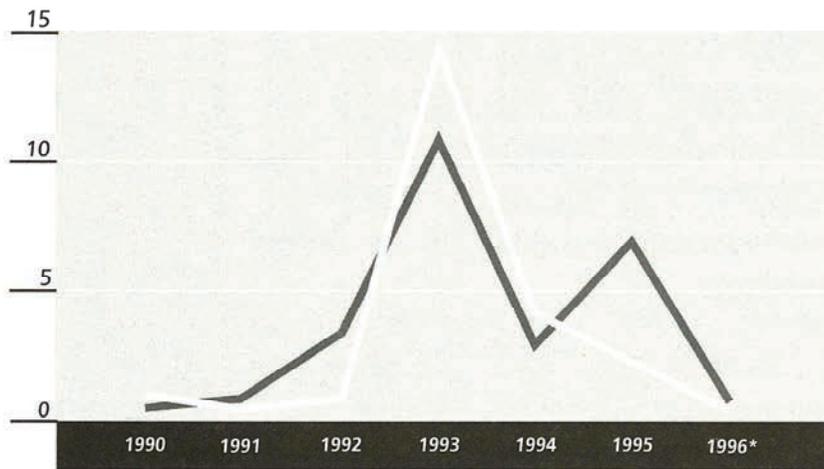


1. 現地職員 (1995年—4,288人、1996年—4,907人)
2. 国際職員 (1995年—2,124人、1996年—2,246人)
3. 契約職員 (1995年—1,572人、1996年—224人)
4. 国連ボランティア (1995年—79人、1996年—37人)
5. 臨時職員 (1995年—228人)

図19 勤務中に死亡した平和維持活動要員、1990-1996年
軍隊、文民警察および監視員



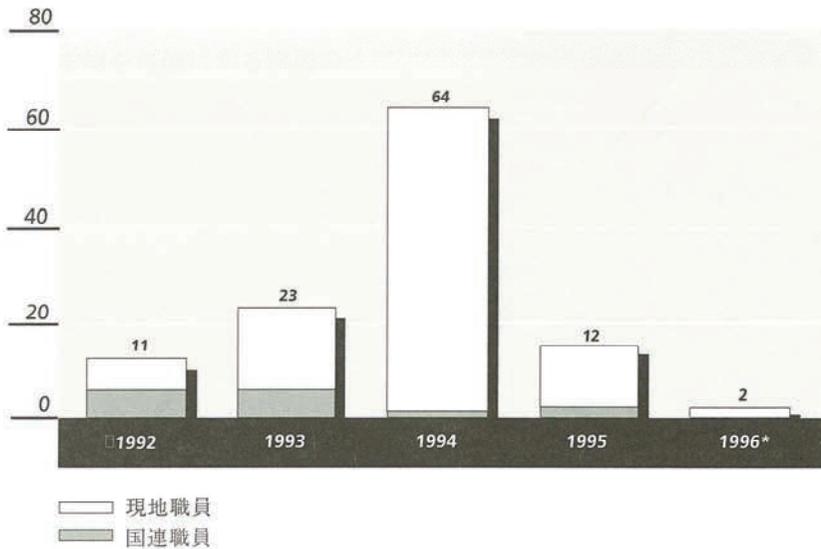
現地および国連職員



□ 現地職員
■ 国連職員

*1996年7月31日現在

図 20 勤務中に死亡した文民の平和維持活動要員、1992-1996年



* 1996年7月31日現在。平和維持活動に従事する文民スタッフを含む。

660. 国連の財政危機により、兵員提供国に対する期限どおりの支払いができていないことから、これらの国々は特に大きな打撃を受けている。その結果、国際社会のために大切な自国民の命を危険にさらしている、世界の最貧国を含む国々に対して、さらなる財政負担という報いを以て応じるという、実に馬鹿げた状況が発生している。一部の加盟国がその分担金を期限どおり全額納めない場合、兵員提供国は事実上その不足分を補っているのである。
661. この1年間においては、平和維持活動から得られた2つの重要な教訓が再確認された。まず第一に、各々の活動、特に、敵対的行為にさらされる可能性の高い状況へと派遣される活動は、委任された任務を遂行し、かつ、自らを守るために必要な力を持って展開されるべきである。そうでなければ、国連、特に安全保障理事会の信頼性、および、その職員の安全は、危機に晒されることになる。第二に、紛争当事者に和平を達成する意志がなければ、平和と安全保障のためのいかなる手段も恒久的な和平をもたらすことはできない。恒久的な和平は、当事者すべてが、自ら遵守の意志を有する誠実な合意に達した場合にのみ、見えてくるものなのである。国際社会が当事者によるこのような合意を助けるために、積極的な働きかけを行うことは、強制よりも適切であるばかりか、最終的にはより効果的であることも多い。
662. 国連平和維持活動は、信頼醸成に貢献することによって、このようなインセンティブを与えるものである。私の意見では、この点での国連の能力を強めるために、国連の

活動が紛争被害区域に展開される場合には、派遣団長（通常は事務総長の特別代表）に、些細なものではあっても、被災民に何らかの直接的な開発援助を提供する能力を与えるべきである。国連の活動にこのための資源が与えられていたわずかなケースにおいては、この援助がそれ自体価値のあるものであったばかりでなく、ミッションの全般的成功においても重要な要素としての役割を果たしている。例えば、モザンビークでは、私の特別代表が利用した小規模な信託基金が、大きな効果を生み出し、国連モザンビーク活動を成功裏に完了させる努力において、大きな助けとなっている。この活動の成功については、私が昨年報告したとおりである。さらに最近、虐殺事件後のルワンダにおいては、こうした手段がなかったために、同国における私の特別代表の努力が制約を受けることになった。

D. 展開中の予防外交、平和創造および平和維持活動

1. アフガニスタン

663. 総会決議 48/208によって設立された特別ミッションは、この1年間も、この長引く紛争に解決策を見いだそうと懸命の努力を行った。しかし、アフガン各派に権力分配に合意する政治的意思が見られないこと、および、アフガニスタンの内政に対する外部勢力の介入が顕著に拡大していることにより、これまでのところ、国連の努力は妨げられている。
664. 特別ミッションのマフムード・メスチリ団長は、1995年9月に同地域に帰還したが、この時アフガニスタンはほとんど戦争状態にあった。この危機的状況に鑑み、私は、メスチリ氏に対し、(a) 主要な戦闘当事者間に即時停戦協定を結ばせ、各々が停戦時に占領していた拠点および領土を保持させること、および、(b) その直後に、ブルハヌディン・ラバニ大統領による政権委譲のための真剣な討議を当事者間で開始させること、という2つの目標を懸命に追求するよう指示した。これらの目標に向け、メスチリ氏は、アフガニスタンの各都市を何度も往来し、アフガン指導者と会談を行った。メスチリ氏はまた、イラン・イスラム共和国とパキスタンを訪問し、政府高官との協議を行っている。しかし、停戦提案に関する戦闘各派の意見の間には、依然として大きな隔たりがあった。
665. メスチリ氏との協議を受けて、ラバニ大統領は、1995年11月6日、ある個人あるいは評議会に政権を委譲する意思を公表するとともに、国連の仲介の下に、戦闘各

派と多くの中立的人物が一堂に会し、政権委譲に適したメカニズムと日付について合意すべきだと提案した。しかし、和平交渉に何らかの進展が見られても、現地での戦闘悪化がこれを遮った。11月下旬には、カブール周辺で、政府軍とタリバンとの間の激しい戦闘が勃発した。メスチリ氏は、11月26日に現地を離れ、ニューヨークにいる私に報告を行った。

666. 1996年1月12日、メスチリ氏は、総会から新たな委任を受けて現地に着任し、特別ミッションはその活動を再開した。メスチリ氏が、アフガン指導者および関係国政府との間で一連の集中的協議を行っている間も、カブールはタリバンによって包囲されていた。タリバンと政府軍の戦闘は一進一退の状況にあり、突発的に激しい戦闘が発生した。双方による無差別的なミサイル発射と空爆がほとんど毎日報告された。こうした状況は、国連主導による和平プロセスに大きな妨げとなった。私は、アフガン当事者に対し、直ちに戦闘行為を停止し、無条件で平和的対話の場につくよう、繰り返し要請した。
667. この1年間において、私は、1996年4月3日と7月16日の2度にわたり、総会に進捗状況に関する報告書を提出した。2度目の報告において、私は、総会からの指示によって特別ミッションが懸命に模索している持続的停戦と平和的政権委譲という目標が、依然として達成から程遠い状態にあるという状況判断を行った。平和的な交渉よりも軍事的な手段を通じて目的の追求を望むという戦闘当事者の態度は、根強く継続するものと思われた。アフガン勢力間の話し合いは、歓迎されるべきものではあったが、主要な戦闘当事者その他を交渉の場につかせることはできていなかった。その一方で、特別ミッションに対して繰り返し和平への希望を示したきたアフガニスタン国民の惨禍は続いた。また、縮小する兆しのない外国の介入は、政治的解決の模索を妨げつづけた。このような状況において、私は、アフガン指導者の対立を解消させ、近隣国その他にこの努力を支援すべく協力することを呼びかける、中立的第三者の必要性が明らかであると結論づけた。これこそが国連とその特別ミッションの役割なのである。
668. 1996年5月24日、メスチリ氏は私に対し、健康上の理由で辞任せざるをえない旨通報した。私は、遺憾ながらも、5月末付でメスチリ氏の辞任を受け入れ、同人による困難な任務の遂行努力に対して謝意を表明した。その後、私は、7月7日付で、ノルベルト・ハインリヒ・ホル氏を特別ミッションの団長に任命した。ホル氏は、特別ミッションのカブール帰還まで、ジャララバードを本拠として活動している。
669. 特別ミッションを強化し、アフガニスタンにおける国連の政治的プレゼンスを合理

化するため、私は、6月末を以て、アフガニスタン事務総長事務所の閉鎖を決定した。アフガニスタンにおける国連の平和創造活動は、現在すべて特別ミッションに統合されている。

670. アフガニスタンは、世界の「忘れられた」緊急事態、すなわち「孤児」的紛争の一例である。1995年10月、私は、人道問題担当事務次長に対し、数多い人道的被災地の訪問先にアフガニスタンを加えるよう要請した。事務次長の帰還を待って、国連は、アフガニスタンに対する人道・復興援助のための機関合同アピールを發し、1995年10月から1996年9月までを対象とする1億2,400万ドルの資金要請を行った。国連アフガニスタン人道援助調整室が取りまとめを担当するこのプログラムは、国内避難民に対する援助、地雷除去、自発的帰還、食糧援助、ならびに、農業、保健、人材開発および物理的インフラの分野における緊急介入を主眼とするものである。
671. 1995年11月、アフガニスタンの一部を支配する当局は、女子の教育および女性の雇用に対する制限を發表した。国連機関は、女子のアクセスが禁じられた区域においては、教育プログラムへの支援を中絶すべきことで合意した。
672. 1995年から1996年にかけての冬は、カブールでは一段と厳しい時期となった。過酷な気候、急激な価格上昇、市の一時的封鎖および間断のない爆撃は、すでに蔓延している惨禍をさらに悪化させた。国連機関は、赤十字国際委員会（ICRC）および非政府機関と協力して、冬季緊急救援計画の実施に努めた結果、市民の三分之一が、緊急食糧援助と救援物資の配給を受けている。人道援助とより長期的な復興活動の連関を強化・促進する重要性を認識した国連機関、非政府機関および援助国政府の代表は、1996年6月26日、イスラマバードで会合を開いた。会合では、調整・協力メカニズムの再検討と資源動員戦略の開発が行われたほか、人道援助と開発援助の連関が話し合われた。

2. アンゴラ

673. 数次にわたる遅延にもかかわらず、この1年間においては、ルサカ協定の規定実施において、ある程度の成功が得られている。政府とアンゴラ全面独立民族同盟（UNITA）の双方が善意を示し、さらなる戦闘につながりうるあらゆる行動を慎むことを継続すれば、達成されたわずかながらの前進は確立され、アンゴラ国民は、同国の社会・経済開発の追求に大いに必要とされる安定的な平和をついに手に入れられる可能性がある。

674. 私の特別代表であるアリウン・ブロンダン・ベイ氏は、オブザーバー3ヵ国（ポルトガル、ロシア連邦および米国）の全面的支援を受け、当事者に締結した協定の実施を説得する努力を続けた。いくつかの機会に、私は、政府およびUNITA指導者と直接接触し、和平プロセスの継続的進展を図った。平均で7,200名を超える軍事・文民要員を要する第3次国連アンゴラ検証団（UNAVEMIII）は、現在、国連で最大の平和維持活動となっている。同国には、ブラジル、インド、ルーマニア、ウルグアイ、ザンビアおよびジンバブエの6ヵ国の歩兵部隊が展開している。6ヵ所の地域本部に加え、アンゴラ国内全土のおよそ60ヵ所には、UNAVEMIIIの軍事・警察監視員が展開している。
675. ルサカ議定書の実施監督を主に担当する合同委員会は、定期および特別会合を開催し、和平プロセスの様々な側面を検討した。合同委員会は、通常はルアンダで会合を開くが、アンゴラ国内のその他の都市でも会合が開かれている。ベイ特別代表が議長を務める合同委員会は、多くのアドホック委員会、および、代表団長レベルで毎日会合を開くフォローアップ機構を設立している。また、停戦違反を防止し、その帰結を直ちに統制するために、両当事者の幹部レベルの軍人代表から成る武力紛争防止グループも設置されている。
676. 1994年11月20日のルサカ議定書調印以来、ジョゼ・エドゥアルド・ドス・サントス大統領とUNITA指導者のジョナス・サビンビ氏は、アンゴラ国外で4回会談を行っている。しかし、議定書調印と二人のアンゴラ指導者の会談で高まった期待は、依然として大部分が成就されていない。国民統一・和解政府は未だ樹立されないままである。UNITA側から指名された職員は、全国、州、地方いずれのレベルにおいても国家行政府に参加していないばかりか、ほとんどのUNITA議員は、国民議会に戻ってきていない。サビンビ氏は、1996年3月1日、リーブルビルで、ドス・サントス大統領から、副大統領2人のうちの1人を務めるよう公式に招請されたものの、サビンビ氏がこれに積極的な反応を見せるかどうかはまだ定かでない。
677. ルサカ議定書調印後まもなく完了する予定であった軍事交渉は、依然として非常にゆっくりとした進展しか見せていない。1995年9月後半になってようやく、UNITAは、その参謀総長によって率えられる軍の高級レベル代表団を派遣し、UNITA軍のアンゴラ正規軍への統合に関する政府との討議を開始した。いくつかの部分的合意、および、UNITA軍の将軍のアンゴラ正規軍への復帰を可能にする恩赦法修正案の国民議会通過にもかかわらず、UNITA軍の統合、および、国内インフラ復興支援

の役割を果たすことになる「第4支部」の設立に関する交渉は、いまだ完了していない。

678. 未だ完全に実施されていないルサカ議定書の条項としては、UNITA軍の全国約15ヵ所の宿営所への撤収もあげられる。1995年の夏から秋にかけて、UNAVEMIIIは、宿営区域の設置を開始した。そのうちのいくつかは11月初旬までに完成し、ルサカ議定書調印1周年に当たる11月20日には、宿営プロセスが正式に開始された。UNITA軍の宿営はウアンボ州で始まり、12月にはさらに3ヵ所にも拡大されたが、暫くの間、宿営区域に到着した兵士の数は非常に少なかった。UNITA兵の一部の年齢も、さらに懸念材料となっている。
679. 安全保障理事会が、政府およびUNITAに対し、これらの問題解決を早めるよう、数次にわたって要請を行っていた矢先の10月に、ルアンダのUNITA参謀総長宅で発生した発砲事件は、和平プロセスに深刻な打撃を与えた。UNITAはこの事件を暗殺未遂事件と考え、ルアンダから軍の代表団を引き揚げた。この間、傭兵、すなわち、両当事者（特に政府）によって雇われていた外国人の軍事・治安要員の帰還の問題も、追加的な障害となりつづけた。小規模の停戦違反もなかなか収まらなかった。さらに、政府が軍事作戦を準備しているとの情報も流れたが、この時点では、このような潜在的な不安定化工作は実行されていなかった。
680. 1995年末までには、7,000名の兵士および軍事監視員、240名の警察監視員、ならびに、全国約60ヵ所に駐在する様々な文民スタッフの配置を以て、UNAVEMIIIの展開はほぼ完了した。局地的レベルおよび高級政治レベルの双方において、UNAVEMIIIのプレゼンス、および、当事者に対する調停活動は、軍事情勢の安定化・改善、および、ルサカ議定書実施におけるある程度の成功達成に貢献している。
681. 国連文民警察監視員の果たす役割は、ますます重要になってきている。文民警察監視員は、1995年末までの政府機動隊の撤収開始を促進した。UNAVEM文民警察監視員はまた、一般市民の武装解除のための包括的提案を行ったほか、ルアンダにおけるUNITA指導者のための安全確保措置をモニターする上で、重要な役割を果たした。なお、一般市民の武装解除は、1996年7月から実施に移されている。
682. 文民警察は、UNAVEMIII人権ユニットとともに、人権侵害の訴えを詳しくモニターし、必要に応じてこれを調査する上で、中心的な役割を演じている。誘拐、不法監禁、拷問等、両軍分子による一般市民に対する人権侵害が広がりを見せているなかで、この問題は、国連にとって特に懸念材料となり続けている。人権ユニットは、人権に関

する基礎知識を普及する全国的プログラムを発足させるとともに、ルアンダおよびいくつかの州都において、一連の訓練ワークショップおよびセミナーを開催している。

683. 和平プロセスの進展に向けて全力で努力が続けられているにもかかわらず、1995年末にかけて、再び事態を悪化させる事件が生じた。アンゴラ政府軍は、軍事攻撃をしかけ、ザイル北部州のソヨ油田地帯近くの数カ所を制圧した。この攻撃を受けて、UNITAは、ほとんど開始されていなかった自軍の宿営を中断すると発表した。また、UNITAは、一部の区域において、国連およびその他の国際職員の移動を制限した。UNAVEMIIIのUNITAとの協力関係は目に見えて悪化したため、1996年1月初旬、私はサビンビ氏に電話し、この不満足な状況について強い懸念を表明した。
684. ルサカ協定実施において具体的な進展が見られなかったことから、国際社会は、両当事者に対する圧力を増大させた。1995年12月、ドス・サントス大統領は、ワシントン訪問中に、回復したばかりの区域から政府軍を撤退させること、政府に外人の兵士および治安支援要員を提供していたエグゼクティブ・アウトカム社との契約を終結すること、機動隊の撤収を開始すること、ならびに、その他いくつかの重要な任務を遂行すること等を旨とする誓約を行っていたが、大統領はこの誓約を履行したため、事態はようやく打開されることになった。私の特別代表、および、オブザーバー3カ国の代表の努力により、アンゴラの両当事者は、この時点で、すべての軍事活動の無期限停止、軍事任務の終結、捕虜の釈放、敵対的宣伝活動の停止、UNITA兵の撤収再開、および、アンゴラ政府軍の至近の兵舎への撤収に合意した。
685. 1996年1月、これらの合意事項実施のための新たな日程案が承認された。安全保障理事会は、アンゴラ両指導者宛の1月16日付議長書簡により、国際社会が不満を募らせていることを再び強調した。また、1月には、両当事者が武力紛争防止グループを設立したが、同グループは、国連の傘下でルアンダにおいて活動を行っている。さらに、UNITA代表団は、ルアンダに戻り、同軍のアンゴラ政府軍への統合に関する交渉を再開した。この点で、いくつかの重要な決定が下されたが、肝心の詳細については、最終的な詰めが行われなかった。
686. ルサカ議定書調印から1年以上が経過した1月19日、サビンビ氏は遂に、6万2,500人とされるUNITAの軍事要員のうち1万6,500人が、2月8日までに宿営地区に出頭することを誓約した。この誓約は、期限をやや遅れて実現されたものの、その直後、和平プロセスは再び暗礁に乗り上げた。その後、和平プロセスは時折発作的に進展を見せたが、そのほとんどは、UNAVEMIIIの活動期限延長を検討する安全保障

理事会からの圧力によるものであった。宿営プロセスは多くの点で不安材料となっており、宿営要員の強制的「徴兵」が報告されたほか、UNITA軍によって放棄された武器は、質的にも量的にも不十分なものであった。事前に周到な準備が行われたにもかかわらず、宿営プロセスは、UNAVEMIIIに対して重大な兵站上の課題を突きつけたため、ドナーからの多額の援助が必要となった。UNITA側から不満が寄せられたものの、宿営キャンプの条件は十分であると判定され、治安情勢も平穏に推移した。

687. 2月～3月までに、停戦違反件数は大幅に減り、UNITAが鉱山を支配しているダイヤモンド生産地、ならびに、UNITAおよび政府軍双方の分子による強盗行為、家畜窃盗および村落に対する攻撃が続いていたベンゲラ州およびウイラ州において、小競り合いが見られる程度になった。この時期にも、非武装の軍事監視員を含む国連職員が数名攻撃を受けたため、安全保障理事会は強い非難を行った。
688. 3月1日のリーブルビルにおける前回の4度目の会談において、ドス・サントス大統領とサビンビ氏は、数多くの措置について合意したが、この措置が実施されれば、和平プロセスが大幅に前進する可能性がある。かかる措置としては、6月までにアンゴラ正規軍の編成を完了すること、翌月までに国民統一・和解政府を発足させること等があげられる。このため、ドス・サントス大統領は、サビンビ氏に対し、副大統領の2つのポストのうち1つを占めるよう正式に招請する一方で、サビンビ氏は、大統領に対し、将来の政府に加わる予定のUNITAメンバーのリストを提出した。選挙に関し、サビンビ氏は、1995年の了解事項に合意したが、これによれば、国民統一・和解政府の樹立後に、国民議会議員の任期が延長されることになっている。
689. 1996年3月および4月までに、政府機動隊の宿営は最終段階を迎え、6月には、5,500人が13の拠点に撤収して、プロセスは完了した。このプロセスを厳密に監視したUNAVEMIII文民警察監視員は、定期的に出欠をとり、貯蔵兵器を検証し、機動隊に集中的な訓練を行った。これと同時に、政府軍の前線からの撤収も、いくつかの困難を伴いながらも進んでいる。
690. 5月中旬、サビンビ氏は、私の特別代表に対し、6月15日までに合計5万人のUNITA兵が撤収すること、および、6月末までに撤収プロセスが完了することを誓約した。サビンビ氏はまた、UNITA兵が、「より大型で性能のよい」兵器を国連に引き渡すと約束した。7月末までに、5万7,000人のUNITA兵が宿営しているが、このうち約8,000人は宿営場所を離れている。また、この頃までに、UNITAは、UNAVEMに対し、北部および南部に貯蔵されていた大量の弾薬および重兵器の引渡

を始めている。

691. 5月8日、ドス・サントス大統領は、新恩赦法を公布した。これにより、軍事問題に関する交渉の終結に対する大きな障害の一つが除去された。UNITA兵の宿営ペースは加速し、政府軍の兵舎撤収も第2段階を迎えた。UNITA兵のアンゴラ政府軍への編入についても、修正された野心的な日程案が承認され、7月末までに編入のためのあらゆる実務的措置（国連によって検証される）が完了することになった。統合軍に加わらないことになるUNITAおよび政府軍の要員の動員解除、ならびに、一般市民の武装解除については、積極的な準備が行われているほか、両軍の兵士は、国内における人およびモノの自由な移動を促進するため、主要道路の合同パトロールを開始している。ICRCの援助もあり、両軍による捕虜の釈放は、7月までに完了した。
692. この1年間において、安全保障理事会は、アンゴラ和平プロセスの維持・支援、両当事者に対するルサカ議定書およびその後の合意実施を迅速化する必要性の周知徹底、ならびに、これらの協定実施における進展の遅さおよび頻繁な遅延への国際社会の苛立ちに対する両当事者の注意喚起という点で、死活的な役割を演じている。両当事者に対して、このメッセージを強調し、引き延ばし作戦が受け入れられないことを確信させるため、安保理は、UNAVEMIIIの活動期限を短期間だけ延長した。私自身も、いくつかの機会を捉え、安保理に対する報告において、和平プロセスの進展の遅さに対する強い不満を表明するとともに、個人的に、双方の指導者に対し、その進展を早めるよう促した。このような継続的圧力もあり、上述のようにプロセスの成果が確保されたわけであるが、現状を見ると、今後数カ月間は圧力を加えつづける必要があると思われる。
693. 1996年初めには、停戦違反件数の大幅な減少など、軍事・政治情勢が改善したのを受けて、地雷除去および道路・橋梁復旧作業は、そのペースを早めた。これによって、ほとんどの人道救援物資の輸送が可能になり、それまでアクセスできなかった多くの地域にも援助が届くようになった。和平プロセスが前進するなかで、国連による援助の重点は、緊急援助活動から、戦争で破壊されたアンゴラの経済・社会インフラ復旧および長期的開発へと、徐々にシフトしている。例えば、食糧援助の重点は、全般的な配給から、対象を絞った援助、および、労働の対価としての食糧供与プログラムへと移ってきている。1995年11月に実施された種子・農具配給プログラムは成功を収めたものの、一部の地域では、雨不足により、その影響は軽減されるものと見られる。
694. 人道問題局の人道援助調整ユニットの調整により、人道援助団体は、多数の国内避難民およびその他の戦災者に対する援助提供を続けた。UNAVEMIIIの軍事部隊は、

自主的に、臨時診療所および小学校の運営など、様々な人道プロジェクトを実施している。一部の部隊は、青少年に生計を立てる準備を施すべく、職業訓練校を開設している。

695. このように状況の改善は見られるものの、今後数カ月は人道援助が必要と見られる。局地的な治安悪化と兵站上の制約により、引き続き孤立している国民もいる。このような人々の状況はさらに悪化している可能性が高く、アクセス可能になった段階で即座に緊急援助が必要となろう。さらに、突然の戦闘勃発および地元当局との関係悪化により、救援努力に障害が生じるケースも時折見られる。
696. 4月、アンゴラのための新たな機関合同アピールが出され、270万人と見られる被災者および国内避難民、20万人の帰還難民、元兵士およびその他の元戦闘員10万人、ならびに、その扶養家族40万人程度について、1996年度のニーズを充足するため、1億8,700万ドルの資金要請が行われた。
697. アンゴラ和平の長期的見通しは、アンゴラ政府軍に残らない戦闘員の動員解除および市民生活への再統合が成功するかどうかにかかっている。1995年11月に開始された動員解除プログラム第1段階は、UNITA兵を対象として、登録、食糧援助、医療および基礎教育が施された。また、兵士の家族および宿营地付近のコミュニティに対しても、援助が提供されている。この作業は、国連機関と国際・地元非政府機関の協力によって行われており、人道援助調整ユニットが調整を担当している。関連する問題に包括的な対処を行うため、国連の傘下に特別技術作業部会が設置されている。私の特別代表は、この死活的努力に対する必要な国際援助確保に、特に注意を集中させている。

3. アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ地域

698. アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ地域をめぐる同国とアルメニアの間の紛争は、旧ソ連独立国家の間でも最も歴史の古い民族間対立である。1994年12月にブダペストの欧州安全保障協力機構（OSCE）サミットで設立されたOSCEミンスク・グループは、同地域の平和創設に主導的役割を果たしているが、その努力にもかかわらず、紛争は未だ包括的解決に至っていない。それでも、ミンスク・グループの共同議長を務めるフィンランドおよびロシアは、和平プロセスを前進させるための措置を積極的に追求している。共同議長は、紛争当事者の参加いかんにかかわらず、定期的にミンスク・グループ会合を招集するとともに、同地域に数多くの調査団を派遣して、最高レベルでの交渉を行っている。さらに、現在OSCE議長を務めるスイス外相は、バ

クーおよびエレバンを訪問し、ミンスク・グループ共同議長による「パッケージ解決枠組み」に関する話し合いを行った。

699. 紛争当事者は、平和的解決へのコミットメントを執拗に強調している。1996年5月初旬、ロシア連邦のエヴゲーニ・プリマコフ外相が同地域を訪れ、残っているすべての捕虜の交換を促した際にも、このコミットメントは確認されている。この重要な人道的ステップは、ミンスク・グループが従来から求めていたものであり、パッケージ解決枠組みに関する交渉の行き詰まりを打開する一層の信頼情勢措置と考えられていた。
700. 私は、ミンスク・グループが協力するロシア連邦による仲介努力を受けて、1994年5月12日に発効した同地域における停戦が、当事者双方によって遵守されていることを歓迎する。しかし、政治的解決がないまま、アゼルバイジャンの広い地域が依然としてアルメニア人勢力によって占領されている。さらに、数十万人の難民と国内避難民が、その故郷に帰還できないでいる。
701. OSCE ミンスク・グループの共同議長は、政治問題担当事務次長を通じ、和平プロセスの進捗状況を定期的に安全保障理事会と私に通報してきている。1995年9月、OSCEの努力を支援する意味で、私は、ナゴルノ・カラバフ地域に、アルド・アジェロ事務次長の率いる仲介ミッションを派遣した。4名の共同議長は、1996年4月16日、国連本部を来訪し、安全保障理事会の非公式協議でブリーフィングを行った。この機会を捉え、安保理事国は、ミンスク・グループの和平努力に再び強力な支持を表明した。私もまた、こうした努力に支援を続けるとともに、OSCE 平和維持活動に対する技術援助を提供する用意がある。平和維持部隊は、OSCE 傘下で政治的合意が得られた際に展開予定である。

4. ブルンジ

702. ブルンジ情勢は、私にとって引き続き重大な関心事項となっている。1993年10月以来積極的に国民的和解を促進してきた私の特別代表、アハメドゥ・ワールド・アブダラー氏は、1995年10月末に任期を終えた。12月22日、私はマルク・ファギー氏を後任に任命した。就任以来、ファギー氏は、全政党間の対話を実現するための努力を継続している。この努力は、タンザニア連合共和国のジュリアス・K. ニエレレ元大統領とも協力して行われているが、ニエレレ氏の活動は、アフリカ統一機構(OAU) および欧州連合(EU) からも支援を受けている。
703. 私は、1995年10月11日の総会に対する報告において、1995年11月か

ら12月にかけて予定されている国民的討議は、当事者が対立と暴力から平和と和解へと動きだすきっかけを与えるだろうという希望を表明した。遺憾ながら、この討議は実現しなかったが、1996年4月、その準備のための検討がブルンジ政府内で開始された。ブルンジでは、国民的討議が幅広い政治的対話のための適切なメカニズムと考える者も多かったが、現状の危険な治安情勢下では、かかる討議を行うのは難しいと見る向きもあった。

704. 1996年3月上旬以降、事態は悪い方向へ転回し、政治的穏健派の影響力は低下を続けた。元内務大臣のレオナル・ニヤングマ国民民主防衛評議会議長が率いるフツ族武装集団は、その活動をますます活発化し、ツチ族の一般市民が攻撃の犠牲となることも多かった。このような攻撃を受けて、ブルンジ軍は自らフツ族一般市民を攻撃し、多数の犠牲者を出した。フツ族議員2名および北ンゴジ州の知事2名の暗殺を含め、政治的暗殺事件も続発した。国際救援団体のメンバーも暴力の対象となった。このため、ICRC、世界食糧計画(WFP)および人道援助に関与していたその他の非政府機関は、ブルンジ北部におけるニーズの高い活動を中止あるいは中断した。このような中で、7月20日には、300人を越すブルンジ避難民虐殺事件が発生し、その5日後、ブルンジ軍は、軍部による政権掌握を宣言するとともに、元大統領のピエール・ブヨヤ少佐を新たにブルンジ大統領に任命した。
705. この1年間において、安全保障理事会は継続的にブルンジ問題の審議を行い、その動向について定期的なブリーフィングを受けた。私は、安保理および国際社会に対して、人道的な大災害の恐れによって国際社会による緊急活動が必要になる可能性に備え、計画を練るよう繰り返し要請した。1994年8月19日、私は、予防行動の提案を行った。この提案は、1994年10月11日付の私の報告においても繰り返されたが、私はさらに、1995年12月29日、安全保障理事会議長に書簡を送り、この提案を再度想起させた。私は、安保理に対し、ザイール政府の同意を得た上で、同国における軍事プレゼンスを維持し、ブルンジ情勢が突如悪化した場合に緊急に対応できるようにすべきであるとの私の提案を、新たに検討するよう要請した。
706. また、私は、緒方貞子国連難民高等弁務官に対し、私の特使としてブジュンブラを訪れ、治安問題に取り組むとともに、人道援助団体の効果的活動を可能にするためにどのような措置がとれるかを調査するよう要請した。緒方氏は、1996年1月7日から9日まで同地を訪問したが、その後状況は沈静化し、治安上の理由によってブルンジを離れていた人道援助団体も、帰還して活動を再開した。しかし、全般的な情勢は依然と

- して険悪な状態にあった。
707. ブルンジから帰還後、私の特使は、ブルンジの治安情勢に関する勧告を行った。私は、1月16日付の安全保障理事会議長宛書簡において、緒方特使の調査結果および勧告をまとめたが、その中には、ブルンジに技術調査団を派遣し、国連保護部隊が人道援助団体にとっての治安を改善する上で果たしうる役割を検討すべきであるとする勧告があった。この書簡、および、特使の勧告に対する安保理の支持表明を受けて、私は、1月27日、ブジュンブラに技術調査団を派遣した。
708. 状況は依然として深刻であったことから、安全保障理事会は、1月29日の決議1040（1996）を以て、私に対し、OAUおよび関係加盟国との協力の下に、一層の予防措置を検討し、適宜偶発事象対応計画を策定するとともに、技術調査団の成果および偶発事象対応計画策定に関して完全な報告書を提出するよう要請した。私は、2月15日の報告書において、安保理に対し、断固とした行動を取るよう再び求めるとともに、ブルンジにおける緊張状態の再燃は、全面的な戦争、民族間抗争および集団虐殺につながりかねないという私の懸念を繰り返し表明した。
709. 国連治安部隊の展開に関し、技術調査団は、当時の暴力行為と不安定な状況の蔓延に鑑み、治安部隊を派遣してもブルンジの人道援助要員の安全は保証できないだろうと結論した。このため、私は、この時点でかかるオプションの効果は薄いと判断したが、それでも、状況が改善するという期待の下に、治安部隊派遣の可能性を残しておくことを決定した。
710. 偶発事象対応計画に関し、私は、この段階で、国連憲章第7章に基づき、人道的介入のための多国籍待機軍設立の可能性を探ることが有意義であると考えた。私は、待機軍はいずれかの加盟国が統率し、虐殺の抑止、難民、国内避難民および危険にさらされた一般市民に対する安全の提供、ならびに、重要な経済施設の保護の権限を与えられるべきであると提案した。待機軍への参加のための部隊を確保するために、アフリカの数カ国を含め、実証済の緊急展開能力を持つ各国との協議を行うこともできよう。待機軍のために確保された部隊は、各国国内にとどまるものの、極めて短期間で展開できるよう、完全な訓練および装備を施されたものになる。
711. また、私は、12月29日付の安全保障理事会宛書簡で提案したとおり、いずれかの近隣国に、多国籍軍の緊急展開能力を強化するような軍隊を前もって展開することにも、何らかの利点があると判断した。ブルンジ情勢が安定化すれば、この責任は、国連憲章第6章に従って設置された国連平和維持活動部隊に移転することも可能である。平

和維持部隊は、多国籍軍によって確立された安定を維持するとともに、政治的和解プロセスの再活性化を助けることになる。

712. 2月14日、私は、この1年間において密接に連絡を取り合っていたOAUのサリム・アハメッド・サリム事務局長と会談し、後に安全保障理事会に対して行った予防展開提案の概略を説明した。サリム氏は、政治的オプションを優先すべきだとしながらも、状況が劇的に悪化すれば、アフリカ諸国は、ルワンダで発生したような惨禍の防止を目的とした人道的介入を支援するであろうと考えていた。このアプローチに沿う形で、OAUは、4月13日、財政的諸困難、および、ブルンジ当局による行動の自由の制限にもかかわらず、その監視団の活動期限を3ヵ月延長した。
713. 安全保障理事会は、3月5日の決議1049（1996）により、私に対し、偶発事象対応計画に関する関係国およびOAUとの協議を適宜継続するよう促した。安保理は、私に対し、アフリカ大湖地域諸国の政治的・経済的安定の問題に取り組むため、平和、安全保障および開発に関する地域会議の準備を一層進めるよう要請した。さらに、私は、和解と対話を促進し、建設的な情報を伝達するとともに、特に難民および帰還民に関して国連機関が行っている活動を支援するため、ブルンジに国連ラジオ局を設置する可能性に関し、安保理に報告を行うよう要請された。
714. この間も、私の特別代表は、警戒を促す情報を送りつづけた。私は、4月12日付の安全保障理事会宛書簡をもって、国民民主防衛評議会との交渉の問題に関するシルベストール・ンティバントゥンガニヤ大統領とアントワンヌ・ンドゥワヨ首相の間の見解の相違を含む、ブルンジにおける険悪な動きに対して、安保理の注意を再び引きつけた。大統領は、武装集団が暴力を放棄することを条件に、ニヤンゴマ氏と交渉を行う用意を表明したが、首相は依然として同人をツチ族集団虐殺の計画者と見て、交渉を拒んでいたのである。
715. 5月3日に安保理に対して報告を行った際、私は、ブルンジにおける暴力の悪循環を断つためには、双方の穏健派が協力して、真の実効的な連立政府を創設する以外に道はないことを強調した。私の指示を受け、政治問題担当事務次長は、4月24日および25日にブルンジを訪問し、全ての会談相手に対して、私のニエレレ大統領への支援、および、軍事的な解決の道はなく、交渉を通じて政治的な解決の道を探らなければならないとする私の信念を強調した。私はまた、ブルンジが暴力行為によって手の付けられない状態となれば、緊急行動が必要となることも強調した。私は、4月30日にナイロビで私の特別代表と会談した後、同人を通じてンティバントゥンガニヤ大統領とンドゥ

ワヨ首相に個人的な書簡を送り、これらの点を再び確認した。

716. 決議1049（1996）第13パラグラフに従い、私は、偶発事象対応計画に関し、関係加盟国およびOAUとの広範かつ集中的な協議を開始した。私は、依然として、ブルンジで惨事が発生し、多数の一般市民が殺害されるような場合、国際社会は救命のために軍事介入を検討する必要があると確信していた。事務次長は、ブルンジ訪問中、私の計画が大惨事の場合のみを想定しており、純粹に人道的目的を持つものであることを強調した。事務局がその能力の範囲内で講じることを促された措置の一つは、国連憲章第6章による平和維持活動の可能性について計画を立てることであった。この平和維持部隊は、両当事者が政治的合意を達成し、国連に対してその実施援助を求めてきた場合に展開されるものである。かかる活動の計画策定は、この間にも既に進んでいた。
717. 協議を受けた加盟国は、最悪のケースのシナリオを含め、その他の場合のための偶発事象対応計画の策定も進められるべきことで合意した。しかしながら、かかる多国籍軍の計画策定、展開および指揮に関して主導権を握ることを申し出た国はなかった。慎重かつ極秘のうちに一層協議を進める必要性が強調された。
718. 協議を受けた加盟国は、大湖地域における平和、安全保障および開発に関する地域会議のアイデアを保持すべきであると考えた。私自身の考えとしては、すべての関係国の会議参加への同意を得た上で、その具体的招集準備を始めるべきであったが、当時、地域の2カ国は参加に引き続き難色を示していた。
719. ブルンジにおける国連ラジオ局の設置については、政治問題局、広報局および平和維持活動局の技術調査団が、4月15日から21日まで、その可能性を探るためにブジュンブラを訪れた。調査団の結論によれば、技術的に見てラジオ局の設置は可能とも思われたが、ブルンジ情勢が不安定なため、このように極めて目立った、政治的にセンシティブな国連プロジェクトは好ましいものと言えなかった。
720. 私が偶発事象対応計画についてOAUおよび加盟国との協議を続ける一方で、ニエレレ元大統領は、すべての政党間の対話促進を積極的に継続した。4月22日から26日にかけて、ニエレレ氏は、タンザニア連合共和国のムワンザにおいて、実質会合を開催したが、この会合には、ニエレレ氏自身の他、与党ブルンジ民主戦線の指導者ジャン・ミナニ氏と、野党第一党国民進歩連合の指導者シャルル・ムカシ氏のみが出席した。

721. この会合に先立ち、1994年の「政府協約」に調印した12の政党、および、この協約に署名していないジャン＝バプチスト・バガザ元大統領の国民復興党、ならびに、最近結党された勇士同盟は、ニエレレ大統領の招請を受け、4月21日に非公式会談を行った。政府が相変わらずニヤンゴマ氏との会談を拒んでいたため、ニエレレ氏は、国民民主防衛評議会に対する招請を行わなかった。会談は結論の出ないまま終了し、参加政党は、ニエレレ大統領の作成した共同声明案の署名に合意できなかった。しかしながら、5月22日に再びムワンザで会合を開くという合意は得られた。私の特別代表であるアルド・アジェロEU特使と、レアンドル・バソレ駐ブルンジOAU代表も、会合への参加を招請された。
722. ICRCの推計によれば、2月から5月にかけて、戦闘の結果10万人以上の人々が避難民となった。5月9日、北西部のシビトケ州での政府軍とフツ族民兵との新たな衝突によって避難を余儀なくされたブルンジ難民の数は、ブルンジ・ザイル国境の閉鎖にもかかわらず、1万3,000人に及んだ。4月下旬、ブルンジ中部のブホロ村、および、北東部ブバンザ州のキビユカにおいて2件の虐殺事件が発生し、それぞれ200人の一般市民が犠牲となったとの報告があった。ブホロ事件については、3名の国連人権監視員、および、5月9日にブルンジ国家安全保障理事会が設置した調査委員会による調査が行われた。5月15日、調査委員会は報告書を発表し、殺されたのは118人で、犯人はおそらくフツ族民兵あるいは難民であろうと推定した。
723. 私の5月3日の報告を検討した安全保障理事会は、5月15日に議長声明を発表し、いかなる暴力の行使をも強く非難するとともに、恒久的な解決は平和的手段を通じてのみ可能であるとの信念を強調した。安保理は、私と関係加盟国に対し、緊急の問題として、ブルンジにおいて暴力の蔓延あるいは人道的状況の急激な悪化があった場合の緊急人道対策のため、偶発事象対応計画策定を早めるよう要請した。安保理はまた、私に対し、政治的合意が可能な場合、これを支援するために取りうる措置の計画を一層進めるよう促した。
724. 偶発事象対応計画に関し、私は加盟国との協議を続けた。5月23日、事務局は、加盟国86ヵ国に対して、憲章第6章による平和維持活動への参加の用意を質問したところ、8月上旬までに、14件の肯定的な返事と6件の否定的な返事が得られている。アフリカ22ヵ国に対しては、憲章第7章に従って安全保障理事会が承認する多国籍人道介入軍への兵員提供の用意を質問したところ、肯定的返事は3ヵ国、否定的返事は4ヵ国からそれぞれ得られている。これと同時に、欧州、アジアおよび北米25ヵ国の

潜在的援助国に対し、第7章による活動に対する兵站、通信、輸送および機材提供による支援の用意を質問したところ、7ヵ国はこれを拒否したが、7ヵ国は地上軍を除く援助を申し出た。

725. 5月、治安状態は徐々に悪化を続けた。6月4日には、シビトケ州で3名のICRC職員が殺害された。6月中および7月前半には、同国北西部の製茶工場でのツチ族80人の殺害を含め、さらに殺人事件が報告された。
726. この間、6月9日には、第2次ムワンザ会合が結論の出ないまま終幕した。努力の継続を決意したニエレレ大統領は、7月上旬に第3次ムワンザ会合を予定した。ニエレレ氏はまた、地域首脳会議を6月25日にアルーシャで開催することを計画した。
727. 予定通り開催された地域サミットには、タンザニア連合共和国、ケニア、ウガンダおよびルワンダの大統領が出席した。ブルンジからは大統領と首相が参加し、両名とも外国からの安保支援を要請した。しかし、ブジュンブラに戻ると、大統領と首相の間の脆弱な協力関係は崩壊し、7月3日、ンドウワヨ首相は、書簡を以て、ンティバントゥンガニア大統領が、ツチ族主体の軍の中立化を図り、安保支援の要請について隠れた交渉を行っているとは非難した。それでも、7月5日、ブルンジ国家安全保障理事会は、アルーシャ 和平プラン実施のための要件を討議するため、21名から成る軍事・文民専門家委員会を設置した。専門家委員会は、6月25日にアルーシャで設立された国際技術委員会に報告を行い、ウガンダ、タンザニア連合共和国およびエチオピアからの軍隊の展開を予定する 地域和平プランの兵站面を検討することになった。
728. 7月10日、ヤウンデのOAUサミットは、ムワンザでニエレレ大統領が開始した和平プロセス、および、6月25日のアルーシャ地域サミットの成果に対する支援を表明した。しかしながら、一部の地域指導者は、和平プランの有用性を疑問視し、これに関するブルンジ政党間の継続的不協和音を憂慮した。国民民主防衛評議会は、最初から和平プランに反対していた。
729. OAUサミット会期中、私は、ブルンジの大統領および首相と会談を行った。双方とも、現状はもはや容認しがたいことを認めた。私は、平和的解決につながりうる国民的討論がまだ期待できると感じた。しかし、大統領は、治安が確保されてはじめて、かかる討論は可能であると説明した。
730. 7月20日、ブルンジ中部のギテガ州にあるブゲンダナ・キャンプで、300人を越えるブルンジ避難民が虐殺され、治安状態は一層悪化した。ブルンジ当局は、この事

件が、国民民主防衛評議会のツチ族民兵によるツチ族の虐殺であるとしたが、国民民主防衛評議会は事件への関与を否定し、犠牲者はブルンジ軍に殺害されたツチ族であると主張した。犯人像については、何ら独立の情報が得られなかった。

731. 7月22日、安全保障理事会宛書簡により、私は、中部アフリカの大湖地域において、暴力の連鎖を断ち切り、さらなる災禍の発生を防止するために、国際社会が具体的かつ即時の行動を取る緊急の必要性を再び強調した。私は、平和維持活動局に対し、多国籍軍による人道的介入のための偶発事象対応計画につき、その努力を一層強化するよう指示した。

732. ブゲンダナの虐殺事件を受けて、国民復興党のバガザ党首は、この事件とアルーシャ「安保支援」計画への抗議のために、2日間のゼネストを呼びかけた。第3次ムワシニヤ会合は、7月21日に始まったが、野党第一党の国民進歩連合は、ブゲンダナ事件によって指導者の参加が不可能になったとして、会合への出席を取り止めた。7月24日、国民進歩連合は、1994年9月の統治協約を破棄するとともに、ンティバントゥンガニヤ大統領を反逆者として非難し、同人に対するコンセンサスによる支持を撤回した。軍はクーデターの進行を否定したものの、大統領は米国大使館へ退避した。

733. こうした動きを受けて、安全保障理事会は、7月24日、議長声明を発表し、合法的政府を武力で転覆させようとするあらゆる企てを強く非難した。安保理は、私の書簡に留意した上で、ブゲンダナ虐殺事件を非難し、あらゆる当事者に自制を促すとともに、ブルンジ当局に対し、同事件に関する適切な調査を行うよう要求した。安保理は、6月25日のアルーシャ地域サミットでもたらされた合意を含め、ニエレレ元大統領の努力に対する全面的な支援を強調し、全当事者に対して、ニエレレ氏と建設的な協力を行うよう促した。安保理は、ブルンジ当事者間の包括的政治対話の達成に向けて、ニエレレ元大統領との調整を行った上で、国連がOAU、EU、米国およびその他の関係国・機関との協力を継続する重要性を強調した。安保理は、私と関係加盟国に対し、ブルンジにおける暴力の蔓延あるいは人道状況の急激な悪化に備え、緊急人道介入のための偶発事象対応計画策定を続けるよう要請した。

734. 7月25日、ブルンジ軍は、治安の悪化と政府による統治不能を理由に、軍部による政権奪取を宣言し、新大統領にブヨヤ少佐を任命した。首相は辞任した。国防相は、国民議会および全ての政党・組織の活動停止、ストライキおよびデモの禁止、ならびに、同国国境とブジュンブラ空港の閉鎖を発表した。7月26日、ブヨヤ少佐は、ブルンジの現実を反映するような暫定政府の設立意思を公に表明し、国際社会に対して、同

- 国に対する軍事介入を控えるよう促した。この間も、ンティバントウンガニヤ大統領は、ブジュンブラの米国大使公邸に避難していた。
735. 一方、7月23日には、ブルンジ国際調査委員会がその作業を完了し、私に最終報告書を提出した。私は、安全保障理事会が対応策を検討できるよう、この報告書を安保理議長に送付した。
736. ブルンジで暴力が蔓延した場合における緊急人道活動のための偶発事象対応計画策定の推進を私に要請した、7月24日の安全保障理事会議長声明を受けて、事務局は、潜在的兵員提供国30カ国に再びアプローチを行った。多国籍軍の計画・組織に主導権を握ろうとする国が現れず、かつ、かかる活動の資金源について混乱が見られたことから、兵員提供国に対しては、安全保障理事会が認可し、分担金によって資金調達が行われた場合、ブルンジにおける国連活動への参加を検討する用意があるかという質問がなされた。一般的に言えば、かかる活動の目的は、難民および避難民をはじめとする一般市民に対する攻撃を抑止するため、あらゆる可能な手段を通じて治安を改善すること、人道援助の供与を促進すること、ならびに、交渉によって持続的な政治解決を図るための時間を与えることにあると言える。8月上旬までに4カ国から返事が得られているが、その全てが否定的なものであった。
737. 民族間抗争と政治不安の連鎖は、ブルンジ経済に大きな打撃を与え、同国が危機を脱出する能力を損ねることになっている。従来から国民所得全体の90%を占めている農業セクターにおいては、大規模な農民コミュニティの避難に関連する混乱によって、大幅な食糧不足が予想されている。また、広い地域での治安悪化は、援助物資の効果的供給と人道プログラムの実施に支障を来している。一般的に治安情勢が悪化していることにより、南部のマカンバから北部のムインガまで、すべての国連職員の移動は、必要不可欠な場合を除いて削減されている。
738. 1995年11月、人道問題担当事務次長および緊急援助調整官は、ブルンジについて、国連機関および人道援助団体の緊急援助活動を調整する人道援助調整官を任命した。1996年中、治安悪化の広がりにより、人道援助の効果的な提供および実施は妨げられ、約10万人の避難民が発生した。より最近では、北西部のブバンザ州およびシビトケ州での戦闘再開、南部での新たな戦闘の発生、一般市民の虐殺増大、ならびに、北東部のルワンダ難民の強制送還活動によって、人道的状況は深刻な影響を受けている。

739. 紛争の拡大と、人道援助要員に対する十分な安全を保証する上で政府がますます困難に直面していることで、最も弱い立場の人々に対する援助団体のアクセス獲得能力は、大きく損なわれている。人道援助要員を狙った脅迫は頻繁に発生している。こうした中で、ICRCは、6月4日のシビトケにおける職員3名の殺害、および、ICRC職員に対するその他の強迫事件を受け、その活動を中断して同国から撤退することを余儀なくされている。
740. 全面的な治安の悪化で、救援団体は、「その場しのぎ」的状态での活動を余儀なくされているため、長期的なアプローチを取ることができないでいる。このような制約にもかかわらず、国連機関と非政府機関は、多くの困難を抱えながらも、紛争犠牲者の最も差し迫った救援ニーズをほとんど充足し続けている。
741. この文脈において、ブルンジで活動する国連システム機関は、今年はじめから、同国における緊急人道援助活動のための偶発事象対応計画を策定すべく、集中的な協力を行っている。ブルンジに関する緊急活動計画は、根本的な課題、すなわち、紛争が急速に激化した場合に、ブルンジ国内での緊急援助供与を最大限確保するため、国連機関がどのような協力を行えるかという問題に取り組むものである。
742. ブルンジにおける人道援助ニーズの増大に鑑み、2月、人道問題局は、大湖地域のための国連合同資金調達アピールを発した。来る1年間における国連計画の対ブルンジ援助のために、合計5,090万ドルが要請されている。さらに、1月には、人道問題局による調整作業のための資金需要に関する特定の文書がドナーに送付され、また7月にはその催促状が送付されて、資金不足を補うための援助が要請されている。

5. カンボジア

743. カンボジア政府の同意を受けて、私の駐カンボジア代表は、1995年10月と1996年4月の2度にわたり、それぞれ6ヵ月ずつ任期を延長した。同人は引き続き軍事アドバイザーの援助を受けている。
744. 私の代表は、その任務に従い、政府との密接な連絡および対話を保つとともに、同国で活動する様々な国連の計画および機関とも緊密に接触を行った。カンボジア政府と国連の間の協力関係は、国際社会の寛容な援助を受けながら、より大きな繁栄と民主化に向けて政府を援助することにより、パリ協定の精神と原則を反映し続けている。政府とプノンペン国連人権センター事務所とのコミュニケーション改善のために1995年5月に結ばれたパリ協定実施の成功は、特に歓迎すべき出来事である。

745. カンボジア政府は、次回の選挙援助のUNDPによる調整を要請していたが、最近、私は、これに対して前向きに回答した。この選挙は、カンボジアにおける政治的多元性強化にとって、中心的な意味を持つものとなる。

6. カメルーンおよびナイジェリア

746. バカシ半島をめぐるカメルーン・ナイジェリア間の長年にわたる陸上・海上国境紛争は、1993年12月、海底油田の発見が報告されたことによって険悪化した。1994年、同地域において武力衝突が発生したことから、カメルーン政府は、この紛争を国際司法裁判所の判断に委ねた。
747. トーゴ共和国のニヤシンベ・エヤデマ大統領による仲介努力を受けて、両国首脳は、1994年6月、チュニジアで会談を行った。緊張状態は緩和されたものの、紛争は依然として解決されないまま、1996年2月3日および4日には、両国の軍隊が再び衝突した。2月3日、私は、両当事国に対して自制を促し、それぞれの軍隊を国境地域から撤収して、紛争の平和的解決に必要な条件を整えとともに、国際司法裁判所の審理結果を待つよう要請した。2月17日、両国の外相はトーゴのカラで会談を行い、停戦に合意した。
748. 2月29日付のカメルーン・ナイジェリア両国首脳宛の同一内容の書簡を以て、安全保障理事会議長は、バカシ半島に事実関係調査団を派遣するという私の提案を歓迎するとともに、両国政府に対し、調査団に全面的な協力を行うよう促した。安保理はまた、カメルーンとナイジェリアに対し、カラで合意した停戦を守り、さらなる武力行使を控えるとともに、国際司法裁判所への紛争付託前の1994年3月時点における占拠地域に軍隊を撤収するよう要請した。
749. 国際司法裁判所は、3月15日の暫定的判決により、カメルーンとナイジェリアに対し、バカシ半島の地位に関する実質的判決を下すまで、あらゆる軍事行動を慎むよう命令した。裁判所は、カメルーン軍およびナイジェリア軍に対し、2月3日の衝突以前の占拠地域まで撤退するよう命じるとともに、両当事国に対し、戦闘行為停止に関するカラ合意の遵守を要請した。裁判所はまた、両当事国に対し、提案された事実関係調査団への全面的協力を求めた。
750. 3月24日、OAU中央機関の紛争防止・管理・解決機構は、両国に対して自制を促すとともに、軍の撤退と対話継続を含む、適切な信頼回復措置を取るよう求めた。
751. 5月24日、私は、安全保障理事会に対し、私の特使、ラフダール・ブラヒミ氏が

提案中のバカシ半島への事実関係調査団派遣に関して行った協議の結果について報告した。カメルーン大統領は、ブラヒミ氏に対し、国際司法裁判所がいかなる判決を下しても、同国はこれに従うとともに、事実関係調査団を歓迎する旨通報した。ナイジェリア国家元首は、紛争の二国間での解決を希望するとしながら、国連の事実関係調査団はその助けとなりうることを認めた。同人はまた、国際司法裁判所が両国に対して調査団への援助を促していることに鑑み、かかる調査団のアイデアを原則的に受け入れるとともに、書面を以て安全保障理事会および私に回答を提出すると述べた。

752. 5月29日付書簡を以て、安保理議長は、私に対し、バカシ半島情勢監視のために取られた措置を逐一安保理に報告し続けるよう要請した。現在、私は、事実関係調査団派遣に対するナイジェリア政府の正式な承認を待っているところである。現在のところ、一部で衝突は発生しているものの、停戦は守られているものと見られる。

7. キプロス

753. この1年間の大半において、交渉プロセスの行き詰まりにより、安全保障理事会決議939（1994）によって設定された全般的枠組みにおける私の仲介任務は、私の希望どおりの進展を見せなかった。キプロス問題の本質的側面と、信頼醸成措置パッケージ実施の双方について作業が再開できたのは、1996年の6月から7月にかけてのみであった。
754. 4月中旬の非公式会合で、安全保障理事会の常任理事国は、安保理決議、高級レベル合意、ならびに、事務総長およびその代表の努力に基づき、キプロス問題の解決への包括的アプローチに対して常任理事国が与える重要性を強調した。5月1日、安保理は、ジョー・クラーク氏（1993年に任命）の後任となる私のキプロス担当特別代表として、韓国のハン・スンジョ元外相の任命を支持した。
755. 1996年6月、私は、キプロスの各指導者と個別に会談を行った。私は、キプロス各派の指導者が、お互いの関心の相互認識と、歩み寄りの意思に基づいて、直接的な話し合いを再開する用意があることを確認できるのではないかと希望を持っていた。これらの会談では、直接交渉の早期開催への合意は得られなかったものの、私は、これを基盤として、私の特別代表に対し、キプロスとEUとの間で起こりうる関係進展の意義に留意しながら、かかる合意を達成するために、当事者との接触を続けるよう指示することができた。このため、ハン教授は、6月下旬および7月上旬に同地域を訪問し、キプロスの当事者、ならびに、ギリシアおよびトルコの政府と話し合いを行った。ハン氏はまた、モスクワ、パリ、ロンドン、ダブリンおよびブリュッセルを訪れ、関係国政

府、EU議長国および欧州委員会職員とも協議を行った。ハン氏の協議の結果、1963年12月から国連の議題に上っているキプロス問題の解決策を探ることについて、国際社会の関心が高まっていることが確認された。

756. 国連キプロス平和維持軍（UNFICYP）は、停戦の監視を続けたが、全般的な情勢は平穏に推移した。この1年間において、双方は概して行動を自制したが、6月の国民防衛軍兵士射殺事件により、緊張は悪化した。この事件を受け、私は、安全保障理事会決議1062（1996）に従い、UNFICYPに対し、停戦ライン沿いに、手に所持できるものを除く弾薬あるいは武器を配備しないこと、緩衝地帯から見聞きできる範囲での重火器の発射を禁ずること、および、1989年の不駐屯合意を両軍兵力が接近して駐屯している緩衝地帯の全域に遅滞なく拡大することを、UNFICYPを通じて相互に制約することを含め、緊張緩和のための相互的措置を取る旨の合意を両当事者から取り付けるべく、さらに精力的な努力を行うよう指示した。
757. キプロス両派の兵力、軍備および軍事支出が過剰なレベルにあること、ならびに、これらが急速に拡大、向上および動員されていることは、由々しき不安の種である。このような状況は、停戦ラインでの緊張と衝突リスクを高めるだけであるところ、キプロス問題の恒久的解決に向けた交渉を進展させることは、さらに緊急な課題となっている。

8. 東ティモール

758. インドネシアとポルトガルの外相は、長年の懸案である東ティモール問題の公正、包括的かつ国際的に受容可能な解決策を探ることを目的に、私の後援の下で交渉を継続した。1996年1月16日にロンドンで開かれた第7回交渉において、両者は、前回の交渉で判別された実質的問題の討議を再開した。6月27日にジュネーブで開かれた第8回交渉では、より突っ込んだ実質的討議が行われた。現在は、問題解決のための基盤となる合意点を探るべく、外交レベルでさらに協議が続けられているところである。観点とアプローチの相違にもかかわらず、両国政府は、短期的措置はもちろん、長期的課題にも重点を絞り、真剣かつ有意義な対話を行っている。
759. こうした交渉との関連で、私は、東ティモールの様々な重要人物との協議を継続している。両国政府の合意を受けて、私は、3月19日から22日にかけて開催された、東ティモール人全体の間での第2回対話集会の促進役を務めた。この集会は、第1回目の会合と同じく、オーストリアのブルク・シュライニングで開催されている。29名の参加者は、東ティモールの地位問題に触れずに、恒久的解決につながる雰囲気醸成を

目指した多くの実際的アイデアを含む、コンセンサス宣言を採択した。私は、参加者の示した協力と妥協の精神、および、こうした行動の継続への意思に勇気づけられた。私はまた、インドネシアおよびポルトガルが、対話集会から生まれた提案の実施を望んでいることにも、心を強くしている。

9. エルサルバドル

760. 和平合意の未解決課題のいくつかについては、実施面での困難が続いたものの、エルサルバドルにおける和平プロセスは、着実に前進を続けた。国連エルサルバドル・ミッション(MINUSAL)は、1995年4月27日に当事者によって調印された作業計画に従い、仲介および和平合意遵守検証の任務遂行を継続した。作業計画によれば、治安、土地移転プログラム、人間居住、社会復帰プログラム、戦争負傷者・障害者保護基金および法律・憲法改革の分野では、いくつかの合意要素が未だ実現されていなかった。私の特別代表エンリケ・テル＝ホルスト氏(ベネズエラ)の離任を受け、1995年10月1日、リカルド・ビヒル氏が私の代表兼MINUSAL団長に任命された。
761. 10月6日、私は、総会に対し、大きな前進が見られている一方で、未解決となっている課題も多い旨報告した。これを受けて、総会は、10月31日、MINUSALの活動期限を1996年4月30日まで、さらに6ヵ月延長するという私の提案を承認した。その後、私は、安全保障理事会に非公式報告書を提出した(1996年1月25日)ほか、いくつかの機会には、国連本部から高級レベル特使を派遣し、大統領、ならびに、政府、ファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)およびその他の主要な政治的アクターのメンバーと会談させるとともに、MINUSALの任務遂行を援助させた。
762. 4月23日、私は、総会に対し、和平合意の多くの分野で進展が見られたことを報告した。例えば、土地移転プログラムの権原付与プロセスは大きく前進した(ただし、権原登記プロセスは除く)。その他の社会復帰プログラムの数値目標はほとんど達成された。また、治安の分野で作業計画が判別した個別項目は、ほぼ完了に近づいている。MINUSALの勧告により、1996年1月に国家治安評議会が設置されたことも、プラスの動きと言える。
763. しかし、いくつかの重要な側面の実施が残っていた。例えば、作業計画で定められた憲法・法律改革は、立法過程の様々な段階で滞っていた。プログラム完了に必要な、移転された土地権原の国家登記簿への記載は、権原付与プロセスよりもはるかに遅れて

いた。治安セクター改革は、和平合意で作成された治安モデルに従って確立されていない（この弱点は、1996年3月、同国の極めて高い犯罪率に対処するための緊急立法が、根本的欠陥を抱えたまま採択されたことで明るみに出た）。また、農村部の人間居住地の移転は、少なくとも本年末までには完了する見通しが立っていなかった。

764. このため、私は、和平合意に従い、そのあらゆる実施側面を検証するという国連の責任を果たすためには、MINUSALほどのレベルではないにせよ、1996年末までの期間、エルサルバドルにおけるプレゼンスを継続する必要があると指摘した。私は、MINUSALに代わるものとして、国連が、本部から的高级レベル特使による定期的訪問と、検証および仲介作業を続ける小規模な専門家グループの現地駐在とを組み合わせた機構を設置することを提案したが、総会はその後この提案を承認した。この機構となる「国連検証事務所」は、1996年5月1日に活動を開始した。

765. 7月下旬、私は、再び安全保障理事会に非公式報告書を提出し、和平合意実施の一部の要素についての進展と、その他の要素についての継続的遅延を指摘した。特に歓迎すべき動きとしては、真相究明委員会が勧告した憲法改革パッケージと、警察官法が、ともに立法議会で承認されたことがあげられる。土地移転プログラムにおいても、特に国家登記簿への記載について、前進が見られている。しかし、治安セクターの強化については、困難な点が残っており、私は、国家治安評議会の設立で高まった期待が、今のところ充足されていないと報告した。さらに、司法改革の分野における進展はほとんど見られず、農村部の人間居住地移転プログラムもさらに遅れる可能性が高いほか、戦争負傷者・障害者保護基金に関連する問題も未解決となっている。

10. エリトリアおよびイエメン

766. 1995年11月に勃発したエリトリア・イエメン間の紅海ハニシュ諸島をめぐる紛争は、国際社会にとってさらに新たな不安材料となっている。12月下旬、私は、アスマラおよびサヌアを訪問した際、両当事国とこの情勢を話し合う機会を得た。国連本部に戻った私は、安全保障理事会に対し、双方の当事国が平和的手段で領土問題を解決する政治的意思を持っており、私はある加盟国による調停を両者に勧告したことを報告した。私はまた、両当事国に対し、希望するのであれば事務局が役に立てることも保証した。フランスが調停活動を主導した結果、5月21日、両当事国は、仲裁を通じて紛争を解決する旨の協定に調印した。私は、仲裁プロセスがすぐに開始され、潜在的には非常に危険なこの紛争に解決がもたらされることを期待する。私は、フランスはもちろん、調停プロセスで同じく重要な役割を果たしたエジプトとエチオピアにも、賛辞を贈

りたい。

11. グルジア／アブハジア

767. 私のグルジア担当特使、エドゥアール・ブリュネール氏は、促進役のロシア連邦および参加者のOSCEの支援を受け、紛争の包括的解決を図りつづけた。国連の努力を強化し、同地域における上級政治レベルでの継続的プレゼンスを確保するため、私は、常駐特使補佐兼国連グルジア監視団（UNOMIG）団長として、1995年10月1日付でリヴィウ・ボタ氏を任命した。
768. 特使補佐は、グルジア着任以来、トビリシとスフミで関係者との連絡を確立するとともに、モスクワにも数回出向いた。パリおよびモスクワでの私の特使とロシア連邦代表との間の一連の二者会談を受けて、私の特別アドバイザー、イスマット・キッタニ氏は、1996年3月14日から18日にかけて、同地域およびモスクワを訪問し、さらに協議を行った。ロシア連邦は、促進役として、グルジア・アブハジア紛争解決のためのたたき台ともなりうる議定書案に関する合意を取り付けるべく、集中的な努力を継続した。国連の傘下では、ロシア連邦を促進役とし、OSCE代表の出席を得て、紛争当事者によるさらなる協議が、7月16日から19日まで、モスクワで開催された。ブリュネール大使とその補佐は、議定書案を中心とするモスクワでのこの話合いに出席している。遺憾ながら、これらの努力は大きな前進をもたらしておらず、和平プロセスは依然として膠着状態にある。
769. 紛争の鍵を握る問題は、アブハジアの将来の政治的地位である。グルジア政府は、グルジア単一連邦国家の枠内で、アブハジアに広範な自治権を与える提案を行っている。アブハジア側は、1991年12月21日時点の旧ソ連グルジア共和国領土内における単一グルジア国家の一部となること、および、このグルジア国家が「連邦的」性格を持つべきであることを認めている。しかしながら、アブハジアは、グルジア国家を、国際法によれば同等の地位を有する2つの主体間の条約の結果として生じる、「国家連合」とすることを主張している。
770. 議定書案が近いうちに承認される可能性はあるが、ここにアブハジアの政治的地位が明確に定められる可能性は低いと見られる。しかし、議定書案は、憲法上の問題ばかりでなく、経済問題、銀行、金融、運輸、通信、公共政策（警察、司法行政および教育）、社会問題および軍事問題についても、今後の交渉および専門家による討議の枠組みとしての役割を果たしうる。

771. 同地域における人権の尊重を改善する方策を探るための私の努力の一環として、私の特使およびその補佐は、アブハジアにおける人権の保護および推進のためのプログラムに関し、アブハジア当局との協議を開始した。国連人権高等弁務官は、2月21日から24日まで、スフミに調査団を派遣した。アブハジア当局はプログラム案に賛成しており、これはOSCEとの協力で実施されることになっている。プログラムの一環として、国連およびOSCEの国際職員が駐在する事務所がスフミに設立される予定であるが、これについては、信頼できる資金調達手段の合意がなされることが条件となる。
772. UNOMIGの任務は、1994年7月21日の安全保障理事会決議937（1994）に定められている。UNOMIGは、コドリ峡谷、ならびに、安全保障地帯および武器禁止地帯の一部で活動を続けた。UNOMIG団長は、スフミに本拠を置いている。UNOMIGは、スフミの本部のほか、ピツンダの行政本部と、2カ所の支部（ガリおよびズグディディ）を持っている。
773. 重要拠点に常にプレゼンスを確保し、独立国家共同体の平和維持軍との密接な協力を可能にするため、UNOMIGは、最近まで、8カ所のチーム基地（ガリ地区に4カ所、ズグディディ地区に3カ所、コドリ峡谷に1カ所）を擁していた。しかし、ガリ地区の安全保障・武器禁止地帯に何者かが無差別的地雷敷設を行った（今年1名の軍事監視員が犠牲になった）ため、UNOMIGは、この地帯の巡回活動を中断し、同地区からチーム基地をすべて撤収せざるをえなくなった。その結果、UNOMIGは、最も必要とされている地域での活動ができなくなっている。また、UNOMIGは、その任務の2つの中心的側面を完全に遂行することもできていない。その2つの側面とはすなわち、当事者による停戦と兵力引き離しに関する1994年のモスクワ協定実施の監視・検証およびこれに関連する事項、ならびに、当該地域におけるプレゼンスを通じた、難民および国内避難民の安全で秩序ある帰還をもたらす条件整備への貢献である。
774. 監視員にとっての危険を考慮し、UNOMIGの任務再開を可能にするために、UNOMIG団長は、グルジア当局およびアブハジア側の援助を求めた。団長はまた、関係当局との間で、監視員の安全を改善するためにCIS平和維持軍がどのような措置を取れるかを模索した。今年前半に同地を訪問した国連地雷除去専門家チームの勧告を基に、かつ、UNOMIG団長の行った討議に鑑み、UNOMIGに対して、耐地雷車両、地雷除去機材および一定の工兵支援の提供が決定された。この措置が完全に実施されれば、UNOMIGは、ほとんど以前と同等の効果を持って、ガリ地区のパトロールを再開できることになる。

775. ガリ地区の安全保障地帯および武器禁止地帯は依然として緊張状態にあり、無法的混乱と地域の市民に対する犯罪行為が重大な問題となっている。このような犯罪者が逮捕されることはほとんどないばかりか、主として資源不足により、当局が捜査さえ行わないことも多い。ズグディディ地区では、イングリ川対岸の自宅への帰還を切望しているが、自らの身の安全に対する不安からそうできない国内避難民の間での緊張状態が、主要な問題となっている。コドリ峡谷の状況は相変わらず安定しているが、住民のアブハジア軍に対する疑念は消え去っていない。
776. 活動にできるだけ明晰性を与えるため、UNOMIGは、安全保障地帯における軍のプレゼンスに関する1994年モスクワ協定の規定を、グルジア政府軍のメンバーもアブハジア軍のメンバーも、武器を持っているか否か、軍服を着用しているか否かにかかわらず、安全保障地帯に姿を現すことができないことを意味するものと解釈している。本報告対象期間中、イングリ川両岸において、協定の違反が報告されている。
777. UNOMIGの報告によれば、CIS平和維持軍は、モスクワ協定の枠組みのなかで活動を行っている。UNOMIGとCIS平和維持軍との協力は、満足の行くものとなっている。UNOMIGとグルジア政府およびアブハジア当局との協力関係も引き続き良好である。UNOMIGはまた、様々な非政府機関と協力するとともに、トビリシ事務所を通じて、OSCEとも協力を行っている。
778. 5月17日、CIS首脳会議は、1996年7月19日までCIS平和維持軍の活動期限を延長した。首脳会議は、CIS諸国外相会議および国防相会議に対して、当事者と協力し、平和維持軍の任務を拡大する努力を続けるよう指示した。また、首脳会議は、国連の援助と現地当局の協力を得て、アブハジア領内で地雷原の画定および地雷除去を行う任務を平和維持軍に委託すべきことを決定した。首脳会議はさらに、紛争当事者に対し、CIS平和維持軍の援助を得て、UNOMIGの安全を確保する追加的な措置を取るよう指示した。モスクワでは、ロシア連邦、グルジア政府およびアブハジアの間で、平和維持軍の活動の延長および拡大に関する話合いが進められている。
779. この1年間において、難民および国内避難民のアブハジアへの帰還問題については、何ら目立った進展は見られていない。「難民および国内避難民のアブハジアへの自発的帰還に関する四者間協定」で予定された自発的帰還は、1994年11月以降停止している。アブハジア側は、難民および国内避難民の大規模かつ迅速な帰還に反対し続けており、1週間ごとに限られた人数のみの帰還を許すという従来の立場を取りつづけているが、これはグルジア側にとって受け入れがたい事態である。ガリ地区において

は、国連難民高等弁務官が、グルジアの国内避難民のための特別プログラムの一環として、限定的な援助を提供しているが、約3万人がこの地区に自発的に帰還している。国内避難民のアブハジアへの再定住の遅れは、グルジア経済にとって重い負担となっており、同国の回復能力は弱められ、社会的・政治的緊張は高まっている。

780. 独立時点で、グルジア国民は、旧ソ連共和国のなかでも最高レベルの生活水準を享受していた。今日のグルジア経済は、いくつかプラスの兆候は見られるものの、失業と不完全雇用、エネルギー危機、および、公共サービスの低下という、困難な問題を抱えている。国連と援助国が緊急支援および人道援助を提供する一方で、プレトン・ウッズ機関、EUおよびUNDPをはじめとする様々な機関およびドナーは、幅広い開発イニシアチブに着手している。

12. グアテマラ

781. この1年間において、グアテマラ政府とグアテマラ民族革命同盟(URNG)の間の交渉は、中米で最も長い紛争に恒久的な解決策を見出すべく、国連の傘下で継続された。進展は一様とは言えないものの、1994年1月以降7つの協定が調印されたこと、ならびに人権およびグアテマラ包括的人権協定遵守の検証のための国連ミッション(MINUGUA)の継続的なプレゼンスは、和平プロセスの不可逆性を確保するものと言える。

782. また、この1年間においては、グアテマラにおける民主的変革が確固たるものとなり、交渉の成功への見通しが明るくなっている。プラスの動きとしては、社会の幅広いセクター(実に久しぶりにURNG指導部を含む)が、国民に大統領選挙での投票を強く呼びかけたこと、選挙後に新たな政治勢力が議会に送り込まれたこと、新政府が貧困および不処罰との戦いを宣言したこと、URNGが2度の選挙期間中に一方的に戦闘行為を停止し、1996年3月には攻撃的軍事行動の停止を決定する一方で、政府もその直後に同様の誓約を行ったこと、ならびに、URNGが、社会・経済問題について合意が得られれば、「戦争税」徴収の慣行を中断する旨宣言したことがあげられる。

783. 1995年5月に始まった社会経済問題および農地状況に関する交渉は、ゆっくりとしたペースで進んだが、12月中旬、新政府選出まで交渉は一時中断された。1996年1月の選挙勝利を受けて、アルバロ・アルス大統領は、交渉プロセスを継続するという選挙公約を再確認し、MINUGUAのプレゼンス継続に対する強い支持を表明した。1996年2月末、国連は、メキシコ・シティで新ラウンド交渉を招集し、その約2ヵ月後には、社会経済問題および農地状況に関する協定が結ばれた。この協定は、グ

アテマラにおける恒久的平和建設にとって重要な項目、すなわち、政府の社会支出増大、農地構造の効率化・衡平化促進、行政の近代化および歳入の持続的増大に関するコミットメントの包括的パッケージとなっている。5月6日に調印されたこの協定は、民主化、参加およびコンセンサス構築を強調している。

784. MINUGUAは、「包括的人権協定」によって委任された検証任務の遂行、および、実効的な制度建設の実施を継続した。総会は、1995年9月4日に6ヵ月間、1996年4月3日に1996年年末までの2回にわたって、MINUGUAの活動期限を延長した。1995年10月と1996年3月、私は、MINUGUA団長の第3回および第4回報告を総会に提出した。2つの報告書とも、深刻かつ執拗な人権侵害が引き続き発生していること、ならびに、これらの侵害について解明も処罰も行われていないことを確認した。当事者がいくつか好ましい措置を取っていることを指摘しながらも、MINUGUAは、全体として、グアテマラ政府もURNGも、作為あるいは不作為により、包括的協定による自らの誓約不履行に責任があるとした。
785. MINUGUAの制度建設活動は、人権尊重を改善する上で基本的な手段となっている。このため、MINUGUA/UNDP合同ユニットは、司法当局、弁護・検察室、内務省の犯罪調査能力、人権弁護士団、大統領人権委員会および関連非政府機関を支援するプロジェクトを実施している。私のグアテマラ和平プロセス信託基金に加盟国が寛容に提供した資金は、この作業に中心的な役割を果たしている。
786. 1996年5月、設立以来MINUGUA団長を務めてきたレオナルド・フランコ氏は、ジュネーブでの任務に戻った。私は、後任としてデーヴィッド・ステファン氏を任命した。
787. 文民権力の強化と民主社会における軍隊の役割、URNGの政界への再統合、確定的停戦、憲法改革と選挙制度、および、実施、執行および検証の日程など、まだ交渉の行われていない議題がいくつか残っている。両当事者は、和平プロセスの完成、すなわち、安定的・恒久的和平に関する協定の締結に向け、懸命な努力を行わなければならない。また、グアテマラ和平プロセス支持のために生まれた幅広い国際的な連合が、和平協定実施援助の努力を一層強化することも不可欠である。MINUGUA、ならびに、関係する国連システムの計画、機関およびその他の主体による価値ある貢献の継続を確保すべく、私は出来る限りのあらゆる努力を行っていく所存である。

13. ガイアナおよびベネズエラ

788. 1966年2月17日のジュネーブ協定に従い、ガイアナとベネズエラの大統領は、1989年11月、両国間の長年にわたる領土紛争について、私の「仲介」を求めた。
789. 1990年2月に私のガイアナ・ベネズエラ紛争担当個人代表に任命されたアリストター・マッキンタイア卿は、その努力を継続し、1995年12月、ならびに、1996年4月および6月、ニューヨークでガイアナおよびベネズエラからの促進役と会談した。10月にもさらに会談が予定されている。
790. 私の個人代表の伝えるところによれば、両国の関係は良好であり、協議も順調に進んでいる。このため、同人は、促進役との協議をより頻繁に開催することを提案しており、8月後半には、両国の首都を訪問する予定である。
791. 私は、両国大統領が紛争の平和的・恒久的解決模索へのコミットメントを表明していること、および、両国の関係が、1995年8月の紛争地域一部を巻き込んだ環境災害による険悪化にもかかわらず、改善を続けていることに、心を強くしている。私の個人代表の努力に対しては、カリブ共同体（CARICOM）およびカリブ諸国連合（ACS）からも支援が寄せられている。なお、ガイアナとベネズエラは、ともにACSの加盟国である。

14. ハイチ

792. この1年間において、国際社会は、ハイチ政府に対し、民主制への移行を完了し、同国の制度を整備し、経済復興を緒に付けるための援助を行う努力を強化した。国連ハイチ・ミッション（UNMIH）および1996年7月1日にこれを引き継いだ国連ハイチ支援団（UNSMIH）のプレゼンスは、かかる努力の成功をもたらす安全かつ安定的環境の維持に貢献した。ジャン・ベルラン・アリスティド大統領復帰1周年に当たる1995年10月に3度目のハイチ訪問を行った私は、この前進を自ら看取することができた。私の訪問中、アリスティド大統領は、ハイチ当局とUNMIHの良好な協力関係を称賛した。1995年11月16日、安全保障理事会は、決議940（1994）に定められた任務遂行に向けて、UNMIHが実質的な前進を遂げたことを称えた。
793. UNMIHの6,000名の軍事部隊は、パトロール、人道援助物資の護送、大統領選挙の兵站・治安面での支援、および、法と秩序の分野におけるハイチ当局の支援を続

けた。UNM I Hの施設部隊は、地元民にも裨益するプロジェクトを実施しているところ、ハイチ国民のUNM I Hに対するイメージは向上されている。

794. ハイチ国民警察の訓練および監視は、引き続きUNM I H文民警察部隊の中心的任務となっており、訓練コースおよびプログラムは、現地の要件に沿った形で行われている。19ヵ所に駐留する合計847名の国連文民警察は、実践訓練を実施するとともに、6,000名近くのハイチ国民警察職員にガイダンスを行った。有能な幹部職員の育成は、現場レベルでも行政レベルでも、底辺層の警官訓練に遅れをとったため、文民警察部隊は、ハイチ国民警察の管理職の組織にその努力を集中させた。
795. 経済的必要性に留意し、私は、UNM I Hの部隊規模を恒常的に再検討し、その任務に見合うようにした。軍事・文民警察要員の段階的削減により、1996年2月までに、活動区域内に残っているのは、軍事要員4,000名、文民警察要員300名となった。三者間委員会の会合においては、UNM I Hによって遂行されていた責任および役割のハイチ政府への円滑かつ秩序ある移転計画策定に、特別な注意が払われた。
796. 2月9日、ルネ・プレヴァル大統領は、私に対し、今後徐々に撤退が可能になるような形でUNM I Hの活動期限を延長すべく、適切な措置を講じることを要請した。私は、これに従い、2月14日、安全保障理事会にUNM I Hの成果を報告するとともに、その活動期限の延長、および、その軍事・文民警察部隊双方の削減を勧告した。安保理は、6月30日までその活動期限を延長したが、軍事要員については1,200名に削減して、カナダ政府の資金提供による700名のカナダ部隊の支援を得ることとし、文民警察部隊は300人規模に縮小することとした。3月5日、ラフダール・ブラヒミ氏に代わり、エンリケ・テル＝ホルスト氏が私のハイチ担当特別代表に就任した。
797. 5月31日にプレヴァル大統領から再度公式の要請を受けた私は、安全保障理事会に対して、平穏な環境におけるハイチ国民警察の職業化を援助すべく、新たなミッションの設立を勧告した。安保理は、決議1063（1996）により、600名の軍人と300名の文民警察要員から成るUNSM I Hの設置を決定し、その活動期間を5ヵ月とした。さらに、カナダと米国は、700名の追加的軍事要員に関する自発的資金提供に同意した。安保理はまた、従来の活動任務を修正し、安定した状況におけるハイチ国民警察の訓練継続を優先事項とした。制度建設、国民的和解および経済復興の促進の分野において、国連システムの活動を調整する私の特別代表の役割が重要視された。
798. 一般的に、ハイチにおける国連のプレゼンスは徐々に縮小しているが、2月末に新たなハイチ国民警察が展開したこともあり、現在まで治安は維持されている。しかし、

国民警察はまだ若く、経験不足であり、ここしばらくの間は、国際社会からの支援が必要である。国民警察が、有能な指導層および管理職、十分な施設および機材、ならびに、適切な訓練を得ることができるよう、努力が行われているところである。

799. 選挙プロセスは1995年全体を通じて前進を続けた。6月25日の国政・地方選挙第1回投票に続き、8月13日、9月17日および10月8日には、再投票および決選投票が平和裡に行われたが、投票率は低迷した。事実上全ての非ラバラス派政党は、この再投票および決選投票が与党のラバラス運動によって操作されていると主張し、これに参加しなかった。このボイコットが低い投票率にどれだけ影響したかを評価することは難しい。というのは、経済的不満、選挙疲れ、公民教育の不足および低調な選挙運動等、その他の要素も原因となっている可能性があるからである。選挙はラバラス運動の圧勝に終わった。新たな議会は10月18日に特別会期を開き、十分な施設と適格な事務局を欠くという非常に困難な状況のなかで、その作業を開始した。新議会の最初の決定は、国有企業民営化提案に関する論争が激化するなかで10月10日に辞表を提出したスマルク・ミシェル氏に代わる新首相として、クロードット・ヴェルレー氏の指名を承認したことであった。
800. アリステイド大統領支持者のなかには、亡命期間を埋め合わせるために、同人がさらに3年間大統領の職にとどまることを望んだものも多かったが、1995年12月17日、大統領選挙は大きな事件もなく実施された。ここでも、民主運動会議党（KONAKOM）を除く主要な非ラバラス派政党は選挙をボイコットし、投票率は登録有権者の28%と、低いレベルにとどまった。87.9%の投票を獲得したルネ・プレヴァル氏は、憲法の規定に従い、2月7日、大統領に就任した。民主的に選ばれた大統領の後継者がさらに民主的に選出されたことは、ハイチにおける民主主義の足固めへの重要な一歩として歓迎すべきである。
801. 4月3日、プレヴァル大統領の要請により、総会は、ハイチ国際文民派遣団（MICIVIH）の国連部隊の活動期限を、1996年8月31日まで延長した。人権状況が改善していることに鑑み、MICIVIHの任務は修正され、スタッフの数も以前のおよそ三分の一に削減されている（国連および米州機構（OAS）からそれぞれ監視員32名）。
802. MICIVIHは、人権の監視、人権侵害の訴えに関する調査、ならびに、必要な場合における関係当局への報告および勧告の伝達を続けている。MICIVIHは、真相正義委員会の作業を援助するとともに、UNMIH文民警察およびハイチ国民警察に

よる捜査に協力している。MICIVIHは、現在、人権擁護の鍵を握る制度（警察、刑務所および司法制度）の強化、ならびに、大いに必要とされている公民教育プログラムの開発を通じた人権の推進を重点とする活動を行っている。

803. 新政権が国民の生活条件を改善できなければ、ハイチに民主主義は根づかず、安定も危機にさらされるであろう。残念ながら、主として行政の怠慢により、開発は大きく遅れている。ただし、利用できる資金はある。その一部については構造調整プログラムの採択を条件とせずに、国際社会は来る3年間に10億ドルを越える拠出を行うことになっている。足りないのはこの資金を吸収する能力である。各省庁は、経済・社会プログラムを策定・遂行する手段を持ち合わせていないのが現状である。
804. UNDPは、統治についての主導機関であり、この分野における技術協力を提供している。事態の進展は見られており、これから今年の終わりにかけて、プロジェクトが一層早いペースで実施される見込みである。そうなれば、国民の信頼と希望は回復されることになろう。国連システム機関の多くがそのプログラムに制度建設を組み込んでいることは、指摘すべき事実である。このような例としては、農業部門における国連食糧農業機関（FAO）のプログラム、保健サービスの分権化に関する世界保健機関（WHO）のプログラム、および、教育の分野での国連教育科学文化機関（UNESCO）のプログラムがあげられる。
805. 国連システムの計画、専門機関および金融機関によって予定されている資金供与額は、1996年につき1億1,800万ドル、1997年につき1億5,700万ドル程度となっている。このうちの半額以上が、世界銀行からのものである（1996年につき6,700万ドル、1997年につき8,050万ドル）。その他の国連援助機関としては、国際通貨基金（IMF）（1996年につき1,800万ドル、1997年につき3,600万ドル）、UNDP（資本開発基金を含め1996/97年度につき約3,000万ドル）、UNICEF（1996/97年度につき1,500万ドル）、WFP（1996年につき500万ドル、1997年につき650万ドル）、FAO、米州保健機構（PAHO）/WHO、国連人口基金（UNFPA）およびUNESCOがあげられる。外国からの投資は奨励されているものの、投資家は依然として慎重な態度をとっている。

15. インドおよびパキスタン

806. 国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）は、ジャム・カシミールの停戦を監視しつづけた。私は、依然として、有意義な対話を通じてこの問題の政治的解

決を探ることが緊急課題であると考えている。近年においては、暴動事件の報告件数が大幅に増大しており、監視ライン沿いの死傷者の数は依然として多くなっている。両国とも、停戦ラインを尊重し、1972年のシムラ協定に従ってこの問題を平和的に解決するという誓約を確認している。私は、最近になって両国政府が公式の二国間交渉再開の用意を表明していることを歓迎するとともに、この前向きな姿勢が、カシミールを含む両国間の対立の早期かつ平和的解決に資するものであることを期待する。私は、両国が有用であると考えれば、引き続き、このために必要とされうるいかなる援助をも提供する用意がある。

16. イラクおよびクウェート

807. イラクに対する制裁が7年目を迎えるなかで、私は、その緩和あるいは解除が、イラクによる関連安保理決議に規定された多くの義務の継続的不履行によって妨げられていることに、遺憾の意を表するものである。しかしながら、私は、この1年間において、イラク・クウェート間の非武装地帯の状況が平穩に推移したのを報告できることを、喜ばしく思っている。国連イラク・クウェート監視団（UNIKOM）は、そのパトロールおよび連絡活動を通じて、このような状況に貢献している。イラク、クウェート両国とも、UNIKOMとの協力を継続した。UNIKOMは、このセンシティブな地域に安全を回復する上で国連が果たしつつある不可欠な役割を物語る活動となっている。
808. この1年間においては、ロルフ・エケウス氏を長とする国連特別委員会（UNSCOM）および国際原子力機関（IAEA）行動チームの作業に関連して、重要な動きがあった。この動きは、UNSCOMのイラク政府との関係、ならびに、イラクに禁じられている核兵器、生物兵器、化学兵器および長距離ミサイルに関する情報の入手、および、かかる兵器の処分における進展に関わるものである。安全保障理事会決議687（1991）C項の実施については前進が見られるものの、まだ重要な問題が残っている。
809. イラク兵器プログラムの責任を負う同国の軍事工業化公社の元社長、フセイン・カメル・ハッサン将軍がイラクを出国したことにより、UNSCOMと行動チームは多くの情報を入手することができた。1995年8月、イラクは、1991年4月の決議687（1991）実施開始以後、禁止されている大量破壊兵器および関連品目に関する重要情報を、UNSCOMとIAEAに隠していたことを正式に認めた。イラクは、UNSCOMおよびIAEAに全面的に協力し、未解決の問題を処理することを約束し、

それ以後もこの保証を繰り返している。イラクはまた、UNSCOMがすでにしばらく前から察知していたこと、すなわち、湾岸戦争勃発直前の生物学的物質の兵器化およびその実戦ユニットへの配備を含め、同国が完全な生物兵器プログラムを持っていたということも遂に認めた。さらに、イラクは、従来認めていたものよりも大規模かつ高度な化学兵器プログラムを持っていたこと、および、化学弾頭搭載長距離ミサイルの飛行テストを行っていたことも認めている。

810. 1995年8月、UNSCOMは、イラクにおいて、禁止兵器プログラムに関する詳細な情報を含んだ、100万ページ以上にわたる文書、写真およびその他の資料を入手した。それ以来、さらに大量の資料がイラクから引き渡されている。UNSCOMは、かかる資料の処理・分析に多大な努力と資源をつぎ込んだが、この作業は、重大な成果と一層の調査への道をもたらした。UNSCOMはまた、特に、重大な不安が残っている禁止ミサイル分野において、イランの活動に関する調査を続けている。
811. UNSCOMと行動チームは、イラクの申告・未申告施設の視察を続けている。UNSCOMは、イラクの禁止兵器プログラムに関連する未解決問題を処理するため、イラク政府およびその他の諸国との会合およびセミナーを数多く開催した。イラクは、かかるプログラムに関する最終的な申告を行っている。UNSCOMと行動チームは、これらの申告を検証しているところである。この作業は、UNSCOMが、その任務に基づき、未処理案件の解決についてイラクと合意した合同行動計画の一部となっている。
812. 1996年3月、6月および7月、イラクは、UNSCOMがその任務に基づいて視察対象に指定した場所について、UNSCOM視察チームに即座、無条件かつ無制限の立ち入りを認めることを拒んだ。安全保障理事会は、1996年3月19日の声明をもって、イラクの行為を明らかな安保理決議違反と判断し、イラク政府に関連安保理決議に従った行動を取るよう要求した。同じ問題が繰り返し発生したことで、安保理は、1996年6月12日に決議1060（1996）を採択するとともに、6月14日にはさらに議長声明を公表した。議長声明は、イラクの行為が、明白かつ意図的な安保理決議違反であるとした。安保理はまた、UNSCOM委員長に対して、バグダッドを訪問し、UNSCOMが視察を希望する場所への即座、無条件かつ無制限のアクセスを確保するとともに、その他の問題についても今後を睨んだ対話を行うよう要請した。
813. このバグダッド訪問の結果、イラクのタリク・アジズ副首相とUNSCOM委員長は、共同声明に調印した。共同声明には、イラクが、UNSCOMの視察希望場所すべてに対する即座、無条件かつ無制限のアクセスを保証することと、UNSCOMが、イ

ラクの合法的な安全保障上の懸念を十分に尊重して活動を行うことが盛り込まれている。未処理案件の解決を目指す合同行動計画についても合意がなされた。しかし、このような合意にもかかわらず、UNSCOMは深刻な問題に直面しており、7月には、イラクの行為によって、UNSCOMの任務に応じた視察が不可能になった。イラクが禁止兵器プログラムへの関与を申告している職員との面談によって、イラクの申告内容を検証しようとするUNSCOMの作業についても、問題が表面化した。イラクは、UNSCOMが面接を望む一定の職員に対するアクセスを拒絶し、面談の実施に条件を付けようと試みた。UNSCOMの見解では、こうした条件が課されれば、検証プロセスにおける面談の価値はほとんど無くなってしまうことになる。

814. バグダッド監視・検証センターの活動は、決議715（1991）によって承認された監視・検証計画の実施においても、決議687（1991）および707（1991）によるUNSCOMおよび行動チームの視察活動支援においても、引き続き成功を収めている。センターの技術は、化学試験場および生物学準備室の設置を通じ、質的に改善されている。安全対策も改善された。全種類の兵器および空からの偵察を担当する国際監視チームが設置されており、高度なセンサーおよび通信システムの支援を受けながら、全力で作業を行っている。加盟国が一貫して質の高い支援を提供していることで、国際監視チームの作業は質的に保証されている。
815. 3月27日には、輸出入監視メカニズムに関する決議1051（1996）が全会一致で採択されたことで、継続中の監視および検証を以てイラクによる禁止品目および能力獲得を防止できるようにするシステムの全面的実現に向けて、重要な一歩が踏み出された。決議とメカニズムの実施は順調に進んでいる。イラクはすでに、軍事転用可能な品目の取得の通報を義務づけられている。
816. ドイツ政府は、固定翼・回転翼航空機の提供により、UNSCOMとIAEAが活動を行う上で貴重な航空支援を提供しつづけている。この高度な支援は、UNSCOMとIAEAに対する援助の中でも最大の要素の一つであり、その任務遂行に不可欠なものとなっている。しかし、ドイツ政府はこの援助の終了を希望する旨示唆しているため、UNSCOMは、これに代わるその他の政府からの支援を模索しているところである。UNSCOMは、近い将来、チリ政府との間で、UNSCOMとIAEAのイラクでの活動に必要なヘリコプター支援提供に関する取極を締結する予定である。この支援は、1996年8月から実施されることになる。UNSCOMの現地事務所に対するバーレーン政府の支援は貴重であり、イラクにおけるUNSCOMとIAEAの活動に対する死活的兵站支援に引き続き欠かすことのできない要素となっている。私は、これ

らの国々、および、専門職員、機材および資金の提供によってUNSCOMの活動に貢献しているその他の加盟国に対し、国連としての感謝の意を表したい。この重要な活動に自発的に貢献している政府は、50ヵ国以上に及んでいる。しかし、行動チームの人員および活動に対する資金調達をも担当しているUNSCOMの財政状況は、相変わらず不安の種となっている。

817. 私は、制裁によって影響を受けているイラク一般国民の窮状を以前から懸念しており、あらゆる機会をとらえて、イラクに対し、人道物資購入のための石油売却という暫定的人道措置を受け入れるよう促してきた。この人道措置は、当初、安全保障理事会決議706（1991）および712（1991）で提示され、後に決議986（1995）にも盛り込まれたものである。1995年6月にイラク政府との協議を開始した私は、1996年1月、決議986（1995）の実施に関する公式協議実施につき、イラク政府から同意を得て、非常に心を強くした。そこで私は、ハンス・コレル法務担当事務次長と国連弁護士団に対し、率先してイラクの担当者との話し合いを行うよう要請した。交渉は、1996年2月6日、ニューヨークで始まった。イラク側は、アブドゥル＝アミール・アル＝アンバリUNESCO大使が交渉団長を務めた。
818. 5月20日、国連事務局とイラク政府の間で、決議実施に関する了解覚書に調印が行われ、重要な一歩が踏み出された。安全保障理事会議長は、私に対し、理事国が了解覚書の締結を歓迎し、その成果を祝福する旨通報した。7月15日、イラク政府は、決議の要求するところに従い、配給計画を提出した。私は、その実施に際し、決議986（1995）および了解覚書に従うとともに、決議661（1990）によって設立された委員会が用いる手続きを損なわないことを条件に、6月18日、この配給計画を承認した。数週間にわたる集中的討議を経て、8月8日、同委員会は、決議986（1995）12項によるその責任の遂行において用いるべき手続きを採択した。
819. 安全保障理事会決議986（1995）は、北部3州において例外的状況が一般化していることに鑑み、国連機関間人道計画に対し、決議に従った輸入物資のイラク政府による配給を補完するために、90日ごとに1億3,000万ドルから1億5,000万ドルの分配金を提供する旨規定している。このため、機関間人道計画は、現地当局と密接な協議を行った上で、上記の州における人道援助要件の判定に着手した。
820. イラクの南部および中部においては、イラク政府が人道物資の配給を担当しているが、国連機関間人道計画は、決議986（1995）の関連規定および了解覚書に関する規定に基づき、イラク国内での配給用に到着した人道物資の数量および現金価値につ

いて検証・報告を行い、これらの物資が衡平に配給されることを保証するとともに、イラク国民の福祉およびニーズに照らして、配給人道物資の妥当性を評価することになっている。

821. 国連およびその他の人道援助団体は、イラク国民のなかで最も弱い立場にある人々が、食糧・栄養、保健、水道・衛生設備、農業およびシェルターの分野での基本的ニーズを充足する上での援助を行うべく、多大な努力を行っている。しかし、1995年4月～1996年3月の期間を対象とする機関合同アピールへの対応は、子ども、女性、高齢者、および、イラクにおいて増えている貧困家庭が直面する問題に起因する要件を満たすには、全く不十分なレベルに止まった。現地で活動する国連機関のなかには、健康および栄養状態の継続的悪化を報告するものもあった。5歳未満の子どもを大半とする400万人の人々が、栄養失調の結果、深刻な肉体的・精神的被害を被る危険にさらされていると見られる。
822. 1995年10月、イラクにおける栄養状態悪化への対応改善を確保するため、WFPは、援助を必要とする人々の調査を行ったが、その結果、食糧援助対象人口は215万人に増大した。1995年中の食糧援助配給量の合計は、1994年の配給量の53%にすぎないと見られている。その結果、食糧備蓄の不足が深刻化したため、国内全土における配給量と受益者数の大幅削減が必要となった。
823. UNICEFの支援による予防接種プログラムは成功を収めている。UNICEFとWHOの関与により、全国で5歳未満の子ども350万人がポリオのワクチン投与を、250万人がはしかの予防接種をそれぞれ受けている。リスクの高い地域における2度にわたる新生児破傷風予防キャンペーンでは、出産年齢の約100万人の女性が対象となった。下痢性・呼吸器感染症およびビタミンA欠乏症の統制については、顕著な対応が見られている。
824. 教育セクターには限られた援助が提供された。水道・衛生設備復旧に対する支援、ならびに、学校備品、文房具および石油ストーブの供与は、学習環境改善における重要な要素となっている。UNICEFは、教員養成プログラムへの援助を続けている。また、UNESCOは、机の製造・配給、および、最も被害の大きい州での教室の改修を行っている。
825. UNDPは、バグダッドおよび農村部における上水・下水施設の一部復旧を援助した。UNDPはまた、障害者および女性に関する活動も支援した。1995年中の重要な成果として、イラクによる初の「人間開発報告」の作成があげられる。報告には、最

新の経済開発指標が含まれている。さらに、UNDPは、国連工業開発機関（UNIDO）および人道問題局とも協力して、飲料水浄化用の塩素ガスを現地で製造するための復興プロジェクトにも着手している。

826. 再定住活動は、人道問題局による調整の下で続行された。およそ30の非政府機関および二国間プログラムの支援を受けて、1995年中には、約1万7,000世帯が、出身村落への再定住の際に援助を受けている。
827. 北部3州の治安情勢は、ドフーク以北の国境地帯およびイルビル北部の局地的紛争地帯における人道援助活動に継続的な影響を及ぼした。1995年12月には、イルビル州で職務遂行中の2名の国連警備員が、爆弾によって死亡している。警備部隊は、イラクにおける機関間人道計画の枠組みにおいて作業を行っている国連機関および非政府機関に対し、治安維持および通信サービスを提供している。1995年末時点で150名の警備要員は、救援活動員に助言サービスを提供し、人道物資を護送するとともに、北部州で国連に通信サービスを提供している。
828. 人道援助団体および加盟国に宛てた1996年5月31日付の書簡で、人道問題担当事務次長は、食糧援助・栄養、基本的保健、農業、水道・衛生設備、ならびに、教育および再定住をはじめとする、人道計画の本質的側面に取り組むために、資金援助の継続を呼びかけた。書簡には、1996年4月から1997年3月までの期間における人道活動に関する機関間人道計画資料が添付された。1996年6月1日から8月31日までの期間について、優先的活動に必要な金額は8,050万ドルと推計されている。
829. 600人を超えるクウェート人および第三国国民がイラクで依然として行方不明となっていることは、私にとって由々しき不安の種であり、私は再び、イラクに対して、この点における義務を完全に果たすよう呼びかける。私は、この重要な人道問題の解決促進任務を負ったICRCによる協調的努力を称賛するとともに、イラク・クウェート国境のUNIKOM本部における治安・兵站支援提供を通じて国連がこの努力に貢献し、ICRCが議長を務める、三者間委員会の行方不明軍人・文民および遺体に関する小委員会の会合が数多く開かれたことに満足の意を表明するものである。
830. イラクによって接収された財産のクウェートへの返還も、イラクの義務である。しかしながら、私の前回の報告以降に新たに返還されたものはごくわずかである。私が特に懸念しているのは、首長府、首相、内閣および外務省の公文書をはじめとする、置換不可能な品目の引渡である。その他、特に重要なものとしては、ミラージュF1型機8機、BMB2型輸送車200両、M84型タンク6両、M113型輸送車90両、ホー

ク・ミサイル発射台1台、ストリラ3ミサイル発射台483台、オサ・ミサイル発射台206台、エイモン対空ミサイル発射台5台など、クウェート防衛省の財産があげられる。イラクからクウェートへの資産返還を担当する私の調整官は、これらおよびその他の品目の返還の手筈を整えるべく、両当事国の間で活動を続けることになっている。

831. 安全保障理事会決議687（1991）18項に規定する国連賠償基金運用のために設立された国連賠償委員会は、90カ国の政府、および、無国籍の個人を代表する3つの国際機関によって提出された、260万件を超える賠償請求を処理すべく、努力を継続した。
832. 1996年8月時点で、逸脱に関するカテゴリー「A」請求95万7,902件のうち、解決されたのは15万件にすぎない。カテゴリー「A」請求に関する最終の6回目の分割支払は、1996年10月、賠償委員会の管理理事会によって審査されることになっている。カテゴリー「A」請求認定者に対する賠償総額は、29億ドルとなっている。重大な個人的障害および死亡に関する6,011件のカテゴリー「B」請求はすべて解決され、これに関する賠償委員会のプログラムは、1995年12月に完了した。42万6,000件のカテゴリー「C」請求（10万ドル以下の個人的損失）の解決に当たっている委員パネルは、これまでに、13万件の請求を対象とするほぼ10億ドル相当の支払いを3回に分けて行った旨報告している。総計では、100万件を超す請求に対して、現在までほぼ40億ドルの賠償金が支払われていることになる。
833. これとは別に、特別の委員パネルは、以前にイラクで働いていた労働者に代わり、銀行振込の未送達についてエジプト中央銀行が一括して提出した124万件のカテゴリー「C」請求の解決を担当している。その他、この1年間において、賠償委員会は、1万204件のカテゴリー「D」請求（10万ドル超の個人的損失）、法人による6,150件のカテゴリー「E」請求、および、政府による256件のカテゴリー「F」請求の評価プロセスも開始している。ある法人請求パネルは、湾岸戦争後のクウェートにおける油井火災消火コストに関するクウェート石油会社の請求を取り扱っている。
834. 残念なことに、承認されたカテゴリー「B」請求（重大な個人的障害および死亡）のうち、賠償額全額が支払われたのは4,000件にすぎない。このカテゴリーについての総額1,340万ドルの支払いは、賠償委員会の活動予算における節約があってはじめて可能になったものである。賠償基金の資金不足が継続しているため、残りの40億ドルの賠償金の支払いは滞ったままである。

17. 朝鮮半島

835. 朝鮮半島情勢のフォローを続けた私は、1996年3月、韓国を訪問した。これまでと同様、私は、恒久的和平協定の交渉が行われ、朝鮮半島に平和と安全が確保されるまで、すべての当事者が、1953年の停戦協定の遵守を続けるべきであると考えている。私は、この目標に向けたプロセスを発足させようという目下の努力および提案を歓迎する。私はまた、朝鮮民主主義人民共和国と米国との1994年枠組み協定実施において、引き続き前進が見られることを喜ばしく思う。こうした分野での成果により、最終的には朝鮮半島の平和的再統合につながる南北対話の早期再開が望まれる。私は、当事国がプロセスの前進に有用と判断するものがあれば、引き続きいかなる仲介の労をも惜しまない所存である。

18. リベリア

836. 国連リベリア監視団（UNOMIL）は、1993年8月10日の安全保障理事会決議856（1993）により、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）監視団（ECOMOG）と協力して、1993年7月25日にリベリアの当事者の間で調印された「コトヌー和平協定」を実施するために設立されたものである。その翌年には、コトヌー協定を補完するものとして、「アコソボ協定」および「アクラ協定」が結ばれた。この枠組みに代わるものとして、1995年8月19日には、「アブジャ協定」が締結されたが、この協定は、リベリア国民暫定政府を率いる国家評議会の設置と、12ヵ月以内の停戦、武装解除および選挙を規定している。アブジャ協定に従い、1995年8月26日には停戦が発効し、9月1日には、主要各派の長および市民団体の代表によって新たに構成された国家評議会がモンロビアで発足した。
837. 安全保障理事会は、1995年9月15日の決議1014（1995）により、UNOMILの活動期限を1996年1月31日まで延長した。また、安保理は、11月10日の決議1020（1995）により、アブジャ協定、および、UNOMIL設立以降に得られた教訓に鑑み、UNOMILの任務を調整するという、10月23日の私の報告に含まれていた提案を支持した。これによって、UNOMILは、仲介活動を通じて、ECOWASおよびリベリア国民暫定政府によるアブジャ協定実施努力を支援し、停戦違反の調査と、軍の撤収、武装解除および武器禁輸を含む、和平協定のその他の軍事規定の遵守の監視を行い、戦闘員の動員解除のためのプログラム実施を援助し、人道援助活動を支援し、人権侵害について調査と報告を行うとともに、1996年8月に予定されている自由かつ公正な選挙を監視・検証するという任務を与えられた。UN

- OMILは、160名の軍事監視員の展開を認められたが、これらの監視員は、和平プロセスの軍事規定実施 援助において主導的役割を果たしつづけているECOMOGと同じ場所に配置されることになった。
838. 1995年9月1日の国家評議会設置によって期待が高まったものの、リベリア和平プロセスは、すぐに新たな暗礁に乗り上げた。アブジャ協定によれば、各派は9月26日までに軍を撤収して野営地に集結させ、1995年12月1日までに予定されている武装解除と動員解除に備えることになっていたが、この期限は全く守られなかった。さらに、兵站資源および資金の慢性的不足により、ECOMOGは、その活動コンセプトに沿った全国的展開ができなかった。
839. 1996年1月23日付の安全保障理事会に対する15回目のUNOMIL進捗状況報告において、私は、アブジャ協定実施における上記およびその他の遅延に対する懸念を表明した。安保理は、1月29日の決議1041(1996)によって、UNOMILの活動期限を1996年5月31日まで延長するとともに、リベリア各派に対し、停戦の継続、戦闘員の武装・動員解除および国民的和解に関連する条項をはじめとして、アブジャ協定を完全に遵守・実施するよう求めた。
840. しかし、今年初めの数カ月間、リベリア和平プロセスは悪化を続けた。各派閥間において継続していた小競り合いは激しさを増した。3月1日、ECOMOGは、民主統一解放運動のローズベルト・ジョンソン將軍派(ULIMO-J)との激しい戦闘の継続を受けて、タブマンバーグから撤退した。ULIMO-Jの内紛、ならびに、その他各派閥間における戦闘は、国家評議会メンバーの間の不協和音を増幅させた。さらに、国家評議会自体も次第に機能麻痺に陥ったため、一部のリベリア指導者が、アブジャ協定で規定された移行のための措置およびプロセスを避けているのではないかとする懸念が生じた。
841. 国家評議会はローズベルド・ジョンソン將軍の逮捕を企てたため、4月6日、モンロビアにおいて、チャールズ・テイラー氏のリベリア国民愛国戦線(NPLF)およびアルハジ・クロマー氏のULIMO-Kと、クラーン族主体のジョンソン氏のULIMO-J、リベリア和平評議会(LPC)およびリベリア国軍(AFL)との間で、激しい派閥抗争が勃発した。その結果、首都では略奪が蔓延し、法と秩序は完全に崩壊した。また、これによって生じた戦闘により、多くの罪のない一般市民が殺され、モンロビアの大部分が破壊されたほか、難民および国内避難民が数多く発生した。さらに、UNOMILの文民・軍事要員、ならびに、国連機関および非政府機関の職員は、大半が

退避を余儀なくされた。その事務所と倉庫、および、モンロビアの大半は、戦闘員によって略奪し尽くされた。それでも、UNOMILは、必要な職員25名をリベリアに駐留させ、和平プロセス再開の援助に当たらせた。

842. 4月9日、安全保障理事会は、議長声明を発し、モンロビアにおける戦闘勃発、および、国内全土における情勢の急速な悪化に対して、重大な懸念を表明した。4月18日、私の特使であるジェームス・O. C. ジョナー氏は、リベリア危機の平和的解決を探る国連／ECOWAS仲介チームの努力を支援し、和平プロセスの今後の見通しと、この点で国連が果たしうる役割を評価するために、モンロビアを訪れた。ジョナー氏の報告によれば、派閥間に根強い不信感が広がっていることにより、アブジャ協定プロセスの再開は困難と見られた。ジョナー氏はまた、モンロビアを再び安全な避難場所として確保すること、および、国家評議会がアブジャ協定に規定された暫定的取極の精神を以て作業を行うことの必要性を強調した。
843. リベリア危機に取り組もうとする外交努力が本格化するなかで、4月26日、リベリアに関する国際コンタクト・グループの第1回会合がジュネーブで開催された。国連のイニシアチブで開催されたこの会合は、主要援助国政府、国連、ECOWAS、OAUおよびリベリアに関係する国際機関の結集を目的としたものであった。
844. 4月29日、東の間の小康状態は崩れ、大統領府付近でULIMO-JとNPFL／ULIMO-Kとの戦闘が勃発したため、国家評議会開催の試みは中断された。モンロビアでは激しい戦闘が再開された。郊外に退いていた戦闘員は大挙して市内に戻ってきたため、ECOMOGは、市の中心部から撤退せざるをえなくなった。ECOWAS議長を務めていたガーナ共和国のジェリー・ローリングス大統領のイニシアチブにより、5月7日および8日、アクラでECOWAS 9ヵ国委員会サミットが招集されることになった。しかし、9ヵ国のうち7ヵ国の首脳が欠席したこと、および、国家評議会メンバーであるテイラー氏とクロマー氏が会合出席のためにアクラに移動することを拒んだことから、サミットは延期を余儀なくされた。
845. サミットが開かれなかったため、ECOWAS外相会議は、「リベリアをアブジャ協定に引き戻すためのメカニズム」を採択した。これにより、各国外相は、アブジャ協定をリベリア和平達成のための基盤として再確認するとともに、リベリア各派が満たすべき多くの条件について合意した。アクラで生まれた戦略は、ECOWASが、リベリア各派に対し、2ヵ月のうちに一定の基本的条件を満たすよう要求するというものであった。かかる条件には、モンロビアからの戦闘員の撤退とECOMOGの市内への再

展開、ECOMOGから奪った武器と、UNOMIL、国連機関および非政府機関から略奪した車両その他の機材の返還、安全な避難場所としてのモンロビアの尊重、ならびに、アブジャ和平プロセスへの回帰が含まれていた。リベリア各派指導者がこれらの条件を充足する意思を示さない場合、ECOWASは、次回の7月／8月のサミットにおいて、リベリアにおけるその役割とプレゼンスを見直すことになった。

846. 5月21日、私は、安全保障理事会に対し、さらにリベリア情勢に関する報告を提出し、現行の縮小規模でUNOMIL活動期限をさらに3ヵ月延長すること、アクラの閣僚理事会でなされた勧告を全面的に支持すること、および、国際社会からのECOMOGに対する兵站・財政支援を強化することを勧告した。私は、UNOMILのリベリアでの役割は、ECOMOGが委任された広範な任務を遂行できるという仮定に基づいて予定されていることを指摘した。残念ながら、ECOMOGには、実効的にその責任を果たすために必要な労力も資金も与えられていない。私はまた、ECOWASがECOMOGのリベリア撤退を強いられるようなことになれば、UNOMILも撤退する以外に道がないことも指摘した。
847. ECOWASサミットは、7月26日と27日にアブジャで開催されたが、これに先立ち、ECOWAS外相会議が開かれた。私の特使は、私のリベリア担当特別代表であるアンソニー・ニヤキー氏、および、選挙問題に関する専門家1名とともに、私の代表として会議に出席した。会議の議題には、武装・動員解除以前に選挙を開催できる可能性、比例代表制による選挙実施、反抗的な派閥およびその指導者に対する制裁発動、ECOWASの役割拡充、ECOMOGの能力強化、ならびに、国連の役割再検討が含まれていた。サミットに参加したリベリア派閥指導者のなかには、選挙が自由かつ公正に行われることを確保するために協力を行う用意を表明したものもあった。かかる指導者は、国際社会がもはや自らの言葉を信用しておらず、停戦の完全な遵守、武装・動員解除、難民の帰還、ならびに、ECOMOGとUNOMILの任務遂行を可能にすることをはじめとして、実際の行動を示さなければならないことを認識した様子であった。
848. ECOWASサミットはまた、リベリアに関する9ヵ国委員会に対して、8月18日までに未処理案件の討議を再開するよう指示した。その案件とはすなわち、(a)多くのECOWAS指導者がそのパフォーマンスを不十分として批判している国家評議会の再構成、(b)長い間棚上げになっている、リベリアでのECOMOGの地位に関する協定の調印、(c)新たな実施日程の策定によるアブジャ協定の見直しおよび再発効、(d)反抗的な指導者に対する制裁の発動、ならびに、(e)選挙の条件、時期お

よび方法である。

849. 1996年7月上旬現在、リベリアでの戦闘によって、15万人が死亡したほか、50万人を超える国内避難民が発生し、ほぼ80万人が難民として隣国に流出している。1995年8月のアブジャ協定調印の際、国際援助団体は、難民や国内避難民が帰還を考えはじめるなかで、平和をもたらすには、少なくとも1年間の集中的な人道援助努力が必要であろうと踏んだ。この計画策定上のパラメーターは、人道問題局が1995年10月に発した、リベリアに関する国連機関合同アピールにも反映されていた。このアピールは、人道援助活動のために1億1,000万ドルを要請するものであった。また、和平協定は、動員解除の問題を計画策定課題の最優先事項に押し上げた。平和を維持するためには、多くの点で和平協定プログラムの中心的要素である動員解除を成功させるべく、援助コミュニティ全体の協力と調整のとれた努力が必要と見られたのである。
850. 1995年10月、私は、人道問題担当事務次長に対し、リベリアを訪問して、この忘れられた緊急事態に対する国際社会の注意喚起を図るよう要請した。その1ヵ月後、国連リベリア担当人道調整官は、国連人道援助調整事務所の所長として、モンロビアに着任した。
851. また、同じく10月には、和平プロセスを支援し、かつ、和平プロセスによって国際社会に生まれた楽観的な見方を利用するために、私は、ドナー会議の招集を決定した。このドナー会議は、ECOMOG支援、動員解除および人道援助プログラムという、和平プロセスにとって重要な3つの分野を支援する機会を与えようとするものであった。10月27日、私とともに、ガーナのローリングス大統領とリベリア国家評議会のウィルトン・サンカウォロ議長が共同議長を務めるこの会議に参加した加盟国は、これらの問題に取り組んだ。会議は成功したと思われるものの、必要な誓約は行われなかった。
852. 1996年4月には、モンロビアで新たな戦闘が勃発したため、国際救援職員はほとんど全員モンロビア脱出を余儀なくされた。残留することができた国連国際人道援助職員は、人道調整官およびそのスタッフ数名を含め、15名だけだった。人道調整官とそのスタッフは、WFPの国連機関職員、その他の国連機関、ならびに、少数の国際非政府機関および現地非政府機関と密接に協力して、一般市民に対する戦闘の影響を評価した上で、必要とする者に援助を提供した。
853. 救援機関にとっての今後の課題としては、戦闘の影響の完全な評価の完了、内陸部

における活動の再開、ならびに、動員解除および再統合のための計画見直しがあげられる。このような課題への対処は、せいぜい最小限の治安しか確保されず、かつ、自らの人道援助機材が2度、3度と各派によって完全に略奪されるのを見ている機関およびドナーが、リベリアにおける今後の救援努力に大きな不安を抱いているという作業環境のなかで行われている。国連と国際非政府機関は、よりよい活動条件が確保されるまでは、対象を絞った形で不可欠なサービスのみを提供する旨決定している。

19. 中東

854. この1年間においては、諸困難の存在が印象づけながらも、和平への道を進むという当事者の決意を示す一連の動きが見られた。国連の集中的な努力は、交渉の過程における成果を補強し、中東における恒久的平和のための礎を築く援助を行うために、政治的・経済的に和平プロセスを支援することをねらいとするものになった。
855. 1995年9月28日のイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）との間の暫定合意の調印を受けて、11月に開始されたイスラエル軍の移動は、ヨルダン川西岸の多くの主要都市、ならびに、多くの町村において、場合によっては予定より早く完了した。程度の差こそあれ、地方政府、商業活動等、追加的な領域において、パレスチナ人に権限が委譲され、パレスチナ警察との交代もスムーズに行われた。特に顕著な成果は、1996年1月20日に初めてパレスチナ選挙が行われたことである。この選挙は、パレスチナ人の合法的権利の成就に向けた重要な第一歩であるとともに、民族自決に向けた確固たる基盤を提供するものであり、私は、この決定的な動きを温かく歓迎した次第である。
856. しかし、イスラエル・パレスチナ和平交渉の影で、悲劇的な事件も起こっている。何よりも重大な出来事は、1995年11月4日の平和集会で、イツハク・ラビン首相が暗殺されたことであった。私は、国連を代表して、ラビン氏の葬儀に参列した。2月と3月には、イスラエルで60人が死亡し、数百人が負傷した4件の自殺爆弾事件が発生し、世界はさらに衝撃を受けることになった。私は、最も強い口調でこうしたテロの台頭を非難するとともに、国際社会に対し、かかる忌まわしい暴力行為に対抗して、一致団結した行動をとるよう求めた。これらの事件を受けて、私は、エジプトのホスニ・ムバラク大統領と米国のビル・クリントン大統領の招請に応じ、エジプトのシャルム・エル・シェーフで開催された「平和創造者サミット」に出席した。私は、サミットでの議論を全面的に支持し、国連は、法律面でも実施面でも、その実施を援助する用意があることを表明した。

857. 同時に、イスラエルがさらなるテロ攻撃防止のために行ったヨルダン川西岸およびガザ地区封鎖の長期化は、パレスチナ経済に劇的な影響を与えたため、国際社会の注視を浴びることになった。私は、3月28日付の書簡を以て、シモン・ペレス首相に対し、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）がパレスチナ難民に対して通常のサービスを提供できるよう、少なくとも徐々に、封鎖の解除を検討することを促した。この問題は、1996年4月15日の安全保障理事会公式会合で取り上げられている。
858. テリエ・ロッド・ラーセン被占領地区特別調整官の全般的指導の下に、国連システムの計画および機関は、パレスチナ人に対する援助の提供を続けている。ドナー資金の効果的供与を実地に確保すべく、調整メカニズムが設置されている。雇用創出、制度建設、インフラ整備および警察訓練については、ある程度の前進が見られる。しかし、イスラエルによる西岸およびガザ地区封鎖により、かなりはずみが行われており、こうした改善を維持するためには、より一層の努力が必要となった。
859. 3月下旬、特別調整官は、パレスチナ当局、イスラエル政府および主要ドナーと協力して、パレスチナ人の社会的・経済的混乱を緩和すべく、緊急人道援助計画を策定した。即座に実施に移されたこの計画は、雇用機会の創出、プロジェクト開発および必要資源の動員により、封鎖に関連する困窮および損失を軽減しようとするものである。
860. 7月15日、UNRWA本部は、ウィーンからガザ市に移転した。この移転により、本部と実地活動の調整の大幅な緊密化、および、UNRWAとそのサービス受益者であるパレスチナ難民とのコンタクト改善が図られることになる。
861. イスラエルが占領を続けているレバノン南部では、緊張かつ不安定な状態が続いた。イスラエル防衛軍と、イスラム抵抗運動をはじめとする、イスラエルによる占領に徹底抗戦を宣言している武装分子の間では、戦闘が続いた。双方の側の一般市民も数回攻撃対象となった。両当事者の実戦行動が局地的動態と戦略的考慮の双方によって突き動かされているような状況においては、紛争激化のリスクが高いことを念頭に置いた上で、私は、双方の当事者に対して自制を促した。国連レバノン暫定軍（UNIFIL）は、紛争を抑制し、その影響から住民を守るべく、最善の努力を続けた。
862. 2月と3月には、イスラエル・レバノン国境地帯で緊張状態が着実に強まった。レバノンでの戦闘は激化し、特にイスラエル側の兵士の死傷者が増大した。3月4日に発生した事件では、道路わきに仕掛けられた爆弾によって、イスラエル防衛軍兵士4人が死亡し、9人が負傷した。3月20日の事件では、南レバノンでイスラエル軍車隊に対する自爆攻撃が仕掛けられ、イスラエル軍将校1人が死亡したほか、5人が負傷した。

これらの事件と同時に、イスラエル国内でも自爆攻撃が仕掛けられたが、これについては、パレスチナ勢力のハマスが犯行声明を出している。イスラエル軍のミサイル攻撃によってレバノンで2人の一般市民が犠牲になったのを受けて、3月20日には、レバノンの武装分子が、イスラエルにロケット弾を撃ち込んだ。4月9日には、南レバノンの若者が対人爆破装置によって死亡したのを受けて、武装分子が再びイスラエルに向けてロケット弾を撃ち込んだ。このロケット弾攻撃によって、イスラエルでは物的被害が発生したほか、一般市民が負傷（大半が軽傷）している。

863. 4月には特に戦闘が激化した。4月11日から26日にかけて、イスラエル防衛軍は、南レバノンに対する大規模な砲撃と、ベイルートおよびベカー峡谷を含むレバノン領内に対する空爆を行った。イスラエル軍機は、UNIFIL活動区域およびその周辺の村落にも爆撃を行った。これを受けて、武装分子は、1,000発以上のロケット弾をイスラエル領内およびレバノンのイスラエル軍拠点に撃ち込み、負傷者と被害をもたらした。この危険な戦闘激化を懸念した私は、両当事者に自制を促すとともに、安全保障理事会の関連決議をすべて履行するよう求めた。安保理は、4月15日の公式会合において、レバノン情勢を取り扱っている。

864. 戦闘の結果、レバノンの一般市民に数百人の死傷者が出たほか、数十万人の人々が避難を余儀なくされた。レバノンの数十箇所の村落が破壊あるいは損害を受けた。道路、橋梁およびインフラ設備が攻撃対象とされ、使用不能となったり、破壊されたりした。5,000人を超す人々がUNIFILに避難所を求めた。4月18日には、当時数百人の一般市民が避難していたカナ村のUNIFIL拠点（フィジー部隊の本部）にイスラエルの砲弾が撃ち込まれ、100人以上が死亡、数百人が負傷した。

865. 私は、あらゆる国連平和維持活動拠点に対する敵対行為と同様、フィジー軍拠点に対する攻撃を最も由々しき事態と捉えた。私は、カナ事件の重大性に鑑み、私の軍事アドバイザーであるフランクリン・ヴァン＝カップン少将をすぐにレバノンに派遣し、砲撃に関する調査を行わせるとともに、同人の調査結果とイスラエルのコメントを安全保障理事会に提出した。

866. さらに、4月18日の公式会合において、安全保障理事会は決議1052（1996）を採択し、全当事者による戦闘行為の即時停止を求めるとともに、このために継続中の外交努力に支持を表明した。安保理はまた、すべての関係者に対して、UNIFILの安全および移動の自由を尊重すること、および、何らの支障あるいは介入なしにUNIFILが任務を全うできるようにすることを要求した。その後、国連総会第50回

再開会期は、非同盟諸国運動の要請に応じ、中東情勢に関する議題の下で、「レバノンに対するイスラエルの軍事攻撃とその帰結」と題する決議50/22Cを採択している。

867. 4月26日の停戦合意の発表を受けて、戦闘は停止した。この停戦合意は、特に米国とフランスによる懸命な外交努力の賜物である。レバノンの武装グループは、イスラエル領内に対する攻撃を行わないことを誓約する一方、イスラエルは、レバノンの一般市民を攻撃目標としないことを約束した。この合意では、フランス、イスラエル、レバノン、シリア・アラブ共和国および米国から成る監視グループの設置が規定されている。停戦合意は、一般市民の保護に貢献し、当事者に自制を促す可能性を秘めており、私は、UNIFILに対し、会合のためにナクラのUNIFIL本部建物の使用を要請している監視グループに援助を提供するよう指示している。私は、停戦合意を歓迎するとともに、同地域が再び平穏になれば、これ以上の悲劇的事件を防ぐ包括的な平和解決に向けた交渉の見通しが明るくなるであろうという、私の真摯な期待を表明した。4月末以降、南レバノンの情勢は平穏に推移しており、避難民もその故郷に帰還できるようになっている。しかし、武装分子とイスラエル軍の敵対関係は、これまでと同様に継続している。
868. 戦闘が続くなかでも、UNIFILは、一般市民を保護し、人道援助を提供すべく、最善の努力を続けた。イスラエルの爆撃、および、双方の側からの嫌がらせにもかかわらず、UNIFILは、活動場所の積極的なパトロールを継続した。UNIFILは、脱出を望む村人のための護送車隊を組織するとともに、残留を選択した者に対する物資の提供を行った。また、UNIFILは、そのキャンプおよび拠点に保護を求めてきた一般市民に対し、避難所、食糧および医薬品を提供している。
869. 4月13日、レバノン政府は、国連に対し、国際援助アピールを作成・発出するよう要請した。1週間後、人道問題局は、戦闘行為による避難民40万人のうちの10万～12万人に当たる、最も被害の大きかった2万世帯の人々に対し、緊急援助を提供するために、860万ドルを要請する緊急アピールを発した。国際社会の反応は全体的に良好であり、ドナーは約1,300万ドルの拠出を誓約している。4月20日と21日、人道問題局は、イタリア政府から供与された総額25万ドル相当の救援物資を積んだ飛行機2機をベイルートに送った。供与物資は、毛布、緊急保健用品、石油缶、台所用品、水タンク、揚水ポンプおよび発電機であったが、そのほとんどはUNIFILのチール兵站基地に運ばれた上で、被災地で配給されている。

870. 安全保障理事会は、7月30日の決議1068（1996）をもって、決議425（1978）およびその後の決議に定められたUNIFILの任務を再確認した。その任務とはすなわち、イスラエル軍の撤退を確認すること、国際的な平和と安全を回復すること、および、同地域に対する実効的権力を取り戻せるようレバノン政府を援助することである。安保理決議1006（1995）によるUNIFILの行政・支援サービスの合理化は、1996年5月に完了したが、この直接的効果により、人件費が1年あたりおよそ1,000万ドル節約できると見られている。この1年間における出来事は、UNIFILの任務遂行を長い間妨げてきた障害を浮き彫りにしている。これまでと同様、当事者は、UNIFILに必要な程度の協力を行っておらず、このための積極的な政治的圧力もかけられていない。かかる状況において、UNIFILは、暴力を抑制し、一般市民を保護すべく、最善の努力を行っている。しかし、平和維持軍であるUNIFILは、どちらかの当事者が敵対的態度をとった場合、無力化する宿命にある。
871. 国連兵力引き離し監視軍（UNDOF）は、イスラエル軍とシリア軍の引き離し、および、1974年の兵力引き離し協定に規定された装備・兵力の制限を監視しつづけた。両国の協力を受けて、UNDOFは実効的に任務を遂行し、活動地域においては平穏が保たれている。私は、5月28日の報告において、国連の継続的な資金不足により、UNDOFおよびその他の平和維持活動における支出の削減を模索せざるをえなくなったことを指摘した。1992年以降、2度にわたる合理化措置が取られた結果、UNDOFは、その規模および予算を20%削減し、非常に無駄のないコスト効果的な活動となっている。これが可能になった大きな原因は、イスラエルおよびシリア・アラブ共和国の双方が、UNDOFと非常に良好な協力関係を結んだことにある。機会あるごとにさらに節約を行うべく、UNDOFの活動は今後も慎重に審査されることになろう。
872. 最初の国連平和維持活動であり、従って、48年以上という最も古い歴史を持つ国連休戦監視機構（UNTSO）は、UNDOFとUNIFILの任務遂行を援助するとともに、エジプトにおける小規模なプレゼンスを維持している。UNTSOが行っている段階的合理化措置は、完了に近づいている。この合理化による人員削減に対応して、年間予算の20%以上が節約されることになっている。
873. 経済協力、環境、難民、水資源等の中東地域問題に関する多国間交渉の継続により、地域内の各国の間で、共同プロジェクトのネットワークが生まれている。国連は、これらの作業への地域外からの全面的参加者として、積極的な関与を行っている。

20. ミャンマー

874. 総会と人権委員会から命じられた仲介任務に沿い、私は、ミャンマーの民主化プロセスおよび国民的和解をはじめとする、国際社会にとっての様々な関心事項に取り組むべく、同国政府との対話を続けた。この1年間において、私の代表は、4月（ニューヨーク）と6月（バンコク）にミャンマー外相と会談したが、政府は、ヤンゴンで会談を行いたいとする私の要請を受け入れなかった。
875. ミャンマー政府が、私および私の代表との対話継続の用意を表明したことを歓迎しながらも、私は、総会決議に反映された懸念に取り組む上での前進がないことを遺憾とするものである。私は、この問題について第51回総会に報告を提出する前に、ミャンマーでさらに接触が持たれることを期待する。

21. ナイジェリア

876. ナイジェリアでは、1993年の大統領選挙結果が無効とされたことで、ナイジェリア政府と反対派の間の政治的緊張と対立が始まった。1995年、政府は、クーデター計画に関与したとして、多くの軍将校および文民を処罰した。私は、特使を派遣して、政府に減刑を求めたところ、政府はこれに同意した。しかし、この間にも、オゴニ地域出身のナイジェリア人多数が、市民騒擾（特別法廷）法に従い、裁判にかけられた。結局、作家で人権活動家でもあるケン・サロウィワ氏を含め、そのうち9人が死刑を宣告され、全世界が刑の減免を求めるなかで処刑された。この処刑は国際的な非難を浴び、総会は決議50/199を採択した。
877. この決議に従い、かつ、ナイジェリア政府による要請を考慮し、私は、トーゴで最高裁長官と外相を歴任したアツ＝コフィ・アメガ判事の率いる調査団を派遣した。その他、調査団のメンバーには、インド国民人権委員会メンバーのV. A. マリマット判事、および、国連事務局人権センターのジョン・P. ペース立法・差別防止部長が含まれていた。調査団は、1996年3月28日から4月13日までナイジェリアを訪れた。4月23日に提出された調査団報告書は、上記の裁判と、文民・民主制への移行プログラムという、2つの主要な付託事項を取り扱っている。
878. 市民騒擾（特別法廷）法に従って実施された裁判について、調査団は、同法を撤回するかそうでなければ、（a）現役の軍人を特別法廷判事に任命し、通常の裁判所による特別法廷判決の審査権を排除する規定を取り消し、かつ、（b）ナイジェリア最高裁判所首席判事の勧告に基づいて特別法廷判事を任命し、暫定裁決評議会ではなく、ナイ

ジェリア控訴裁判所が判決および量刑の命令を確認し、特別法廷の判決を最高裁に上告できるとする旨の条項を追加するような形で、同法を修正することを勧告した。

879. 民政移管プログラムについて、調査団は、1984年の命令第2号によるすべての政治犯の釈放と、政治犯罪受刑者に対する恩赦を勧告した。調査団はまた、様々な見解を有する者に参加を呼びかけることによって、民政移管プログラムによる既存の委員会および評議会を強化すること、国際監視団にプログラム実施のモニターを行わせること、軍事政府によって制定されたすべての命令を審査し、憲法の人権規定に反するものを撤回すること、政府が裁判所による命令および判決を迅速に履行すること、政治・職業団体に対する制限を解除すること、ならびに、表現の自由に対する制限を撤廃することも勧告した。
880. 私は、4月10日から14日まで、私の特使であるラフダール・ブラヒミ氏をアブジャに派遣した。ブラヒミ特使は、真相究明調査団の報告書をナイジェリア国家元首のサニ・アバチャ将軍に提示するとともに、同人に対し、調査団の勧告を実施するよう促した。国家元首特別アドバイザーは、私宛の5月21日付書簡を以て、勧告のいくつかを実施するためにナイジェリア政府が取った措置を示した。私は、ランサナ・クヤテ事務次長補を、6月26日～28日、および、8月9日～10日の2回にわたり、私の特使としてアブジャに派遣し、政府とのフォローアップ協議に当たさせた。私は、受刑中および拘留中の政治犯の釈放、ならびに、人権および政治的自由の尊重に関するものをはじめとして、調査団報告による勧告の実施が、国民的和解を促進するとともに、様々な政治的意見を持つナイジェリア国民に対して、自国の民政移管プログラムおよび民主的プロセスへの参加を促すものと確信している。

22. パプアニューギニアのブーゲンビル島

881. 私は、1995年12月14日から18日にかけて、主要なブーゲンビル政界人の出席を得てケアンズで開催された「ブーゲンビル指導者全体会合」を歓迎した。パプアニューギニア首相の要請により、紛争の両当事者の同意を受けて、私の代表、および、英連邦事務局長代表は、この会合の促進を援助した。会合で採択された共同コミュニケおよび課題において、双方の代表団は、パプアニューギニア政府の同意を条件に、対話の課題およびプロセスに合意したが、これによれば、1996年にブーゲンビル島内で新ラウンドの交渉が行われることになっている。ブーゲンビル側代表団はまた、国連開発計画（UNDP）による再建・復興プログラム、および、国連児童基金（UNICEF）による予防接種プログラムの実施促進にも合意している。

882. 残念ながら、ケアンズ会合のフォローアップは行われておらず、パプアニューギニア政府もその成果を批准していない。本年ははじめから、一連の事件によって現地の状況は悪化しており、その結果、政府は、ブーゲンビル革命軍による攻撃が増えているため、技術的には1994年9月以来発効している停戦を破棄すると宣言した。同島における情勢悪化の影響は、ソロモン諸島にも飛び火している。私は、この機会に、政治的解決策のみがブーゲンビル紛争を終結させることができるという私の信念を、再び強調するものである。私としては、和平プロセス再開を促進できるよう、依然として援助の手を差し伸べる用意がある。

23. ルワンダ

883. この1年間において、ルワンダ情勢は比較的平穏かつ安定的に推移した。集団虐殺および1994年7月の内戦終結以来、ルワンダは目ざましい前進を遂げている。1996年始めまでに、子どもの予防接種、衛生設備、都市上水および医療は、内戦前に比べて80%、鉱工業生産は75%、公共輸送、小学校および大学教育の機能は60%にまでそれぞれ回復している。農業生産は、1994年以前のおよそ80%にまで回復していたが、1996年6月のWFP/FAO評価ミッションは、今年中におよそ57万6,000人に対する追加的な食糧援助が必要であるとしている。ルワンダ政府は、人的・物的資源の大幅な不足にもかかわらず、特に大半のルワンダ人が居住し、かつ、大半の難民が流出した集落において、人間居住および住宅、インフラ復旧、弱者グループに対する援助、および、全般的な生活条件の改善に関し、重要なステップを踏んでいる。

884. しかしながら、国際社会からの援助が不可欠な重要課題が残っている。このような課題としては、170万人の難民の帰還、再定住および再統合、国民的和解を目指した前進、国家司法プロセスの再興、刑務所の条件改善、効果的な不安定化工作抑制策、ならびに、援助の衡平な分配があげられる。

885. ルワンダ政府の要請および12月12日の安全保障理事会決議1029（1995）に従い、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）は規模を縮小し、さらに、1996年3月8日の活動期限切れを以て、同国から撤退した。私は、1995年12月22日の総会決議50/58Lに従い、UNAMIR撤退後のルワンダにおける国連のプレゼンス継続の性質および役割に関し、ルワンダ政府および関連国連機関との協議を開始した。

886. 活動期限切れまでの3ヵ月間における関係は、概して良好であったが、UNAMI

Rとルワンダ政府との間には、時折立場の相違が露顕した。問題となった点は、UNAMIRの機材および資産の処分方法であったが、ルワンダ政府はさらに、UNAMIRだけが利用する財・サービスを納入する請負業者が、様々な税金を支払うべきだと主張していた。これらの問題に関する交渉は、私のルワンダ担当特別代表であるシャハリヤール・カーン氏によって始められていたが、政治問題担当事務次長は、1996年4月19日から24日にかけてキガリを訪れ、この交渉の決着に助力を行った。UNAMIR機材の処分については、様々な品目を調査した上で、政府がこれを受け取ることを決定した。しかし、課税問題は解決できなかった。

887. ルワンダ当局との協議において、事務次長は、UNAMIR撤退後にルワンダ政府が国連に望む役割を説明し、ルワンダの国連事務所維持の受け入れを認めた、3月1日付のルワンダ外相からの書簡を、安全保障理事会が歓迎していることを再び指摘した。これを基に、安全保障理事会は、3月8日の決議1050（1996）を以て、私に対し、国民的和解を推進し、司法制度を強化し、難民の帰還を容易にし、同国のインフラを復興しようとするルワンダ政府の努力を支援するとともに、このための国連の努力を調整する目的で、かかる事務所を維持するよう促していたのである。
888. ルワンダ政府の要請を受け、事務次長は、決議1050（1996）の実施に関する私の報告の補遺で概略を述べたところに従い、かかる事務所について、その活動期限、規模および資源、ならびに、その長の役割を含め、活動方法を明確に説明した。4月23日、ルワンダ政府は、当初6ヵ月の期限で、国連事務所の受け入れを確認する旨決定した。しかし、ルワンダ政府は、UNAMIRの大きな成功要素である国連ラジオ局について、その活動継続提案を承認しようとはしなかった。その代わりに、政府は、国营ラジオ局で毎日3時間の放送時間提供を申し出た。国連は目下この代替策を検討しているところである。遺憾ながら、政府との継続的協議にもかかわらず、国連事務所開設のための条件はまだ整っていない。
889. 旧ルワンダ政府軍分子および「インテルハムウェ」民兵の抵抗活動は、内政および治安、ならびに、隣国との関係を正常化しようとするルワンダ政府の努力を損なうものであり、私は、その悪影響に対して、安全保障理事会の注意を繰り返し喚起した。不安定化工作および政府の反撃によって最も影響を受けているのは、ザイールとの国境地帯である。この混乱は、ルワンダ西部で全般的な緊張状態をもたらしており、政府によれば、多数の侵入者がこの地域で反乱活動の調整を行っているため、破壊行為および地雷使用の件数が増大している。

890. 特に、1996年前半には、集団虐殺の生存者に対する攻撃が大幅に増えており、少なくとも85件の殺人事件を含む98件以上の攻撃が発生している。いくつかの事件では、侵入者が大挙して攻撃を仕掛け、集団虐殺生存者および以前から狙っていた難民のコミュニティーを一網打尽にしている。国連ルワンダ実地活動団の報告によれば、侵入者は、旧ルワンダ政府軍分子、「インテルハムウェ」民兵、あるいは、ルワンダ政府に反対する蜂起者であるケースがほとんどである。
891. 9月7日の安全保障理事会決議1013（1995）に従い、私は、旧ルワンダ政府軍に対する軍事訓練および武器供与の報告を調査する国際調査委員会を設置した。ナイロビを本部とする調査委員会の6名のメンバーは、その作業の過程で、プルンジ、ルワンダ、セーシェルおよびザイールを訪問した。1996年1月29日付の中間報告で、調査委員会は、ルワンダ領内に不安定化攻撃を仕掛けるために、ルワンダ人が軍事訓練を受けていると結論した。また、3月14日付の第2回目の報告において、調査委員会は、国連の武器禁輸に違反して、ライフル80トンの供与が行われたほか、1994年6月17日と19日の2度にわたって手榴弾および砲弾がザイールのゴマ空港に空輸され、当時ルワンダのギゼニーにいたルワンダ政府軍の手に渡った可能性が高いと結論付けた。調査委員会は、これが真実であれば、少なくともいずれかのケースにおいて、ザイール政府あるいはその内部の分子が、禁輸違反を幫助・教唆したものと考えた。
892. この調査結果に基づき、委員会は、今後旧ルワンダ政府軍に対する武器の売却あるいは供与の試みの可能性を封じ、これまでに発生したと考えられる禁輸違反の一層の調査を容易にするため、多くの特定の措置を提案した。安全保障理事会は、4月23日の決議1053（1996）により、私に対し、より長期的解決策が見つかるまでの暫定的措置として、抑止・監視要素としての調査委員会を維持し、大湖地域諸国の政府との接触確保、その調査のフォローアップ、さらに違反の訴えがあった時の対応、および、関連安保理決議遵守に係る情勢の推移に関し、私への定期的報告を行わせるよう要請した。
893. また、安全保障理事会は、私に対し、飛行場および国境通過地点に国連監視員を展開させて、武器禁輸の実施を強化する可能性について、ザイールをはじめとするルワンダ近隣国との協議を行うとともに、武器禁輸措置に反した旧ルワンダ政府軍への武器供与を抑止するよう要請した。私は、ザイール政府に書簡を送り、この問題に対する注意を喚起するとともに、監視員駐留への同意を求めた。私はまた、ザイール、ウガンダおよびタンザニア連合共和国の政府に書簡を送り、調査委員会を受け入れるとともに、そ

の調査を援助するよう要請した。

894. 安保理は、調査委員会との全面的な協力、武器禁輸違反の嫌疑がかけられている自国民の共犯者の調査、および、その調査結果の委員会への提供を行っていない国々に対し、これを履行するよう求めた。調査委員会は、決議1053（1996）に従い、大湖地域に戻って調査を続行しており、私が要請どおり10月1日までに安保理への報告を完成するのに間に合うよう、調査結果を提出することになっている。
895. 5月29日付の私宛書簡を持って、モブツ・セセ・セコ大統領は、国連監視員をキブ北部および南部に展開して、ゴマおよびブカブ空港を経由する物資の流れを監視するとともに、ザイールのルワンダおよびブルンジ国境地帯における人の移動をモニターするよう要請した。私は、6月4日、この動きを安全保障理事会議長に伝えるとともに、モブツ大統領の取った立場に鑑み、かつ、安保理による要請に従って、私がその他のルワンダ隣接国ともこうした措置に関する協議を行っていること、および、その反応について安保理に報告することを同人に通知した。私はまた、同地域に技術調査団を派遣して、情報の収集と報告書の作成に当たらせ、これを基に、最終的な国連監視員の展開について、私が安保理に対して適切な勧告を行う意思があることを表明した。私は、必要な資金の確保があってはじめて監視員の展開が可能であることを指摘した。
896. 事務局は、10名から成る技術調査団を結成した。調査団は、ゴマおよびブカブの空港に加え、モブツ大統領の書簡で言及されたザイール国境地帯を訪れ、必要とされる監視員の数、その配置場所および必要とされる兵站支援を含め、決議1053（1996）による国連監視員の展開方法を検討することになった。
897. 6月13日、ザイールの副首相と内相は、国連監視員のザイール派遣に対するモブツ大統領の合意を原則的には再確認しながらも、キンシャサのUNDP駐在代表を通じて、ザイール政府がより詳細にわたる付託条件を受け取り、かつ、地域内のその他の諸国も国連監視員の展開を受け入れたか否かを含め、多くの点について明確な回答が得られるまで、技術調査団の出発を延期するよう要請した。翌日、事務局は、事務局長による技術チーム派遣の決定は、5月29日のモブツ大統領の書簡にあった要請に直接対応したものであることを指摘した上で、ザイール当局に対し、詳細な付託条件と、要請のあったすべての点に関する回答を送付した。7月9日、ザイール内相は、UNDPのキンシャサ駐在代表に書簡を送り、技術調査団をキンシャサに迎えた上で、その付託条件、および、軍事監視員の展開に関連する問題を話し合う旨政府が決定したことを通知した。

898. 平和維持活動担当事務次長は、7月10日に回答を送り、技術調査団の付託条件は決議1053（1996）7項に含まれていることを指摘するとともに、詳細な付託条件は、ザイル政府が要請していた追加的情報とともに、既に同国政府に送付されていることを再確認した。事務次長は、内相に対し、事務局が特定の訪問期日を提案できるよう、ザイル政府がこのペースで技術調査団を受け入れる用意がある旨確認することを要請した。
899. ルワンダ難民の安全、組織的かつ自発的帰還は、引き続き優先課題となっている。1995年8月のザイルによる約1万3,000人の難民の強制送還をルワンダ政府が効率的に処理したことは、ルワンダの安定化における前進を物語るものであった。強制退去は予期されていなかったにもかかわらず、ルワンダ政府は、UNAMIR、国連機関および非政府機関の援助を受けて、概して人間的で秩序あるやり方で、自国民を受け入れ、再定住させた。ルワンダ政府高官は、難民の帰還を希望することを再確認するとともに、安全かつ威厳を保った条件で自発的帰還を促進するため、出来る限りの努力を行うことを約束している。
900. 1996年7月、およそ1万5,000人のルワンダ難民がブルンジから強制送還された。この難民のほとんどは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および国際移住機関（IOM）の支援を得て、故郷に帰還している。7月17日にブジュンブラで開催された三者間委員会（UNHCR／ルワンダ／ブルンジ）第6回会合の後、ブルンジ政府は、すべてのルワンダ難民キャンプの閉鎖を発表していた。しかし、クーデターの後、ブルンジ当局は、ルワンダ難民送還計画を中断している。
901. 1995年9月、ルワンダ、タンザニア連合共和国、ザイルおよびUNHCRによる2つの三者間委員会は、大規模な難民帰還のために実際的な措置を講じた。ルワンダは、受け入れ施設を強化し、国境の検査を緩和するとともに、UNHCRおよびその他の人権団体との協力により、帰還民に対する安全と保護を提供することに同意した。ザイルは、自国領内の難民キャンプにおけるあらゆる形態の威嚇を減らすことに同意した。ルワンダへの帰還率が高まることが予想されたため、UNHCRは、難民の帰還を促進する情報キャンペーンを拡大するとともに、全員の適切な受け入れを確保すべく、公式の入国地点にある施設を増強した。UNDPとの協力により、難民の出身コミュニティでは、帰還民のリハビリを開始するための活動も拡大された。
902. UNHCR、ルワンダおよび難民受入国は、自発的帰還を加速すべく、一致した努力を行っているが、帰還のペースは一様ではない。1995年のほとんどの時期には、

1ヵ月あたり平均で5,000人の難民が帰還していたが、1996年1月にはこの数が1万4,000人に、さらに2月には2万3,000人に増大した。その後、帰還民の数は、以前の1ヵ月5,000人のレベルに再び落ち込んでいるが、依然として、ザイールには110万人、タンザニア連合共和国には51万1,000人、ブルンジには9万7,000人のルワンダ難民が残っていると見られる。努力の継続にもかかわらず、帰還に関連する多くの困難な問題が未解決となっており、帰還民の数が急激に増大する可能性は低い。ザイールのマシシ地域では、内紛によって情勢がさらに悪化している。1981年にザイール国籍を剥奪された1万6,000人のバニヤルワンダ族（ツチ族系）は、この地域から避難し、4月には越境してルワンダ国内に入っている。この追放と、これに伴う殺人事件は、人道上深刻な帰結をもたらし、ルワンダとザイールの政府間に新たな問題を発生させている。

903. 7月には、ブルンジにいた1万5,000人の難民が、ルワンダに強制送還された。国連難民高等弁務官は、ブルンジおよびルワンダの国家元首に書簡を送り、関連する三者間委員会の合意に違反し、両国軍との共謀で行われたこの強制送還に対して抗議した。幸い、この活動は中断され、それ以上の難民が強制送還されることはなかった。
904. 難民キャンプの旧ルワンダ政府軍およびその指導者による迫害、脅迫、情報操作および政治的諫止は、依然として難民の自発的帰還に対する重大な障害となっている。この問題は、帰国後に予想される生活よりも難民キャンプでの生活条件のほうがましであるという思い違いによって、さらに厄介なものとなっている。また、難民は、1994年の集団殺害の嫌疑により、帰国後に報復、告発あるいは投獄を受けるのではないかという恐れも持っている。ルワンダ政府は、すべての難民の帰還を歓迎するものの、集団殺害を計画あるいは実行した者は投獄する旨繰り返し確認している。適切な住宅の不足も帰還を思い止まらせる要因である。大規模な帰還が行われれば、住宅と財産に関する争いの発生は不可避となろう。しかし、難民問題については、帰還が引き続き唯一の解決策であり、このための努力を継続・加速する必要がある。国民的和解は、難民の安全な帰還と再統合だけでなく、すべてのルワンダ国民に正義および平等な処遇を保証する、実効性と信頼性のある国家司法制度にも依存することになる。
905. 憲法上、行政上および人的資源上の制約があるために、国家司法制度の回復は大きく遅れており、ルワンダ国内および国際社会の双方においてフラストレーションが生じている。極めて劣悪な刑務所の条件を緩和するための緊急措置が取られているものの、現在7万6,000人と推定され、さらに増えつづけている拘留者に対応するためには不十分である。2万5,000人以上が収容されている地方拘留センター（「懲罰部屋」）

では、過密が進んでおり、1996年前半には状況が急速に悪化した。地方拘留センターでは、病人および死者の数も増大しており、中には極端な過密が原因で窒息するものも出た。ルワンダ中央刑務所では、1995年に高かった死亡率は大きく低下しているものの、依然として異常な過密状態が続いている。しかし、1995年以降、刑務所の収容能力は、2万5,000人から4万人程度にまで拡大している。依然として相次ぐ逮捕は、法律手続きを経ないで行われることがほとんどであり、事件ファイルの作成は進んでいない。犯罪者判別委員会が会合を開いている県は僅かであるため、拘留者はほとんど釈放されていない。ルワンダ法相は、147の全ての市町村にかかる委員会を設置すべく、国際的な援助を求めている。

906. 1995年後半、新たに設置されたルワンダ最高裁判所は、司法制度の再検討を開始し、その運営と、集団殺害責任者の裁判を確保しようとした。逮捕・拘留手続きの見直しも行われた。1996年1月13日、国民議会は、憲法修正を宣言した。これによって、ルワンダ刑法典には集団殺害への言及がないものの、容疑者の裁判を行うことが可能になった。しかし、今のところ裁判は全く行われていない。

907. 国連ルワンダ人権実地活動団は、定期的に刑務所および拘留センターを訪問するとともに、司法制度および人権推進に対する援助を続けた。実地活動団は、信頼醸成と、帰還民の間での人権監視を重点的に行っている。国際的な人権基準に従って、侵害を正し、拘留条件を改善する上で、実地活動団は、ICRCとの調整を行っている。

908. しかし、活動団の作業は、安定的で予測できる資金源の欠如によって難航している。ルワンダ政府は、人権監視員の数を300人に増やしてほしいという希望を明らかにしているが、実際の監視員の数は、1996年6月時点で116人となっている。さらに、UNAMIRの撤退によって、活動団にとっての重要な支援基盤が失われた。私は、引き続き、実地活動団が国連のルワンダにおけるプレゼンスの重要な要素であると考えている。残念ながら、継続的な資金不足は、その存続を危うくしている。

909. 1995年12月12日、ルワンダ国際犯罪法廷は、第1回目の起訴を行った。1996年1月8日には、タンザニア連合共和国のアルーシャで、国際犯罪法廷の第2回目の全体会合が開かれ、2月19日には、さらに2件の起訴が発表された。逮捕状が発出され、裁判にかけられる拘留者については、アルーシャに恒久的施設が建設されるまで、一時的な措置が取られた。国際法廷は、1996年中に12件の裁判を予定している。

910. 2月29日、安全保障理事会は、10月1日付で辞任することになるリチャード・

ゴールドストーン判事（南アフリカ）の後任として、ルーズ・アルブール判事（カナダ）を国際法廷検事に任命した。

911. 4月、国際法廷とルワンダ政府は、それまでUNAMIRが使っていたキガリのアマホロ・ホテルの賃貸借に関する合意に達した。また、法廷の職員、建物および調査チームの保護に関しても合意が行われ、主としてルワンダ政府がその安全と保護の責任を負うことになった。
912. ルワンダにおける人道情勢が改善を続けるなかで、緊急援助は、復興、再建および開発へと、徐々に前進を遂げた。この関連で、私は、UNAMIRが、その所定任務に加え、ルワンダにおける復興および再建の立ち上げについて行った努力および支援をここに想起したい。UNAMIRは、14本の橋梁を再建し、13本の道路を補修した。UNAMIRは、キガリ空港を再び使用可能な状態にするとともに、太陽パネル、アンテナ、中継器、および、電話通信復旧用のその他の機材を供与した。UNAMIRの医療要員は、毎日1,600人の治療を行うとともに、6万2,000人にワクチン投与を行った。全国における医療用品の供与および地元病院スタッフの訓練に加え、UNAMIRは、100万人の難民および国内避難民の輸送を助けるとともに、食糧、種子、農具、さらには畜牛の配給により、その再定住を援助した。UNAMIRはまた、約2万人の収容スペースを新たに創設することで刑務所の過密緩和に貢献するとともに、およそ1万人の入獄者の移転を行った。最後に、UNAMIRは、1,400発以上の地雷を除去し、1,500発以上の不発弾を処理した。
913. ルワンダにおいては、緊急援助から、より長期的な復興・開発へとニーズが変化しているとの認識の下に、国連ルワンダ緊急事務所の役割は、駐在調整官が担うことになった。駐在調整官は、人道調整官兼務の形で、1995年10月31日に任命されている。1995年半ばまでに、ルワンダの国内避難民用のキャンプはすべて閉鎖され、その大半は故郷に帰還している。
914. 1995年、ルワンダ危機被災者のための国連機関合同アピールは、ルワンダおよび周辺地域について、合計6億6,821万4,031ドルが必要であると判定した。アピール期限の1996年2月までに、国連システムおよびその人道援助パートナーの援助計画用に、総額5億3,541万2,857ドルの拠出および誓約が行われている。ルワンダ政府は、1996年のルワンダにおける緊急援助活動のために、別個のアピールを出す計画を拒否した。これに代わり、ルワンダは、2月に発出された大湖地域に関する国連合同資金調達資料（1996年1月1日～12月31日）の対象となっている。

これとは別に、人道問題局のイニシアチブによって、1995年11月、ナイロビに「地域総合情報 ネットワーク」が設立された。このネットワークは、地域的な観点から、人道援助パートナーに対する大湖地域の動向に関する情報提供を促進することを目的としている。1996年6月20日および21日にジュネーブで開かれたルワンダ円卓会議では、同国政府の1996～1998年中期計画に対し、ドナーが6億2,700万ドルを超える誓約を行っている。

915. 事態が急速に変化するなかで、国連のルワンダにおける活動任務は、数次にわたって調整されており、ここから学ぶべき教訓は多い。その最も重要なものの一つが、UNAMIRの任務をその時点でのニーズに適合させるための柔軟性の必要といえよう。
916. 内戦後の最終段階において、国連は、ルワンダ政府から、UNAMIRが所持しているが、政府および同国全体に極めて不足している資源の提供について、实际的な援助を行うよう、大きな圧力を受けるようになった。UNAMIRは、かかる援助を提供する権限を持っていなかったため、集団虐殺直後に突如大半の要員を撤退させたことで政府に対して失った信頼性の一部を回復する機会を失ったのである。
917. ルワンダにおけるこの経験が示すものは、紛争は終結しているが、平和建設はまだ始まっていない時期において、国連の平和維持活動が、基礎的な復興において独自の役割を果たしうる場合があるということである。事務総長の特別代表の全体的権限の下で活動する工兵・兵站ユニットは、政府および国連機関と密接に協力して、空港の再開、水道、電力、通信等の不可欠なサービスの回復、不可欠な建物の復旧、および、病院や学校をはじめとする市民サービスの再開について、援助を行うことができる。ルワンダから学ばれるべき教訓は、受入国の真のニーズの評価に基づく、より包括的で柔軟なアプローチと、この種の援助を可能にするような任務、構成および予算を持った平和維持ミッションが、ルワンダでの活動中にUNAMIRが経験したようなストレスを排除する助けになりうるということである。
918. ルワンダ情勢がさらに正常化に向かう一方で、大湖地域には、依然として緊張と不安定が広がっている。ルワンダ、ザイール、ケニア間の関係は悪化している。地域でさらに武力紛争が発生する恐れも残っている。こうした問題への取り組みを助けるため、私は、ホセ・ルイス・ヘスース特使を同地域に派遣し、関係国政府とともに、和平、安全保障および開発問題を話し合う地域会議に向けて、どうすれば前進が図れるかを検討させた。ヘスース特使の調査結果は、私の10月30日付書簡を以て、安全保障理事会に伝えてある。関係国政府間でコンセンサスが見られないため、地域会議招集のアイデ

アは宙に浮いた状態となり、私の特使の任務も終了した。安保理は、私に対し、この問題の検討を続けるよう数次にわたって要請しているが、地域内の2ヵ国が否定的立場を取りつづけているために、地域会議の見通しは改善していない。

919. しかしながら、1995年11月28日には、ブルンジ、ルワンダ、ウガンダおよびザイールの国家元首、ならびに、タンザニア連合共和国の代表が、米国のジミー・カーター元大統領の主宰により、カイロで会合を開いた。この会合は、安全保障理事会が地域会議について予定したものと類似する目的を持つものであった。11月29日に発表された宣言では、当事国が、地域における平和、正義、和解、安定および開発を促進するために、具体的な措置を講じることを誓約した。2度目の会合は、1996年3月16日から18日にかけて、チュニスで開催されている。この間、それぞれマリ共和国およびタンザニア連合共和国の元国家元首である、アマドゥ・トゥマニ・トゥーレ氏とジュリアス・ニエレレ氏は、カイロ・サミットの促進役として、ルワンダおよびその他の大湖地域諸国を訪問し、これらの会合による勧告の実施に向けて講じられた措置のモニターを行っている。

24. シエラレオネ

920. シエラレオネ政府から、革命統一戦線（RUF）との交渉促進のための仲介を行うよう要請を受けた私は、1995年2月、私のシエラレオネ担当特使として、ベルハヌ・ディンカ氏の任命を決定した。これ以来、ディンカ特使は、OAU、英連邦事務局、および、シエラレオネにおける交渉を支援するその他の機関と、密接な協力作業を行っている。RUF指導層とのコンタクトを確立するため、ディンカ氏は、シエラレオネおよび西アフリカ全体の公的機関、民間人および非政府機関からの援助を求め、これを受けている。こうした努力に加え、特使は、民選政府への移行を含め、シエラレオネ政府による政治過程の民主化を奨励し、そのための援助を行った。
921. 1995年4月、シエラレオネ政府は、1996年前半までの選挙開催を目的とする民政移管プログラムへのコミットメントを再確認した。このためのフォローアップとして、政府は、暫定国民選挙委員会および国民民主化委員会の設置等、市民団体を支援する数多くの重要なステップを踏み、国内における公民・有権者教育の促進と、選挙のための準備を図っている。1995年8月に開催された国民選挙協議会は、必要な規則および手続きを採択するとともに、1996年2月26日に選挙を行うことを決定した。
922. 1995年11月21日の安全保障理事会に対する報告で、私は、RUFとの交渉

の模索、ならびに、民主化、安全保障、戦争の社会・経済的コストおよびシエラレオネの人道的ニーズについて、同国政府と私の特使が行った努力の概略を示した。私は、安保理に対し、RUFと接触して会談あるいは交渉を行おうとする努力にもかかわらず、RUFの指導層の所在はつかめず、回答も得られていないことを報告した。私はまた、選挙を延期すれば、暴動が発生し、民主化プロセスが全面的にストップしてしまう可能性があることを指摘した。私は、10月2日のクーデター未遂事件が示すように、シエラレオネ国内には、選挙プロセスを頓挫させようとする分子が存在するという事実注意到を喚起した。

923. シエラレオネの一般的状況に鑑み、私は、特使に対し、民主化プロセスの全体性を守り、自由で公正な選挙と選挙結果の受入れを確保することを政府および政党指導者に促すよう指示した。安全保障理事会は、11月27日の議長声明により、私と特使の努力を支持し、戦闘の即時停止を求めるとともに、暫定国民選挙委員会の作業に対する強力な支援を表明した。
924. RUFとの交渉による紛争解決および政治過程の民主化に向けたシエラレオネ政府の努力をさらに奨励するため、シエラレオネで継続中の二重プロセスに対する国際社会の関心が再び高まっていることを受けて、私は、11月29日にフリータウンを訪れた。私は、国家元首で国家暫定統治評議会議長のバレンタイン・ストラッサー大尉から、1996年に2月26日に選挙が行われること、シエラレオネ国民は民主化を支持していること、および、選挙開催のためにあらゆる手筈が整えられていることを再確認した。
925. 私の特使は、12月上旬、アビジャンとアクラで、はじめてRUF代表と会談することができた。特使は、RUF代表に対し、国際社会が和平交渉と選挙を強く支持していることを強調した。RUF代表は、国連の傘下で国家暫定統治評議会との交渉を開始し、かつ、選挙に参加する用意があることを表明した。代表はまた、RUF支配地域に住む人々に対する人道援助と、交渉参加のための財政・技術援助を要請した。
926. しかしながら、1995年12月中に国家暫定統治評議会が発布した、来る選挙に関連する数件の命令は、暫定国民選挙委員会の権限を弱め、一部の政党に他政党よりも有利な条件を与えるものと見られた。こうした動きは、自由で公正な選挙に対する評議会のコミットメントが薄れたことを示す兆候と解釈された。
927. 1996年1月16日、ジュリアス・マーダ・ピオ准将は、軍事クーデターでストラッサー政権を倒し、国家元首および国家暫定統治評議会議長の座に付いた。ピオ氏

- は、国民に対し、評議会の民主化プロセスに対するコミットメントを再確認したものの、評議会内の分子が、「選挙前の和平」イニシアチブにチャンスを与えるという明白な理由によって、選挙の延期を望んでいることが明らかになった。2月9日、私は、特使を通じてピオ議長にメッセージを送り、最近の動向が選挙日程を危うくするものに思われるという懸念を表明した。
928. しかし、国家暫定統治評議会による選挙の延期は、国民選挙協議会によって決定されるべきだとする暫定国民選挙委員会議長の強い主張により、ピオ議長も、2月12日に選挙協議会を開催することに合意した。国家暫定統治評議会および軍の代表が異議を唱えたものの、選挙協議会は、圧倒的多数で、引き続き2月26日を選挙予定日とすることを決定した。2月13日、私は、ニューヨークでプレス声明を発表し、選挙協議会と国家暫定統治評議会が民主化プロセスの継続に対するコミットメントを示したことを称えとともに、RUFに対し、選挙の妨害を慎むよう求めた。安全保障理事会は、2月15日に採択された議長声明を以て、協議会の決定、および、この決定に従う旨の国家暫定統治評議会による再度の確約を歓迎するとともに、暫定国民選挙委員会が、選挙実施のために必要なあらゆる技術的手筈が整ったのを確認したことに留意した。
929. 政府の要請により、事務局の選挙支援課およびUNDPは、暫定国民選挙委員会と密接に協力して、選挙プロセス組織のための技術的要件を判別するとともに、フリータウンにおける、選挙プロセス支援のための国際的資金・技術援助の調整、および、国際監視団の活動促進を目的としたプロジェクトを作成した。1995年11月30日には、国連本部で援助国会議が開催された。UNDPは、暫定国民選挙委員会に対する主任技術アドバイザー、2名のコンサルタントおよび4名の国連ボランティアを提供し、国際選挙監視員の活動を調整するための小規模な事務局を設立させた。
930. 議会および大統領選挙は、予定通り、2月26日と27日に開催され、3月15日には、大統領選挙の第2回投票が行われた。国連選挙支援事務局が調整を行った国際合同監視団によれば、武装分子による威嚇行為はあったものの、選挙は正当かつ透明な状態で実施された。シエラレオネ人民党は、議会で最多議席を獲得し、党首のアルハジ・アハメッド・テジャン・カバー氏は、第2回投票で大統領に選出された。国家暫定統治評議会議長は、新たに選出された議会および大統領に対し、2週間以内に政権を委譲すると発表した。カバー大統領の就任式は、3月29日に行われた。
931. 安全保障理事会は、3月19日の議長声明で選挙を歓迎するとともに、RUFに対し、その結果を受け入れ、停戦を維持し、無条件で全面的な和平対話に入るよう求め

た。初回の接触に続き、国家暫定統治評議会とRUFは、2月末にアビジャンで会談を行った。会談はコートジボアール政府が主宰し、私の特使、ならびに、OAUおよび英連邦の代表が促進役として参加した。3月25日と26日には、ヤムスクロにおいて、コートジボアールのアンリ・コナン・ベディエ大統領の主宰により、国家暫定統治評議会長のピオ准将とRUF指導者のフォデイ・サンコー伍長が会談を行った。共同コミュニケにおいて、双方は、新政府樹立後も会談を継続すべきことで合意した。

932. カバー大統領は、就任演説において、シエラレオネの民主化および和平プロセスの支援における国連の努力に対する高い評価を表明した。大統領は、恒久的平和の追求が政府の最優先事項であり、できるだけ早い機会にサンコー伍長と会談したいと述べた。カバー大統領とサンコー伍長は、4月23日にヤムスクロで会談し、停戦の継続に合意した。両氏はまた、和平協定、野営および武装解除、ならびに、戦闘員の動員解除および再定住に関する合意を目指す、3つの合同作業部会の設置にも合意した。
933. 3つの合同作業部会は、コートジボアール外相の主宰の下、私の特使、ならびに、OAUおよび英連邦の代表を再び促進役として、5月6日から27日まで、アビジャンで討議を行った。和平協定案のほとんどすべての条項について合意が達成された。しかし、シエラレオネからの外国軍隊の撤退と、RUFの野営および武装・動員解除の同時かつ公平な進行の問題について、当事者間に見解の相違が生じたため、交渉は暗礁に乗り上げた。
934. 私の特使と近隣（およびその他の）諸国政府による協調的努力にもかかわらず、交渉は数週間にわたって滞っている。RUFはまた、政府との和平協定の枠組みにおける権力分担取極の交渉を主張しているが、政府は、憲法上の制約により、RUFの要求を聞き入れるのは不可能としている。
935. 1995年8月の人道問題局主導によるシエラレオネ機関合同調査団は、国連に対し、シエラレオネ政府国民救援・復興委員会への支援を強化することで、人道援助の効果的な供与においてさらに大きな役割を果たすよう求めた。1995年10月、私は、当時のピーター・ハンセン人道問題担当事務次長をシエラレオネに派遣し、同国のニーズに対する注意を喚起するとともに、人道援助配給の見直しを行わせた。1995年11月、緊急援助調整官は、人道調整官を任命するとともに、人道問題局支援チームを展開し、調整措置の強化を図っている。
936. 3月28日、フリータウンにおいて、シエラレオネのための国連機関合同アピールが出された。このアピールは、シエラレオネが直面する深刻な人道危機に取り組むた

め、救命援助の提供、治安情勢が許す場合の故郷への帰還促進、救援と復興活動の補完性確保、および、特に政府の危機管理能力支援に関する調整強化という4つの優先課題に的を絞った上で、ドナーに対して5,700万ドルの人道援助を求めた。1996年7月現在、ドナーは890万ドルの誓約を行っている。UNDP駐在代表は、シエラレオネ担当人道調整官を兼任するとともに、多くのシエラレオネ人専門家を含む国連人道援助調整ユニットの長を務めている。

937. 1996年2月の議会および大統領選挙が無事終了したことで、人道援助の重点は移ってきている。和平会談が進むなか、200万人を超えるシエラレオネ難民および国内避難民が故郷に帰還できる可能性が増大している。そのため、救援プログラムは、帰還を支援する要素を重視しなくなっている。和平プロセスの進展はまた、窮乏するコミュニティへのアクセスを拡大することになる。資源の効率的活用を図るためには、これら新たな援助対象者に対する調整のとれたアプローチが不可欠である。さらに、和平プロセス進展のためには、動員解除活動の本格化が必要である。

25. ソマリア

938. 私の昨年の報告以降、全面的な内戦の再開は見られないものの、ソマリアにおける政治的な行き詰まりは続いている。国連はその機関を通じて人道援助の提供を行っている。また、ソマリア政治事務所は、治安上の理由によってナイロビに設置されているものの、国連はこれを維持することによって、政治的解決を援助する態勢を整えている。同国北西部においても、不安定な状態が継続しており、エガル政権と反対勢力との間で突発的な戦闘が発生している。
939. 1995年8月、モハメッド・アイディド将軍およびモハメッド・エガル氏の支持者を除く、幅広いソマリア派閥は、ナイロビで会議を開き、共通の政治綱領の策定に合意したが、この綱領に基づき、国民和解会議のための準備会合が開かれることになった。国民和解会議は、ソマリアの統治権力としての役割を果たす暫定的機構をもたらすことになっている。アイディド将軍とエガル氏の参加も歓迎されることになった。1995年9月には、イスラム諸国会議機構(OIC)の招請により、サウジアラビアのジッダで、さらにソマリア派閥間の協議が開催されている。
940. アイディド将軍は、国民的和解に関する協議の呼びかけをすべて拒絶した。アイディド氏とすれば、自分の下ですでに政府が樹立されているのであるから、かかる協議の必要性はもはや存在しなかったのである。しかし、アイディド氏の「政府」を承認している加盟国はなかった。1995年8月、アイディド「政府」による「武装解除」

キャンペーンにより、モガジシオにおいて、アイディド派民兵と、ソマリア救国同盟（SSA）のアリ・マハディ議長派の民兵との間の激しい戦闘が発生し、1995年3月の第2次国連ソマリア活動（UNOSOMII）撤退以来続いていた首都の相対的平穏は崩れ去った。

941. 1995年9月、アイディド將軍派の軍隊は、バイドアを占領した。アイディド派民兵は、救援物資と機材、および、同地の人々によって生産された穀物を略奪した。国際援助活動員の多くが数日間拘禁され、その通信機材は略奪された。アリ・マハディ氏は、アイディド將軍のバイドアからの撤退を要求し、全面戦争をちらつかせた。しかし、軍事行動は何ら取られなかったため、アイディド將軍は結局バイドアとホドゥールを占領した。
942. 1996年1月19日、私は、安全保障理事会に対し、ソマリア各派指導者が1994年3月24日のナイロビ宣言でなされた誓約を守っていないため、ソマリアの政治情勢は、2年間にわたってジリ貧の膠着状態にあると報告した。私は、ソマリア人自身の間での十分に広範な協議プロセスがなければ、ソマリアで持続的な和平は達成されえないという私の信念を再度強調した。それでも、私は、加盟国および地域機関が、数多い落胆にもかかわらず、ソマリア情勢への関心を失っていないことに心を強くしている旨指摘した。
943. 多くのソマリア指導者が、その和平イニシアチブに対する国連の支援を繰り返し要請していることを受けて、私は、これまでの経緯により、その和平の望みが真実のものであるか否かについて、深い落胆の念、さらには疑念さえ生じていることを認識する必要があると指摘した。また、現状の国連財政危機に鑑み、私は、ソマリア指導者がかかる支援を得ようとするのであれば、和平と和解に向けた何らかの具体的前進の兆候を示すのが最善であろうと忠告した。その後、私は、安保理に対し、当面はナイロビの国連政治事務所を維持する意思を通告した。
944. 私の報告を受けた安全保障理事会は、1月24日の議長声明を以て、すべてのソマリアの政治指導者と政党に対し、広い基盤を持つ国民政府樹立につながる国民的和解を目指して、包括的な協議・交渉プロセスを再開するよう求めた。安保理は、国連および国際人道援助団体による勇敢な努力を称えるとともに、嫌がらせ、暴力、誘拐および殺人がはびこるなかで、ソマリアに援助を提供しようとする勇氣と決意を示したソマリア人職員を称賛した。安保理はまた、すべての加盟国に対し、これまでに決定された一般にかつ全面的武器禁輸を完全に実施する義務があることを想起させた。

945. S S A各派、および、オスマン・アット氏率いる統一ソマリア会議／ソマリア国民同盟（U S C／S N A）は、私の報告と安全保障理事会議長声明を歓迎し、国民和解会議への支持を表明した。これらの派閥はまた、政治面で国連が再び積極的な役割を果たすことを要請した。アラブ諸国連盟（L A S）は、和解会議に対する資金援助を申し出た。しかし、アイディド將軍のスポークスマンは、同人が国家元首として招請された場合にのみ、「政府」は会議に参加すると述べた。その他のソマリア指導者は、この条件を拒否した。
946. 3月中旬までに、アット氏とアイディド將軍の間の敵対関係は、メルカ地区での両軍の軍事衝突へと発展した。双方の民兵は、4月にも、モガジシオ南部で激しい戦闘を展開した。一方、4月初旬、S S Aは、国民統一政府樹立のための国民和解会議の呼びかけを行い、アイディド將軍とエガル氏に参加を求めた。しかし、両者ともこれに前向きな対応を示さなかった。
947. 3月15日、安全保障理事会がソマリアに関して開催した公開討論では、可能な行動について数多くのアイデアが出された。4月11日付書簡を以て、私は、安保理に対し、国連／O A U合同調査団派遣の可能性を模索していることを通知した。というのも、この調査団は、安保理の明示の要請によって派遣された場合のほうが、受け入れられる可能性が比較的高かったからである。4月17日、安保理理事国は、全般的に私の見解を支持するとともに、L A SおよびO I Cもかかる調査団に加わる可能性があることを示唆した。
948. 4月30日、私は、ナイロビにおいて、アイディド將軍派およびエガル派を除く、幅広い派閥および氏族を代表するソマリア指導者と会談した。私は、これらの指導者に対し、国連が、ソマリア問題の解決策の模索に依然としてコミットしていることを保証した。私はまた、安保理が引き続きソマリアに関心を持っていることに触れ、ソマリア人指導者に対して、国連が和解プロセスをどのように援助できるかについて、新たな提案を出すよう要請した。
949. しかしながら、6月と7月には、モガジシオにおいて、新たに3方面での戦闘が発生した。これによって、アイディド將軍は、モガジシオのメディナ地区において、アブガル族民兵司令官であり、同地域においてマハディ氏と同盟するミュージズ・スティ氏、モガジシオ南部においてアット氏、および、モガジシオの南部と北部を隔てる「グリーン・ライン」においてマハディ氏と、それぞれ対峙することになった。7月中旬までに、戦闘は突発的に戦火を交える程度にまで沈静化した。しかし、あらゆる前線におけ

る大規模な民兵の増強が報告され、戦闘再開の危険性は常に存在していた。7月下旬、アイディド將軍は突発的な戦闘の最中に負傷したとの報告があった。その後、アイディド將軍は、この傷がもとで死亡したことが明らかになった。

950. マハディ氏とアット氏は、即座に一方的停戦を宣言するとともに、すべてのソマリア氏族に対し、平和的な道を進むよう求めた。両氏は、アイディド將軍支持者に対し、すでに「政府」は樹立されたという立場を捨て、ソマリアの平和的再統合に参加するよう要請した。しかし、正式にアイディド將軍の後継者となったと見られる息子のフセイン・モハメッド・アイディド氏は、アイディド將軍の政策を引き継ぎ、内外の敵を一掃すると宣言した。こうした動きは、ソマリアの政治過程および国民的和解にとって重要な意味を持つ可能性もあった。私は、国連ソマリア政治事務所に対して、OAU、OIC、LASおよびEUとの協力により、ソマリア情勢に対する協調的アプローチを策定するよう指示した。
951. 1991～1992年の深刻な緊急事態以来、ソマリアにおける人道状況は大きく改善してはいるものの、人道的ニーズは、国内各地で大きく異なっている。国連機関は、適当である場合、人道援助の送達を続けているが、その一方で、地域の状況が許す場合には、復興および再建に焦点を絞った努力が行われている。それでも、特にソマリア南部および中部では、治安が悪いために復興のペースが遅れている。
952. 1995年前半に国連の軍事部隊がソマリアから撤退したことを引き金に、国際職員は、治安上の理由で、モガジシオおよびその他多くの地域から一時的に避難した。国際機関職員は、治安が十分保たれていると見て、すぐにほとんどの地域に戻っているものの、強奪行為および氏族間抗争によって、その生命が危険にさらされることも多くなっている。1995年には、数名の人道援助活動員が暴動の犠牲となったため、国際職員は再び避難を余儀なくされ、地元のコミュニティーが職員と財産の安全を保証できるようになるまで、かかる地域における緊急でない活動は一時的に停止された。ソマリア情勢が流動的であるため、国連機関は、地元当局との相互協力に対して柔軟なアプローチを取るようになった。
953. 現状のソマリア情勢を深刻な緊急事態と呼ぶことはできないが、1995年後半と1996年前半には、人道状況が悪化する可能性が増大した。食糧や、場合によっては食糧購入のための通貨へのアクセスができないことは、一部の地域で大きな問題として浮上した。大規模な戦闘が発生しなくても、1995年の主要穀物の凶作、ならびに、ソマリア南部および中部における治安悪化に起因する取引の混乱により、家計資源の減

少が予想され、ソマリアの子どもおよびその他の弱者グループの栄養状態が懸念される
ところである。

954. モガジシオ港の閉鎖は、食糧、医薬品およびその他の救援物資の輸入を妨げたため、救援機関は、モガジシオ、下シャベレ、ジュバ峡谷などの地域において、船舶あるいは道路輸送の代わりに空輸を行わなければならなくなり、コストが急激に上昇した。これらの要因と、劣悪な治安が相まって、それまで大きな改善が見られていた地域においても、栄養失調と病気が再び広がってきている。
955. さらに、ニーズが着実に高まる一方で、ドナーからの援助プログラムに対する資金供与は減少している。1994年12月の国連機関合同アピールは、1995年1月から6月までの6ヵ月間について7,030万ドル（後に9,320万ドルに上方修正）を要請するものであったが、これに対する反応はよくなかった。合意により、さらに別のアピールを出す代わりに、ドナーは、暫定的措置として、1995年1月～6月のアピールに対する拠出を続けることになった。1996年3月現在、アピールに対するドナーの拠出総額は、修正要請額の30.7%に当たる2,860万ドルとなっている。
956. 比較的安定的な地域と治安が非常に悪い地域が混在するなど、ソマリアにおける状況は一様でないため、ソマリア全国について統一的な人道戦略を打ち出すことは不可能である。柔軟な戦略が打ち出されるなかで、国連の各機関は、迅速なニーズ評価、ならびに、資金的に可能であれば食糧および医療物資の備蓄を含む、偶発事象対応計画の策定を図っている。これらすべての努力は、1991～1992年規模の危機再発防止に貢献し、過去3年間における前進を確保するものと期待される。

26. スーダン

957. 1996年1月31日、安全保障理事会は、エチオピア政府からの1月9日付書簡を検討した上で、1995年6月26日のアジスアベバにおけるエジプト・アラブ共和国のホスニ・ムバラク大統領暗殺未遂事件に関する決議1044（1996）を採択した。安保理の要請を受けた私は、OAUとの協議の下に、同決議実施におけるスーダン政府の協力を得ようと務めた。2月6日、私は、安保理に対し、私の特別アドバイザーであるチンマヤ・R. ガレカン氏を、私の特使として同地域に派遣し、必要な協議と、私に委託された任務実施のための関連情報収集に当たらせることを決定した旨報告した。2月8日付の私宛書簡を以て、安保理議長は、安全保障理事会が私の決定を歓迎し、これを支持することを示した。

958. 2月18日から3月2日までの活動期間中に、私の特使は、アジスアベバでOAU事務局長と協議を行ったほか、エジプト、エリトリア、エチオピア、スーダン、チュニジアおよびウガンダの当局者とも会談した。その後、OAU事務局長との接触を継続していた私の特使は、OAUが取りうるさらなる行動について、現在検討中である旨の連絡を受けている。
959. 決議1044（1996）に関する3月11日の報告において、私は、私の特使の訪問中に確認された状況に照らして、スーダンが未だ安全保障理事会の要求を聞き入れていないことは明らかであり、かつ、私の特使が訪問した近隣諸国はすべて、それぞれの領土においてテロ活動支援を行っているとしてスーダンを非難していることを指摘した。
960. 安全保障理事会決議1054（1996）の採択を受けて、私は、4月29日、同決議の本文を全加盟国の外相に送付した。5月15日、私は、全加盟国に口上書を送り、同決議の3項、5項および6項に特に注意を喚起した。また、事務局も、この問題に直接にかかわっている加盟国と、適宜コンタクトを取った。
961. 7月10日付の安全保障理事会に対する報告を以て、私は、加盟国によって提出された情報を提示した。この報告で再検討された情報から判明したことは、（a）安保理は、3名の容疑者がスーダンにかくまわれていると判定し、スーダン政府にその引き渡しを確保するよう求めたが、スーダン政府は、容疑者のうちの2名に関する調査の結果、その両名がスーダン国内にいる形跡はなく、もう一人の容疑者の身元は分かっていないと主張していることと、（b）安保理は、スーダンに対し、テロ活動の援助、支持および幫助、ならびに、テロリスト分子に対する隠れ家および庇護提供をやめるよう求めているが、スーダン政府は、同国がテロリズムを糾弾しており、テロリストの活動を容認していないと主張していること、であった。
962. 私は、決議1044（1996）および1054（1996）のあらゆる側面について、関係するすべての当事者およびOAU事務局長との密接な接触を保っていく所存である。私はまた、この困難な問題に関連する動向を逐一、安全保障理事会に報告することになっている。

27. タジキスタン

963. タジキスタン情勢は依然として不安定であり、1994年9月にテヘランで締結され、数次にわたって延長されてきた暫定的停戦協定の違反も、双方で相次いでいる。事

実、反対勢力は、政府との戦闘を同国の中心部にまで拡大し、タヴィダラの一部を制圧している。テヘラン協定の実施を確保するために設置された合同委員会は、1996年2月24日に反対派代表の共同議長が誘拐されてから、4ヵ月間機能を停止した。政府と反対勢力との間の紛争に加えて、同国西部および北部のいくつかの都市でも、経済・政治問題をめぐって不穏な動きが起こっている。

964. 小規模の国連タジキスタン監視団（UNMOT）は、停戦を維持すべく最善の努力を続けた。UNMOTは、独自に、あるいは、合同委員会と協力して、調査を実施したほか、合同委員会に行政支援を提供した。同国中央部および南部の拠点から活動するUNMOTチームは、摩擦の緩和、および、可能な場合は局地的問題解決への貢献を目標として、頻繁なパトロール、ならびに、政府高官および反対勢力代表との接触を継続した。
965. 私の特使であるラミロ・ピリス・バリオン氏は、国民的和解への前進を目指し、タジキスタン政府と反対勢力の政治的対話における仲介努力を続けた。8月上旬、バリオン特使は、ドゥシャンベとカブールを往来して、エモマリ・ラフモノフ大統領と反対勢力代表のアブドゥロ・ヌーリ氏との間の間接交渉を仲介した。交渉の結果、両指導者は、それぞれドゥシャンベとカブールにおいて、タジキスタンにおける和平および国民的合意確立のための基本原則に関する議定書に調印した。双方は、紛争の包括的な政治解決に向けた作業を行うことに合意するとともに、今後の交渉によって、一般的な協定に調印すべきであると結論した。
966. また、双方は、「タジク・アフガン国境およびタジキスタン国内における暫定的停戦およびその他の敵対行為停止に関する協定」を、1996年2月26日まで、さらに6ヵ月間延長することで合意した。私の特使によるタジク勢力間交渉のフォーマット修正提案に従い、双方の当事者は、1995年9月18日から継続的交渉を再開することにも合意した。安全保障理事会は、議長声明を以て、議定書の調印および停戦の延長を歓迎した。
967. タジク勢力間の継続的交渉の第1段階は、1995年11月30日から12月22日にかけて、アシュガバットで開催された。交渉再開が遅れたのは、交渉場所の問題に関して、タジク当事者間に意見の相違があったためである。交渉開始に当たって、双方の側は、停戦へのコミットメントを再確認する共同声明を採択した。しかし、タヴィルダラ地方で戦闘が激化したため、私の特使は、戦闘の停止を容易にすべく、交渉を中断してモスクワを訪れ、ロシア連邦高官との協議を行った。休戦の回復と交渉の再開を受

けて、政治問題の詳細にわたる討議が行われた。しかしながら、双方が頑な立場を崩さなかったため、実質的な進展は見られなかった。安全保障理事会は、12月14日の決議1030（1995）を以て、UNMOTの活動期限を、1996年6月15日まで、さらに6ヵ月延長するとともに、タジク当事者が、アシュガバットにおける継続的交渉の機会を捉え、タジキスタンにおける和平と国民的合意を回復するような一般的協定を実現する必要性を強調した。

968. アシュガバットにおいては、1996年1月15日に次段階の交渉を再開する旨の合意が行われたにもかかわらず、交渉プロセスは再び暗礁に乗り上げた。私の特使は、交渉プロセスの再活性化のため、モスクワにおけるCISサミット会期中の1月17日から24日まで、ラフモノフ大統領、ロシア連邦のエヴゲニー・プリマコフ外相およびトルクメニスタンのボリス・シフムラードフ外相と協議を行った。ここでは、1月26日に交渉を再開することで合意が得られた。
969. アシュガバットにおける継続的タジク勢力間交渉の第2段階は、1月26日から2月18日にかけて行われた。私が3月22日に安全保障理事会に報告したとおり、双方の当事者は、中心的な政治課題、および、私の特使が提示した妥協案について、困難な討議を継続した。政府代表団は、今後の交渉の基礎として、妥協案への支持を表明したが、反対勢力代表団は、多くの実質的留保を付けた。この交渉の結果調印された「アシュガバット宣言」には、反対勢力指導者の参加による特別国会開催に関する重要な合意が含まれている。
970. 2月24日、ドゥシャンベにおいて、合同委員会の反対勢力側共同議長が誘拐され、和平プロセスはさらに深刻な課題に直面することになった。その2日後、停戦協定は期限切れとなった。私は、こうした状況の下、私の特別アドバイザーであるイスマット・キッタニ氏に対し、反対勢力指導者および政府との協議を行うよう要請した。キッタニ氏がテヘランとドゥシャンベで協議を行った結果、停戦協定は1996年5月26日まで無条件で延長された。3月11日に開かれたタジキスタン特別国会は、反対勢力との政治対話を通じて紛争解決を図るという政府の誓約を確認した。遺憾ながら、共同議長の誘拐から生じた治安上の懸念により、反対勢力は特別国会への参加を拒んだ。安全保障理事会は、3月29日の議長声明を以て、アシュガバットでのタジク勢力間継続交渉の不十分な進展に遺憾の意を表明するとともに、タジク当事者に対し、停戦協定を厳守するよう求めた。
971. 私の特使が自国の外交職務に復帰したことを受けて、私は、ゲルド・メレム氏を私

のドゥシャンベ駐在特別代表に任命した。メレム氏は、5月7日から20日にかけて、モスクワ、アシュガバット、ドゥシャンベおよびテヘランを含め、同地域での最初の活動を行った。メレム氏は、ラフモノフ大統領および反対勢力指導者ヌーリ氏のほか、タジク勢力間交渉でオブザーバーを務める国々の外相とも会談を行った。停戦協定は、8月26日まで、さらに3ヵ月延長された。

972. メレム氏の活動と同じ時期に、反対勢力軍は、タヴィルダラ地方において、大規模な攻勢をかけた。安全保障理事会は、5月21日の議長声明を以て、特に反対勢力による停戦違反を非難した。安保理はまた、特に政府によるUNMOTの移動の自由の制限について懸念を表明するとともに、タジク勢力間交渉の可及的速やかな再開を求めた。
973. タヴィルダラ情勢が引き続き不安の種となる中で、7月8日には、私の特別代表の主宰により、タジク勢力間の交渉が再び開始された。7月19日、双方のタジク代表団長は、実効的停戦の回復、および、テヘラン協定の12月31日までの延長に関する共同声明に調印した。7月20日のグリニッジ標準時午前6時に発効予定のこの協定では、双方の当事者が、調印時点での占領地域にとどまり、UNMOTはタヴィルダラ地方における双方のポジションを検証することになった。また、7月21日に双方が調印した捕虜交換に関する協定は、8月20日までに実施されることになった。さらに、相互に関連する重大な政治的・軍事的問題について合意に達するため、共同コミュニケの形で、今後の会合および協議のための集中的スケジュールに関する協定も結ばれた。双方は、主要な政治問題を討議するため、近い将来に交渉を再開することにも合意している。
974. 私は、この機会に、最近のタジク勢力間交渉の主宰を通じて、この努力に大きな援助を行ったトルクメニスタン政府に対し、感謝の意を表したい。私はまた、本部レベルにおいても実地の活動においても、UNMOTとCIS平和維持軍の間の協力関係について、満足の念を表することとしたい。
975. 遺憾ながら、7月に締結された協定は、今のところ実行に移されていない。この報告の時点で、タヴィルダラ地方では戦闘が継続しており、タジキスタンにおいては、国際社会による介入を要する、ほとんど慢性的な緊急事態の継続が確認されている。タジキスタンは、大量の失業者を抱えるなかで、貧困と飢餓に苦しんでいる。マラリア、結核およびジフテリアは、健康に対する深刻な脅威となっているほか、燃料とエネルギーの不足は、健康および衛生上の深刻なリスクをもたらしている。厳しい冬の間もガス供給が途切れがちであったため、家庭や公共の建物の暖房ができなかったことも多かつ

た。水道水は処理されていないため、様々な病原菌によって汚染されている。輸送、発電、通信等の公共サービスの悪化も、急速な生活水準の低下に拍車をかけており、1995年の一人当たり平均所得は、旧ソ連新興独立国のなかで最低を記録した。

976. タジキスタンにおける人道援助活動は、人道問題局、UNDP、UNHCR、UNICEF、WHOおよびWFPによって実施されている。援助は、食糧、農業資材、衣服、シェルター、教材、医薬品、ワクチン、および、様々な分野での専門家サービスといった形態で提供された。その他、重要な援助領域としては、水道・衛生設備、公共輸送、行政・統治、中小企業育成およびエネルギーがあげられる。

旧ユーゴスラビア

977. 私の前回の年次報告以来、旧ユーゴスラビアにおける政治情勢は劇的な変化を遂げているが、こうした変化の多くはよい方向を向いている。国連は、その他の関係当事者とともに、旧ユーゴスラビア紛争に長期的解決策を見いだすという誓約を維持している。しかしながら、現場での政治的現実により、同地域における和平に対する過去のアプローチから離れ、必要に応じて新たな戦略が打ち出されるようになってきている。新たな戦略の中には、国連保護軍（UNPROFOR）の構成再編も含まれている。このため、UNPROFORの傘下にあった諸要素は、独立あるいは解散している。
978. 1994年の停戦合意の期限切れを受けて、1995年晩夏から秋にかけ、当事者は、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争を武力で解決しようとする決意を強める様相を呈し、私の昨年報告でも触れたとおり、軍事活動は最高潮に達した。このため、難民および国内避難民多数の移動と、ボスニアのセルビア人勢力をはじめとするすべての軍による国際人道法違反の広まりが見られるようになった。UNPROFORは、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける任務遂行において、深刻な障害に直面した。
979. 1995年8月28日のサラエボ・マルカレ市場に対する迫撃砲攻撃を受け、北大西洋条約機構（NATO）は、国連平和部隊（UNPF）司令官の要請および合意により、サラエボ近郊にあるセルビア人勢力の対空システムおよび重兵器、ならびに、ボスニア東部全体にある弾薬供給倉庫およびその他の軍事施設に対し、空爆を行った。この空爆は、サラエボ周辺の重兵器禁止地帯を回復し、安全区域に対するこれ以上の攻撃を抑止するねらいを持っていた。空爆作戦中、UNPROFOR緊急対応部隊は、サラエボ地区のセルビア人勢力を目標とした迫撃砲および大砲攻撃を行った。1995年7月のロンドン会議で予想されていたかかる行動が可能となったのは、セルビア勢力に包囲された、スレブレニツァ、ゼパおよびゴラジュの飛び地地区から国連平和維持要員

が撤退し、国連軍が捕虜となる可能性が少なくなっていたためである。

980. NATOがボスニア東部で空爆作戦を開始した直後、ボスニア政府およびボスニアのクロアチア人勢力軍は、同国西部で進撃を開始し、これまでセルビア人が住んでいた地域を制圧した。この動きと、サラエボ周辺での戦闘の結果、ムスリム・クロアチア連合軍は、その占領地域をボスニア・ヘルツェゴビナ領土全体の30%から50%強へと拡大した。これによって、また大量の避難民の流れが発生した。激しい戦闘が続くなかで、米国は、夏に開始した和平イニシアチブを積極的に押し進めた。
981. 1995年10月5日、米国代表団は、拘留者の人間的な処遇、移動の自由、避難民の故郷への帰還権等、非軍事条項を含む、全国的な停戦合意を確保した。UNPROFORの軍事・文民要員は、サラエボの公益施設の補修および再開に必要な地雷除去作業を含め、停戦合意実施の成功を確保するための様々な措置に早速取りかかった。UNPROFOR団長が行った交渉の結果、停戦は10月12日に発効した。
982. 和平プロセスの再活性化は、ボスニアのセルビア人勢力の軍事的劣勢とともに、当事者による停戦遵守の強化をもたらしたほか、UNPROFORに対し、ボスニア・ヘルツェゴビナにおけるより効果的な任務遂行を可能にした。UNPROFORの活動能力を強化したその他の動きとしては、スロボダン・ミロシェビッチ大統領によるセルビア共和国に代わる交渉遂行権限の引受、ならびに、8月と9月のNATOによる空爆および緊急対応部隊の活動の抑止的效果があげられる。
983. 1995年11月21日のオハイオ州デイトンにおける「ボスニア・ヘルツェゴビナ和平のための一般的枠組み協定」をはじめとする、一連の協定締結によって、政治情勢は改善した。デイトン和平協定には、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国、クロアチア共和国およびユーゴスラビア連邦共和国が略式調印を行っている。交渉が継続されるなかで、ロシア連邦を含む非NATO加盟国の多くが、ボスニア和平プラン実施への参加に同意した。ただし、国連はデイトンに代表を送っていないことは指摘する必要がある。
984. 12月8日および9日、私は、ボスニア・ヘルツェゴビナ国民の新たなスタートへの支援に国際社会を動員することをねらいとして、ロンドンのランカスター・ハウスで開催された平和実施会議に出席した。12月14日のパリにおける和平協定調印に先立って行われたこの会議では、とりわけ、平和実施評議会とその運営審議会、様々な実施側面に関する責任の配分、および、カール・ビルト氏の高級代表への任命等に関し、いくつかの結論が出されている。地域の安定化、人道援助、難民と捕虜、人権擁護、選

拳、再建、旧ユーゴスラビア諸国とその他の国際社会の関係、および、東スラボニア問題等の課題も検討された。平和実施会議はまた、平和実施評議会が旧ユーゴスラビア国際会議を組み入れることも決定したため、国際会議は1996年1月31日に解散した。

985. その他の前進としては、1995年9月13日のギリシアとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の間の暫定合意調印、ならびに、1995年11月12日の東スラボニア、バラニャおよび西シルミウム地方に関する基本合意調印が上げられる。後者の合意は、セルビア勢力が占拠する当該地方のクロアチア共和国への再統合を目指すものである。
986. 上記の協定の締結を受けて、旧ユーゴスラビアにおける国連のプレゼンスは大きく変更された。現在、旧ユーゴスラビアにおける国連の活動は、国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション（UNMIBH）、国連東スラボニア、バラニャおよび西スレム暫定機構（UNTAES）、国連プレブラカ監視団（UNMOP）、および、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の国連予防展開軍（UNPREDEP）という4つの別個のミッションと、ベオグラードおよびザグレブの2ヵ所の連絡事務所から構成されている。
987. 旧ミッションの終結と3つのミッションの新設に関連する複雑な活動を調整し、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国連から平和執行部隊（IFOR）へのスムーズな責任の移転を確保するため、私は、1995年11月1日、コフィー・アナン平和維持活動担当事務次長を、暫定的に、旧ユーゴスラビアにおける私の特別代表に任命した。アナン氏は、その本部をザグレブの国連平和部隊（UNPF）本部の隣に設置した。1996年2月29日のアナン氏離任を受けて、小規模な旧ユーゴスラビア移行事務所が、旧UNPFミッションの解散、および、4つの後継ミッションに対する共通サービス提供に関する責任を引き継いだ。

責任の共有

28. ボスニア・ヘルツェゴビナ

988. 和平協定調印により、ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢は、国連とその他の国際社会の間の責任共有という、新たな段階を迎えた。安全保障理事会は、1995年12月15日の決議1031（1995）により、和平協定の軍事的側面遵守を確保する責任を持つ執行部隊（IFOR）の設置を承認し、UNPROFORの活動終結およびIFORへのその権限の移転を決定するとともに、高級代表任命に対する支持を表明した。そ

の結果、和平協定の条項に従い、新たな態勢における国連の役割は、国際警察タスクフォースと、難民および国内避難民の帰還という、2つの主要任務に限定されることになった。

989. UNPFからIFORへの権限委譲は、1995年12月20日に行われた。UNPF司令官はIFOR副司令官となったが、移行期間中はUNPFの権限を維持することになった。UNPF司令官にIFOR副司令官を兼任させるという措置により、IFOR要員到着の際のUNPROFOR部隊の撤退調整が容易になった。権限委譲期日までは、再編事業の一環として、多くのUNPROFOR兵士が既に現地を離れており、かつ、残っていた2万1,000名のUNPROFOR兵士のうち、およそ1万8,500名はIFORの一部として残留が決まっていたのである。

990. 政策の方向づけを行うために、旧ユーゴスラビア責任移行運営委員会が設立された。国連の文民・軍事職員およびNATOのUNPF担当連絡官からなる運営委員会は、デイトン協定実施に関与する国連の機関および計画、ならびに、UNPROFORからIFORへの責任移転に関連する事項について、事務総長特別代表を援助した。UNPROFORはまた、そのインフラ、装備および資産の大半を移転することによって、IFORを支援した。このプロセス全体の成功は、各々の指揮レベルにおける優れた準備作業と、権限のスムーズな移転を確保するという国連、NATO双方の意思を反映するものであり、今後の国連と地域機関との間のその他の協力についても、モデルとなりうるものと言える。

991. 1996年1月5日から31までの国連暫定調整官として、アントニオ・ペダウジェ氏が任命された。同氏の任務は、2月1日、私の特別代表兼国連ボスニア・ヘルツェゴビナ活動調整官に任命されたイクバル・リザ氏が引き継いだ。リザ氏の任務は、国際警察タスクフォースおよび国連文民事務所の管理を行うこと、ならびに、人道援助・難民、地雷除去、人権および経済復興に関するものを含む、その他の国連活動を調整することである。リザ氏はまた、高級代表および実地活動を行うその他の国際機関との調整も担当している。

992. 国際警察タスクフォースの任務は、法律執行活動・施設の監視を行うこと、法執行職員・部隊に対する助言および訓練を行うこと、ならびに、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府に対して、実効的法律執行機関の組織に関する助言を提供することである。タスクフォースは、実際の執行活動に関与する権限を持っていないため、国際警察は、その他の国連文民警察ミッションと同様、武器を所持していない。

993. タスクフォースのコミッショナーであるピーター・フィッツジェラルド氏は、1月29日に現地に到着した。フィッツジェラルド氏は、サラエボの本部のほか、サラエボ、パニャ・ルカおよびツズラに地域本部を設置した。安全保障理事会が承認した1,721名の文民警察要員は、4月末までに展開されることになった。加盟国からは、およそ2,000名の要員提供の申し出があったが、その大半が本国における通常任務の解除を必要としていたため、即時展開の要請に迅速に対応できるものはほとんどなかった。7月31日現在、52カ所にすでに展開されているか、展開予定の国際警察タスクフォース要員は、1,676名となっている。警察官は非武装で、かつ、全国に散らばっているため、その安全についてはI F O Rおよび現地当局に頼らなければならない状態である。
994. 現地当局による法律執行活動の監督、監視および視察に加えて、国際警察タスクフォースは、当事者による自らの警察部隊の削減、再編および訓練に対する支援という、重要な責任を担っている。連邦警察官の2万名から1万1,500名への削減と、その再編に関しては、4月26日に合意が達成され、これまでプロセスは概して予定どおり進行している。セルビア人共和国当局との間でも、これと並行した要員削減の話し合いが行われているところである。
995. U N P R O F O Rの文民問題部門は、U N M I B Hの文民問題部門が引き継いだ。44名の文民問題担当官が、国際警察タスクフォースと同じ場所にある事務所に配置されている。文民問題担当官は、タスクフォースの支援、政治および人権動向に関する報告および評価、ならびに、統治主体間の信頼関係促進と当事者間の問題解決のための仲介を任務としている。さらに、文民問題担当官は、高級代表事務所、ならびに、U N H C R、I F O RおよびO S C Eをはじめとするその他の国際機関とも、密接な調整を行っている。文民問題担当官は、これらの機関に対し、移動の自由、人権尊重、難民および国内避難民の帰還等の問題に影響する政治的動向をはじめとして、主要実施領域に関連する情報および評価を提供している。
996. 1月初旬、2勢力が割拠するモスタルにおいて、緊張が高まった。双方の民族勢力による敵対行為により、地元民の間に多くの死傷者が出た。E U、国際社会および私の代表の一致した努力により、情勢は沈静化し、6月30日には市政選挙が行われた。クロアチア人勢力は選挙結果を受け入れなかったため、モスタルの将来は不透明なばかりか、ムスリム・クロアチア勢力連合の将来にもさらに大きな影響が出る可能性がある。この不確実性によって、E Uおよび西欧同盟警察モニターのモスタルにおけるプレゼンス継続に疑問が投げかけられた。このため、国際警察タスクフォースは、E Uが撤退し

た場合の同市における文民警察責任の引継ぎに備えた。

997. 人道援助調整および難民・国内避難民帰還に関する主導機関として、UNHCRは、国内避難民および難民の自発的・段階的帰還を計画している。これまで、約7万人の人々が故郷へ帰還している。しかしながら、自発的帰還は、治安情勢に依存しているばかりでなく、治安情勢自体が、デイトン協定の軍事面実施、および、シェルター、学校、水道およびその他のインフラの利用可能性等の経済的要因に依存している。国連難民高等弁務官が5月に推計したところによれば、200万人の難民および国内避難民のうち、今年中に帰還できると見られるのは四分の一にすぎない。帰還プロセス促進のため、UNHCRは、統治主体（ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦およびセルビア人共和国）間でバス輸送を行い、難民に自宅を訪れる機会を提供している。しかし、当事者による協力がないため、この作業は依然として深刻な困難に直面している。
998. 難民と国内避難民の帰還は、選挙の問題と密接に絡んでいるが、デイトン協定によれば、選挙の組織と監視は、OSCEの責任となっている。選挙は9月14日に予定されている。3勢力の代表を含む7名から成るOSCE暫定選挙委員会は、1月30日に任命された。現地での状況は万全には程遠いが、ボスニア・ヘルツェゴビナ全土において選挙キャンペーンが始まっている。モスタルでは、EU行政官の監視の下、地方選挙が6月30日に行われた。高級代表、OSCEおよび米国の努力により、ラドバン・カラジッチ氏は、セルビア人共和国大統領およびセルビア民主党議長の職を辞任したため、9月14日の投票に向けて、一つの大きな障害が除去された。
999. 6月13日および14日の平和実施評議会フィレンツェ会議の参加者は、和平協定実施進捗状況の中間見直しを行った。文民的側面を中心に討議を行った平和実施評議会は、当事者に対し、和平協定の全条項の真の意味での達成を要求するとともに、国際社会に対し、この努力を支援するよう要請した。
1000. 1995年11月16日、旧ユーゴスラビア領内における深刻な国際人道法違反責任者訴追のための国際法廷は、1995年7月のボスニアのセルビア人勢力によるスレブレニツァ制圧後に同市のムスリム系住民に対して行われた残虐行為に直接的かつ個人的に関わっていたとして、セルビア人指導者ラドバン・カラジッチ氏およびラッコ・ムラジッチ氏に対する起訴状を発した。1996年7月11日、国際法廷は、ラドバン・カラジッチ氏およびムラジッチ将軍に対する国際逮捕状を発した。国際法廷検事に対しては、必要証拠を法廷に提出できる形で効果的かつ迅速に収集する能力および権限が与えられなければならない。さらに、加盟国は、国際法廷がその設立目的である任務

を達成し、すべての被告人を裁くために不可欠な条件をつくり出すべく、必要な行動を取る義務がある。

1001. 連邦の強化は、和平協定の基盤をなすものである。この点に関し、私は、1996年5月14日のワシントンにおける合意を歓迎する。この合意は、国防法、経済・政治構造、メディアの自由、来る選挙の準備等の根本的問題を含む、連邦の基本的な統治に関するものとなっている。しかしながら、政府間レベルでは全面的な支援が見られるものの、連邦が和平合意の2つの柱のうちの1つとして機能するためには、地方レベルでの継続的協力が必要となろう。
1002. この間においても、ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢は、依然として深刻な懸念を惹起している。和平協定の軍事面の実施においては心強い結果が得られているものの、その他の分野で前進を遂げるためには、真剣な努力が必要である。移動の自由に対する制限、および、全当事者が示す不寛容の精神は、和解・再建プロセスにとって重大な障害となりつづけている。和平プロセスは、後戻り不可能な地点に到達したとは言えない。ボスニア・ヘルツェゴビナが、民族的境界に沿って分割され、これによって同国における戦闘が再開される危険が現実のものとして残っている。ボスニア・ヘルツェゴビナの多民族性を回復し、過去4年間に蓄積した苦痛と憎悪を克服するためには、国際社会による共同努力とともに、全当事者の真の意味での協力が必要である。
1003. この紛争の抑制・解決に向けた国際的努力が3年以上続いているなかで、和平協定に予定された一層の措置に関する交渉における今後の課題を過小評価することはできない。しかし、すべての当事者が少なくともその実施において協力する用意があるのなら、私は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける持続的・恒久的和平への見通しは十分にありうると信じている。

29. クロアチア

1004. 1995年11月12日、クロアチア政府と、旧東セクターのセルビア人勢力は、「東スラボニア、パラニャおよび西シルミウム地方に関する基本協定」に調印した。この協定は、同地域の統治について、国連に大きな役割を与えるものとなっている。安全保障理事会は、11月30日の決議1025（1995）を以て、クロアチアの国連信頼回復活動（UNCRO）の活動期限を、1996年1月15日、あるいは、安保理がUNTAESの展開を決定した時点で終了させることを決定した。旧ユーゴスラビアにおける国連のプレゼンス再編の一環として、東セクターにおけるUNCRO軍事作戦の指令および統制は、1995年12月1日を以て、UNCROからUNPF本部へと委

譲された。その後、安全保障理事会は、1月15日を以てUNCROの活動を終了させた。

1005. この決定の結果、すべての国連軍事ユニット、ならびに、UNCRO政治・人道担当官および国連文民警察を含む付随的文民要員は、クロアチアの旧西、北および南セクターから撤退した。このため、この地域における人権および人道状況を監視する国際社会の能力は、劇的に弱まることになった。現在、かかる任務を担当する国連職員は、UNHCRから派遣された小規模な職員チーム、ならびに、行方不明者に関する特別報告者および専門家を支援する人権センターの2名の人権担当官に限られている。最後の文民問題要員は、1月17日に、上記の旧セクターから引き揚げている。
1006. 国連のクロアチアにおける人権状況監視能力が低下しているにもかかわらず、私は、11月9日の安全保障理事会決議1019（1995）に従い、安保理に対し、2月と6月の2度にわたってこの問題に関する報告書を提出した。2月23日の安保理議長声明による要請に応じ、この報告書のための情報は、国連人権高等弁務官の現地活動、ならびに、欧州共同体監視団（ECMM）、UNHCR、ICRCおよび独立の人権団体を含むその他の情報源から作成された。私のクロアチアにおける人権状況評価は、あらゆる証拠を見るかぎり、今のところ、クロアチア当局が、国内のセルビア人の権利を保護し、その福祉を保証するための効果的措置を実施していないということに全般的な力点を置くものとなっている。

30. 国連東スラボニア、バラニャおよび西スレム暫定機構（UNTAES）

1007. 1月15日、安全保障理事会は、決議1037（1996）により、当初12カ月の活動期限を以て、当事者の基本協定実施を助ける全般的責任を負う、国連東スラボニア、バラニャおよび西スレム暫定機構（UNTAES）の創設を承認した。安保理はまた、加盟国に対し、国別の活動あるいは地域機関との協調により、UNTAESの防衛あるいは必要な場合の撤退援助を行うために、近接航空支援を含む、あらゆる必要な措置を取るよう促すとともに、UNTAESに対しては、IFORおよびカール・ビルト高級代表と協力するよう要請した。さらに、安保理は、UNTAESの軍事部門を、当初5,000人規模の部隊とすることを決定した。
1008. UNTAESの責任は、基本協定に規定された同地域の非武装化の監督および援助、難民および国内避難民の故郷への帰還の監視、警察の職業性と全民族間の信頼を醸成するための暫定的警察部隊の設立および訓練、犯罪者の処遇および刑務所制度の監視、あらゆる地方政府機関のための選挙の組織、既存の国境を越えた自由な人の移動を

容易にすることを目的とした国境地帯の国際監視員配置、同地域における通常の公共サービス機能の回復、当事者による人権および基本的自由尊重の誓約の監視、戦争犯罪の調査および起訴の任務に関する旧ユーゴスラビア国際法廷との協力、ならびに、基本協定においてクロアチアとセルビア人勢力との間でなされた、全体的な平和および安全の維持に対するコミットメントの実現促進である。

1009. 1月17日、安全保障理事会は、UNTAESの文民・軍事部門について全般的責任および権限を有する東スラボニア暫定行政官へのジャック・クライン氏の任命に同意した。私は、ジョゼフ・シャウプス少将を部隊司令官に任命したが、2月13日、安全保障理事会はこれを承認した。
1010. スタートでいくぶん出遅れたものの、UNTAESの任務遂行は前進している。当初は協定の解釈を自らのニーズや期待に応じて変えているように見えた基本協定当事者も、UNTAESとの協力の意思を強調しつづけている。インフラの全般的破壊も、予算不足、ならびに、兵員および警察の展開の遅れと相まって、前進を妨害し、UNTAESの立ち上げを予想よりも困難にした。
1011. UNTAES軍事部隊の展開は5月5日に完了し、軍事要員の数は、承認された5,000名の戦闘員および支援ユニットの規模にほぼ達した。安全保障理事会決議1037(1996)で承認されたところに従い、NATOおよびIFORとの間で、必要になった場合にUNTAESに近接航空支援を提供するという取極がなされた。
1012. 行政・兵站面での問題にもかかわらず、暫定行政官は、両当事者との協議により、基本協定で規定された合同実施委員会を予定通りに設立することができた。国際機関からの代表も含まれるこれらの委員会は、警察、文民行政、公共サービス回復、教育・文化、難民・国内避難民帰還、人権、選挙および記録といった、幅広い関心事項を取り扱うものである。
1013. UNTAESは、600名の国連文民警察の展開を承認されているが、7月31日時点で現地で行っているのは442名である。クロアチアおよび同国内セルビア人勢力警察官から成る暫定警察部隊の訓練については、進展が見られている。1996年7月1日に設立された現地の暫定警察部隊は、1,300人規模となる見込みである。双方から選ばれた警察官は、国連文民警察モニターおよび国連国際犯罪調査・訓練援助プロジェクトの援助により、ブダペストの国際法執行アカデミーで訓練を受けているところである。現在、暫定行政官の権限および国連文民警察の監視の下で活動する暫定警察部隊は、法と秩序の維持を主たる責務としている。

1014. 公共サービスの回復については、ベオグラード・ザグレブ道路とアドリア海パイプラインが5月7日に復旧したほか、UNTAES行政区域とそれ以外のクロアチアとの郵便サービスが、5月14日、4年ぶりに再開されている。
1015. 合同実施委員会と、現地の政府職員および一般市民との接触を担当するUNTAESの文民部門の作業を容易にするために、ベリ・モナスティール、オシエック、ブコバル(市)、ピンコフチおよびイロックの5ヵ所に地域事務所が設置された。文民部隊は現在44名の文民問題担当官からなっているが、そのうち17名がブコバルの本部から、残りの27名が現地事務所からそれぞれ活動を行っている。文民部門は、15の活動合同実施委員会、ならびに、公共サービス、教育・文化、文民行政および人権の分野における小委員会の人事、議長および調整を担当している。4月15日には、「東スラボニア地方非武装化のための日程および手続き」に調印が行われた。
1016. 30日以内で終了することになっていたこのプロセスは、すべての軍事、準軍事および警察部隊、ユニットおよび要員の武装・動員解除、ならびに、その全指令系統の根絶をもたらすものであった。プロセスは6月20日に完了したが、この時までには、セルビア人勢力の重兵器はすべて、同地域から撤去されるか、UNTAESに引き渡されていた。UNTAES本部は、武装解除の実施を確認するために、ニューヨーク本部の代表を含む国際査察チームを発足させた。1996年6月24日から27日まで、すべての軍事/警察拠点は、既知のもの、および、疑いの持たれているものを含め、包括的な査察を受けた。6月27日には、ブコバルのUNTAES本部において、シャウプス少将、UNTAES軍司令官、および、バラニャ・東スラボニア部隊司令官のロンカー將軍の間で、「非武装化証明書」の調印が行われた。
1017. しかしながら、小型の武器あるいは弾薬の引き渡しはほとんど行われていない。その多くは同地域から撤去された可能性もあるが、多量の武器が個人の手に残っている可能性が高い。長期的な安全について同地域住民の一部が不安を感じているため、UNTAESは、軍以外の有資格者が所持する武器について、登録手続きを定めている。
1018. UNTAES軍事部門は、武装解除プロセス以前からその実施期間を通して、クロアチア軍とセルビア人勢力軍の兵力引き離し地帯に監視所を設置するとともに、両当事者による地雷除去作業を監視した。UNTAES兵はまた、同地域からの木材等の資源の違法な搬出防止にも援助を提供したほか、5月14日には、戦略的に重要なジェレットフチ油田の管理を引き受けた。
1019. 4月には、選挙支援課から選挙調査団が派遣され、7月13日から21日にかけて

は、ニーズ評価調査団が同地域を訪れている。ニーズ評価調査団の目的は、UNTAES暫定行政官および関連するクロアチアおよびセルビア人当局とともに選挙実施の条件を討議・評価すること、選挙実施のための全体的枠組みの評価と選挙の詳細な日程作成を行うこと、既存の法的枠組みの見直しと法律修正の潜在的必要性の評価を行うこと、全体的な予算を作成すること、ならびに、UNTAES選挙部門の構成を定めること等であった。

1020. UNTAESは、12ヵ月足らずで、その任務実施における大きな前進を達成した。しかし、この前進にも落とし穴や困難が伴わなかったわけではない。4月16日のジェレトフチ油田閉鎖以降、収入が途絶えたことによって、公共サービスは深刻な資金不足に直面している。この問題は、安全保障理事会の要請による、地方行政および公共サービスのための資金源判別に関するクロアチア当局との合意が遅れていることによって、さらに複雑なものとなっている。

31. 国連プレブラカ監視団 (UNMOP)

1021. 1992年9月30日、クロアチアとユーゴスラビア連邦共和国の大統領は、プレブラカ半島非武装化への合意を再確認する共同宣言に調印した。1992年10月にユーゴスラビア軍の同地域からの撤退が完了して以来、国連の軍事監視員（当時はUNPROFOR傘下）が、プレブラカ半島に駐留している。
1022. 1995年11月23日の安全保障理事会に対する報告書において、私は、双方による挑発行為はあるものの、プレブラカ半島周辺の状況は平穏に推移しているとの状況判断を示すとともに、プレブラカおよびドゥプロブニクの両地域における軍事監視員のプレゼンスが、緊張の抑制に貢献していることを指摘した。私はまた、おそらく信頼醸成措置としてのプレブラカ半島非武装化の監視任務を除いて、クロアチア政府が同国におけるUNCROの任務継続に同意していないことも指摘した。
1023. 安全保障理事会は、1996年1月15日の決議1038（1996）を以て、国連軍事監視員に対し、3ヵ月間同地域の非武装化監視を続ける権限を与えた。事務総長の報告により、活動期限の延長が引き続き同地域の緊張状態緩和に資するとされた場合、軍事監視員の活動はさらに3ヵ月延長されることになっていた。
1024. 2月6日の報告において、私は、安全保障理事会に対し、ニューヨークの国連本部に対して直接報告責任を持つ軍事監視団長の命令および指揮の下で、プレブラカ地域に28名の国連軍事監視員を維持したいという意向を伝えた。その後、私は、3月12

日、国連プレブラカ監視団（UNMOP）が独立したミッションとなったことを報告した。安保理議長は、3月14日の書簡を以て、私に対し、安保理が決議1038（1996）1項によるUNMOPの活動継続に同意すること、および、現在の活動期限満了前に、同決議2項に従い、私に対してさらに報告書の提出を要請することを通報した。

1025. 6月27日の報告書を以て、私は、プレブラカ地方の情勢が改善されたことを指摘した。この評価は、クロアチアの軍事要員撤退、および、国境のクロアチア側にある国連管理地帯における部分的地雷除去、ならびに、国境の両側における重兵器の撤去および移動の自由制限の緩和を考慮して行われたものである。プレブラカ半島におけるUNMOPのプレゼンスを永久に継続することは不可能であることを認識しながらも、私は、その撤退が時期尚早に行われれば、どちらか一方の当事国がこの間隙を埋めようと試みる可能性があるという見解を表明した。監視団の撤退によって軍事的緊張が生まれれば、双方による政治的交渉を損ねることになる。このことを念頭に置いて、かつ、両国政府がUNMOPの活動継続を望んでいることに鑑み、私は、当事国間の交渉の結果が出るまで、1996年10月15日まで3ヵ月間、UNMOPの活動期限を延長することを勧告した。安全保障理事会は、7月15日の決議1066（1996）を以て、国連軍事監視員が、1997年1月15日まで、プレブラカ半島非武装化の監視を継続することを認めた。

32. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

1026. 総会に対する私の前回の報告以降、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国で平和と安定が続いていることは、国連予防展開軍（UNPREDEP）の果たしている重要な役割を確認するものである。この役割は、私の個人特使であるサイラス・バンス氏の仲介で1995年9月13日にギリシアとマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の間で調印された暫定合意によって補完されている。これ以来、両国は、暫定合意第5条の文脈における意見交換を継続するとともに、引き続きバンス氏の仲介の下に、安全保障理事会決議845（1993）に従い、双方の都合のよい日時に直接交渉を行うことで合意している。最近では、両国の代表は1996年7月11日に会談を行っている。
1027. 私の1995年11月23日の報告書を検討した安全保障理事会は、11月30日の決議1027（1995）を以て、UNPREDEPの活動期限を、1996年5月30日まで、6ヵ月延長することを決定した。この決定を行う上で、安保理は、UNPREDEPの演じるプラスの役割を認めながらも、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国における信頼と安定を損ないうる動きが起こる可能性に留意した。1995年10月3

日のキロ・グリゴロフ大統領暗殺未遂事件は、同国の政治的脆弱性を如実に示すものであった。安全保障理事会決議1027（1995）の要請に応じ、私は、1996年1月30日にさらに報告書を提出したが、この中で私は、現地の動向、および、UNPREDEPの活動に影響するその他の状況、ならびに、同地域における関連する動きを詳細に報告した。

1028. この報告、および、2月6日の私の安全保障理事会議長宛書簡に基づき、2月13日、安保理は決議1046（1996）を採択し、UNPREDEPの活動を支援する工兵能力を引き続き提供するため、その軍事要員の50名増員を承認した。安保理はまた、UNPREDEP部隊司令官のポスト設置を承認するとともに、私に対し、UNPREDEPの構成、要員数および任務に関して、勧告を含む報告書をさらに提出するよう要請した。
1029. 2月1日、安全保障委員会は、部隊の任務、要員および構成を変えないままUNPREDEPを独立したミッションにするという私の提案に、原則的に同意した。よって、私は、ヘンリック・J. ソカルスキ団長を、私のマケドニア旧ユーゴスラビア共和国担当特別代表に任命し直すとともに、部隊司令官にポー・ランカー准将（スウェーデン）を任命した。
1030. UNPREDEPは、その任務に従い、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国における平和と安定の維持に貢献を続けている。その任務には、予防展開、仲介、信頼情勢措置、早期警報、事実関係調査、監視および報告、ならびに、一定の社会・開発プロジェクトが含まれている。旧ユーゴスラビア国際会議の活動終結以降、UNPREDEPは、かつて同会議およびその様々な作業部会と協力を行っていた領域における任務をこなしている。
1031. マケドニア旧ユーゴスラビア共和国政府は、同国の安定を維持するためには、UNPREDEPのプレゼンス継続が必要であるとしている。4月8日、政府は、私宛書簡を以て、UNPREDEPの活動延長を求める議論を展開しているが、この中では、 Dayton協定の慎重を要する実施段階、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国と直接国境を接している、コソボをはじめとする地域における潜在的脅威、および、ユーゴスラビア連邦共和国との間の国境線未画定、同国の集団安全保障取極加入努力が結実しない中で国防能力の不足、ならびに、民主的構造および善隣外交政策確立プロセスにおけるUNPREDEPの役割について、概略が述べられている。
1032. 決議1046（1996）に従って提出した5月23日の報告書において、私は、

安全保障理事会に対し、UNPREDEPの果たしているプラスの役割について通報した。しかし、私は、財政危機下で行われているすべての平和維持活動と同様、UNPREDEPの役割を厳密に審査し、その活動が引き続き必要とされている否かを決定するとともに、もし必要であるならば、その活動がより少ない資源で遂行されるか否かを判定しなければならないと指摘した。私はまた、同国の安全保障に対していくぶんかの脅威が残っている可能性があるにしても、かかる脅威は逡減し、私が予防展開を勧告した1992年11月の時点に比べてはるかに小さいことは明らかであるとも指摘した。それでも私は、現段階でUNPREDEPを撤退させるのは慎重性に欠けるとの見解を取り、安全保障理事会に対し、その任務を現行体制のままさらに6ヵ月延長するよう勧告した。安保理は、5月30日の決議1058（1996）を以て、私が現地の動向およびUNPREDEPの活動に影響するその他の情勢について定期的報告を行うことを条件に、その活動期限を11月30日まで延長することを決定した。安保理はさらに、私がUNPREDEPの構成、要員および任務を再検討し、9月30日までに安保理に報告を行うことを要請した。

平和創造（旧ユーゴスラビア国際会議）

1033. 1992年8月に設立された旧ユーゴスラビア国際会議は、旧ユーゴスラビア問題に解決がもたらされるまで存続することになっていた。しかし、和平協定調印後、国際会議の責任が、協定から生まれる適切な機関に委任されるべきことが決定された。平和実施委員会（1995年12月8日および9日）で採択された決定、および、私の安全保障理事会に対する報告で述べたところに従い、国際会議は1996年1月31日に存在を停止した。
1034. その活動の終了まで、国際会議運営委員会は、国連事務総長を代表するトルバルト・シュトルテンベルク氏およびEUを代表するカール・ビルト氏を共同議長として、ジュネーブ国連事務所で活動を続けた。国連の活動に関する私の前回の報告書提出から国際会議解散までの期間において、運営委員会共同議長は、1994年9月に設立された国際会議のユーゴスラビア連邦共和国派遣団に関し、3件の報告書を提出した。各報告書とも、ユーゴスラビア連邦共和国が、同国とボスニア・ヘルツェゴビナのセルビア人勢力支配地域との国境を封鎖するという誓約の遵守を続けたという証明を含むものになっている。共同議長はまた、国際会議の活動に関して、最後の半期報告書を提出した。

33. 西サハラ

1035. 国連西サハラ住民投票ミッション(MINURSO)は、私の前任の事務総長による西サハラ紛争解決計画に従い、OAUと協力して、西サハラの人民がモロッコからの独立あるいは同国への統合を選択する民族自決住民投票を組織・実施するため、1991年4月29日の安全保障理事会決議690(1991)によって設立されたものである。
1036. この計画の重要要素であるMINURSO監視による停戦は、1991年9月6日の発効以来継続されている。当初の日程案によれば、これと同じ日に移行期間が開始され、1992年1月には住民投票が行われることになっていた。しかし、西サハラ地域への各部族の帰属性および申請者の投票資格に関し、当事者であるモロッコ政府とサギア・エル・ハムラおよびリオ・デ・オロ人民解放戦線(ポリサリオ戦線)の立場が大きく異なっていたことにより、有権者の判別に大きな遅れが生じた。このため、計画のその他の側面に関する作業がさらに滞り、国連にとって、住民投票までの移行期間を開始することは不可能になった。
1037. 私は、1995年9月8日付報告書を以て、安全保障理事会に対し、6月30日の安保理決議1002(1995)で要請された11月15日を移行期間開始日と確認することはできない旨通知した。継続的諸困難を克服することができなかったため、有権者判別作業には十分な進展が見られていなかったのである。また、この日まで、私が設定した基準も達成されていなかった。安全保障理事会と私は、当事者に対し、プロセスの進展を早めるよう再三要求しているにもかかわらず、双方とも、自らの立場を弱くすると考えられるあらゆる問題について、妥協に難色を示した。私は、計画を迅速に実施できるよう、当事者にもう一度アピールを行う一方で、MINURSO活動期限を1996年1月31日まで延長することを提案した。この時までには移行期間開始のための必要条件が整っていなければ、私は、MINURSOの撤退の可能性を含め、安保理に代替的オプションを提示し、その検討を仰ぐ意向であった。
1038. 安全保障理事会は、9月22日の決議1017(1995)を以て、上記の私の意向に留意しながら、MINURSOの活動期限を1996年1月31日まで延長するという私の提案に支持を表明した。安保理は、私に対し、当事者と密接な協議を行った上で、有権者登録プロセスの完了を妨げている問題を解決するために、特定的かつ詳細な提案を作成するとともに、1995年11月15日までに、この点に関する私の努力の成果を報告するよう要請した。安全保障理事会はまた、私に対し、1996年1月15

日までに、計画実施に向けた進捗状況の報告を行うとともに、この報告において、5月31日までに移行期間を開始できるか否かを述べるよう要請した。

1039. 1995年10月27日付の安全保障理事会議長宛書簡を以て、私は、その信頼性、および、有権者登録委員会の付託条件で規定された請求手続きを損なうことなく登録作業を実施するための簡素化手続きを提案した。11月6日、安全保障理事会は、私の書簡を認めるとともに、私に対し、この問題について当事者との接触を継続し、11月15日までに報告を行うよう要請した。
1040. 11月24日、私は、安全保障理事会に対し、モロッコ政府が私の簡素化措置案を計画からのなほはだしい逸脱と考えていることを報告した。このため、私は、別の手続きを提案したが、これについては、どちらの当事者も満足を示さなかった。困難が継続していることに鑑み、私は、12月15日の安保理に対する口頭ブリーフィングにおいて、同地域に特使を派遣し、登録プロセス行き詰まりの打開を図ることを提案した。安全保障理事会は、12月19日の決議1033（1995）を以て、私の決定を歓迎するとともに、私に対し、私の特使の協議結果に関して早急に報告を行うよう要請した。
1041. この時までには、有権者登録委員会は、総数23万4,000人（モロッコ側から、西サハラ地域内の9万人とモロッコの9万人を合わせて18万人、ポリサリオ側からアルジェリアのタンドゥフ付近の難民キャンプにおける4万人、モーリタニアにおける1万4,000人）のうち約6万1,000人について面接・登録を行っていた。1994年8月28日に始まったこの登録プロセスは、1995年12月22日、ポリサリオ戦線が西サハラ地域に帰属しないと考えているサハラ部族集団に属する、残りの多数の申請者の登録手続きについて合意が得られなかったことから、完全に停止した。
1042. 私の特使であるチンマヤ・R. ガレカン氏の協議に関する私の報告書は、1月19日に安全保障理事会に提出された。ガレカン特使の努力により、ポリサリオ戦線は、1974年の西サハラ地域センサスに掲載されている部族サブグループ（サブフラクション）のメンバーである申請者の登録再開に同意していた。しかし、1974年センサスのサブフラクションに含まれていない3つの部族集団については、申請者の登録を援助する族長あるいはその代理を提示できないとして、ポリサリオは申請者の処理に参加しようとしなかった。さらに、ポリサリオは、一方の側からの族長のみの参加を以てかかる申請者を登録しようとする試みがあれば、これに強硬に反対する意思を表明していた。一方、モロッコは、すべての申請者が異なる部族集団間の差別なしに取り扱われなければならないと主張していたのである。

1043. 私の特使は、解決計画が、登録委員会に対して、期限内に提出されたすべての申請の処理を義務づけていることを指摘した。委員会の作業の透明化を求めるポリサリオ戦線の主張を受けて、特使は、適切なフォーマットを以て、現在までに有権者として登録された申請者のリストおよび未判別の申請者リストを、両当事者と共有することに合意した。
1044. 私の特使の活動結果に鑑み、私は、安全保障理事会が、MINURSOの活動期限を1996年5月31日まで4ヵ月間延長することを提案した。しかし、私は、登録委員会が私の特使の得た合意に従って申請者の処理を完了しても、その数カ月後には、再び事態は行き詰まる可能性が高いことを強調した。第2のオプションの可能性として、私は、安保理がMINURSOの活動期限のこれ以上の延長を認めない決定を行うこと、および、段階的撤退のための計画を作成することを提案した。1月31日、安保理は、決議1042（1996）を採択し、MINURSOの活動期限を5月31日まで延長するとともに、私に対し、この期限までに解決計画の完了に向けた有意義な進展が見られなければ、MINURSOの段階的撤退に関する詳細なプログラムを安保理に提出するよう促した。
1045. 5月8日、私は、安保理に対し、両当事者が立場を変えないため、登録プロセスを再開しようとする努力はいずれも頓挫している旨報告した。両当事者とも依然として計画にはコミットしているものの、1995年末からの行き詰まり状態はなお続いていた。ポリサリオ戦線にとって、「1974年センサスに含まれるサブフラクション」には、問題の3つの部族集団は含まれていなかった。これらの部族集団について、ポリサリオは、センサスに記録されている個人およびその近親者のみの登録に同意する用意があった。同時に、ポリサリオは、すでに処理が行われ、有権者と判定された者のリストの受取を主張した。一方、モロッコは、かかるリストの提供は計画に反するものであり、かつ、安全保障理事会もこれを支持していないという理由で、登録完了前のリスト発行を拒否していた。
1046. 私は、MINURSOが合理的な期間内にプロセスを再開・完了するために必要な協力を提供する意思が存在していないと結論せざるをえなかった。かかる状況において、私は、両当事者が、安全保障理事会の定めるところにより、計画に従って、これ以上の妨害なしにプロセスを再開・完了する意思があるという確固たる証拠を提示するまで、登録プロセスの中断を提案するほかないと感じた。
1047. 登録作業の中断は、登録センターの秩序ある閉鎖および登録データの保管を確保す

るごく僅かの者を除いて、登録委員会メンバーが撤収することを意味した。また、この中断により、登録スタッフと密接な作業を行っていた文民警察部隊も、両当事者と接触を続け、最終的な登録プロセス再開のための計画を立てる少数の職員を除き、撤退することになった。登録委員会の記録は、ジュネーブ国連事務所に移転され、ここで補完されることになっている。

1048. また、私は、MINURSO軍事部門の20%削減を提案したが、これは、停戦遵守監視活動の効果を損なわない範囲でなされたものである。さらに、私は、小規模な政治事務所の存続を提案した。私の特別代表代理であるエリック・イェンセン氏が長を務めるこの政治事務所は、タンドゥフの連絡事務所とともに、両当事者、ならびに、アルジェリアおよびモーリタニアの2つの隣国との対話を続けるほか、その他、当事者間の対立解消に資するような努力があれば、これを促進することになっている。私は、この点について、私の特別代表代理に対し、当事者および近隣国とともに、すべての関係者の間の接触再開を可能にするような信頼情勢措置の模索を続けるよう指示した。この一方で、私は、MINURSOの活動期限を、上記の縮小規模で6ヵ月間延長することを勧告している。

1049. 安全保障理事会は、5月29日の決議1056（1996）を以て、私の提案を支持し、MINURSOの活動期限を1996年11月30日まで延長する決定を下した。安保理は、住民投票の準備および実施についての唯一かつ独占的責任は国連にあることを両当事者が承認していることを想起させた。安保理は、両当事者に対し、登録プロセスの再開・早期完了、および、計画の実施を可能にする政治的意思、協力および柔軟性を示すよう促した。安保理はまた、両当事者に対し、人道的見地から、サハラ人の政治犯釈放および捕虜の交換をできるだけ早く実現すべく国連と協力し、解決計画全体の実施を加速するよう要求した。私は、行き詰まりを打開すべく当事者との努力を継続し、私の努力の結果について8月31日までに安保理に報告書を提出するとともに、重要な動きをすべて逐一通報し、決議実施に関する報告書を11月10日までに提出するよう要請を受けた。

1050. 決議1056（1996）の採択を受けて、私の特別代表代理は、両当事者の代表と会談し、決議の主要課題に関する対応の仕方について提案した。7月1日、独立弁護士は、特別代表代理を伴い、モロッコ政府高官と会見し、既にモロッコ政府に提出されていた政治犯と見られる人物の予備的リストに関するフォローアップを行った。7月2日、独立弁護士は、特別代表代理を伴い、この同じ件でポリサリオ戦線上級担当者と会見した。独立弁護士は8月に再び同地域を訪れることで合意がなされている。会見に同

席した私の特別代表代理は、ポリサリオ戦線との間で、登録プロセス再開を含むその他の問題を十分に話し合った。ポリサリオ戦線は、スペインによるセンサスの「サブフラクション」と考えられないグループを登録するという考えには、一切応じなかった。

1051. その後、私の特別代表代理は、西サハラにおける政治プロセスの再活性化について協議を行うため、アルジェリアとモーリタニアを訪問し、アルジェリアにおいては外相と、モーリタニアにおいては大統領とそれぞれ会談を行った。この間、MINURSOの規模縮小は予定通り進んでいた。
1052. 7月16日、私は、安全保障理事会に対し、ヤウンデにおけるアルジェリアおよびモーリタニア大統領、ならびに、ポリサリオ戦線事務局長との会談について、ブリーフィングを行った。私は、安保理に対し、国連の西サハラからの撤退、および、解決策が見いだされなかった場合の情勢悪化の可能性について、両国大統領が懸念を表明していることを通知した。私は、この両名に対して、私と特別代表代理による政治プロセス再活性化努力が継続されることを伝えていた。状況が差し迫っていることを強調しながら、私は、安保理理事国に対し、当事者と自ら接触および二国間協議を行って、問題解決の模索を援助するよう要請した。
1053. 9月末までに、軍事監視員の数は、288名から232名に削減されることになっている。安保理決議1056（1996）に規定された230名への削減は、最終的に10月末までに実施予定である。また、登録プロセス中断以来、文民警察要員の数は44名から9名へと削減されている。

E. 地域機関との協力

1054. 国連憲章第8章は、国際的な平和と安全の維持に地域的な取極および機関が果たすことのできる役割を定めている。国際的な平和と安全を維持するための国際的活動の必要性は減っておらず、国連に対する要請はますます大きなものになっている。財政危機によって、国連が十分な対応を行うことはさらに難しくなっており、国連と地域機関双方の能力と経験をできる限り効果的に利用することがこれまでも増して重要になっている。このような傾向があるため、国連と地域機関との間の協力関係は拡大を続けており、場合によっては極めて高いレベルに達している。1996年2月、私は、国連の平和創造・平和維持活動に現地で協力している地域機関の長を集め、2度目の会合を開いた。

1. 米州機構（OAS）との協力

1055. 前回の報告以来、国連と米州機構（OAS）の間の協力関係は拡大を続けている。1995年4月に双方の事務局が協力協定に調印してから、OAS事務局長は数度国連を訪問している。双方の機関の代表は、情報交換と、お互いの会合への参加を継続している。例えば、政治問題局米州課長は、国連を代表して、OASの第25回および第26回定期総会（それぞれ1995年と1996年）に出席している。
1056. 1996年4月3日、国連総会は、決議50/86Bを採択し、国連/OAS合同ハイチ国際文民派遣団（MICIVIH）の活動期限をさらに延長した。MICIVIH団長は、引き続き、私とOASのセザール・ガビリア事務局長の双方に責任を負っている。また、OASと国連は、1995年12月のハイチにおける選挙監視でも協力を行っている。
1057. 両機関間のもう一つの重要な協力は、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAAC）事務局長、米州開発銀行総裁およびOAS事務局長の間で、社会・経済分野、および、1994年12月の米州サミットで採択された行動計画実施における主要活動を調整するために設立された、三者間委員会の枠組みにおいて行われている。政治問題局とOASとの間の最近の協議により、これらの分野における柔軟性を改善できるような両事務局間の協力・調整機構が設立されている。

2. アフリカ統一機構（OAU）との協力

1058. 政治、経済および社会分野におけるアフリカ統一機構（OAU）との協力プログラムを強化・拡大しようとする国連の努力は、引き続き前進を遂げている。私は、現職のOAU議長および事務局長との間で、頻繁な接触を保つとともに、相互の努力の調整、および、アフリカにおける紛争の防止・解決に資するイニシアチブについての協力を図るべく、共通に懸念と関心を有する様々なアフリカ問題に関して協議を行った。特に、この協力は、ブルンジ、リベリア、ルワンダおよび西サハラ、ならびに、シエラレオネおよびソマリアについて当てはまる。私とOAU事務局長のそれぞれの特使および特別代表の間でも、密接な協議と活動の調整が行われている。
1059. 「アフリカのための国連システム全体的特別イニシアチブ」との関連で、私は、アフリカにおける開発のニーズおよび目標、ならびに、平和、開発、民主主義および人権尊重のためのアフリカ諸国の勇気と決意ある努力が相応の支援を受けられるような特定的方法について、様々なアフリカ指導者と話し合う機会を持った。私は、国際社会に対

し、アフリカ、その指導者およびその人民と力を合わせ、新たなパートナーシップを構築するよう要請し続けるであろう。

1060. 1995年11月にアジスアベバで開催された国連システム・OAU事務局間協力に関する第10回年次会合において、双方は、その多面的協力プログラムの実施状況を評価するとともに、その新たな強化・拡充策について合意した。平和、安全保障および民主主義の分野、ならびに、経済・社会問題に関し、双方の機関は、合意された協力プログラム実施のための方策を検討・策定した。国連とOAUは、今年中に再び会合を開き、この枠組みの実現可能性と特定のプログラム実施において達成された前進を評価するとともに、新たな協力分野について合意することになっている。
1061. 私は、1996年7月にヤウンデで開催された、OAU首脳会議第33通常会期に出席した。首脳会議での演説のなかで、私は特に、予防外交、および、平和維持活動へのOAU加盟国の参加の分野における、国連とOAUの間の協力を強調した。双方の機関はまた、アフリカ経済共同体の設立、人材開発および訓練、文化、識字、難民援助、民主化等においても、大きな前進を遂げていた。さらに、私は、この精神に基づき、1996年3月15日、「アフリカのための国連システム全体的イニシアチブ」を発足させたことを強調した。国連がこれまで調整を行ったなかでも最も幅広い活動となるこのイニシアチブは、援助国、アフリカ各国政府およびアフリカ開発支援機関の間の積極的パートナーシップ促進を目指すものである。

3. カリブ共同体 (CARICOM) との協力

1062. カリブ共同体 (CARICOM) との協力関係は、1992年のその総会オブザーバーとしての承認および1994年12月20日の決議49/141採択以来、着実に拡大している。前回の報告において、私は、ハイチにおける民主制回復においてCARICOMが果たした特別な役割、特に、CARICOM部隊のUNMIHへの参加に謝意を表明したが、CARICOMが国連の平和維持活動に参加したのは、これが初めてのことであった。この関与の結果、私は、1996年2月の平和創造および平和維持に関する国連・地域機関間会合に、CARICOM事務総長を喜んで招待した次第である。
1063. 国連と地域機関の間の協力関係再検討を受けて、より柔軟なメカニズムが確立されることになっているが、CARICOMとの協力は、ここから大きな利益を得ることになる。私は、1996年5月にジャマイカで開催された第22回CARICOM外相会合が、平和維持、平和創造および経済・社会領域の活動を含め、この方向性を押し進

めることが可能な分野を判別する決定を行ったことを歓迎した。その間も、CARICOMは、国連会議およびその準備・フォローアップ会合に代表を送りつづけた。例えば、4月21日に国連本部で開かれた「小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画」実施進捗状況に関する持続可能開発委員会会合には、CARICOMの上級職員が出席している。互恵的に、私は、CARICOMサミットに最高級レベルの代表を送りつづけるとともに、その討議による指導を受けている。

4. 欧州地域における協力

1064. 過去数年間に国連が協力を強化・拡充している地域機関の多くは、ヨーロッパ大陸に存在している。国連と欧州安全保障協力機構（OSCE）は、これまでも、欧州における活動に関する実際的な分業に合意しており、この枠組みにおいて、各々の機関は、互いの努力に対する支援を行っている。国連とOSCEは、それぞれに別個であるが補完的な責任を配分している Dayton 協定の枠組みの中で、旧ユーゴスラビア、特にボスニア・ヘルツェゴビナにおける密接な協力を行っている。国連はまた、ボスニア・ヘルツェゴビナの I FOR ミッションおよびクロアチアの UNTAES の関連において、北大西洋条約機構とも密接な接触を保っている。

1065. グルジアのアブハジア情勢については、OSCEが、私のグルジア担当特使による平和創造努力に参加し、これに支援を提供しているほか、独立国家共同体（CIS）平和維持軍と UNOMIG の間の協力が大きな効果をあげている。OSCE の ミンスク・グループは、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ地方に関する紛争解決努力において主導的役割を果たしているが、国連は、これに対して支援を提供している。さらに、国連と OSCE は、タジキスタンにおいても協力を行っているほか、その他の場所でも選挙監視をはじめとする活動を行っている。この1年間において国連が協力を行ったその他の欧州機関としては、欧州連合、欧州理事会および西欧同盟があげられる。1996年5月、私はモスクワにおける CIS 首脳会議で演説するという名誉を受けた。

5. イスラム諸国会議機構（OIC）との協力

1066. イスラム諸国会議機構（OIC）との間では、アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ソマリアおよびタジキスタン情勢をはじめとする共通の関心事項に関し、定期的な協議が行われた。総会決議 49/15 を受けて、1995年10月には、両機関の事務局上級職員の間で高級レベル会合が開かれ、政治分野における国連と OIC の間の協力強化が話し合われた結果、かかる協力のメカニズム設定に関する協議を継続することで合意が得られた。1996年6月、ジュネーブにおいて、両機関の事務局お

よび各々の専門機関の上級代表の間で一般会合が開かれ、9つの優先的協力分野（経済、社会および技術分野）において達成された前進の再検討と、かかる分野における協力をさらに強化・合理化するための方策の判別が行われた。総会決議50/17に従い、ジュネーブの一般会合において、国連およびO I C事務局の政治部局高官は、双方の事務局によって提示された政治分野での協力強化のための提案も検討した。双方の側は、国連・O I C間の情報交換、協議および調整を強化する数多くの方策を判別するとともに、これに関連してさらに高級レベル協議を行うことで合意した。

6. アラブ諸国連盟 (L A S) との協力

1067. 国連とアラブ諸国連盟 (L A S) は、両機関間の一般会合で採択された提案の実施を続けるなかで、その関係を強化している。かかる会合は、最近では1995年にウィーンで開催されている。経済・社会分野における合同プロジェクトは、アラブ諸国の発展に利益をもたらすものとなっている。あらゆるレベルの職員の間での共通関心事項に関する定期的協議では、予防外交および平和建設に関連する行動における調整・協力パターンが話し合われた。さらに関係を改善し、全般的協議を続けるため、私は、1996年1月、国連事務総長としては初めてカイロのL A S本部を訪問した。

F. 軍縮

1068. 我々は歴史的瞬間を迎えている。9月10日、総会は、包括的核実験禁止条約の本文を採択するとともに、私に対し、条約の寄託先として、できるだけ早い時期に、国連本部でその調印式を行うよう要請した。
1069. 核兵器実験を恒久的に終わらせるという国際的な政治コンセンサスは、大きな支持を受けている。私は、可及的速やかに、全政府による同条約の調印を求めていく所存である。
1070. 包括的核実験禁止条約の採択は、国際社会による四半世紀を越える一致した努力の賜物である。同条約は、国際軍縮・軍備管理法を補充し、その外延を拡大するものである。条約は、世界からの核兵器全面排除という究極的目標に向けた、核兵器保有国および非核兵器保有国双方による具体的コミットメントとして、強力な象徴的価値を持っている。条約は、核兵器不拡散条約締約国による1995年の条約無期限延長決定の補強、ならびに、核不拡散および核軍縮という明確に定められた目標と原則を追求する締約国の努力の成功にとって、中心的要素となるものである。また、包括的核実験禁止条

約は、1997年に開始予定の核不拡散条約強化再検討プロセスの成功に不可欠なものでもある。

1071. 交渉担当者が予定している広範かつ厳格な検証措置は、核の分野における国際協力のレベルを大きく引き上げるものである。条約交渉プロセスは、既に、国際的監視システムの試験および評価に参加した各国政府間における迅速かつ正確な通信能力を強化している。
1072. 核軍縮と核不拡散という、包括的核実験禁止条約の2つの目標の達成について、最も大きな責任を担うのは、何よりも核兵器保有国である。私は、核兵器保有国に対し、かかる国々の間および国際フォーラムにおいて、さらに誠実な交渉を続け、その核弾頭数と、安全保障における核兵器への依存度をさらに減らすことによって、核兵器のない世界に対するコミットメントを深めるよう求める次第である。
1073. 包括的核実験禁止条約に普遍的な加盟が得られれば、より効果的な各実験禁止体制が確保されることになる。私は、すべての核兵器保有国および非核兵器保有国に対し、この条約に調印するとともに、その迅速な発効のために出来る限り早い批准を行うべく、必要な国内措置を講じることを要請する。
1074. しかしながら、包括的核実験禁止条約それ自体が最終目標というわけではない。核兵器保有国をはじめとするすべての加盟国は、核兵器のない世界というその最終目標の実現に国際社会を近づけるような、一層の実質的核軍縮措置を求める努力を強めるべきである。
1075. 包括的核実験禁止条約の交渉担当者は、事務総長を同条約の寄託先に指定することで、国際法規の中立的寄託先としての国連の制度的役割を認識している。私は、国連全体を代表して、条約加盟の促進および監視、その成果の普及、ならびに、条約実施機関設立の初期段階における締約国への支援という義務を果たしていくことを誓約するものである。
1076. この他、核軍縮および世界的核不拡散体制を支持する幅広いコンセンサスを強化・補強するものとして、それぞれ1995年12月15日および1996年4月11日に調印された「東南アジア非核地帯条約」および「アフリカ非核化条約」（ペリンダバ条約）という、核分野における2つの大々的な長期的多国間努力があげられる。こうしたプラスの動きを補強するものとして、1996年3月25日には、フランス、英国および米国が、1986年の「南太平洋非核地帯条約」（ラロトンガ条約）に調印した。こ

れによって、核兵器保有5ヵ国すべてが同条約の締約国となっている。

1077. 非核地帯は、核兵器のない世界という最終目標に向けたステップである。上記2件の条約の調印により、地球上の2つの広大な部分において、核兵器の開発、実験、配備、貯蔵、移転および使用ができなくなった。この2つの条約は、南太平洋およびラテンアメリカ・カリブに続き、人口稠密な地域において3番目と4番目の非核地帯をもたらすものである。南極を含めれば、南半球全体が非核化したことになる。
1078. 核軍備競争は、明らかに緩和している。多国間レベルでの成功と並行して、ロシア連邦と米国は、START Iの規定に従い、日毎のペースで戦略核兵器の削減を行っている。1996年1月に米国がSTART IIを批准したことで、ロシアもこれに続き、2つの大国が2003年までに合意レベルの3,000～3,500発まで核兵器の削減を進める可能性が高くなってきた。1996年2月、フランスは、核軍備の縮小を宣言するとともに、兵器レベルのウラン施設を閉鎖し、ウランの生産を停止した。
1079. しかしながら、数千発の核兵器が依然として貯蔵されている。これに加えて、兵器レベル核分裂物質が大量にストックされているため、世界の人民および環境に大きなリスクを及ぼしている。核兵器関連事故、兵器レベル核物質の密輸、および、様々な形態の核関連テロの脅威は、まだ消え去っていない。1996年4月のチェルノブイリ原発事故10周年記念行事は、平和的核施設の絡む原子力事故の長期にわたる影響、および、今後同様の事故が起きた場合に生じうる恐怖と破壊をはっきりと想起させるものとなった。1996年4月の核の安全と安全保障に関するモスクワ・サミットにおいては、大国間で、核兵器および兵器レベル物質貯蔵の統制、管理および確保の改善についての合意がなされたが、これは、よい方向に向けた歓迎すべきステップと言える。
1080. 核兵器廃絶という究極的目標に向けた努力と並行して、その他の大量破壊兵器の不拡散を確保するための努力が行われている。「化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用禁止、ならびに、その廃棄に関する条約」は、調印からほぼ4年を経過しており、その発効が待たれるところである。既存のストックに関する情報交換および通報を通じた透明性、協議および協力に関する規定、その廃棄のための詳細かつ時限付き計画、ならびに、同条約が規定する厳格な検証措置は、自ずと執行されるものではない。私は、加盟国に対して2度書簡を送り、条約をまだ批准していない国々に対し、可及的速やかに批准を行うよう促した。
1081. あらゆる大量破壊兵器の不拡散体制をさらに強化するため、専門家は、「細菌（生物）兵器および毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、ならびに、その廃棄に関する条

- 約」の実効性、信頼性および衡平性ある国際的検証に向け、着実に前進を続けている。
1082. 軍備の透明性は、受容された実効性のある地域的・国際的信頼醸成措置となっている。国連通常兵器登録制度は、1992年の創設以来、このプロセスにおける有用なツールとして認められている。登録制度には、引き続き加盟国からの多くの参加が得られている。移転された大型兵器システム、ならびに、その最大の供給国および受取国に関する情報は、過去3年間を通して公に記録されている。報告すべき事項が何もない多くの加盟国については、手続きが簡素化されている。しかし、参加は依然として普遍的なものとなっていない。各国政府と国連事務局は、様々な地域において、登録制度への参加を拡大する努力を行っている。様々な地域的フォーラムも、それぞれが直接に関心を有する兵器を取り扱う軍備登録制度の設立に関する話合いを続けている。
1083. 通常兵器分野での課題に対処するため、「マイクロ軍縮」と呼ばれる、革新的で創造的な活動が浮上してきている。冷戦期においては、大量破壊兵器および大型通常兵器システムが主として国連の軍縮議題に上っていたため、私は、過去1年間において、この従来の軍縮アイテムと区別する意味で、マイクロ軍縮という言葉を頻繁に用いている。地雷を含む小型兵器および軽量兵器は、今日の内戦、市民闘争、蜂起、反乱その他において、広く用いられている。冷戦の終焉は、国連にとって、この分野に介入し、小型および軽量兵器の製造、取引、蓄積および使用を統制する絶好の機会を与えている。
1084. 1996年3月、マリのレストランにおいて、軍縮および平和創造を象徴する出来事があった。同国北部の元戦闘員から引き渡された、ライフル、催涙銃、機関銃その他およそ3,000丁の小型兵器が、ガソリンをかけられた上で焼かれるという、劇的な「平和の炎」式典である。この行事は、1995年にマリ政府とアザワド統一運動戦線の間で結ばれた和平協定実施の一環として、国連およびUNDPとの共催で行われた。式典は、和平プロセスの様々な主体および要素が結集したときに可能な成果を象徴する、喜ばしい出来事であった。
1085. UNDPは、マリ経済、特に、経済的疎外が政治的暴動を助長した後進地域の復興および一層の発展に努力を集中している。動員を解除された兵士の宿営が準備されたほか、その短い一生の間に戦争しか知ることができなかったかもしれない元兵士の若者達には、所得を得られる雇用機会が提供された。国連は、マリにおける小型兵器の拡散源を判別し、その回収方法を提案するとともに、同国における治安強化策を判別することによって、援助を行っている。
1086. ミクロ軍縮の効果を上げるためには、特定地域内の諸国家が直接かつ実際に関心

を有する安全保障問題への取り組みを行わなければならない。7月、中部アフリカ11ヵ国は、不可侵条約に調印した。私がOAU年次サミット参加のためヤウンデを訪れた際に出席した同条約の調印式は、それ自体、この緊張と不安定を抱えた地域諸国間の信頼を表現するものであった。同条約の締結および調印に至るプロセスでは、中部アフリカの安全保障問題に関する国連常設諮問委員会が、中心的な役割を果たしている。諮問委員会は、メンバー国の中で、地域問題に関する対話、情報交換、安全保障・国防関連事項担当政府職員会合およびその他の具体的措置を促進した。諮問委員会の活動は、今後も促進・支援されるべきである。

1087. 小型・軽量兵器の拡散、特にその密売は、小国家をはじめとする諸国の安定と安全保障を損ない、その結果、ある地域全体を不安定化させることにもなりかねない。1996年5月、国連軍縮委員会の3年間にわたる努力は、兵器の国際的移転の統制および兵器の不法取引根絶のための一連のガイドライン提案となって結実した。1996年6月には、政府専門家グループが、小型・軽量兵器の過度の蓄積および移転の性質および原因、ならびに、これを減らすための方策について、突っ込んだ研究を開始した。専門家グループの作業は、この新たな軍備競争を縮小・統制するための行動への呼びかけとなる可能性を秘めている。
1088. 地雷の過剰かつ無差別的使用に関連する深刻な人道問題は、本報告書の別の箇所でも詳細に取り扱われている。この問題の解決は、引き続き、国連の優先的懸案事項となるであろう。この時差的大量破壊兵器を恒久的に禁止する以外に道はない。対人地雷の移転の恒久的禁止を制度化した国々の数は、この1年間にも増えつづけている。これよりさらに踏み込んで、対人地雷のあらゆる製造、開発、貯蔵および利用の禁止、ならびに、すべての現状備蓄分の廃棄を誓約した国も多くなっている。
1089. 「過剰殺傷あるいは無差別的効果を及ぼすと見なされるような通常兵器の禁止または制限に関する条約」再検討締約国会議は、その最終的作業を終えている。地雷、仕掛け爆弾および類似する装置に関する議定書IIは、内戦、地雷移転に関する規定および地雷の使用に対する一層の制限を含むよう修正されたが、そのいくつかの規定は、国際軍縮法の分野で前例を打ち立てるものとなっている。地雷の大量埋設による影響からの国連平和・人道部隊の保護を律する規定が完全に遵守されることは、国連にとって特別な重要性を持っている。
1090. 同時に、私は、再検討会議の成果について落胆を表明している。すなわち、修正規定は、国連、その機関、非政府機関およびICRCが加盟国34ヵ国とともに支持した

全面禁止に遠く及ばないものとなっているのである。私は、締約国の合意した年次会合が、議定書IIのより全体的な強化に向けたはずみを維持するものであると期待したい。

1091. 再検討会議は、その他のあまり目立たない分野で成功を収めることができた。締約国は、新たに同条約の追加議定書IVを採択し、対人目つぶしレーザー兵器の使用および移転の禁止に合意した。配備前の兵器を禁止したことは、新議定書の成果と言える。これは、人道／軍縮法における小幅ではあるが顕著な進歩である。これに続いて、レーザーの兵器目的使用のさらに強力な制限をすぐ行うべきである。
1092. 国連軍縮委員会は、4月、次回の軍縮特別総会招集をめぐる議論を開始した。今年の7月には、私の軍縮問題諮問委員会が討議を継続している。軍縮特別総会は、多国間の軍縮、軍備管理、ならびに、マクロおよびマイクロレベルでの国際的安全保障情勢の変化および進展に対し、世界の注意を集中させることができよう。時間的枠組みはまだ検討中であるが、この種の会合を開催しようという一般的な希望は存在するように見える。軍縮総会を成功させるためには、地球的政治環境が好ましいものとなっていることが重要であり、その開催に最適な時期を判断する上で、具体的な準備過程が最善の指標となろう。資源の動員を必要とするこの努力は、軍縮分野に関する国際的な議論に建設的な貢献を行うことだけでなく、軍縮のための多国間協力の進展を印象づけることをも主たる目的とすべきである。

G. 紛争後の平和建設

戦略

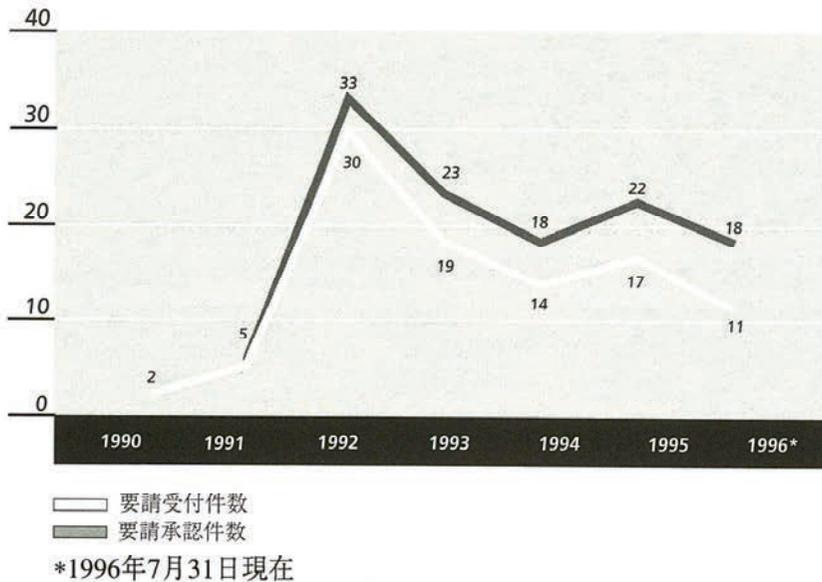
1093. 紛争後の平和建設における第1の目標は、統制された紛争の再発を回避することである。平和建設は、政治的なものであれ、経済的なものであれ、社会的なものであれ、あるいは、人道的なものであれ、武力紛争を引き起こした対立の根本原因に取り組むことにより、和平の強化を図るものである。平和建設は、銃声を鳴りやませるといふ差し迫った必要性を越え、紛争を再開する理由がもはや無くなるような条件を徐々に作り出すための、長期的な活動である。
1094. 紛争後の平和建設は、複雑なプロセスである。事務総長の役割は、国連システム全体の資源が、定められた政治目標達成に総合的に貢献するよう、指導を行うことにある。

1095. 国連の平和創造および平和維持活動の場合と同様、平和建設も、国連が意思のない患者に強制できる療法ではない。特に内戦の場合、関連する問題が非常に慎重を要する場合も多い。国連が関与できるのは、関係国の政府がそれを望んだ場合だけである。事務総長が政府に対して一定の措置が有用であることを合法的に提案できるような場合もあるが、紛争後の平和建設は、加盟国に強制することのできるサービスではなく、また、そうすべきでもない。
1096. 近年、国連は、紛争後の平和建設活動の策定・実施に関して各国政府と協力する上で、大きな経験を積んでいる。この経験から、この分野で国連が演じることのできる4つの役割が判別された。
1097. 第1の役割は、早期警報という一般的な文脈において、過去の紛争における当事者とその再発の危険を低めるための措置を取る上で、国連の援助が有用となりうる状況を判別することである。第2の役割は、かかる措置がどのような形態を取りうるかに関するアイデアを出し、これを関係国政府と協議することである。第3の役割は、政府の同意を条件として、国連システムの計画、基金、事務所および機関を活性化するとともに、これらに対して、提案された活動が価値のあるものであり、かつ、その任務領域に入ることを説得することである。第4の役割は、合意された平和建設活動が、紛争再発リスク軽減という政治目的をどの程度まで達成しているかをモニターすることである。
1098. 予防外交には限界がある。紛争管理のための実効的行動が取れる前に、対立が再発し、紛争に発展することがあまりにも多いからである。かかる状況において、国連は、恒久的平和を建設する努力の手を緩めてはならない。最近の経験は、選挙支援と地雷除去という2つの特定の活動がこの努力に対してもたらした貢献の重要性を物語るものとなっている。

選挙支援

1099. 1995年8月から1996年7月までの期間において、国連は、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、バングラデシュ、ベニン、カンボジア、カーボベルデ、チャド、コモロ（2件）、ドミニカ共和国、赤道ギニア（2件）、ガイアナ、キルギスタン、ニカラグア、ニジェール、ルーマニア、サントメプリンシペ（2件）、スーダン、ウガンダ、イエメンおよびザイール、ならびに、パレスチナ当局から、25件の新規選挙支援要請を受け取った。さらに、安全保障理事会（決議1037（1996））によって1996年1月15日に設立されたUNTAESは、選挙準備、選挙実施援助および結果証明の任務を与えられている（図21参照）。

図 2 1 加盟国からの選挙支援要請：年別受付数および承認数、1990—1996年



1100. これに加えて、1995年8月以前に受け取った要請に基づき、アゼルバイジャン、ブラジル、コートジボアール、フィジー、ガボン、ガンビア、ハイチ、リベリア、メキシコ、モザンビーク、パナマ、ペルー、シエラレオネ、ウガンダおよびタンザニア連合共和国、ならびに、グアテマラおよび西サハラの国連ミッションに対しても、援助が提供されている。アルバニア、ベニン、カーボベルデ、ドミニカ共和国、赤道ギニア（1件）、ルーマニア、サントメプリンシペ、スーダンおよびパレスチナ当局の9つのケースについては、援助の提供ができなかった。本報告書の最終稿段階で、アルメニア、カンボジア、ニカラグア、イエメンおよびザイールからの要請は検討中となっている。

1101. 提供された選挙支援のタイプは、受け付けられた要請および利用可能な資源によって異なっている。加盟国に提示されたガイドラインに沿って、アゼルバイジャン、チャド、コモロ、コートジボアール、赤道ギニア、キルギスタン、シエラレオネおよびタンザニア連合共和国のケースにおいては、「調整・支援」アプローチが採用された。バングラデシュ、ブラジル、チャド、コモロ、赤道ギニア、フィジー、ガンビア、ガイアナ、ハイチ、キルギスタン、リベリア、メキシコ、モザンビーク、ニジェール、パナマ、ペルー、ウガンダおよびシエラレオネには、技術援助が提供された。「フォロー・報告」（短期的監視）援助は、アルジェリアとウガンダで提供された。「検証」はリベリア（現在休止状態）について計画されているほか、「組織・実施」は東スラボニア、

バラニャおよび西シルミウムで準備が進められている。

1102. 下記に示すアゼルバイジャン、ハイチおよびシエラレオネの3つのケースは、この1年間に国連が提供した各種の選挙支援を例示的に述べるものである。

1. アゼルバイジャン

1103. 1995年6月、アゼルバイジャンは、1995年11月12日に予定された議会選挙について、国連およびOSCEからの支援を要請した。同月下旬に、国連/OSCE合同ニーズ評価ミッションがアゼルバイジャンを訪れた。当初1995年7月5日のアルメニア国民議会選挙監視のために確立された協力関係に基づき、国連とOSCEは、アゼルバイジャンに合同選挙監視団を設立し、選挙プロセスの監視と、国際監視員の活動の調整・支援を行うことになった。
1104. バクーを本部とし、ガンジャおよびナヒチェバンに出張事務所を持つ合同選挙監視団は、全国の市町村に監視員を派遣し、候補の登録、選挙運動および投票準備を含む、選挙プロセスの監視を行った。投票当日、監視団は、25カ国からの100名を越える国際監視員を展開したほか、20の選挙区における11月26日の決選投票にも、20名を越える国際監視員が配置されている。選挙監視団は、投票日前に1度、第1回投票結果が出た後に1度の、計2度にわたってプレス声明を発表している。

2. ハイチ

1105. ハイチ政府からの要請を受けて、国連は、UNMIHの一環として、暫定選挙評議会に技術援助を提供する技術チームを発足させた。提供された援助には、この目的のために設立された国連信託基金を通じた選挙予算の作成および資金援助の調整、活動・兵站計画の作成とその実施における支援、登録・投票期間のための通信計画および展開計画の策定支援等が含まれている。技術チームはまた、いくつかの機関が実施した大規模な公民教育プログラムの調整も担当した。議会選挙は1995年6月、8月および9月、大統領選挙は1995年12月にそれぞれ実施されている。

3. シエラレオネ

1106. 国連のシエラレオネに対する選挙支援の結果、1996年2月26日に大統領選挙と議会選挙が行われた。1996年3月15日には、大統領選挙の第2回投票が行われている。当初の選挙支援要請は1994年に受け取られたものであるが、ニーズ評価ミッションの派遣後に、シエラレオネ選挙委員会に技術援助を提供するためのUNDP

プロジェクトが策定された。1995年中、選挙支援課は、ニューヨークにおいて2度の援助国会議を開催したほか、同国には、選挙制度、選挙行政等、様々な分野の専門家が派遣された。シエラレオネ政府が選挙のために国際監視員の招請を決定したのを受けて、国連は、フリータウンに小さな事務局を設置し、選挙プロセス最終段階における国際監視員の活動を調整・支援することになった。

地雷除去

1107. 国際的な地雷危機は、巨大な規模に達している。これまでの国連の推計によれば、現在およそ8,000万～1億個の地雷が埋設されているほか、これとほぼ同数が全世界で貯蔵されている。過去1年間だけでも、被害国および地域の数、65から69へと増大している。毎月、2,000件の地雷事故により、日常生活の人々が身体障害者となっている。
1108. この緊急事態に対応するため、人道問題局は、資金提供、調整活動、プログラム監督および新たなイニシアチブ作成を通じ、国連における地雷除去活動の中心としての役割を果たしつつきた。人道問題局は、平和維持活動局、その他の関連国連部局・機関、政府・非政府機関および各国政府と協力して、地雷除去能力の拡充と、持続可能な国内プログラムの創設を図っている。平和維持活動局は、与えられた任務目標と、平和維持軍の安全問題の両面において、この問題に直面している。また、人道問題局も、問題を根源から断つために、地雷の製造、貯蔵、移転および使用の禁止を求める私の声を支持する上で、重要な擁護の役割を果たしている。
1109. 地雷除去プログラム支援のための資金は、平和維持活動分担金予算、および、地雷除去支援のための自発的信託基金をはじめとする様々な信託基金から調達されている。同基金は、資金不足の可能性のある地雷除去活動を支援するために設立されたものである。この1年間において、自発的信託基金は、6件のプログラムに対し、総額600万ドルを提供している。国連地雷除去待機能力の創設は1995年に始まっているが、これまで13ヵ国以上がサービスおよび機材の誓約を行っている。
1110. 人道問題局と平和維持活動局は、全世界で報告されている地雷原および地雷事故に関する情報の普及を促進するため、国連中央地雷データベースの諸側面の開発を続けた。共通コンピュータ化地図作成システムが創設されているほか、この重要な資源の利用者層をできるだけ広げるため、データベースの一部はワールド・ワイド・ウェブを通じてインターネットに乗せられている。

1111. 機関間常設委員会は、地雷の取引および販売から利益を得る事業を行っている企業を判別するため、地雷製造者とその子会社の包括的リスト作成を決定した。
1112. この1年間において、人道問題局と平和維持活動局は、アフガニスタン、アンゴラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア（1件）および東スラボニア（1件）、モザンビーク、ならびに、ルワンダにおけるプログラムを担当したほか、カンボジアおよびラオス人民民主共和国のプログラムに対する貢献を継続した。イエメンでは1年間のプログラムが完了した。プログラムの要件は、構造、規模、現地の取極、資金源および実地活動実施において、それぞれ異なっている。
1113. 1989年に始まった、国連アフガニスタン人道援助調整事務所における地雷除去プログラムは、国連の支援する国際的地雷除去プログラムのなかでも、最も古いものである。このプログラムは成熟を遂げ、現在では、主として6つのアフガン非政府機関、1つの国際非政府機関およびイラン・イスラム共和国の1つの救援機関によって、2,925名の作業員が雇用されている。この1年間においては、10万9,754個の地雷除去と21万5,764個の不発弾廃棄が行われたほか、およそ250万人の市民が地雷認識教育を受けている。
1114. アンゴラは、世界で最も地雷が多く埋設された国であると言われている。国連がいくつかの州で地雷除去活動を始めた時点では、アンゴラ側の当事者は同様の活動開始に難色を示し、その軍隊による新たな地雷埋設が報告されていた。しかし、1996年を通じて軍事・政治情勢が好転するなかで、UNAVEMIIIの工兵・橋梁ユニット、国連と請負契約を結んだ南アフリカのMECHEM社、および、国際非政府機関は、地雷除去および道路・橋梁復旧作業を本格的に実施した。1996年7月末までに、8万個の地雷が除去され、4,150キロメートルの道路について地雷除去と復旧が行われたほか、さらに4,100キロメートルの道路について、地雷あるいはその他の兵器が埋設されていないことが確認されている。危険な区域を発見し、できるだけ正確にその境界を定めるため、全国で測量が実施されているところである。これらの活動は、和平プロセス全体の支援において死活的な要素となっており、特に、アンゴラ国民の自由な往来を促進している。
1115. アンゴラは、自国の地雷除去・地雷認識能力創出についても、大きな前進を遂げている。アンゴラ政府の設立した国立爆発物除去研究所は、然るべき時期に、国連およびその他の国際機関から、地雷プログラムの管理を引き継ぐことになっている。それまでの間、1994年に人道問題局が設置した中央地雷行動事務所は、研究所と密接に協力

し、国内地雷行動計画の調整を行っている。中央地雷行動事務所は、研究所との協力により、ルアンダに全国本部を置き、アンゴラ国内の4つの地方を対象とした18の地雷除去部隊を設立する国家計画を策定した。1996年12月までに、550名の地雷除去員および補助スタッフの訓練が行われることになっているが、中央地雷行動事務所は、1997年にもさらに700名の訓練を予定している。UNAVEMIIIによって設立され、ルアンダで開校された中央地雷行動訓練学校は、アンゴラ人専門家数グループの研修を実施した。これらの専門家は、国連の傘下で、国内各所における活動を開始している。このプログラムは、1997年前半まで、UNAVEMIII部隊司令官の管轄下で活動を続けることになっているが、それ以降は、国立爆発物除去研究所がその管理を徐々に引き継ぐ予定である。

1116. ボスニア・ヘルツェゴビナでの平和維持活動の期限が切れたため、平和維持活動局と人道問題局は、同国に300万個と見られる地雷を除去するための国家的プログラムが策定できるまで勢いを維持するため、国連の傘下に地雷行動センターを設立すべく、世界銀行、米国国務省、EU、高級代表事務所、IFORおよびUNHCR等、その他の主要アクターと調整を行った。1996年3月に平和維持活動局によって設立されたこの地雷行動センターは、国家的地雷除去プログラムの策定・確立について政府に助言と援助を提供し、地雷除去作業を調整し、中央の地雷情報蓄積所として機能するという責任を持っている。6月1日、センターのプログラム管理は、人道問題局に移管された。ブルスの訓練校は、連邦およびセルビア人民共和国の双方に設置されたセンター支所との協力に関する活動チームの訓練に用いられている。国連のねらいは、できるだけ早い時期に、地雷除去の責任をすべてボスニア側当局に移管することにある。
1117. 1993年9月から国家政府機関となっているカンボジア地雷行動センターは、自発的信託基金を通じて国連および国際社会から資金援助を受け、あらゆるレベルで前進を続けている。1996年6月現在、地雷行動センターは、48の地雷除去小隊、18の地雷マーキング・チーム、15の爆発物処理チームおよび2つの巡回地雷認識チームについて、1,800名のカンボジア人を雇用している。
1118. 全国的地雷認識活動としては、プノンペンおよびその他3つの州で挙行された「国民地雷認識の日」、国内全土に設置された地雷認識掲示板、および、国营テレビ・ラジオでの地雷認識広報スポット放送があげられる。地雷原の検証も順調に進み、シェム・レアブ、カンポット、タケオ、カンボン・スプー、カンボン・チャンおよびシアヌークビルの各州において、疑いのある335ヵ所の調査が行われた。過去4ヵ月間で、カンボジア地雷行動センターは、2,8平方キロメートルのエリアから地雷を除去したほ

か、2,315個の地雷と5,628個の不発弾の廃棄を行った。過去2年間に実施された詳細な調査の結果、カンボジアにおける推定地雷埋設数は、1,000万個から400~600万個へと減少している。それでも、国土のおよそ50%には地雷が埋設されているところ、同国の農業・医療インフラは深刻な打撃を受けている。

1119. 旧ユーゴスラビアにおける長期にわたる紛争の結果、およそ300万個の地雷がクロアチアに埋設されていると見られる。6月1日、人道問題局は、地雷情報の収集、照合および普及、ならびに、地雷認識訓練の提供を任務とする、ザグレブ地雷行動センターについて、責任を担うことになった。同センターはまた、包括的な国家地雷除去プログラムを策定しようとする政府の努力を支援している。東スラボニアには、6万個の地雷があると見られている。UNTAES部隊エンジニア事務所内には、地雷除去プログラムの調整を図るためのセンターが設立されている。
1120. 地雷の使用および地雷事故の件数が急激に増大していること、および、ある地雷事故でグルジアの国連軍事監視員1名が死亡していることを受けて、平和維持活動局から2名の技術専門家が派遣され、軍事監視員に対して、地雷探知、地雷認識および防護機材の利用に関する訓練を行っている。
1121. ラオス人民民主共和国政府は、1960年代および1970年代に同国領内に発射された数百万発の不発弾を除去するため、UNDPからの援助を求めた。人道問題局と平和維持活動局は、1995年12月、ビエンチャンに専門家チームを派遣し、状況の評価に当たさせた。UNDPが監督するラオス国家UXOプログラムは、現在初期段階にあり、経費を賄うための信託基金の創設を含め、国家的能力の確立を図っているところである。
1122. モザンビークにおける地雷除去は、国連地雷除去促進プログラムの下、着実な進展を続けている。10個の地雷除去小隊の訓練および展開を行っているモザンビークでの国連プログラムは、マプト、ガザおよびインアンパネの南部各州に、地雷除去のための現地本部を設けている。モザンビーク政府は、同プログラムの説明責任および活動効率を含め、地雷除去機能を監督する国内非政府機関の育成を行っているところである。
1123. UNAMIRは、その活動期限満了時点で、1,400個を超える地雷を除去し、1,500個以上の不発弾を処理していることを公表した。
1124. 平和維持活動局は、MINURSOの任務拡大に備え、西サハラの実地地雷状況に関する情報収集を継続した。今後何らかの人道的地雷除去プログラムが発足した場合には、

この情報が用いられることになっている。

1125. イエメン政府の要請により、国連は、1995年4月から1996年3月にかけて、3万個と推定される地雷の除去に関して政府に助言を行うため、小規模プログラムの実施を行った。このプログラムにより、地雷原データの収集および照合のためのデータベースが設立されている。地雷情報専門家は、武器弾薬の安全で信頼性のある除去・廃棄方法に関する技術アドバイザーの役割を務めたほか、専門的地雷除去機材に関する訓練を行った。
1126. 人道問題局は、ICRCおよびその他の非政府機関との協力作業を続け、国際社会における地雷問題の一層の可視化を図った。地雷認識キャンペーンの一環として、人道問題局は、パレ・デ・ナシオン、ウィーン国連事務所および国連本部において、地雷状況に関するマルチメディア展示会を開催した。1995年後半、人道問題局は、『地雷』と題するニュースレターの第1号を刊行した。季刊紙となるこのニュースレターは、国連システム内外からの地雷関連活動に関する情報を提供するものである。
1127. デンマーク政府は、国連から技術面・実質面での支援を受けて、1996年7月、コペンハーゲン近郊のスカンティコン会議センターで地雷除去技術に関する国際会議を主催した。この会議は、地雷で被害を受けている開発途上国のための地雷除去技術改善の方法を検討するとともに、地雷除去のための国際的人道基準を策定した。会議では、地雷の政治的、社会的あるいは経済的影響よりも、新技術の開発を主眼とした話合いが行われた。

V. 結論

1128. 本報告書は、劇的な変容の渦中にある国連の姿を映し出している。
1129. このプロセスは、冷戦の突如の終焉を以て始まった。この時、各国がその関係を秩序づけることができた、合意によるものではないが、ある程度予測可能な二国間システムは、突然に崩壊したのである。このシステム崩壊とともに、国連憲章の約束が再生され、集団安全保障、価値観の共有および協力的問題解決に基づく国際システムが遂に実現するのではないかという、新たな希望が生まれた。この文脈において、加盟国は、規模においても範囲においても、これまでに前例のない行動を国連に求めたのである。
1130. この変容は、スムーズなものでも、容易なものでもない。50年前の現実と仮定を単に再生することもできなければ、起こりつつある変革の全体像およびその意味を即時に把握することもできないのである。長く困難であることが避けられないプロセスの開始時点で、国連に対する期待はあまりにも大きすぎた。これまでの歴史を見ても、大きな紛争が終焉するたびごとに、機能的・持続的国際システムの構築には数年、さらには時には1世代あるいはそれ以上の時間が必要となっているからである。冷戦後における新たな国際システムへの移行は、現在も依然として進行中であるが、このプロセスにおける世界的推進力である国連は、時には困難、時には成功を積み重ねながらも、確実に前進を遂げている。政治的現実も変容した。必要とされる新たな形態の国際協力も、その形を整えつつある。ケース・バイ・ケースで、新たな規則、概念および手続きも生まれてきている。国連の構造は合理的・開放的になってきているほか、組織の合理化・規制緩和、コスト削減、説明責任強化および業績改善も進んでいる。過去5年間だけを見ても、かなり長足の進歩が見られている。現在、これまでの成果を今後の国連の理想像にどのように結び付けるかを検討する時期が来ていると言える。
1131. 国家間よりも国内的な紛争と対立が顕著になってきている世界において、国連は、平和と安全をもたらすための努力を行っている。初めての安全保障理事会サミット会合（1992年1月）と、その後の「平和への課題」に関する安保理への報告により、こうした新たな環境での平和と安全の維持における国連の役割に関する国際的討議が始まり、イニシアチブ、発見および熟考という継続的プロセスが発足した。予防外交は優先事項として認識されたため、このための国連の能力は強化され、予防展開軍も初めて承認されることになった。平和維持の意思を有する国家間の紛争状態においては、国連の従来型の平和維持活動が効力を発揮しつつあるが、その一方で、国連は、より複雑で多面的な活動を通じて内戦に取り組めるよう、その平和維持手段の適応を図ってい

る。こうした新たな手段は、従来型の平和維持と、政治、社会、経済、人道および人権面を結合するものである。このアプローチは、交渉プロセスを通じて紛争が解決されつつある場合に最も成功を収めているが、戦闘状態が継続している場合には後退を強いられている。アドホック・ベースで、かつ、国連憲章第8章に従い、平和と安全保障に関する国連の地域機関との協力を前進させることは、こうした努力の重要な一部となっている。紛争後の平和建設を改めて強調することも、もう一つの重要な側面である。これは、紛争の管理・解決を、紛争の根本原因に取り組み、再建・開発のための基盤を強化する行動と結び付けるものである。さらに、軍縮も国連の平和努力と引き続き不可分の一体を成している。核兵器不拡散条約の無期限延長という、国連の場で達成された歴史的決定は、マクロ軍縮のプロセスが活発かつ不可欠であることを再確認するものである。また、その一方で、ミクロ軍縮という新しい考え方を模索し、予防外交と平和建設というより広い文脈にこれを統合しようとするステップも踏まれている。

1132. 人権および人道援助に関し、国連は、コンセンサス醸成のための普遍的フォーラム、および、この分野で活動する多くの機関の間の調整メカニズムとしての機能を続けた。イデオロギーによる緊張状態の緩和と民主化の加速がある一面における前進に拍車をかけてはいるが、新たな紛争に伴い、大規模な人権侵害および人道的緊急事態があまりにも多く発生しているために、さらに課題が生じている。これに対応し、国連は、出来る限り、その人権および人道面での努力を和平努力に統合するとともに、双方の分野における努力をその復興・開発作業に結び付けようとしている。国連本部ではこのためのメカニズムが強化され、かかる連携と実地活動における協力関係をつくり出すための実質的・側面的支援の拡充が図られている。国連は、人権および人道援助コミュニティにおいて、政府、非政府を問わず、その重要な活動パートナーとの協力緊密化を図っている。加盟国からの要請を受けて、国連は、数カ国で実地の人権活動を展開している。国連はまた、各国国内の人権・人道インフラ整備のための助言サービスおよび技術協力を拡大するとともに、早期警報および予防行動をさらに重視し、その能力を強化している。
1133. 開発と民主化は、それ自体、紛争防止の最も効果的な手段となりうる。したがって、国連は、平和維持および人道援助面での緊急な努力が、人間の進歩のための長期的努力を損なわないよう配慮を行っている。
1134. 国際開発援助の急激な減少に直面した国連は、「開発への課題」について継続中の討議を通じて、開発協力のための新たな理論的根拠および枠組みに関する国際的な合意の形成を図っている。このプロセスと不可分の一体をなすものとして、一連の地球的会

議は、特定のコミットメントを生み出すとともに、現在必要とされている包括的課題および協力枠組みに形を与えている。「開発への課題」およびこれらの会議の準備に対する総合的アプローチの促進を通じた私のこのプロセスへの貢献を受けて、国連システムは、全体として、雇用、社会サービス、好ましい環境、女性の地位向上および貧困削減という共通の優先テーマについて、会議の成果の協調的フォローアップを行うため、これまでに例を見ない努力を行っている。

1135. 一方、国連事務局は、政策分析および活動任務の遂行、ならびに、加盟国によって提供された開発援助の利用について、効率と効果の向上を達成するための作業を継続している。国連の役割をよりよく定義し、情報収集・分析、政策調整、および、能力建設のための技術協力という3つの重要分野における国連の能力を強化するための作業は、その貢献と影響の先鋭化に資するものであるばかりでなく、国連システム全体の中でより効果的な分業を達成するための努力を大きく前進させている。国連と、ブレトン・ウッズ機関を含む国連システム機関の間の協力関係は、新たなレベルに達している。アフリカの優先的開発目標に対する国際的支援を統一かつ効率的に動員することを目的とした「アフリカのための国連システム全体的特別イニシアチブ」は、重要な協調的努力の一例である。
1136. 民主化支援は、国連の作業における新たな柱となりつつある。国連からの選挙支援は拡大を続ける一方で、選挙支援を求める国においては、民主化が緒に付きうる制度的・文化的基盤を社会が準備できるよう、より広い範囲の支援が提供されるケースが多くなっている。同時に、国連は、国際的な民主化促進を図っている。そのための一つの方法が、地域機関、非政府機関、議員、学界・財界人およびマスコミ等、国家以外のアクターが意見を表明できる国連フォーラムの開設である。国際的に民主化を推進する国連の努力と不可分の一体をなすもう一つの要素は、国際関係における法の支配尊重を推進するために継続中の努力と、国際法の段階的開発である。この方向での重要なステップとしては、紛争解決および勧告的意見提供の両方における加盟国の国際司法裁判所利用件数の拡大、国連海洋法条約の発効、安全保障理事会による旧ユーゴスラビアおよびルワンダでの戦争犯罪および人間性に対する犯罪を裁くための国際法廷設置、ならびに、常設国際刑事裁判所設立に関する交渉の開始があげられる。
1137. 国連の努力全体を通じた新たな活動と本質的な変革の浮上は、大幅な制度的改革を要求するとともに、これを可能にしている。本報告書は、業績の強化、生産性の向上および費用対効果の改善を示す、任務に裏打ちされた結果指向の国連を目指す私の管理レベルでの継続的努力を、詳細に述べるものとなっている。

1138. 私が行った事務局の構造簡素化（政府間機構の構造ではなく主要活動領域を反映するもの）は、事務局レベルでの更なる再編への道を切り開くものであるが、この再編は、私がこの3月に国連システム強化に関する開放型高級レベル作業グループに対する声明で示したとおり、中央事務局だけでなく、国連の多くの計画および基金の事務局をも対象としなければならない。そのねらいは、中央事務局、地域機構および活動主体が一体となった計画および行動を行えるような、より総合的な組織としての国連を達成することにあると言える。
1139. 組織改革に関する私のこれまでのイニシアチブと同様、このイニシアチブもまた、多種多様な主体の上にさらに追加的な調整の層をかぶせるという、過去数年間の再編活動に共通してみられる欠点を回避するように策定されている。私のイニシアチブの指導原理は、支援サービスおよび活動の重複を排除する「ボトムアップ」アプローチを通じた簡素化および整理統合であり、これは今後も変わることはない。
1140. このさらに進んだ再編段階においては、国連に含まれるあらゆる主体が、より少ない数の集団に統合されることとなろう。それぞれの集団は、一連の中央事務局任務を引き受けるとともに、共通の目標および役割に貢献する関連計画および基金をも包含するものとなる。このようにして、各集団は、平和と安全保障、人権、人道援助、経済・社会分析、開発のための活動という、国連全体の戦略目標推進に資することができるのである。同時に、管理支援およびサービスについても、さらに整理統合・強化が進められることになる。各々の集団には、その主たる柱となる計画および基金のほかに、各集団を構成する主体の作業に全般的な政策方向性を与える任務を持った政府間機関に総合的支援を提供する能力が、既存の事務局部局から引き出される形で備わることになるのである。
1141. 過去5年間の経験に鑑み、私は、特に大きな変革が見られるこの時代において、事務総長の個人的・直接的な関与が実効的管理に不可欠であると信じている。かかる関与を維持し、かつ、事実上これを強化するためには、事務総長に報告責任を有するラインの数を大幅に削減する必要がある（現在約30の国連主体が事務総長に直接報告を行っている）。様々な計画および基金の明確なアイデンティティーを維持する一方で、上記の提案に沿った再編を行えば、より広い管理責任領域が確立されるとともに、事務総長に対して報告責任を有するラインの数も大きく削減されることになろう。このような再編は、共通の目標に貢献し、ともに国連の活動の基本的側面を形成する主体に対して共通の管理指令を発する上で、事務総長を援助することとなろう。さらに、このような再編は、国連の作業の基本的諸側面の間の効果的な連携を強めることにより、国連憲

章が規定するその使命の統一的性格を維持するという、重大な任務を容易にすることにもなろう。

1142. かかるイニシアチブの実施、あるいは、管理・組織レベルでの改革におけるその他の前進には、政府間レベルでの支持および補完的イニシアチブが必要になろう。この点における重要な必要条件の一つは、加盟国が総会および経済社会理事会の能力を強化し、国連の活動の基本的諸側面に対する一貫した全体的ガイダンスを提供できるようにすることである。このことは、「平和への課題」、「開発への課題」、国連の財政状況、安全保障理事会改革および国連システム強化に関する総会の5つの開放型作業グループが現在討議している主要な政府間改革問題において、重要な側面の一つとなっている。
1143. 政治面および制度面の両方で改革を継続しなければならない。この作業は点ではなく線である。ある一点を以て国連が改革の「完了」を宣言することはできない。しかし、現状の重大な変革段階をやり遂げることはできる。しかも、集団的安全保障、男女間および大国・小国間の同権、ならびに、より大きな自由のなかでの社会的前進と生活水準改善の促進が、国連憲章の意図するとおりに進められるような将来に向けて、国連をしっかりと軌道に乗せるためには、この改革をやり遂げなければならないのである。
1144. この1年間における改革努力により、我々は、国連の未来像を垣間見ることができるようになっている。それはすなわち、機能する国連の姿という、簡単な未来像なのである。

1997年11月

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70 国連大学ビル8階

〒150 電話 (03)5467-4451～2

創設50周年記念国連活動年次報告書

1996年

本報告書は、劇的な変容の渦中にある国連の姿を映し出している。国連は、平和維持活動の新たな状況への適応、開発努力の一貫性強化、ならびに、業績向上、完全な説明責任および費用対効果改善に向けた断固たる作業を続けた。最終的には、集団安全保障、価値観の共有および協力的な問題解決に基づく国際システムに到達できるよう、これまでに達成された改革および成果を確固たるものにしなければならない。

国際連合広報局発行

DPI/1821-1996年10月-25M

ISBN: 92-1-100615-5